

平成 16 年

小樽市議会会議録(3)

第 3 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成16年
 小樽市議会 第3回定例会 会期及び会議日程

会期 9月8日～9月27日(20日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
9月 8日 (水)	提案説明	
9日 (木)	休 会	
10日 (金)	〃	
11日 (土)	〃	
12日 (日)	〃	
13日 (月)	会派代表質問	
14日 (火)	会派代表質問	
15日 (水)	一般質問	
16日 (木)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
17日 (金)	〃	〃 (総務・厚生所管)
18日 (土)	〃	
19日 (日)	〃	
20日 (月)	〃	
21日 (火)	〃	〃 (総括質疑)
22日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
23日 (木)	〃	
24日 (金)	〃	
25日 (土)	〃	
26日 (日)	〃	
27日 (月)	討論・採決等	

平成16年
小樽市議会
第3回定例会会議録目次

9月8日(水曜日) 第1日目

1	出席議員.....	1
1	欠席議員.....	1
1	出席説明員.....	1
1	議事参与事務局職員.....	2
1	開 会.....	3
1	開 議.....	3
1	会議録署名議員の指名.....	3
1	日程第1 会期の決定.....	3
1	日程第2 議案第1号ないし第37号並びに報告第1号.....	3
	市長提案説明(議1~36、報1).....	3
	提案説明 (議37 新谷議員).....	8
1	日程第3 休会の決定.....	9
1	散 会.....	10

9月13日(月曜日) 第2日目

1	出席議員.....	11
1	欠席議員.....	11
1	出席説明員.....	11
1	議事参与事務局職員.....	12
1	開 議.....	13
1	会議録署名議員の指名.....	13
1	日程第1 議案第1号ないし第37号並びに報告第1号.....	13
	会派代表質問 佐々木(茂)議員.....	13
	会派代表質問 北野議員.....	25
1	散 会.....	54

9月14日(火曜日) 第3日目

1	出席議員	57
1	欠席議員	57
1	出席説明員	57
1	議事参与事務局職員	58
1	開 議	59
1	会議録署名議員の指名	59
1	日程第1 議案第1号ないし第37号並びに報告第1号	59
	会派代表質問 齊藤(陽)議員	59
	会派代表質問 斎藤(博)議員	74
1	散 会	87

9月15日(水曜日) 第4日目

1	出席議員	89
1	欠席議員	89
1	出席説明員	89
1	議事参与事務局職員	90
1	開 議	91
1	会議録署名議員の指名	91
1	日程第1 議案第1号ないし第37号並びに報告第1号	91
	一般質問 古沢議員	91
	一般質問 森井議員	102
	一般質問 佐藤議員	109
	一般質問 菊地議員	114
	一般質問 大島議員	119
	一般質問 大橋議員	127
	一般質問 山田議員	130
	一般質問 上野議員	139
	予算特別委員会設置・付託	142
	決算特別委員会設置・付託	142
	常任委員会付託	142
1	日程第2 請願・陳情	142
	常任委員会付託	142

付託替え.....	142
1 日程第3 休会の決定.....	143
1 散 会.....	143
9月27日(月曜日) 第5日目	
1 出席議員.....	145
1 欠席議員.....	145
1 出席説明員.....	145
1 議事参与事務局職員.....	146
1 開 議.....	147
1 会議録署名議員の指名.....	147
1 日程第1 議案第1号ないし第37号並びに報告第1号並びに請願、陳情及び調査.....	147
予算特別委員長報告.....	147
討 論 菊地議員.....	150
討 論 斎藤(博)議員.....	151
討 論 斉藤(陽)議員.....	152
討 論 大橋議員.....	153
討 論 森井議員.....	154
採 決.....	155
決算特別委員長報告.....	155
採 決.....	155
総務常任委員長報告.....	156
討 論 菊地議員.....	157
採 決.....	158
経済常任委員長報告.....	158
採 決.....	159
厚生常任委員長報告.....	159
討 論 若見議員.....	160
採 決.....	161
建設常任委員長報告.....	161
討 論 新谷議員.....	163
討 論 大畠議員.....	163
採 決.....	164
1 日程第2 議案第38号ないし第40号.....	165
市長提案説明(議38).....	165
討 論 北野議員.....	165

採 決	166
1 日程第3	「意見書案第1号ないし第13号」 166
提案説明	(意1、2 新谷議員) 167
提案説明	(意3 斎藤(博)議員) 167
提案説明	(意4 佐々木(茂)議員) 168
討 論	古沢議員 168
採 決	171
1 閉 会	172

議事事件一覧表

議案	議案	第1号	平成16年度小樽市一般会計補正予算
	議案	第2号	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
	議案	第3号	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
	議案	第4号	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
	議案	第5号	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
	議案	第6号	平成16年度小樽市病院事業会計補正予算
	議案	第7号	平成15年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案	第8号	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第9号	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第10号	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第11号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第12号	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第13号	平成15年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第14号	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第15号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第16号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第17号	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第18号	平成15年度小樽市中央通地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第19号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第20号	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第21号	平成15年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
	議案	第22号	平成15年度小樽市病院事業決算認定について
	議案	第23号	平成15年度小樽市水道事業決算認定について
	議案	第24号	平成15年度小樽市下水道事業決算認定について
	議案	第25号	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
	議案	第26号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
	議案	第27号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
	議案	第28号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
	議案	第29号	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案
	議案	第30号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
	議案	第31号	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案
	議案	第32号	小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案	第33号	不動産の譲与について
	議案	第34号	新たに生じた土地の確認について
	議案	第35号	町の区域の変更について
	議案	第36号	訴えの提起について
	議案	第37号	小樽市非核港湾条例案
	議案	第38号	小樽市教育委員会委員の選任について
	議案	第39号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
	議案	第40号	議員の派遣について
報告	報告	第1号	専決処分報告
意見書案	意見書案	第1号	地方交付税の総額確保に関する意見書(案)
	意見書案	第2号	義務教育費国庫負担の維持に関する意見書(案)
	意見書案	第3号	ウイルス性肝炎対策を求める意見書(案)
	意見書案	第4号	道路整備に関する意見書(案)
	意見書案	第5号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)
	意見書案	第6号	消費者保護法制等の整備を求める意見書(案)

意見書案第 7 号	人身売買禁止のための法制化を求める意見書（案）
意見書案第 8 号	将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書（案）
意見書案第 9 号	郵政民営化に関する意見書（案）
意見書案第 10 号	介護保険の見直しと充実に関する意見書（案）
意見書案第 11 号	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書（案）
意見書案第 12 号	生活保護の見直しに関する要望意見書（案）
意見書案第 13 号	北方領土返還要求に関する意見書（案）

陳情

陳 情 第 50 号	最上 2 丁目 2 5 番の市管理道路の通り抜け整備方について
------------	---------------------------------

質 問 要 旨

会派代表質問

佐々木（茂）議員（９月１３日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成１５年度決算について
- 2 財政健全化について
- 3 三位一体の改革について
- 4 議案第２８号条例案に関連して（実施計画）
- 5 北しりべし廃棄物処理広域連合発注焼却炉について
- 6 石狩湾新港の大型商業施設計画について
- 7 地方自治法の一部を改正する法律について（定例会の回数）
- 8 小樽国際ホテル売却について
- 9 児童虐待防止について
- 10 学校評価の取組について
- 11 学校評議員制度について
- 12 学校安全法について
- 13 ゆとりと心の教育について
- 14 道徳教育の在り方について
- 15 その他

北野議員（９月１３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 財政問題

（１）市長の政治姿勢

一連の財政問題での発言に変更はないか

港湾二つあることが財政を圧迫

新港マイナス１４メートルパース

マイカルなどの箱ものについて

（２）市長の提案説明に関連して

健全化のための具体策の説明がないのはなぜか

議会に対し財政問題を説明しないのはなぜか

地方六団体の補助負担金改革案の影響は。これに見合う税源移譲は保障されるのか

市税と地方交付税の当初予算の説明と決算の結果との違いはなぜか

歳入を少なく見込むのは、市民への負担増のためか

(3) 「健全化計画」について

三位一体が明らかになれば「健全化計画」は直ちに作成できるのか
焼却炉、病院建替え計画は
新年度予算の財源確保は

(4) 決算の結果は

決算結果からその要因の説明を
市民サービス削減と負担増、職員の人件費削減の効果額は
生活保護費の不用額について
商工費の不用額について

2 家庭ごみ有料化について

- (1) 有料化でごみは確実に減るのか
- (2) 何を根拠に有料化すれば減量になるのか
- (3) 有料化以外の方法を検討したか
- (4) 真のごみ減量の基本方針
- (5) 小樽市のごみの減量の基本方針
- (6) 有料化に伴う1億1千百万円の予算措置
- (7) 説明会での市民の声への対応は
- (8) ごみ袋などは地元企業に発注を

3 日立造船製の灰溶融炉水蒸気爆発事故に関連して

- (1) 広域連合の問い合わせに日立造船からの回答は
- (2) 日立造船の灰溶融炉には二つの欠陥
- (3) 日立造船から広域連合への説明は
- (4) 前処理欠陥で三分の一しか稼働せず
- (5) 試運転期間の延長含め慎重な対応を
- (6) 市長の自主的検討で改善の努力を
- (7) 日立造船に不都合隠す体質はないか
- (8) 灰溶融炉事故の原因究明と安全対策はいつか、広域連合の納期に間に合うか
- (9) 溶融スラグの埋立手数料
- (10) 溶融スラグの安全性について若干の指摘

4 その他

斉藤（陽）議員（９月１４日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 平成１５年度決算と財政健全化について
- 2 介護保険サービスの提供と利用の実状について
- 3 家庭ごみの減量化と有料化について
- 4 日中定期コンテナ航路などの運行状況と今後の見通しについて
- 5 その他

斎藤（博）議員（９月１４日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成１５年度決算について
 - （１）赤字回避の工夫について
 - （２）他会計からの借入れについて
 - （３）歳入減について
 - （４）財政再建計画案について
- 2 地方六団体の改革案について
 - （１）政府に対する不信感について
 - （２）提案の前提条件について
 - （３）改革案の小樽市への影響について
- 3 障害児放課後児童クラブについて
 - （１）「特学」の現状について
 - （２）朝里小学校の入会拒否について
 - （３）平成１５年２定「厚生常任委員会」での議論について
 - （４）障害児放課後児童クラブの制度化について
- 4 小樽港の入管体制について
 - （１）７月１３日ロシア船マリーナ・ツベタエバ号の経過について
 - （２）入管小樽港出張所体制強化について
- 5 ごみ減量化と有料化について
 - （１）分別・リサイクルの意義と有料化の意識
 - （２）分別拡大の先行試行について
 - （３）ふれあい収集について
- 6 その他
 - （１）台風１８号被害について

一般質問

古沢議員（９月１５日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

１ 米海軍・救難艦「セーフガード」の小樽港入港に関して

- （１）市民の不安をあおる飛行機の低空飛行
- （２）舞鶴からイージス自衛艦が入港
- （３）佐世保基地配備の特殊艦船「セーフガード」の入港
- （４）佐世保基地の強化と小樽港

２ 高齢者の高額医療・療養費の問題

- （１）高額医療費支給申請の手続き状況
- （２）高額医療費の支給及び未支給状況
- （３）高額医療費の未支給改善に向けた今後の取組
- （４）国保・前期高齢者の高額療養費支給状況
- （５）国保・前期高齢者の未支給額の捕そく
- （６）前期高齢者に対する未支給改善への提案

３ ふれあいパス事業について

- （１）小樽市及びバス事業者の利用実態調査
- （２）生きがい健康対策からの後退
- （３）急がれる低所得者対策

４ その他

森井議員（９月１５日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- １ 基本理念
- ２ 自治基本条例の制定
- ３ 海岸線での安全管理
- ４ スポーツの推進
- ５ 観光学部の設立推進
- ６ 水質検査の結果
- ７ 公園整備
- ８ その他

佐藤議員（９月１５日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新市立病院問題について
- 2 「文化芸術条例」の制定について
- 3 その他

菊地議員（９月１５日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 平和の取組について
 - （１） N P T再検討会議に小樽市としても参加を
 - （２） 来年被爆６０周年に向け平和記念行事の積極的な開催を
- 2 医療費助成制度の見直しに関して
 - （１） 市老廃止による相談実態
 - （２） 道老規定改善の要求を
 - （３） 医療助成制度見直しに当たって関係者に意見を求めたのか、また意見にどう対応したのか
- 3 北海道特定疾患医療費助成制度見直しに関して
 - （１） 道の難病問題の取組に対する市長の評価は
 - （２） 廃止、見直しとされている難病患者は何名
 - （３） 見直しはしないよう道に対して強力に申入れを
- 4 障害者支援費制度に関して
 - （１） 介護保険との統合による問題点は
 - （２） 制度の統合についての市長の見解は
- 5 次世代育成支援について
 - （１） 市民から広く意見を聞く取組を
 - （２） 市民協議会に幅広い部署から職員参加を
 - （３） 予算措置に対して国に要望を
- 6 その他

大島議員（９月１５日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 家庭ごみの減量化に向けた取組について

- 2 伍助沢、桃内の整備について
- 3 都市再生モデル事業について
- 4 小樽観光コース来ぶらり100選について
- 5 その他

大橋議員（9月15日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 監査の在り方について（包括外部監査）
- 2 教育の情報公開について（職員会議議事録）
- 3 生ごみの発生抑制について（段ボール方式とコンポストの検証）
- 4 その他

山田議員（9月15日7番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市財政の今後の方向性について
- 2 社会教育施設について
- 3 小樽公園の再整備について
- 4 フラワーストリート事業について
- 5 車両の不法投棄に関連して
- 6 温泉偽装と情報発信について
- 7 食教育、他について
- 8 地籍調査について
- 9 その他

上野議員（9月15日8番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政健全化と新小樽病院建設見直し計画について
- 2 札幌圏都市計画特別用途地区の変更について
- 3 小樽市東京事務所について
- 4 サンモール一番街小樽開発ビルの別館空き店舗と国際ホテル売却について
- 5 その他

平成16年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第1日目

平成16年9月8日

出席議員（31名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
18番	佐々木勝利	19番	武井義恵
20番	新谷とし	21番	古沢勝則
22番	北野義紀	23番	松本光世
24番	見楚谷登志	25番	久未恵子
26番	小林栄治	27番	中畑恒雄
28番	高橋克幸	29番	斉藤陽一良
30番	秋山京子	31番	佐野治男
32番	佐藤利幸		

欠席議員（1名）

17番 山口保

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	仲谷正人
福祉部長	山岸康治	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 長 旭 一 夫
事 務 局 長
財 政 部 財 政 課 長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総 務 部 総 務 課 長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成16年小樽市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐々木茂議員、秋山京子議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から9月27日までの20日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第37号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第36号並びに報告第1号について、市長から一括提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第6号までの平成16年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、平成17年4月1日から家庭ごみの有料化を予定しており、それに伴う関連経費を計上するとともに、銭函3丁目駐車場改修事業費、緊急地域雇用創出特別対策推進事業として、小樽観光・まちなみの記憶映像制作事業費、境界確認申請・基準点データ整備事業費及び道路・河川・公園等施設管理システム整備事業費を計上したほか、平成15年度決算における剰余金の一部を財政調整基金に積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、前年度繰越金のほか、それぞれ歳出に対応する手数料、道支出金、寄付金、特別会計繰入金、基金繰入金及び諸収入を計上し、不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金を計上いたしました。

また、債務負担行為の補正につきましては、レジオネラ属菌対策として朝里川温泉衛生設備整備費にかかる機器リース料を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億8,702万1,000円の増となり、財政規模は686億9,509万1,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業において冷凍コンテナ用電源設備整備にかかる所要の補正を計上したほか、青果物卸売市場事業、国民健康保険事業及び介護保険事業において、平成15年度決算剰余金にかかる所要の補正を計上いたしました。

企業会計では、小樽病院に新たにMRI装置を導入するための所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第7号から議案第25号までの平成15年度各会計決算認定について説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額656億9,932万1,712円に対し、歳出総額は656億5,474万8,347円となり、実質収支は4,457万3,365円の黒字となりましたので、これを翌年度に繰り越すこととし決算を了したところであり、また、平成14年度からの繰越金を考慮した単年度収支は1億23万6,582円、財政調整基金への積

立を考慮した実質単年度収支は2,721万1,032円と、それぞれ赤字となりました。

平成15年度決算の特徴といたしまして、歳入につきましては、平成14年度に対しまして、市税が4.1パーセントの減となりました。これは個人市民税が5.3パーセント、固定資産税が4.3パーセントそれぞれ減となったことなどによるものです。

地方交付税につきましては、普通交付税が3.2パーセント、特別交付税が2.7パーセントそれぞれ減となり、総額で3.2パーセントの減となりました。

その他、道支出金につきましては、祝津地区水産廃棄物処理施設整備事業費にかかる道補助金の皆増などにより11.3パーセントの増、市債につきましては、臨時財政対策債の増などにより22.6パーセントの増となりましたが、使用料及び手数料につきましてはおたる自然の村使用料の減などにより8.2パーセントの減、財産収入につきましては土地売払収入の減などにより51.8パーセントの減、繰入金につきましては51.2パーセントの減となりました。

一方、歳出につきましては、平成14年度に対しまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、人件費が4.9パーセント減少したものの、扶助費が5.7パーセント、公債費が3.7パーセント増加したため、1.1パーセント増加し、歳出総額に占める義務的経費の割合は52.8パーセントで、前年度より1.8ポイント高くなりました。

そのほか、維持補修費は除雪費の減などにより、普通建設事業費は港湾改修事業費、菁園中学校校舎等増改築事業費の減などにより、前年度と比較してそれぞれ減となりました。

減税補てん債及び臨時財政対策債考慮後の経常収支比率につきましては、前年度と比較して1.9ポイント改善し、97.4パーセントとなりました。公債費比率につきましては、1.0ポイント増の20.4パーセントとなり、後年度負担となる市債残高は約674億9,864万円となりました。

このように平成15年度における本市の財政状況は、市税が昨年に引き続き景気低迷や納税義務者の減による減収の中で、一般会計において事務事業の見直し等で対前年比1.4パーセント減の緊縮予算としたものの、減債基金がほぼ底をつく状況において、水道事業会計から6億円、産業廃棄物等処分事業会計から2億円の長期借入れといった財源対策を講じなければならない厳しいものとなりました。

今後の財政運営は、国の構造改革、特に三位一体改革の影響や回復の遅れている本市の経済情勢、急速な少子高齢化など、さらに厳しいものとなることが予想されますので、今後も財政健全化の取組において着実な事業成果を上げるとともに、徹底した経費の節減と事務の効率化を進めていかなければならないと考えております。

次に、平成15年度において実施した主な事業について、「21世紀プラン」における施策の大綱に沿って説明申し上げます。

まず、教育文化に係る「はぐくみ 文化・創造プラン」といたしましては、小学校の情報教育の充実のため、インターネットを使用できるコンピュータの整備に着手したほか、平成13年度から着手しておりました菁園中学校校舎等増改築事業において屋内運動場が完成いたしました。また、総務省、外務省、文部科学省の協力事業であります「JETプログラム」を採用し、中学校での英語教育事業の充実を図りました。

市民福祉に係る「ふれあい 福祉・安心プラン」といたしましては、特別保育等事業を拡大したほか、「健康おたる21」に基づき、「中高齢者総合健康増進プログラム」をスタートさせ、中高年齢者の身体的、精神的健康づくりを図りました。

生活環境に係る「うるおい 生活・快適プラン」といたしましては、こどもの国にバリアフリー対応のトイレを新設したほか、昨年に引き続き若年者定住促進家賃補助制度など、若年者定住促進事業を展開いたしました。

産業振興に係る「ゆたかさ 産業・活力プラン」といたしましては、祝津地区水産廃棄物処理施設整備に対する助成をしたほか、地場産業の振興を図るため、地域経済活性化会議を設置するとともに、「世界職人学会in北海道」の開催、地場産品等販路拡大事業などへの補助を行いました。また、映画やテレビドラマなどの撮影誘致を行うためのフィルムコミッションホームページを制作いたしました。

都市基盤に係る「にぎわい 都市・形成プラン」といたしましては、昨年に引き続き小樽港縦貫線の整備を進めるとともに、小樽運河浄化対策として北部運河のしゅんせつを行ったほか、国道5号と臨港線の電線共同溝の整備を進めました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

歳入につきましては、市税で約5億5,133万円、国庫支出金で約7億2,769万円、道支出金で約7,296万円、繰入金で約3億7,809万円、諸収入で約3億6,022万円、市債で約2億9,210万円それぞれ減収となり、歳入総額では約25億4,259万円の減収となりました。

歳出につきましては、約19億7,216万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約6億3,009万円、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約3億9,516万円、土木費が除雪費及び共同住宅建設改良資金貸付金の減などにより約3億5,677万円、職員給与費が時間外勤務手当の減などにより約1億8,215万円となっております。

次に、特別会計について説明申し上げます。

まず、港湾整備事業につきましては、歳入・歳出総額ともに22億5,402万3,108円となりました。平成15年度には、コンテナ航路関連施設でありますコンテナクレーン、冷凍コンテナ用電源設備、薫蒸設備が供用開始いたしました。

青果物卸売市場事業につきましては、歳入総額5,652万5,562円に対し、歳出総額5,613万1,125円となりました。なお、平成14年度に比較して、取扱量は3.5パーセント減の2万686トン、取扱額は5.3パーセント減の40億3,897万円となりました。

水産物卸売市場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3,983万273円となりました。なお、平成14年度に比較して取扱量は12.0パーセント減の5万9,350トン、取扱額は17.4パーセント減の38億6,243万円となりました。

国民健康保険事業につきましては、平成14年度末における実質累積収支不足額約33億8,700万円を抱えるたいへん厳しい財政状況の下、保険料収納率向上対策や医療費適正化対策、各種保険事業の推進に努めたところです。収支の状況は、歳入で特別調整交付金2億7,000万円の交付があり、歳出では療養給付費が減少したことなどにより、収支の改善が図られ、決算規模は歳入総額180億589万1,096円、歳出総額174億9,146万5,465円となり、差引き5億1,442万5,631円の黒字を翌年度へ繰り越すこととして決算を了したものであります。

なお、平成15年度末の実質累積収支不足額は、一般会計借入金の繰上償還により、32億8,045万9,233円となりました。

交通災害共済事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1,660万380円となりました。なお、平成14年度に比較して、平成15年度末の加入者数は3.5パーセント減の2万9,954人となり、加入率も20.6パーセントと

0.5ポイント下回りました。

土地取得事業につきましては、歳入・歳出総額ともに47万3,081円となりました。平成15年度には塩谷漁港関連道用地の一部を売り払いいたしました。

駐車場事業につきましては、歳入・歳出総額ともに8,183万8,133円となりました。

老人保健事業につきましては、歳入総額221億8,047万3,401円に対し、歳出総額221億6,735万3,449円となり、差引き1,311万9,952円の剰余金を生じました。これは支払基金交付金が超過交付されたことによるもので、平成16年度に精算されるものです。

なお、医療給付費は、平成14年度に比較して0.6パーセント減の219億731万7,976円となりました。

住宅事業につきましては、歳入総額17億6,124万4,472円に対し、歳出総額17億6,110万5,472円となり、差引き13万9,000円の剰余金を生じましたが、この剰余金は繰越明許により平成16年度に繰り越された事業費に充当されるものです。平成15年度には勝納住宅2号棟の建築工事に着手するとともに、オタモイB住宅の用地を取得しました。

簡易水道事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1億6,976万8,149円となりました。

中央通地区土地区画整理事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3億4,742万2,111円となりました。平成15年度には、土地区画整理事業の換地処分により、清算金の徴収・交付が行われ、年度末をもって本特別会計を廃止いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額105億1,182万4,128円に対し、歳出総額102億6,910万5,195円となり、差引き2億4,271万8,933円の剰余金を生じました。この剰余金のうち1億4,220万7,290円は、国・道支出金の超過交付によるものなどで、平成16年度に精算し、残る1億51万1,643円は介護給付費準備基金へ積み立てる予定です。

融雪施設設置資金貸付事業につきましては、歳入・歳出総額ともに3億5,383万5,441円で、新たに81件の貸付けを行いました。

物品調達事業につきましては、歳入・歳出総額ともに1,086万8,821円となり、事務用品の効率的な調達に努めたところであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、患者数は入院・外来とも減少しましたが、収益は予定を上回り、また、経費等の節減により昨年度に引き続き純利益を計上することができました。しかし、固定負債の長期借入金の残高は昨年度と同額であり、依然として厳しい経営環境にあります。経営の健全化を図るため、よりいっそう努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、収益的収支におきましては、予算額に対し、収入は入院及び外来収益の増などにより3,841万7,035円の増収となり、支出では給与費、材料費、管理経費などの減により3億3,778万3,527円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、予算額に対し、収入は企業債の減などにより911万3,000円の減収となり、支出では建設改良費などで860万1,773円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額118億4,744万8,662円に対し、費用総額117億3,624万5,352円となり、差引き1億1,120万3,310円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は65億1,950万1,138円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定で

あります。

水道事業につきましては、維持管理費などの経費節減に努めた結果、平成15年度においても単年度で純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は水道料金の増などで3,649万4,491円の増収となり、支出では維持管理費などで9,883万6,449円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などから1,641万4,540円の減収となり、支出では建設改良費などで1,621万8,913円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額32億7,099万520円に対し、費用総額は31億5,935万4,116円となり、差引き1億1,163万6,404円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処理欠損金は16億2,810万5,561円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

下水道事業につきましては、公衆衛生の向上と生活環境の整備を図るため、事業の推進に努めている中、一般会計からの繰入金金の減により年度末資金不足額2億2,671万8,719円を生じ、厳しい経営状況となっておりますので、効率的な事業の執行及び維持管理費の節減のほか、低金利の企業債への借換えなど、よりいっそう努力してまいりたいと考えております。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は下水道使用料などの増により3,916万6,876円の増となり、支出では維持管理費、支払利息などで7,628万1,744円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債の借入れの減などから4,904万6,395円の減収となり、支出では建設改良費、貸付金などの減により4,242万5,346円の不用額を生じました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額42億6,177万8,366円に対し、費用総額は43億2,723万3,066円となり、差引き6,545万4,700円の当年度純損失を生じました。

また、当年度未処理欠損金は114億7,342万4,468円となり、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、昨年の4月から実施した搬入規制による廃プラスチック類の減少や、建設リサイクル法の通年度化の影響による建設木くず・がれき類の減少などにより、営業収益が前年度に比較して減少しましたが、引き続き単年度純利益を計上することができました。

以下、内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は2,967万4,493円の増収となり、支出では388万2,530円の不用額が生じました。

資本的収支におきましては、建設改良費で206万2,000円が不用額となりました。

次に、損益計算書におきましては、収益総額2億3,675万266円に対し、費用総額1億2,761万5,243円となり、差引き1億913万5,023円の当年度純利益を生じました。

また、当年度未処分利益剰余金3億8,974万2,669円のうち、6,000万円を利益積立金として、1億4,317万5,578円を一般会計貸付金として、残額を翌年度繰越利益剰余金として、それぞれ処分する予定であります。

次に、議案第26号から議案第36号までについて、説明申し上げます。

議案第26号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴う個人市民税の均等割の課税対象者の拡大その他の必要な改正を行い、及び個人市民税の均等割の税率の軽減制度を廃止する

とともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、使用済自動車の引取業者の登録に係る手数料等を新たに定めるものであります。

議案第28号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、資源物及びポリマーが収集したものを除く生活系一般廃棄物の処理手数料を新たに定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号中小企業等振興条例の一部を改正する条例案につきましては、中小企業総合事業団法施行令の廃止及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に伴い、国際航海船舶が利用する水域の保安の確保のために必要な措置を講ずるものであります。

議案第31号小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、小樽港の臨港地区内の商港区における構築物の規制を緩和するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、望洋台4丁目が新設されたことに伴う改正その他所要の改正を行うものであります。

議案第33号不動産の譲与につきましては、町内会館の敷地として貸与している土地227.34平方メートルを信香町会に譲与するものであります。

議案第34号新たに生じた土地の確認につきましては、国が施行した小樽港縦貫線に係る公有水面埋立てのしゅん工により生じた土地3,482.08平方メートルについて確認するものです。

議案第35号町の区域の変更につきましては、国が施行した小樽港縦貫線に係る公有水面埋立てのしゅん工により生じた土地74.37平方メートルを築港に、3,407.71平方メートルを船浜町に、それぞれ編入するものであります。

議案第36号訴えの提起につきましては、市営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払の請求について、訴えを提起するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、下水道事業における公営企業債の借換えに伴う補正について、平成16年7月23日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第37号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第37号小樽市非核港湾条例案を提案いたします。

核兵器の恐ろしさをじゅうぶんわかっているのに、今なお世界に展開されている核兵器の数は2万発以上に上り、さらには小型核兵器の開発も進められております。人類を破滅に導く核兵器は、未来に生きる子どもたちのためにも廃絶するしかありません。

広島、長崎の被爆60年を迎える2005年5月には、ニューヨークで核不拡散検討会議が開かれ、189か国の政府が参画する予定ですが、各国政府やNGOは、核兵器廃絶に向けて動き出しています。一番の核保有国であるアメリカは、現在の核保有5か国の状態を固定したまま、他の国による核兵器の取得を抑えようと動いておりますが、世界の大多数の政府は、こうしたことを厳しく批判しています。それは昨年12月、国連総会で行われた一連の軍縮関連決議に劇的に現れ、主なものを見ると、非核国のグループ、新アジェンダ連合が出した核兵器廃絶の明確な約束の履行を中心とした決議が賛成133に対して反対6、非戦略核兵器の削減決議が128対4、マレーシアが提出した核兵器廃絶に至る交渉の開始を求める案も124対29と、いずれも圧倒的大差で可決され、アメリカの核兵器政策がどれほど国際的に孤立しているか明らかです。各国のNGOも、2005年に照準を合わせて行動を広げ、今年1月、世界109か国、611の都市が参加した平和市長会議での広島、長崎の市長の提唱を受け、来年5月、ニューヨークで100万人規模の行動を呼びかけています。また、ノーベル平和賞受賞の二つの平和団体、国際平和ビューローと核戦争防止国際医師会議は、原水爆禁止2003年世界大会が呼びかけた、「今、核兵器の廃絶を」の署名を世界に配布して取組を呼びかけています。

このように、核兵器廃絶は、世界じゅうの人々の願いになって、その流れが大きく広がっている中、被爆国としての日本の果たすべき役割は、ますます重要になっています。

8月6日、広島での記念式典において、秋葉広島市長は、政府に対し「日本国政府は、私たちの代表として世界に誇るべき平和憲法を擁護し、国内外で顕著になりつつある戦争並びに核兵器容認の風潮を正すべきです」と明確に、そして格調高く平和宣言をし、日本じゅうに大きな勇気を与えました。

8月9日、長崎の伊藤市長は、政府に対して非核三原則法制化を要求し、米国市民に対しては「ともに手を携えて核兵器廃絶の道を歩み始めよう」と呼びかけ、感動を与えました。

このような動きに水を差すように、8月13日、お盆のさなか、小樽港に米軍佐世保基地配備の潜水艦救難艦セーフガードが休養・補給ではなく、通常入港してきました。昨年8月、在日米海軍司令官が軍の変革再編の一環として、佐世保基地に新たに巡航ミサイル・トマホーク搭載のイージス艦船、攻撃型原子力潜水艦などを加えた遠征攻撃群を編成すると発表しており、この関連で小樽港がブッシュ政権が掲げる先制攻撃戦略の中に組み込まれていくことはじゅうぶん考えられます。

日本への核兵器持ち込みについての核密約や艦船への核兵器搭載を肯定も否定もしない政策の下で、沖縄国際大学構内に墜落したヘリコプターの機体の器具中に放射性物質ストロンチウム90が含まれていたことが明らかになり、ますます米軍の核持ち込みの疑いが強まっています。

このようなことから、小樽港が平和な商業港として発展していくためにも、今のうちに非核港湾条例を制定しておくことがますます重要になってきました。全道に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言をしたまちとして全道に先駆けて非核の港をつくることは、日本じゅうを励まし、さらには新アジェンダ連合の構成員であるニュージーランドの姉妹都市ダニーデン市とも、ますます友好が深まるでしょう。平和を願う良識ある皆様のご賛同を得られるよう期待をして、提案いたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明9月9日から9月12日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時36分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 佐々木 茂

議員 秋 山 京 子

平成16年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第2日目

平成16年9月13日

出席議員(32名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 旭 一 夫
事 務 局 長
財 政 部 財 政 課 長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総 務 部 総 務 課 長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、山田雅敏議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第37号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 11番、佐々木茂議員。

（11番 佐々木茂議員登壇）（拍手）

11番（佐々木茂議員） 先週日本を襲った台風は、日本各地に多くの被害をもたらしました。被害に遭われました方々に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。また、本市においても、被害が多く発生しております。本市の対応などにつきましては、その他の項にて質問をさせていただきます。

さて、平成16年第3回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

平成15年度決算についてお伺いをいたします。

まず最初に、平成15年度決算についてであります。一般会計は4,400万円の実質では黒字となり、財政力指数は0.461で、標準的な行政サービスを提供するため、必要経費の半分以上を国からの普通交付税に依存、経常収支比率は人件費が減ったことなどから1.9ポイント改善しておりますが、起債制限比率は15年度は14.6パーセントで、前年度に比較すると0.6ポイント悪化しております。表面上は財政状況が改善されたような数字が表れておりますが、この決算状況を市長はどのようにとらえているのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、特別会計では青果物市場、国民健康保険、老人保健、介護保険の4会計で実質収支が黒字となっておりますが、それぞれの会計黒字要因についてお示しください。

次に、中でも国民健康保険については、財政健全化の取組の中で、平成17年に国民健康保険料の改定の検討、前期高齢者の加入者増加などに伴い、保険料の改定が必要とされておりましたが、平成15年度決算を踏まえて、その方針に変わりはないのか、同事業の今後の収支見込みとあわせてお答えください。

この項、最後に、企業会計についてであります。下水道事業で資金不足を生じておりますが、平成15年度は一般会計の繰出金が約4億円削減された影響と資金不足額の関係についてお答えください。

続いて、財政健全化についてであります。

本市の財政健全化の取組で、昨年11月に示された項目のうち、平成17年度実施とした項目の検討状況についてお示しください。

次は、三位一体改革であります。

去る8月24日に地方六団体が国へ提出した国庫補助負担金等に関する改革案について、市長のご所見をお伺いいたします。また、小樽市への影響額はどのようになるのかも、あわせてお示しください。

議案第28号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案が提案されました。家庭ごみ減量化・有料化実施計画についてお伺いいたします。

まず最初に、本市は家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方を第2回定例会で議会に示した後、市民との懇談会をしているが、その開催回数と参加数はどうであったのか。

また、懇談会で出された意見・要望などを、どのように今回示された実施計画に反映されているのか。

次に、実施計画における指定ごみ袋、ごみ処理券についてであります。1項目めとして、地元経済の冷え込みが続く中、経済効果が期待できる指定ごみ袋の現時点で考えている発注方法についてであります。2項目めとして、指定ごみ袋、ごみ処理券の取扱店については、どのような方法をお考えでしょうか。

次に3項目めとして、実施計画における資源物の収集拡大についてであります。一つ目、拡大する収集品目と収集回数はどのようにになりますか。二つ目、資源物回収ボックスの設置についてはいかがでしょうか。

次に、4項目めに市民サービスの向上施策では、祝日収集の実施、冬期間収集困難地区の対応強化が挙げられているが、どのように実施強化されるのか。地域の環境美化協力員制度を創設されますが、その業務内容はどのような内容でしょうか。ごみ散乱防止用ネットなどの助成において、ごみ箱の設置助成の内容についてもお示しください。

次に、5項目めとして、不法投棄対策についてお伺いいたします。負担を嫌った不法投棄が増加すると考えられますが、まずは夜間パトロールの実施について、また監視指導体制の強化の内容についてお示しください。今後の市民周知の進め方と特に高齢者に配慮した啓発方法は、どのようにお考えでしょうか。

環境省方針が示されております。一向に減らない家庭ごみ対策として、環境省は自治体によるごみ処理について、全面的に有料化を目指す方針を固め、既に一部の自治体で実施しているが、ごみ処理の考え方を示す基本方針に手数料徴収を原則とすることを盛り込み、市町村に導入を促す。家庭ごみの収集や処分は市町村事業だが、廃棄物処理法に基づいて減量目標やその方法は、同省が基本方針を定めている。現行の基本方針で「市町村は必要に応じて手数料の徴収を行う」とされているのを、「原則的に徴収」などの記述に改める検討をしている。6月から中央環境審議会で議論を重ね、賛同が得られれば、来年初めにも基本方針に盛り込む。強制力はないが、処理費用増大に悩む自治体が有料化に踏み切るきっかけになると見ている。以上のような環境省方針にも示されたので、市民への周知、ご理解をいただき、議案第28号条例案に基づき進めるべきものと考えます。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合の発注焼却炉についてお伺いいたします。

去る7月9日に静岡市沼上清掃工場で爆発事故が起きました。北しりべし廃棄物処理広域連合が今秋着工予定の灰溶融炉も、去る5月に入札をした日立造船株式会社が製作した同型と聞いておりますが、その後の事故の原因解明について、工事着工の予定はいかがでしょうか。当初は、11月ころには本体の建設工事に着手できるものと考えているというふうに述べられておりました。

次に、石狩湾新港の大型商業施設計画についてであります。

三菱商事は、石狩湾新港地域、小樽市銭函4丁目に計画する大規模な複合商業施設の構想が足踏みしているとの新聞報道がありました。「小樽市は、7月末の地元説明会で、今は一部工業専用地域となっている用途を緩和する方針を示したが、同時に条例で新たにつくる商業施設は500平方メートルまでとする規制案も打ち出し、構想に待ったをかけ、平成16年9月3日、小樽市都市計画審議会が開催され、札幌圏都市計画用途地域の変更、小樽市域分、北海道決定、2番目に札幌圏都市計画特別用途地域の変更、小樽市決定、小樽市域分でございます。今回の構想の計画地は、石狩開発(株)の所有地、企業誘致の行き詰まりなどから、現在、民事再生計画の下、再建中の同社にとって、商業施設の建設が進めば、年間で最大3億円もの賃料が入り、石狩開発(株)の再建に貢献すると強い期待をかけている。道は小樽市側との調整を始めたが、今のところ折り合いはついていない。このため道は、国によって都市開発の規制緩和策としてつくられた都市再生特別措置法の適用の検討も始めた」とあります。「申請が通れば、土地利用に伴う従来の規制が取り払われ、建設

が可能になる。いわば本市の意向を無視した強行突破の可能性も秘めた策だ。行政の調整の行方に注目している」とあります。本市としての見解をお示しください。

次に、地方自治法の一部を改正する法律についてでございます。

去る5月19日に、地方自治法の一部を改正する法律が参議院を通過し、原案どおり成立いたしました。第102条第2項の改正により、地方議会の定例会の回数制限が撤廃されております。改正前は、定例会、臨時会及び会期、第102条「普通地方公共団体の議会は定例会及び臨時会とする」。第2項「定例会は毎年4回以内において、条例で定める回数、これを招集しなければならない。」とあります。議会の定例会に関する事項。普通地方公共団体の定例会について、回数に係る制限をなくし、毎年条例で定める回数、これを招集しなければならないものとする。本市においては、どのようにされるのか、ご所見を伺います。

次に、小樽国際ホテル売却についてであります。

2002年5月から閉鎖されているJR小樽駅前の小樽国際ホテルについて、栃木県小山市のホテル運営会社が購入に向けて手続を進めていることが新聞の報道で8月25日にわかり、平成15年(ケ)第25号札幌地方裁判所小樽支部で第1回平成15年9月10日、金6,439万円、第2回平成15年12月17日、金3,218万円、第3回平成16年8月4日、金853万3,000円、以上の経過を経て入札者がなく、先着順に売却交渉をする特別売却に名乗りを上げ、既に保証金を支払い、できるだけ早くホテルとして運営したい意向と話しているとのことであります。滞納された共益費約1億4,300万円を引き継ぐ条件が重荷となり、買い手がなかった当ビルは、延べ面積1万2,447.39平方メートルの占有面積割合、ホテルが58.2パーセント、小樽市19.3パーセント、北洋銀行8.1パーセント、その他権利者が14.4パーセント。

ただ、このビルは1976年の完成で、老朽化が進んでいるため、内装など補修にかなりの費用や時間が必要と見込まれ、6月の定例会で第3回の入札結果を見て、再開発の手法を検討したいと述べられており、再々開発も含む再検討を行ったのかどうか。

また、同社は、残金の支払は完了されたのか。小樽との接点がなく、実績も未知数であり、当市と運営会社間での折衝をされたのであれば、今後の計画について、小樽駅前第3ビル活性化検討会のメンバーの意向と合致されているのか、あわせてお答えください。

次は、教育問題についてであります。

児童虐待の防止についてであります。

児童相談所に通告される児童虐待の件数は近年急増しており、また最も信頼を寄せるべき両親や身近な大人からの虐待は、子どもの心に大きな傷を与え、児童虐待の防止には政府全体として取り組んでいくことが求められており、学校の教職員、その他児童の福祉・職域上、関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと、児童虐待防止法第5条関係、虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならないこと、第6条関係などがあり、幼稚園、小中学校の半数近くの教員が、虐待が疑われる子どもの存在に気づいても、児童相談所などへの通告は場合によると考えていることが、6月6日、文部科学省の委託研究班による児童虐待に関する学校の対応についての調査の研究でわかった。「通告は法的義務だが、教員がためらうのは、みずからの判断に自信が持てないなどの理由が多い。研究班は児童相談所などの適切な連携に向けたシステムづくりが急務」と指摘している。

そこで、何点かお伺いいたします。家庭教育手帳の作成配布。一つ、改善のポイント、16年4月から改善

されていると思われます。二つ目としては、その内容であります。

次に、家庭教育ビデオについて、内容について、家庭教育支援総合推進事業について、教育委員会の児童虐待防止の取組状況など、どのようになっているのか。

次に、学校評価であります。

学校が日ごろの教育活動を自己点検、自己評価し、成果や問題点を明らかにすることで、よりよい教育ができるように学校評価が行われている。学校評価には、教職員などが行う内部評価と保護者や地域住民による外部評価がある。

平成14年3月に文部科学省令が改正されて、学校に自己評価の実施と結果を公表する努力が求められるようになった。省令が改正される前から、中央教育審議会などで重要性が指摘されている。学校評価が求められる背景には、これまでの学校が外の世界に開かれていない、要望を伝えても全然変わらない、なぜそれを実行したのか説明してもらえないなどの理由で、じゅうぶんに保護者や地域の信頼や理解を得ることができなかった側面があるため、このような状況を自立的に改善するねらいもある。

一部の県教育委員会では、公立高校に学校評価を義務づけている。半数弱の都道府県教育委員会は、学校評価の手引などを作成し、評価の考え方や評価表の見本などを示している。評価者に生徒を加えるところも増加している。本市の取組とその現況をお示しください。

また、学校評議員制度が本市においてもスタートされましたが、その内容についてもお示しください。

次に、学校安全法についてであります。

今日、学校災害100万件時代が四半世紀に及んで、なお継続中であります。独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付件数は、複数年の継続給付が含まれているが、過去の10年余り、160万件で横ばい状態が続いている。少子化が進む中での災害発生件数の固定化は発生率の上昇を意味しており、小学校、中学校の学校災害給付率が右肩上がりの増加傾向がとまらない。死亡・傷害事故も合計1,500件余り。最近では学校管理下の災害として、例えば新潟児童監禁事件、大阪教育大学附属池田小学校の不審者乱入、児童殺傷事件や京都府宇治小学校不審者乱入事件、静岡県清水市中学校ゴールポスト転倒死亡事故、校長自殺事件など、社会的に問題化しており、その問われ方も多岐にわたっている。こうした状況下で、子どもにとっては安心して学校生活を送れない事態となっており、学校災害問題は国民的な関心となっていると言ってよい。

そのため、安全対策のななめとなる学校安全基準とその法制度の研究が急務であると言える。

そこで、学校安全法要綱案について項目をお示しください。

また、つい先日、ロシア南部北オセチア共和国の学校人質事件が発生、犠牲者の総数は500人を超える可能性が出ております。武装グループ側が1か月半前に学校改修工事の際、大量の武器を校舎内に隠したことを明らかにした。テロが周到に準備された犯行である可能性があり、9月1日の始業式に向けて校舎床下に大量の武器・弾薬を隠し、占拠後に使用した。占拠された学校は、日本の小・中・高校に相当し、いつ、いかなるときに予想しえない事態が発生しかねません。教育委員会としては、さきに述べましたが、学校安全基準とロシア南部北オセチア共和国の事故をどのようにとらえているか、ご所見を伺います。

次に、ゆとりと心の教育の充実についてお尋ねいたします。

現在、都市化や少子化、核家族化が進行し、地域や家庭において人と人との心の結びつきが弱くなり、青少年による凶悪な事件の続発など、心に起因するさまざまな社会問題が生じております。さらに、昨今の過度の受験戦争などは、子どもたちにゆとりのない慌ただしい生活を送らせるようになっております。この

ようなことから、子どもたちにゆとりの中で自分を見詰め、人とのつながりを見直させることは、豊かな心をはぐくむ上で大切なことであります。完全学校週5日制の下で新学習指導要領が全面実施されている中、教育委員会におかれましては、ゆとりの中での心の教育をどのように充実されておられるのかお伺いいたします。

次に、道徳教育の在り方についてお尋ねいたします。

生活体験や自然体験の不足、さらには家庭・地域の教育力の低下や人間関係の希薄さなどから、道徳性の低下が叫ばれて久しく、しかも授業における道徳教育も学習指導要領に定める授業時数の不足が指摘されている。そのため、幅広い経験やすぐれた知識、技術を有する社会人を活用し、体験などを取り入れた道徳授業を新たに実施してはと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

その他で、先日報道されました朝里川温泉源泉加水・水増し問題につきまして質問いたします。

同問題は、先日開催されました議案説明会の席でも取り上げられ、指摘したこととはいえ、こうして改めて表面化しますと看過できない問題ととらえ質問します。

まず初めに、温泉とは何ぞや、成分の主な種類、濃度を含め、定義についてご説明ください。また、これらの結果に至った原因と経過についてお聞かせください。

あわせて、今回の源泉に加水した期間と加水量について、及び同問題発覚以前の同施設点検整備時において、同様の問題は発生していなかったのかどうか、温泉として成分濃度に問題はなかったのかを含め、見解をお示しください。

次に、平成13年度から15年度までの決算に見る温泉使用量と温泉使用料収入についてもお示しください。あわせて、源泉を配湯している施設数と1日当たりの総源泉くみ上げ能力及び平均源泉配湯量についてもお示しください。

この項最後の質問になりますが、同問題は、小樽観光の入込客数がここ数年一時の900万人台から800万人台前半と低迷している現下、朝里川温泉郷の宿泊数が微増とはいえ伸びていたやさき、同問題が9月10日午後9時から放映されたNHK全国ニュースでも報道されたことにより、一般市民、観光客に与えるイメージダウンは避けられず、あわせて道の調査も入ったとのことであり、その風評被害は徐々にボディーブローのように広く影響が出てくるものと推測すると同時に、本市が平成17年度から施行しようとしている入湯税の完全課税実施に向け、暗雲をもたらす大きな問題であります。たとえ本市に悪意がなかったとはいえ、早急に信頼回復に向け、関係者団体と連携して対策を講じることが必要で肝要と考えます。道の調査結果と今後の対応と対策及び課題などについて、市長のご所見をお聞かせください。

質問も最後になりますが、次に台風18号被害関係についてお伺いいたします。

自然災害の少ない本市であります。北海道指定有形文化財小樽市鯉御殿の屋根半壊など、一般住宅、樹木の倒壊などなど、あらゆる分野で災害が発生しております。まず、本市における被害状況はどのように把握されておりますでしょうか。

一つ、民間から市に連絡があったものの件数、一つ、小中学校、市営住宅など所管施設の被害状況、一つ、救急出動状況について、一つ、停電状況について、一つ、避難状況について、それぞれお伺いをいたします。

また、保険給付でもなお補てんできない被害者が多数おいでのことと思います。本市としても被害者の援護を図るため、緊急対策の一環として無利子での特別融資制度を検討されてはいかがでしょうか。その他につきましては、委員会にて質問をいたします。

以上、再質問はいたしませんので、明快なご答弁をお願いし、質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 佐々木茂議員のご質問にお答えする前に、このたびの台風18号について申し上げます。

9月8日、台風18号通過の影響で、全道各地において倒木や高波により多数の死者が出たほか、道路損壊や農作物の被害など、多大な被害がありました。小樽市でも、観測史上最高の最大瞬間風速44.2メートルを記録するなど、これまで経験したことのない強風が吹き荒れました。

小樽市の被害状況につきましては、隣友朝市の損壊、鯉御殿の屋根が破壊されるなど、家屋の損壊、屋根の飛散、屋根のトタンのはく離、倒木など1,000を超える被害がありました。幸い本市では亡くなった方はおりませんでした。転倒などによりけがをされた方もありました。また、列車やバスなどの交通機関も運休や遅れが出たり、市内の広範囲にわたり、1万4,000世帯が停電となり、復旧までかなりの時間を要したことなど、市民生活に大きな影響がありました。

市といたしましても、災害対策本部を設置し、情報収集、被害状況の調査、避難場所の確保、被災者対応などに努めました。被害に遭われた方々の支援策については、新聞報道やホームページに掲載するなど市民への周知を図ったところであり、また公営住宅の一時使用や中小企業者の方を対象とした融資の相談窓口を開設するなどの支援を行っております。このたびの台風で被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、佐々木茂議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政問題で何点かお尋ねがありました。

まず、決算状況に対する見解であります。平成15年度はたいへん厳しい財政状況を踏まえ、予算執行に当たっては、着実な事業成果を上げるとともに、徹底した経費の節減と事務の効率化に全庁挙げて取り組んだところであります。

その結果、経常収支比率は1.9ポイント改善しましたが、内訳としましては、扶助費と公債費の伸びにより1.8ポイント、市税の減収で1.7ポイント、それぞれ悪化要因がありました。人件費が職員数の削減効果などで2.2ポイント、経費節減効果や幸い雪が少なかったことなどで0.4ポイント、臨時財政対策債などの収入で2.8ポイント、それぞれ改善要素となったことによるもので、健全化の取組効果も一定程度表れたものと考えております。

また、一般会計では実質収支で約4,457万円の黒字となりましたが、前年度の繰越金や企業会計から8億円を借り入れるなどの財源対策を考慮した実質的な単年度収支は、約8億2,700万円の赤字であり、たいへん厳しい決算結果と認識しております。

次に、各特別会計の黒字要因であります。青果物卸売市場事業につきましては、市場使用料の増と管理経費の縮減などによるものであります。国民健康保険事業につきましては、歳入では特別調整交付金が2億7,000万円交付され、歳出では被保険者数や1人当たりの費用額の減によって療養給付費が減少したことなどにより、収支の改善が図られたものであり、老人保健事業につきましては、医療給付費等の概算交付制度の中で支払基金交付金が超過交付されたことが要因であります。また、介護保険事業につきましては、保険給

付費等の概算交付制度の中で国庫支出金と道支出金が超過交付されたこと、保険給付費が減少したことなどが黒字の要因となっております。

次に、平成17年度の国保料の改定と今後の収支見込みであります。まず今後の収支見直しから申し上げますと、現行の保険料水準のままでは、前期高齢者の増加に伴う医療費の負担増などにより、赤字の状態が続いていくことが見込まれております。しかしながら、今年度は前年度からの繰越金もあって、収支の改善が期待されることや、18年度以降については、税制改正に伴う公的年金控除額の縮減により、国保料の増収が見込まれることなどから、17年度においては改定を見送ることといたしました。

次に、下水道事業会計の資金不足についてであります。これまで一般会計からの繰出金によって資金不足が生じないように全額を措置しておりましたが、平成15年度におきましては、一般会計の財政状況がたいへん厳しいことから繰出金を削減したところであります。この影響で、当初予算で4億円の資金不足を生じておりましたが、高利率企業債の借換えや維持管理費の節減など、経営努力を行った結果、決算で1億7,328万1,000円減少し、2億2,671万9,000円の資金不足にとどまりましたが、依然として厳しい経営状況となっております。

次に、財政健全化への取組についてであります。平成17年度実施とした項目のうち、民生施設、社会教育施設、社会体育施設等の使用料見直しにつきましては、改定の考え方や減免の在り方など、見直しの基本的な考え方を整理し、現在、各部において改定額等について検討しているところであります。

また、交通災害共済事業につきましては、加入者、加入率がともに減少していることなどから、平成17年度に制度を廃止することとし、稲穂駐車場につきましては平成17年度の民営化実施に向けて検討を続けております。

また、入湯税の見直しにつきましては、平成16年度内の実施が困難となりましたので、17年度実施に向け、引き続き関係事業者の理解を得るため協議を行ってまいります。これらの中で、平成17年4月1日から実施をするものにつきましては、関係条例案を第4回定例会に提案し、議決を経た後、市民の皆さんへ周知を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成16年度は当初予算で約19億円もの多額の赤字を抱えており、加えて三位一体の改革の影響や回復の遅れている本市の経済情勢、全国全道を上回る少子高齢化など課題が山積しておりますので、事務事業、歳入について引き続き見直しを行い、財政の立て直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、三位一体改革に対する地方六団体の改革案についてであります。地方六団体は骨太の方針2004に基づく政府からの要請を真しに受け止め、一定条件を提示し、その受入れを前提に国庫補助負担金等に関する改革案を取りまとめ、8月24日、政府に提出いたしました。このたびの改革案は、小異を捨て大同につくという観点に立ち、地方の共同案として提示できたことには大きな意義があり、真の地方分権改革を推進するという地方の強い姿勢を示すものと認識しております。今後、経済財政諮問会議に議論の場を移すこととなりますが、国と地方の協議機関を通じて、地方の意見が確実に反映され、税源移譲との一体的実施、地方交付税による確実な財源措置などがなされ、地方分権の理念に基づいた改革となるよう望んでおります。

また、このたびの改革案による本市への影響額についてであります。具体的な補助金が明示されている平成18年度までの第1期の内容で試算したところ、国庫補助負担金の廃止により、国・道支出金は65件で約10億円の減額が見込まれます。一方、住民税の比例税率化による税源移譲額は、道民税と市民税の割合が明

示されていませんし、また交付税の影響額についても具体的な内容が不明ですので、試算できない状況にあります。

次に、家庭ごみ減量化・有料化実施計画に関連して何点かお尋ねがありました。初めに、家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方に関する懇談会ですが、6月中旬から8月初旬にかけてマリンホールを含む市内38会場において、市民・事業者を対象に開催し、意見、要望等を伺ったところであり、参加者は約1,280名となっております。このほか、「基本的な考え方」の概要版を作成し、各町会に回覧用として6,000部ほど配布し、全世帯への周知を図ったところであります。

また、懇談会等で出されました意見・要望等につきましては、8月に策定いたしました実施計画の中でできるだけ反映させております。具体的には、ごみを出しやすいようごみ袋の種類を多くすることや、市外の近隣地区への取扱店の設置、試用ごみ袋の事前配布、ごみネットのほかごみ箱設置費の助成、夜間パトロールの実施など不法投棄対策の強化、高齢者に配慮したわかりやすい排出方法の周知などの意見や要望を取り入れております。

次に、ごみ袋の発注方法ですが、本市には道内有数のポリエチレン袋の製造業者が数社あり、またごみ袋を取り扱う販売業者も多数あることから、地場産業の育成、受注機会の拡大等を念頭に置きながら、今後、具体的な発注方法について検討してまいりたいと考えております。

また、指定ごみ袋、ごみ処理券の取扱店については、スーパー、コンビニエンスストア、食料品店、雑貨店などを対象に一定の条件を付した公募方式とし、市民がいつでも入手できるよう配慮してまいりたいと考えております。また、取扱店に対しましては、取り扱った手数料の額に応じて委託料を支払うことといたします。

次に、拡大する資源物の収集品目と収集回数ですが、現在収集しているものは缶、瓶、紙パック、ペットボトル、蛍光灯、電球、筒型乾電池の6品目ですが、これに新聞、雑誌・書籍、段ボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、スプレー缶類の6品目を加え、資源物として収集してまいりたいと考えております。また、資源物の収集回数ですが、現在は月1回又は2回収集しておりますが、これをペットボトルとプラスチック製容器包装は1週間に1回、その他の資源物は2週間に1回収集してまいりたいと考えております。

次に、資源物回収ボックスの設置ですが、資源物回収ボックスは資源物収集日に資源物を排出できない市民のために設置するもので、市の本庁舎、分庁舎、塩谷と銭函のサービスセンターに設置するほか、町内会などが設置するものについては、町内会などが設置場所を確保し、適切に維持・管理をすることを条件に助成を行うものであります。現在、助成の対象、基準、金額などの詳細を検討中であり、今後、町内会などの意見を聞きながら、具体化してまいりたいと考えております。

次に、市民サービスの向上施策について何点かお尋ねがありました。初めに祝日収集の実施についてですが、現在、収集日が祝日や振替休日に当たる場合には原則的に収集しておりませんが、平成17年度からは年末年始を除き、月曜日から金曜日までの祝日や振替休日においても通常どおり収集してまいりたいと考えております。また、冬期間収集困難地区の対応強化についてですが、冬期間の収集が困難な地区を夏の期間に準じてごみを排出できるよう、順次収集体制を強化するもので、具体的方法については、地元町内会ともじゅうぶん協議してまいりたいと考えております。

次に、地域の環境美化協力員の業務内容ですが、地域環境美化協力員は、ごみの適正な排出と地域

の環境美化活動の推進を図るため、町内会などから推薦をいただいた方に委嘱するものであります。協力員の主な業務内容としましては、地域住民に対して家庭から排出されるごみや資源物の適正な分別についてのアドバイスを行うほか、市や地域住民などとの連絡調整を行うことなどであります。

次に、ごみ箱の設置に対する助成であります。ごみの散乱や飛散を防止するために、地域住民が共同して使用のごみ箱を設置する場合に、適切な維持・管理ができることなどを条件に助成を行うものであります。現在、助成の対象、基準、金額などの詳細を検討中であり、今後、町内会などの意見を聞きながら、具体化してまいりたいと考えております。

次に、不法投棄対策としての夜間パトロールの実施についてであります。このことにつきましては、懇談会の中でも要望が出されたものであり、不法投棄が多い場所を中心に、警備会社などに委託して週1回夜間のパトロールをしてもらうことを考えております。実施内容の詳細につきましては、今後、他都市の状況などを参考にして検討してまいりたいと考えております。

次に、監視指導体制の強化の内容であります。監視体制については、不法投棄監視員を現在の3人から6人に増やすとともに、監視車両も1台から2台を増やすことを考えており、指導体制については廃棄物事業所の指導員を増やし、家庭ごみの分別や排出の指導などに充てることを考えております。

次に、市民周知についてであります。ごみの有料・無料の区分や資源物の出し方などについての説明会を、11月から各町内会館などで200回程度開催し、市民に理解していただけるようにしたいと考えております。また、市民の理解と協力が不可欠であることから、要望があれば随時説明会を開催する考えであります。特に、高齢者にも理解できるように、ごみの分別が容易にわかるように文字を大きくし、一目で認識できるように工夫した「家庭ごみ資源物の分け方、出し方」のハンドブックや年間の収集日を記載した地区別カレンダーを配布してまいります。また、地域環境美化協力員と連携して、市民への周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合が発注した焼却炉についてであります。広域連合が建設する灰溶融炉と同型の静岡市の灰溶融炉が7月9日に事故を起こしております。事故の原因究明については、静岡市が9月3日に開催された市議会に事故原因とその対策及び復旧工事予定を報告したとのことであり、日立造船からはこれに基づき、9月14日に広域連合に報告書を提出し、内容を詳細に説明するとのことであります。関係6市町村には、その後広域連合から報告があるものと考えております。

工事着工の予定であります。広域連合では8月3日に事故の原因究明と対策がなければ、工事着手はできない旨、日立造船に申し入れております。今年度は造成工事とくい工事を予定しており、本格的な基礎工事は明年4月からの予定でありますので、日立造船には原因究明等を早期に行うよう求める必要があるものと考えております。

次に、石狩湾新港地域の大型商業施設計画であります。本年4月に北海道が策定した石狩湾新港地域土地利用計画において、銭函4丁目地区が生産・物流・利便施設を複合的に誘導する区域として、大規模複合ゾーンに位置づけられたことから、これに沿った土地利用を具体化するために用途地域を工業専用地域から準工業地域へ変更することとしました。また、特別用途地区を指定することにより、中心市街地の衰退に拍車をかけるおそれのある500平方メートルを超える商業施設や工業地域としての土地利用に支障を来す一般住宅、福祉医療施設、文教施設についても規制することとしております。

お尋ねの都市再生特別措置法については、道が適用を検討していることは聞いておりません。この都市再

生特別措置法は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市環境の向上を図ることを目的に制定されたもので、国が定める都市再生緊急整備地域において、道が都市計画の特例などの特別の措置を講じることができるものであります。しかしながら、銭函4丁目地区については、都市郊外部でもあり、法の趣旨に沿ってないものと考えております。また、都市再生緊急整備地域の指定などに当たっては、地元自治体の意向が尊重されるものと考えております。

次に、議会の定例会の回数制限の撤廃であります。今回の地方自治法改正はそれぞれの地方公共団体の実情に応じて、年4回を超えて定例会を開催することを可能とし、議会機能の強化を図ることができるようにしたものであります。定例会の回数につきましては、臨時会、委員会の開催を含む議会運営上の観点と、執行機関の行財政運営とのバランスをどう判断するかが重要な問題と思いますので、今後じゅうぶんな議論が必要と考えております。

次に、駅前の国際ホテルについて何点かお尋ねがありました。

まず、再々開発も含む再検討についてであります。市は、リニューアルについて経営コンサルタントを入れた調査や企業訪問を行い、その可能性の検討を行ってまいりました。また、再々開発につきましては、駅前ビル株式会社、権利者代表、商工会議所、市の四者からなる官民一体の検討会を設置し、具体的な事業シミュレーションなどを作成し、その実現に向け検討してまいりました。

次に、ホテル運営会社の裁判所に納める残金の支払状況、市と運営会社間との折衝及び検討会の意向についてであります。ホテル運営会社は、札幌地方裁判所小樽支部から売却決定を受け、所有権移転には9月21日までに残金の支払など所定の手続を経ることが必要であり、現在手続終了の確認はできていないと聞いております。市は、裁判所との諸手続終了確認後、建物の利用方法などについて情報収集に努め、その上で検討会に諮るかどうか判断してまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉の加水問題について何点かお尋ねがありましたが、まず温泉についての定義であります。温泉法では地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気、その他のガスで温泉源から採集するときの温度が摂氏25度以上の場合、又はラドンなどの特定の19種類の成分のいずれか一つでも一定量以上含んでいれば温泉となります。

次に、これら加水に至った原因と経過であります。1回目は平成14年11月下旬から平成15年2月中旬までの新泉源掘削の際に、1号井と新泉源が20メートルと近い位置関係にありまして、それぞれ干渉のおそれがあったため、1号井をとめて2号井に約3割の水道水を混ぜて供給をしておりました。その後、泉源が10メートル離れていた2号井と新泉源とが干渉を起こし、貯湯槽に泥が流入したことから、洗浄のため平成14年12月16日から11日間、やむなく2号井をとめました。各施設が一斉に水道を使うと、朝里川温泉一帯で濁りなどの給水不良を来すおそれがあり、市といたしましては応急的な方策として、貯湯層に水道水を用意したものであります。2回目は平成15年11月中旬から16年3月末までのレジオネラ属菌消毒作業を実施した際にも、1号井の揚湯管からレジオネラ属菌が発見されたことから、1号井をとめて2号井に水道水を約3割混入した方法で各施設に供給しております。

次に、今回の加水期間と加水量であります。ただ今説明いたしましたとおり、期間については、新泉源掘削とレジオネラ属菌の消毒対策とを合わせた約8か月であり、加水量については平均約30パーセントであります。

過去に同様の問題が発生したかどうかであります。平成14年10月以前にはこのような事例はございませ

ん。また、温泉成分についてであります。平成14年11月の新泉源掘削において、現泉源との湯脈の共有が想定されましたので、前もって財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに源泉と水道水を混合した温泉水についての分析を依頼いたしております。その結果として、源泉等については問題はないとの通知を受け、速やかに各温泉施設に温泉分析書、検査成績書等を配布し、利用者の目につく場所に掲示をお願いいたしております。

次に、温泉使用量と温泉使用料収入であります。平成13年度から15年度までにおいて、温泉供給量は平成13年度3万7,060立方メートル、14年度は3万8,564立方メートル、15年度は3万5,249立方メートルであります。また、温泉使用料収入については、13年度が926万5,000円、14年度は964万1,000円、15年度は881万2,250円であります。

次に、供給施設数であります。平成13年度は9施設、14年度は10施設、15年度は9施設であります。

次に、1日当たりの揚湯能力については、13年度から15年度まではいずれも1号井と2号井を使用して揚湯しておりましたが、1日の揚湯能力としては120立方メートルに設定しております。また、1日当たりの平均源泉配湯量については、13年度は約102立方メートル、14年度は約106立方メートル、15年度は97立方メートルとなっております。

次に、道の調査結果についてであります。9月10日道が公表した内容は、市はあらかじめ8施設を対象とした説明を行っており、加水した際の掲示用の成分分析書を配布していたこと。また、配湯管を通して水道水を供給していた時期については、各温泉施設は貯湯槽にためてあった温泉水と水道水をあわせて使用した施設、あるいは宿泊客がなく利用がなかった施設など、それぞれ個別の対応をとったということでありました。

今後の対応についてであります。早急に供給施設側との話し合いを進め、利用者に対する的確な情報発信に努めるとともに、皆さんに安心してご利用いただける温泉の提供を目指し、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、台風18号による被害状況であります。本日午前9時現在、民間から市に連絡があったものは1,286件、その主なものとしては屋根トタンはく離348件、倒木408件などとなっております。小中学校、市営住宅など施設の被害状況についてであります。134の施設で被害があり、そのうち小中学校39校におきまして、敷地内の倒木や校舎窓ガラスの破損がありました。市営住宅につきましては、新光F住宅などで屋根の破損、トタンの飛散がありました。また、救急車の出動状況であります。出動件数は10件で、けがの状況は重傷2名、軽傷9名の11名であります。

次に、停電の状況であります。9月8日午前発生した停電は1万4,000戸であり、翌日も引き続き1,000戸が停電しておりましたが、11日午前零時30分に復旧いたしました。

次に、避難状況についてであります。8日の強風時には、11世帯22人が町内会館と小中学校に避難しました。なお、本日まで豊川会館に避難しておりました1世帯につきましては、午前11時に民間アパートに移られております。

次に、融資の関係でございますけれども、市といたしましては9月8日に既存の利用可能な制度を整理し、新聞報道やホームページにおいて周知をし、本日から利用を受け付けているところであり、現行の制度の中で対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 佐々木茂議員のご質問にお答えします。

最初に、家庭教育手帳の改善のポイントと内容についてですが、この家庭教育手帳は家庭での教育やしつけに関して家庭で考え、実行すべきことをまとめたものであり、平成11年から文部科学省が全国のすべての妊娠期の親や小学1年生と5年生の子どもを持つ親に配布をしており、本年4月に改定となったものであります。このたび改定された主な内容では、従来2分冊であったものが、子どもの発達段階によりきめ細かく対応するため3分冊となったことや、児童虐待など子どもの安全と健康に関する内容が充実したことなどがあります。

次に、家庭教育ビデオについてですが、文部科学省が父親や母親が家庭を見詰め直し、自信を持って子育てに取り組んでいくきっかけとなることを目的として作成したものであり、全国の教育委員会や保健センター等に配布されております。内容は新生児や乳幼児、小学校低学年、思春期の子を持つ父母を対象に、計5巻あり、図書館で貸し出しされております。

次に、家庭教育支援総合推進事業についてですが、この事業は家庭教育への支援を充実するため、子育てサポーターの資質の向上を図るリーダーの養成、親等に対するさまざまな機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供などの推進を目的として、今年度文部科学省において子どもの居場所づくり新プランの施策の一つとして新たに設けられたものであります。事業委託に当たっては、教育委員会等の行政関係者や家庭教育の推進を担う民間団体関係者などで構成する地域家庭教育推進協議会を設立することとなっております。

本市におきましては、既に文部科学省の同様の委託事業の一つである地域子ども教室推進事業において、子どもの安全、安心な居場所づくりなどに努めているところであります。今後、この事業の広がりなど推移を見守りながら、家庭教育支援との関連を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童虐待の取組状況についてですが、学校における児童虐待の対応などを示した指導資料を各学校に送付し、教職員の研修に活用しております。また、児童虐待の疑いや発見した場合には、速やかに専門機関等に相談通報するとともに、本市においては福祉・保健・教育関係者等によるネットワーク会議を開催し、児童虐待への対応支援について関係機関が連携して当たっております。この会議には、学校の管理職や担任も出席し、学校における指導や支援の指針としております。

なお、幼児・児童の虐待防止については、児童委員の訪問調査や警察など関係機関の援助も必要であり、連携を深めてまいります。

次に、学校評価の取組状況についてですが、本年2月、学校の自己評価の手引を作成するとともに、各学校に送付し、教職員の研修や学校評価等に活用しております。また、学期ごとに小樽市学校教育推進にかかわる自己評価を実施するとともに、課題を明確にした教育活動等の工夫・改善に努めております。

今後、各学校が保護者や地域住民等の信頼にこたえ、家庭や地域と連携・協力して一体となって児童・生徒の健やかな成長を図っていくためには、教育活動、その他の学校運営について、自己評価を実施し、その結果を公表するとともに、それに基づいて改善を図っていくことが重要なことであり、校長会議などを通して指導してまいります。

次に、学校評議員制度についてですが、この制度は校長が学校行事や活動について、地域の意見や助言を取り入れ、地域に開かれ、地域の特色を生かした学校づくりを目指すものであります。本市においては、本

年7月に小中学校全校を対象に学校評議員を委嘱し、この制度を実施しております。評議員会の開催状況は、ほとんどの学校が7月、8月に開催し、評議員制度、学校の経営方針の説明、校内外での生活の様子や地域との連携についての情報・意見交換が行われております。今後、学校の基本的方針や活動について、地域の方々から意見や提言を聞く機会が増え、説明する機会も増えることで、学校行事などの活動において地域の協力や理解が得られ、児童・生徒の育成が地域ぐるみで進むものと期待しております。

次に、学校安全法についてであります。教育学者らで構成されている日本教育法学会が学校の安全な環境づくりを国や自治体、学校に義務づける学校安全法の要綱案を発表しております。これは国と自治体に最低限の安全基準の策定と実施状況の調査、検証の必要を柱とし、自治体や学校に実行義務を負わせているなど、26項目の対策を基準として設定しているとのことですが、詳細については、今後この要綱案を基に検討が進むものと考えております。

また、ロシアの学校における人質事件についてであります。多くの人命が奪われた衝撃的な事件であり、学校がこのような悲惨な現場になるようなことがあってはならないと思っております。国においても、武装ゲリラに対応する自衛隊の治安出動に備え、共同対処指針の中で、通信方法や後方支援を自衛隊、警察庁間で検討するなど対応を進めており、今後、都道府県などに説明があると考えております。いずれにいたしましても、児童・生徒の安全確保は重要なことですので、関係機関と連携を密にし対応してまいります。

次に、ゆとりと心の教育についてですが、議員のご指摘のとおり、子どもたちがゆとりの中で自分を見詰め人とのつながりを見直させることは、豊かな心をはぐくむ上で大切なことであると考えております。豊かな心は、子どもみずからが具体的な生活や体験における自分の心の動きやありさまを振りかえることによって培われます。学校においては、家庭や地域の方々の支援、協力を得ながら体験的な学習や施設訪問、奉仕活動等を通して、計画的、継続的に子どもたちが多くの感動を体験し、夢をはぐくんでいけるよう実践が行われてきております。今後も家庭や地域の方々との連携を通して、理解や協力を得るとともに、心の教育のいっそうの充実に努めるよう指導してまいります。

最後に、道徳教育の在り方についてですが、児童・生徒にとって魅力的で多様な道徳の授業を構想するため、子どもの心に響く資料を選び開発することが大切であります。例えば、より高い目標を立て、希望と勇気を持ってくじけないで努力することや、可能性に挑戦する姿に感動することなど、このたびのアテネオリンピックにおける競泳の北島選手やハンマー投げの室伏選手をはじめとする日本人選手を取り上げることを工夫したり、地域の人材を活用したりするなど、道徳の時間が魅力あるものとなるよう、校長会議などを通して指導してまいります。

議長（中畑恒雄） 佐々木茂議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時45分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 2004年第3回定例会に当たり、日本共産党を代表して質問します。

初めに、9月8日に小樽を襲った台風18号で被災された皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。また、台風から市民の命と安全、財産を守るため、昼夜を分かたず奮闘された市長はじめ関係者の皆さんに敬意を表します。

最初に、台風関係の質問を行います。

初めに、指摘しておきたいことがあります。代表質問とは別枠で台風関連の諸問題を緊急質問することを求めましたが、我が党以外の皆さんの賛同を得られず実現できなかったことは、たいへん遺憾なことです。今回の台風は、強風を特徴とするものであったことは皆さんもご承知のとおりです。最大瞬間風速44.2メートル、非公式ですが、築港にある小樽開発建設部小樽港湾建設事務所の風速計は57.6メートルを記録しています。これらはかつて市民が経験したことの無い事態でありました。こうした暴風にさらされた中で、各党の皆さんも市民の命と安全をどうしたら守れるか、議会の場で集中的にその被害の実態を明らかにし、また市民の要望にこたえるため各党の知恵を集めることは、議会として当然の責務です。にもかかわらず、その場を設けなかったことは、全く遺憾であります。この我が党の立場、指摘は、党利党略でないことは皆さんにおわかりいただけたと思います。今後このようなことのないようお願いしておきます。

最初に、防災計画に基づき市長は異常気象発見の通報を受けて、市民にどのように周知したか、説明してください。

次に、台風の被害状況について報告してください。10日午前11時現在の現状は、既に発表され、議員にも公表されていますが、農業、漁業等の多くの分野は未掌握であり、民間の被害も市に届出があったものが中心で、あとは消防などが巡回中に現認されたものが加わっているだけですから、その後の努力でつかんだ事例も含め説明願います。

次に、鯨御殿も大きな被害を受けました。この件で伺いたいのは、防災計画では文化財保護対策で暴風に対する対策がうたわれていませんが、どうしてでしょうか。過去にも強風による被害を受けて、道からの補助をもらい修理したことがあったではありませんか。防災計画は修正することができるのですから、どうして強風対策を盛り込まなかったのか、説明してください。

次に、防災計画の第3章第3節災害情報等の収集、伝達計画に基づき、それぞれどのような対応をしたか、説明してください。

また、防災計画に基づき、今後、市内全体の被害状況を掌握するため、どのような体制、対策で臨まれるのかお答えください。

第2は、今回の台風の被害を受けて、防災計画の改善が必要と判断される事項がないのかどうか伺います。例えば、防災計画の第3章第2節災害通信計画について尋ねます。消防本部と防災関係機関との専用電話を通じて、北電に対し消防から電線に障害物がかぶさり危険であることをはじめ、北電に関する危険な情報は伝えたとのこと。8日午後2時現在、市内1万4,000戸が停電になったときの対応に問題が生じました。多くの市民から北電に電話しても話し中でつながらない、いつ復旧するのか知らせてほしいという要望が、小樽市はもとより、我が党にも数多く寄せられました。

今回の被害で問題だと考えるのは、市民の要望にこたえなければならない小樽市の防災担当の災害用非常電話が、北電に通じることがなく、市民からの停電などの問合せに答えられなかったことです。こういうことはあってはなりません。私も8日午後8時半過ぎ、電話が通じないので、北電小樽支店に出向き、担当者に会い市民の要望を伝え、問題点を指摘してきました。専用電話が小樽市とつながらない原因は何であった

のか。また、防災計画にある関係機関に設備されている専用無線施設の活用はどうであったかについても説明してください。

第3は、国の災害関係法律の適用はどうするのか。小樽市の施設はもとより、民間施設が台風の被害で営業に支障を来している問題等にどう対応されるおつもりか、検討事項も含めてお答えください。

第4は、町内会をはじめ、市民への防災計画に基づく対応はどうなっているのか、説明してください。今回の被害で屋根が吹き飛ばされ、またトタンがはがれ、避難を余儀なくされた方が多かったのですが、避難所となった町内会館などへの毛布の支給などが行われることを、町内会の役員が知らなかったという事実もあります。日常的にどのような対策がとられていたのか、説明してください。

第5に、市民からのさまざまな要望についてです。今回の台風被害に対して、多くの市民や我が党などの要望もあり、公営住宅の入居や災害ごみの収集などについての対策を公表しました。同時に、現在ある制度の活用も呼びかけています。これらを市民にもっとわかりやすく周知徹底することが急がれますが、どういう対策を検討されているか、お答えください。

さらに、低所得者、生活保護者などの持ち家が台風の被害を受け、残念ながら住み続けることができなくなって、解体せざるをえなくなっている例が幾つか見受けられます。ところが、撤去費用がなく、たいへん困っています。社会福祉協議会の二つの生活福祉資金貸付金は、家屋の解体は対象にならないとのこと。天災ですから、撤去費用を公費負担とするよう、制度の改善を図る必要があると判断しますが、市長の見解を求めます。

また、この二つの生活福祉資金貸付金の金利は年3パーセントです。低金利時代に高すぎはしませんか。改善を求め、市長の見解を求めます。

今回のこのような暴風は初めてで、試行錯誤の点もあろうかと存じますが、以上の指摘を踏まえ、また今回の台風被害の現状に照らし、防災計画の改善に必要な事項がないのかどうか、市長の見解を求めるものであります。

以下、通告してあります順序に従って、質問を進めます。

第1は、財政問題にかかわる市長の政治姿勢についてです。

市長は今年に入ってから、小樽市の財政問題で現状分析やこれからの財政再建に向けた取組の課題などについて重要な発言をしてこられました。2月18日の時事通信のジャンプニュースで、「三位一体改革やるならきちんとやれ。中途半端では歳入の見通し立たず。再建計画立てられない」、2月22日付け東京新聞では、しみずからの努力を紹介しつつ、「国からの財源削られたら財政再建できない」、4月26日付け地方行政では、「三位一体改革、地域事情も加味を。首長の経営資質だけでは解決無理」、そして、皆さんご存じの5月31日付け日経ビジネスの「国よ、自治体倒産の危機を知れ」、6月21日読売新聞、「立ちゆかぬ地方財政」などです。中でも地方行政と日経ビジネスの市長の話は、自治体関係者にとって傾聴に値するものです。これらで市長は小樽市の財政の危機的現状を語り、問題点を率直に明らかにしています。議会との関連で若干の矛盾する点もあり、第2回定例会で我が党としても質問もさせていただきましたが、市長の小樽市の財政の現状分析は、我が党が従来から指摘している点と共通するものがあり、基本的に正しいと考えています。また、勇気を持って政府の問題点も指摘していることを評価するものです。この一連の考えに変更がないかどうか、まずお聞かせください。それを前提に伺います。

現状分析の中で、港湾を二つ持っていることの指摘です。

市長の今年になってからの一連の見解に照らせば、石狩湾新港は賛成の立場からいっても、財政が好転するまで建設を一時中止することが避けられないと考えますが、いかがでしょうか。

石狩湾新港は、現在、マイナス14メートルバースの建設が進められています。7月の石狩湾新港管理組合議会第2回定例会で管理組合から双方の事務レベルとはいえ、王子製紙のマイナス14メートルバースの利用計画の概要が示されました。その内容は、利用開始時期は平成18年秋、チップの年間取扱量は絶乾重量にして約35万トン、バルクヤードの面積は7ヘクタール、管理組合が設置する荷役機械としてホッパーやベルトコンベヤ、旋回スタッカーなどとのことです。そこで、管理者の負担となる荷役機械の使用料は、基本的に母体負担とならないよう、整備に要する費用は使用料とすることで王子製紙と協議中とのことです。また、入港料は5万トンクラスの船舶で1回9万円程度、仮に20隻入港しても180万円、年間の岸壁使用料は1,100万円から1,300万円で、合わせても1,500万円に足りません。また、王子製紙とともにマイナス14メートルバースを使用予定の北電の石炭の利用計画は、いまだに示されておりません。マイナス14メートルバース建設に337億円をかけて、利用見込みと使用料収入はこの程度です。市長はこの程度の利用で母体負担へのはね返りがなく、本市財政に負担にならないと判断してはいないはずで、既に基本的に完成している中央地区3工区は売れる見通しがなく、平成18年度から始まる起債の一括償還で、小樽市の財政に大きな負担となります。その上、新年度予算要求に見られるように、新港の建設が進められれば、財政の大きな重圧になることは避けられません。市長はこんなこと、百も承知のはずです。以上の指摘に対する見解を求めます。

次は、マイカルの問題です。この点では市長は我が党と見解を同じくするものではありません。しかし、市長発言で重要なことは、この間、小樽市は箱物行政のふるしきを広げすぎた。マイカルについていえば、施設が大きすぎるとの指摘です。この反省から新港背後地のいわゆるウォルマート進出が取りざたされている銭函4丁目を都市計画変更し、事実上ウォルマート進出に歯止めをかけようとしていることは評価できるものです。今後ともこの立場を堅持されますよう要望し、見解を求めるものです。

第2は、市長の提案説明に関連してです。

決算に関しては、決算額、比率などで説明され、15年度決算から小樽市の財政はたいへん厳しいものになっているとの結論です。今後の財政運営について、国の構造改革、特に三位一体改革の影響や回復の遅れている小樽の経済情勢、急速な少子高齢化など、さらに厳しいものになることが予想されるので、今後も財政健全化の取組において、着実な事業成果を上げるとともに、徹底した経費の節減と事務の効率化を進めていかなければならないとのことです。決算からの内容の説明はこれだけです。市民や職員、議会も一番知りたいのは、市長の言う着実な事業成果を新たにどの事業で上げるのか、徹底した経費の節減と事務の効率化は、具体的にどうやって上げるのか。ところが市長提案では、肝心のことは具体的ではありません。なぜ、この点を指摘するかといえば、市長自身が一連の小樽の財政問題での発言で説明しているように、健全化計画に基づき16億7,000万円も浮かしたが、市税の落ち込みに加え、国の三位一体改革による影響のダブルパンチで最終的に19億円の赤字になったからです。したがって、40億円の効果を生み出そうとした行政改革のほかに、新たに小樽独自でどの事業でどんな成果を上げるのか、この点について市長は提案説明でその考えを示す必要があるのに、何の説明もありません。これでは黙って国の三位一体改革の行方を見ているだけになるではありませんか。こういうことでいいのかどうか、見解を求めます。

市長はこれまでの一連の発言で、財政問題を語ってきたから、議会の提案説明をはじめ、議会で再度語る必要がない、新たな事業に手をつけるかなどを語る必要がないとなれば、議会軽視そのものになります。少

なくとも日経ビジネスの記事よりは詳しく、議会に対し説明する必要があるのではありませんか。見解をお聞かせください。

次に、三位一体改革にかかわって地方六団体が多数決で決めた国庫補助負担金の改革案についてですが、平成17年度、18年度税源移譲対象補助金のうち、小樽市財政への影響はどういう補助金が対象となり、その影響額は幾らになると試算しているか、お答えください。

また、これに見合う税源移譲は、確実に行われる保証はあるのかについても、お答えください。

次に、市長は15年第1回定例会の提案説明で、市税は前年度比5.5パーセントの減、8億9,400万円減の見込みと説明していました。平成15年度決算では、前年度決算比で3億3,700万円の減です。15年第1回定例会の説明より2億5,700万円の違いが生じています。地方交付税はどうか。同じ比較で見ると、当初予算では11億6,700万円減の見込みと説明していました。ところが、決算同士の前年度比較では、臨時財政対策債を合わせると7億7,600万円の増額です。臨時財政対策債は15年度当初予算では、前年度を12億3,500万円上回る27億4,000万円を計上していました。臨時財政対策債の大幅な伸びがあっただけでこうなったという説明は通用しません。15年度の地方交付税は、15年度当初予算は158億1,700万円でしたが、決算では162億935万8,000円で落ち込みどころか逆に3億9,235万8,000円も伸びています。平成15年度決算では、歳入に占める市税と交付税の割合は、合わせて47.5パーセントで、歳入の中で大きな比重を占めています。この大きな比重を占める市税で、当初予算同士の比較と決算同士の比較でどうしてこういう違いが生じているのか、説明をしていただきたい。

また、地方交付税は予算の比較で大幅に減るとの見込みが、決算の比較では逆に増える結果となった。どうしてこんなことになったのか、わかるように説明をしていただきたい。

これまでの理事者の説明では、当初予算は政府の地方財政計画の方針が細部にわたって示されていないから、明らかになっている方針で予算を編成するから違いが出るとのことです。しかし、臨時財政対策債に見られるように、見通しの当たっている項目もあるので、この言いわけは通用しません。さらに、平成15年度当初予算の説明では、地方選挙前の骨格予算だから詳しく説明していないとの言いわけも通用しません。選挙後の15年第2回定例会の会議録を見ましたら、市長の提案説明では、財政問題の内容については何も語っていません。それどころか、平成15年は財政難を理由に健全化計画を発表し、行政改革で市民と職員の負担で40億円もの財政効果を生み出し、財政再建を図ると打ち出した年でもありました。これでは、歳入をわざと低く見込んで、財政が苦しいと議会や市民に強調し、健全化計画で40億円もの負担を市民と職員に強要する理由にしたのではありませんか。こう見てくると、平成15年度当初予算の提案説明は、1年たってからの決算の結果に照らせば、今指摘したように考えざるをえません。この疑問に対する説明を求めるものです。

第3は、新たな健全化計画についてです。

市長や理事者の話を聞いていると、政府の三位一体改革の財源確保の具体的見通しが明らかになれば、直ちに健全化計画ができるように受け取れますが、それに相違ありませんか。

また、既にスタートが切られている北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設等や近く明らかになるとうしている市立小樽病院の建替え計画を前提に立てるのか、お答えください。

この二つの事業は健全化計画の年度に属しないとのことで、答弁を避けてはなりません。事業費が大きいだけに財源の見通しを市民や議会に明らかにするのは当然だからです。また、三位一体改革の新年度の財源

見通しが明らかになると、新年度予算編成がスタートするのが同じ時期になりますが、新年度予算の財源の見通しをお聞かせください。

第4は、2003年度決算にかかわってです。

まず、15年度予算に対し、当初の予想に反し、黒字になった要因を含め、決算の結果について歳入歳出の主な項目ごとにそうなった要因について説明してください。

次に、2003年度予算では45億円の赤字予想ということでしたが、決算では22億円の財政効果を生み出し、赤字予想額を大幅に圧縮しました。この対象とした事業のうち、市民サービス削減と負担増、職員の人件費、職員数削減の効果額は幾らであったのか、各事業ごとにお知らせください。

また、不用額調べでは、生活保護費の不用額が2億7,339万9,000円にもなっています。この失業、倒産、就職難、相次ぐ社会保障の改悪の中で、どうしてこうなったのか疑問です。理事者の説明では、入院患者が前年に比べ156人減ったのが要因と説明していますが、前年に比べ保護を開始したケースと廃止したケースの差引きで84件もケースが減っています。これは窓口規制を厳しくして、生活保護適用を減らしているということにはなりませんか、その理由をお聞かせください。

次に、商工費の不用額は3億9,516万3,000円で、予算現額に対し13.1パーセントにもなっています。そのうち貸付金の不用額が3億6,205万6,000円で商工費の不用額の91.6パーセントを占めています。長引く不況が大きな要因であることは否定できません。しかし、これにすべて解消されることにはなりません。市の制度が地元業者の実態、要望に合わなかったということは考えられませんか。中小企業特別資金、それと小樽商工信用組合破たんの際立ち上げられ、その後改正された経営特別資金が不用額の中で群を抜いていますが、これにも触れてお答えください。

次は、家庭ごみ有料化についてです。

本定例会に家庭ごみ有料化のためのごみ袋、事前周知用パンフなどの制作費として、7,210万円の補正予算と条例の一部改正案が提案されています。我が党は、家庭ごみ有料化には反対であることを申し上げ、幾つか質問します。

まず、家庭ごみ有料化でごみ減量が確実にできるのか、その根拠を示して、市長の見解をお聞かせください。我が党がこれまで機会あるごとに有料化ではごみ減量にならないことを、有料化を先行して実施した他都市の事例も引きながら、有料化先にありきの誤りを指摘してきました。平成15年3月、国の事業として全国都市清掃会議が、全国すべての市区町村を対象に行ったごみ処理の有料化に関する全国調査でも、有料化した自治体の半分で有料化直後はごみ減量になったが、その後ごみ量は増え始め、有料化前の1.5倍にもなった自治体もあります。この結果は、7月5日のNHKの「おはよう日本」でも紹介されています。市長は有料化すればごみが減る理由に、この調査結果を論じた全国都市清掃会議の報告が、家庭系一般ごみの有料化がごみ減量化に有効な方法としていること、又は、NHKの「おはよう日本」の中で紹介された東京都日野市のように、袋の値段を高くして住民に負担感を与えれば、ごみが減るとも考えているのでしょうか。いったい何を根拠に、小樽の家庭ごみ減量のためと称して有料化を進めるのか、お聞かせください。

同じ調査結果の報告で、「有料化しないで有料化したのと同等のごみ減量効果を上げている自治体もあることが明らかとなった。有料化以外にもごみ減量化の有効な方法があることを示唆している。これらの自治体は、ごみ減量化や分別のための住民啓発、そのための広報手段、広報ツールの開発、またごみの排出指導や住民の協力体制づくりなどにそれぞれ独自の努力と工夫を重ね、それらの施策の累積から得られた結果であ

ろうと推察される」こう書かれています。市長は、市民に年間3億6,500万円の負担をさせる前に、この道を探求して、本市のごみ減量の方針にしようとは考えなかったのか、お答えください。

我が党は、ごみ減量のためには、循環型社会形成推進基本法にさえたわれている廃棄物の発生抑制を優先することでなければならないと考えています。しかし、この基本法では廃棄物の発生抑制をうたいながら、拡大生産者責任、ごみとなる製品を製造、生産する企業、これを大量に使用する流通事業者、製品廃棄後の処理までの責任を義務づけていない根本的弱点があります。現在、製造業者、大手流通業者は、リサイクル費用の2割から3割しか負担していません。残りはすべて自治体と住民の負担です。だから、使い捨て容器は税金で処理してもらえから、リユース容器を駆逐してしまうことになっているのが現状ではないでしょうか。市民は生活していく上でやむなく購入した容器包装資材を可能な限り分別して再資源化の努力をしても、使い捨て容器を大量に生産し、大量リサイクルの繰り返しでは、再資源化されても、それがだぶついて価格が下がるばかりです。

本市のごみ減量・有料化実施計画では、鳴り物入りで資源化を推進しても、資源物の売却代金は950万円しか増えず、平成17年度は1,756万円程度との見通しです。ごみ処理やリサイクルについては、廃棄物処理法が改正され、資源リサイクル法の制定、容器リサイクル法の制定とプラスチック・紙容器までの対象範囲の拡大改正、家電リサイクル法の制定と相次ぎましたが、ごみの総量は減るどころか、逆に増える一方です。こういう現状の下で、地方自治法では分別収集や運搬、リサイクル施設の建設や圧縮梱包、収集車や人件費の確保、ストックヤードの新設・確保などに多額の税金の投入をやむなくされています。

ごみ問題の先進諸国ヨーロッパのように、使用後の製品や容器包装の収集・分別・保管などの処理費用を製品コストに含めてこそ、処理困難な製品の生産抑制、廃棄物の発生抑制が図られると考えています。以上の指摘に対し、お答えください。

これを前提に市民の世論を喚起し、その協力の下に分別を徹底して、リデュース、リユース、リサイクルを推進することこそごみ減量の王道です。これは広報おたる9月号に、「循環型社会を目指して」と題して、三つのRの話として今月の焦点として掲載されていることでも明らかです。ところが、小樽市のごみ処理行政は、この立場が明確でなく、ごみの有料化を行うに当たって、とってつけたように広報おたる9月号に「循環型社会を目指して」として三つのRを掲げました。これを読んだ市民の感想は、「だからどうしたというのだ」「何をせよというのか」など極めてクールなものです。それもそのはずで、いまだに市内のスーパーなどにトレイなどの廃止を申し入れてさえいない行政の態度に対する批判が込められているのではないのでしょうか。21世紀プランでも、この循環型社会形成に向けた基本課題が明確に整理されてはおりません。これで有料化と言っても市民の合意を得ることは難しいのではないのでしょうか。

以上の指摘に対する市長の見解をお聞かせください。

次に、ごみ有料化に伴う環境部の説明を前提に、平成17年度の家ごみ有料化の歳入歳出の構成をどうしようとしているかについてお尋ねします。

家庭ごみ有料化に伴う新たな歳入総額は3億6,859万円、またこれに伴う新たな事業の歳出予算は2億6,320万円とのことです。その差額は1億559万円、平成17年度の予算編成時に、この1億559万円をどう扱うのかという問題です。平成15年度決算では清掃費に充当している一般財源は、3億5,037万3,000円です。新年度は、清掃費に充当している一般財源を1億559万円削減する予算編成とするのではありませんか。ごみ袋代金は特定財源ですから、清掃費以外に使うことはできません。こうなれば、財政難の折、家庭ごみ有料化の

どさくさに紛れ、市民に1億円もの余計な負担をさせ、一般財源に繰り入れすることと同じことになるではありませんか。清掃費以外の費用を負担させられる市民は、たまったものではありません。市長の見解をお聞かせください。

この間、ごみ有料化に向け、各町内会や市民に対し、38回、1,280人に対する説明を行って、参加した市民からも意見を聞いたと説明しています。伺いたいのは、これをもって市民に対する説明責任を果たしたと考えているのでしょうか。滝川市では、市長も承知のように、市民へ説明するため、町内会を単位に400回以上、1万3,700人に対し徹底した説明を行っています。この規模と比べ、小樽市はあまりにも少なすぎ、市民への説明が不親切ではないでしょうか。また、小樽市の説明会で出された市民からの意見、要望、批判にどのように対応するつもりか、あわせてお答えください。

この問題の最後に、補正予算に指定袋等作成費として4,650万円が計上されていますが、地元企業に発注することを求め、発注方法についてもお聞かせください。

最後の課題は、去る7月9日静岡市の沼上清掃工場の灰溶融炉水蒸気爆発事故に関して尋ねます。

水蒸気爆発を起こした灰溶融炉と同じ型が北しりべし廃棄物処理広域連合の発注する灰溶融炉として計画されていますから、炉の大きさは違うとはいえ、広域連合の一員である小樽市としても無関心ではおられません。市長は、北しりべし廃棄物処理広域連合長として、8月3日付けで日立造船に対し、灰溶融炉事故の対応についてと題する文書を送付し、4点にわたって回答を求めています。送付後1か月がたちますが、日立造船からどのような回答、説明があったのか、お聞かせください。

灰溶融炉は、焼却炉のストーカ式などと比べても歴史は古くありません。日立造船自身も灰溶融炉の建設は、静岡市を含めて3か所しかないということです。他の2炉は30トンクラスで、今回事故の起きた静岡市は1基60トンで、北しりべし廃棄物処理広域連合の4倍です。過日、北しりべし廃棄物処理広域連合議会で岐阜県の施設を視察した際、日立造船から北しりべし廃棄物処理広域連合議会に、静岡市の灰溶融炉事故の説明がなされました。そのとき担当者から30トンクラスでは事故はないので心配ない旨の説明がなされました。これに対して、各議員から一斉に批判の声が挙がりました。各議員からの批判、懸念は当然のことでした。日立造船は進んで資料を公開していませんが、2基の灰溶融炉は今年4月に静岡市に引き渡された以降、まともに稼働していなかったことがその場で我が党によって指摘され、日立造船も認めました。

この説明から灰溶融炉の水蒸気爆発事故とは別に、灰溶融炉の前処理にも欠陥があり、溶融灰がスムーズに灰溶融炉に送られず、トラブルが続いていたことが明らかにされました。このトラブルと水蒸気爆発は関係ないとの説明でしたから、日立造船の灰溶融炉には、少なくとも二つの欠陥があることが明らかとなりました。市長はこの点について、どういう認識を持っておられるか、お答えください。

また、このことについて日立造船の北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に対する説明のように、15トンの灰溶融炉だから心配ないと広域連合長に説明をしているのでしょうか。

次に、今の指摘とも関連する溶融灰の前処理に関して尋ねます。説明によれば、溶融不適物を前処理で取り除くとのことですが、今回、静岡市の灰溶融炉でのトラブルの一つに、溶融炉内にスムーズに灰が落ちていかず、斜めに取りつけられたホッパーを垂直にするなどの改善なども行っていたとのこと。これが今年4月に静岡市に引き渡された以降、灰溶融炉がまともに稼働せず、3分の1しか稼働していなかった直接的な原因とのこと。新聞報道では、鉄分が多いのが原因ではないかとの指摘もありますが、市長は日立造船から3分の1しか稼働しなかった原因について、どのような説明を広域連合長として受けているのでし

ようか、お聞かせください。

静岡市のこのトラブルは、他人事ではありません。去る8月18日、北しりべし廃棄物処理広域連合議会で視察した岐阜県可児市の灰溶融炉は、磁石などで前処理しているとのこと。焼却炉に紛れ込んだ大きな金属の廃棄物が、そのまま灰溶融炉の前処理に運ばれ、磁石で吸引したが、その磁石で最後まで運ぶことができず、落下して灰溶融炉に持ち込まれるトラブルも起こっているとのこと。したがって、8月3日付けで日立造船に提出した灰溶融炉事故の対応については、水蒸気爆発事故に限ってのものですが、前処理に関するトラブルも問いただし、より安全で確実な灰溶融炉となるよう、最善の努力を尽くすのが市長の役目ではないでしょうか。日立造船の説明では、静岡市の場合、事前運転のときは前処理のトラブルはなく、灰溶融炉はスムーズに稼働していたが、静岡市に引き渡された途端トラブルが発生したという経過になる説明です。そうであれば、北しりべし廃棄物処理広域連合の試運転の期間を延長し、慎重の上にも慎重を期すべきではありませんか、お答えください。

私は、このようなトラブルの原因を小樽市として自主的に検討、解明することが必要と考えます。そのためにも、日立造船が建設した静岡市、岐阜県可児市、茨城県日立市の3施設の灰溶融炉の運転日誌等のコピーを、関係自治体あるいは直接日立造船から提出してもらい、市長みずからの責任で検討することが、どうしても避けられないと考えます。入手の方法は、既に公開されているインターネットなどを通して資料の入手ができるわけです。これらを検討し、意見を申し上げる、こういうふうにするべきだと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、日立造船は不都合なことを隠す体質があるのではないかとの疑問についてです。市長も認めているように、緊急時の対応に問題があったことは明らかです。静岡市との間でかわされた運転業務等委託契約に反して、灰溶融炉の温度の異常な上昇にもかかわらず、静岡市に通報していない契約違反が問題点として浮かび上がっています。この事故を通じて、日立造船は温度センサーの上昇に対する対応で、不都合なことを隠す体質があるのではないかとの疑問が出ています。爆発事故の起きた灰溶融炉の外側には、温度センサーが10数台設置されていたとのこと。この温度センサーの記録が静岡市議会の生活環境水道委員会へ報告されています。この記録によると、事故の起きる30分前に、7月9日午前0時15分に炉の外壁温度センサーが通常の80度を超えて上昇していたとのこと。90度、100度、130度まで上昇していたとのことですが、これに対して、日立造船はどのような対応をしていたのか、説明してください。

8月17日の北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員への説明の際、私は文書でこの問題点を指摘し回答を求めましたが、回答はありませんでした。広域連合長でもある市長の方から、改めて問いただしていただきたく質問するものです。

市長は安全性が確立された以降に、灰溶融炉の工事着工を認めるとのことですが、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員への説明では、静岡市の事故に関しては、日立造船としては原因究明と安全対策確立を図り、年内には再開できるように考えているように受け取れました。市長として事故の説明と安全対策が示されるのはいつごろと考えておられるか。また、日立造船の示している工事工程表からして、北しりべし廃棄物処理広域連合が設置する灰溶融炉は稼働に間に合うと判断しているのか、あわせてお答えください。

次に、溶融スラグの最終処分について伺います。北しりべし廃棄物処理広域連合で生産される溶融スラグの小樽市の分は再利用の使途がない限り、桃内の廃棄物処理センターの最終処分場に埋め立てられます。伺いたいのは、このときの埋立手数料をどうするのか、説明してください。

次に、本題の桃内の最終処分場に埋め立てられる溶融スラグの安全性について尋ねます。一般廃棄物の溶融スラグは、旧厚生省の「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」に基づく環境庁の溶出試験で、環境安全性がクリアされている。だから、溶融スラグに含まれる重金属、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンなどはいずれも溶出基準以下であるから、広域連合長である市長は埋め立てても安全性は確保され、心配ないと判断されているようです。これは、日本全体の再生製品の安全性はいかにあるべきかが大きく問われ、関係省庁が学者、専門家の力をかりながら、その安全基準確立に努力しているとき、あまりにも性急すぎる結論、態度ではないでしょうか。

現在、政府でも課題になっているのは、溶融スラグをインターロッキングブロックなどに再利用した場合に、有害物質溶出による被害の有無です。国民の不安は溶融スラグを含めて、再生製品全体の品質の安全性が保証されるしくみを国全体で確立していないため、国民の理解を得にくく、じゅうぶんな説明がなされていないことが原因です。そこで、新技術に関する安全基準を確立するため、平成14年7月に、準JISと位置づけられている標準情報が公表されました。これを基に、JIS化のための調査研究が続けられています。溶融スラグについていえば、標準情報では溶出量基準のみ定めていますが、これではふじゅうぶんだというので、新たに含有量基準も加えた環境安全性を追加するための検討が行われています。関係者の合意が得られれば、3年後にJIS化される予定です。政府でさえこのように慎重に再生製品の安全性確保に努力しているとき、埋め立てても大丈夫との前提で事を運ぶことには重大な疑義があり、将来にわたって安全性が確保されるのか甚だ疑問です。いかがでしょうか。

また、溶融スラグの再利用については、全国的に大きな流れになっています。JIS化で安全性が確立されたとなれば、再利用をいっそう促進することになると考えられます。そこで課題となるのは、安全で良質なスラグの生産ということになります。基準を満たせば再利用が促進されます。安全基準が確立してからでも灰溶融炉をつくってもいいのではないかとさえ考えますが、いかがでしょうか。

とりわけ、日立造船が灰溶融炉で欠陥が二つも発見されたわけですから、なおさらではないでしょうか。市長の見解を求めるものです。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 北野議員のご質問にお答えいたします。

最初に、台風18号についてのお尋ねであります。まず市民周知についてであります。9月7日18時39分に発表されました暴風波浪警報を受けまして、21時から消防署におきまして市内一円を巡回広報いたしております。

次に、被害状況であります。市に連絡があつて消防や建設部が確認したもの並びに関係部局における民間施設の被害状況調査の結果を集約した結果、13日9時現在で人的被害につきましては、暴風で転倒したことなどによる負傷者が11名発生し、そのうち重傷が2名、軽傷9名となっています。

次に、市民から市に被害の連絡があつた件数は1,286件であり、主なものは屋根トタンはく離、屋根飛散などの建物被害が574件、倒木が408件などとなっております。また、小中学校や市営住宅など134の市の施設に

において、屋根の被害などがありました。停電につきましては、9月8日に1万4,000戸がりましたが、11日の午前零時30分に復旧いたしました。農産物の被害につきましては、主に強風によるビニールハウスなどの倒壊が多く、トマト、キュウリなどの畑作物に大きな損害を受けました。被害農家数は78農家、被害面積13ヘクタール、被害金額は約1億2,000万円に及んでおります。

次に、文化財保護対策についてであります。防災計画第5章第15節文教対策計画の中に、文化財の保全について記載しており、暴風雨のみでなく災害全般に対し万全を期すことをうたっております。

次に、災害情報等の収集・伝達についてであります。今回の台風につきましては、災害発生が見込まれたため、9月7日18時39分、暴風波浪警報発表と同時に、災害対策連絡室を立ち上げ、また9月8日11時に、災害対策本部を設置し、各部の情報連絡責任者から災害に関する情報の報告を受け、必要な指令を伝達いたしました。今後、市内全体の被害状況を早期に掌握するために、さらに各部の情報の収集を徹底するとともに、関係機関をはじめ、町内会や福祉団体等住民の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、北電との連絡についてであります。北電からは今回の停電は規模が大きく、電線の切れた場所の特定が難しいなど、過去に例を見ない事態であり、北電への苦情電話が殺到し、市からの防災専用電話に対応するのが困難であったと聞いております。

なお、関係機関に設備されている専用無線施設の活用についてであります。現在この施設は市のほか、小樽警察署と日赤に設置されており、この無線施設は市の通信機能が失われたときにこの二つの機関に出向き利用することができる施設であり、今回の災害につきましては、市の有する通信手段が確保されていたことから活用には至っておりません。

次に、国の災害関係法律の適用であります。今回の災害に対し適用が考えられる主な法律としましては、激甚災害に対処するための特別の財政措置に関する法律や、災害救助法がありますが、現在、国や道においても被害状況を把握しているとのことですし、本市においても調査を進めているところであります。法の適用につきましては、その被害調査の結果を踏まえて判断されることとなります。また、その他民間施設等の被害につきましては、現行の市の制度の中で対応していきたいと考えております。

次に、市民への対応であります。防災知識の普及・啓発につきましては、防災計画においては、講演会、防災訓練の実施、広報紙の活用、FMおたるの活用等とうたっており、これまでも広報おたるや出前講座、また講演会、FMおたるでの放送などを通して普及啓発しているところでありますが、今後とも積極的に市民への啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民からの要望に対する市民周知の徹底であります。9月10日に報道依頼を行い、あわせて市のホームページに掲載したところでありますが、さらに市のサービスセンター、民生委員、社会福祉協議会などを通じ、周知徹底に努めているところであります。

次に、生活福祉資金貸付金であります。厚生労働省の要綱に基づき、北海道社会福祉協議会が実施している貸付制度であり、住宅資金は住宅を増改築・補修・改修するための資金として、災害援護資金は火災や風水害などで住居や家財道具に被害があった場合に、低所得者世帯などに貸し付けられる資金として運用されております。現行では、いずれの資金も家屋を再建する場合は、解体・撤去費も貸付対象となりますが、解体・撤去費のみの場合は対象としていないものであります。市といたしましては、今回の災害の実態を踏まえ、解体・撤去費のみの場合でも貸付対象となるよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、金利についてであります。生活福祉資金貸付金は国の要綱に基づき、昭和30年から開始された貸

付制度で、これまで3パーセントの固定金利で運用されてきておりますので、北海道社会福祉協議会として適正な金利にするよう数年前から国に対し要望していると伺っております。

次に、今回の台風被害の現状に照らし、防災計画の見直しについてのお尋ねでありますけれども、小樽市ではこれまで災害の少ないまちと言われてきましたが、今回は今までに経験したことのない台風でもあったことから、想定していないことが発生するなど、さまざまな教訓を得ました。今後、速やかに防災計画の総点検を行ってまいりたいと考えております。

次に財政問題について、何点かお尋ねがありました。

まず、財政状況に対する考えについてであります。平成16年度は財政健全化が本市の最重要課題であり、安定的に継続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であります。そのような中で、歳出削減や歳入増のための取組は、議会並びに市民の皆さんのご理解とご協力により、ぜひ達成したいと考え、広報紙にも財政再建問題を掲載し、昨年からの政策課題として議会にもお示ししてきたところであります。

しかしながら、健全化の第一歩を歩もうとしていたときに、国の三位一体改革が示され、本市にとって非常に厳しい結果を招くこととなったと受け止めております。国、地方ともたいへん厳しい状況の中で、三位一体の改革は必要であるとの認識を持つものですが、本市をはじめ、多くの地方自治体の財政に大きな影響が出ており、この改革が大都市圏と地方のいずれの都市も納得の上進められ、地方財政の充実につながり、真の地方分権を推進するものでなければならないと考えております。

次に、港湾管理に係る財政問題でありますけれども、初めに石狩湾新港建設の一時中止であります。全国的に厳しさを増す港湾経営の中で、唯一、二つの重要港湾を抱えることは、本市の財政規模の都市にとって大変な負担であることは言うまでもありません。しかしながら、本市の経済、産業には、古くから港湾と直接的、間接的にかかわりを持つものが少なくなく、また新港については、背後用地の企業活動における物流基盤としての役割を担い、本市の産業構造の高度化にも資することを目指しているものであり、厳しい財政環境の中とはいえ、可能な限り両港を含めた必要最小限の港湾整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、新港マイナス14メートルバースの財政負担であります。このたびの王子製紙の方針決定は、これまでの計画の域を出なかった大水深バースの利用がよいよ具体的なものとなり、小樽市域における本格的な港湾活動の幕開けになるものと歓迎しており、今後これを契機に多様な貨物取扱いが発生し、港湾収入の増加と背後地域の活性化に大きな効果を発揮することを期待しております。また、中央地区3工区の売却見直しにつきましては、近年の経済情勢を踏まえれば、厳しいものがありますが、管理組合としても母体負担への影響を極力避けるべく、さまざまな角度から対応策の検討を行っているものと理解しております。

いずれにいたしましても、管理組合に対しましては、母体の危機的な財政環境を踏まえて、不要不急の建設事業を控えることはもちろん、一般管理経費の節減と港湾収入の増加に向けて最大限の努力を払うよう、引き続き強く申し入れてまいりたいと考えております。

次に、銭函4丁目の都市計画変更につきましては、大規模商業施設の立地が中心市街地の活性化を妨げるおそれがあると判断し、一定規模以上の商業施設の立地を規制することとしております。私といたしましては、これからのまちづくりは、将来にわたる人口の減少や少子高齢化など、社会構造の変化を踏まえ、市街地を郊外に拡大するよりも、むしろ市街地の中に目を向け、そこに蓄積された歴史や文化、集積された産業基盤や公共施設など、多様な資源の有効活用を図り、人口規模に応じたまちづくりを進めていくことが大切だと考えております。

次に、健全化のための具体策の説明であります。提案説明では平成15年度決算を踏まえて、今後の財政健全化に取り組む姿勢を表明したものであり、三位一体の改革の影響を見極めた上で、収支見通しを立てなければ健全化の目標や対策を立てられないことから、具体的な内容等については、現時点では申し上げる状況にありません。なお、現在、事務事業の見直しや税外収入の確保対策、使用料の見直し等について、引き続き検討しているところでありますので、それらの方針が定まりましたら議会にお示ししたいと考えております。

また、議会に対する財政問題の説明についてであります。今後とも機会あるたびに本市の財政状況や施策の方向性などについて説明し、ご理解をいただいてまいりたいと考えております。

次に、このたびの地方六団体の改革案による本市への影響額であります。具体的な補助金が明示されている平成18年度までの第1期の内容で試算したところ、国庫補助負担金の廃止により、国・道支出金は私立保育所運営費負担金、公営住宅家賃関係の補助金など65件で、約10億円の減額が見込まれます。税源移譲につきましては、この改革案を政府に提出するに当たって、国と地方六団体との協議機関の設置、あわせて確実な税源移譲と交付税による確実な財源措置など、具体的な7項目の実行を前提条件としておりますので、国においては誠意を持って地方六団体と協議を進め、責任を持って対応していただきたいと考えております。

次に、市税、地方交付税の予算と決算の相違についてであります。市税につきましては平成15年第1回定例会において、14年度の賦課状況を助案して市民税、固定資産税・都市計画税、たばこ税合わせて2億7,000万円の減額補正をしており、平成14年度の最終予算額と平成15年度当初予算額の比較では、約6億2,400万円の減額であり、両年度の決算額の差、約6億3,700万円と同水準にあると考えております。また、交付税につきましては、普通交付税の予算は前年の本市の交付実績、年末に国から示されます国の予算案における地方交付税総額や地方財政対策の伸び率などの数値を基本として、事業費補正など本市の特殊財政需要の推移などを考慮して積算しておりますが、毎年その実績とは差額が生じ、例年、最終の議会で補正措置をしているところであります。平成15年度の普通交付税額の実際の算定においては、福祉や保険関係の単位費用が多く見積もられたことなどにより、結果として当初予算より多く交付されることとなったものであります。

次に、歳入を意図的に少なく見込んだとの指摘でありますけれども、財政健全化の目的は今後ますます厳しさを増す社会経済情勢の中でも、安定的に継続可能な市政運営を行いうる財政体質を構築することであり、準用再建団体への転落を避け、単年度収支のバランスがとれるスリムな組織と行政を目指さなければならないと考えております。昨年試算では、平成15年度予算で22億円の財政効果を上げて、平成17年度には準用再建団体転落のおそれがあったことから、これを何とか防ぐために平成16年度から3年間をめぐりに収支の見直しを図り、平成18年度には平成15年度と比較して40億円程度の財政効果を上げることを目標として、財政の健全化対策を組み立てたものでありまして、意図的に収入を少なく見込んだものではありません。

次に、財政健全化計画についてのお尋ねでありますけれども、初めに策定期間についてであります。三位一体の改革の全体像と工程表の明示が今年の秋とされておりますので、税源移譲や国庫補助負担金の見直し、地方交付税制度の改革が本市にどのような影響があるのかを見極めるとともに、現在進めております事務事業の見直しなど、健全化の取組状況を含めた収支見通しを立て、計画を策定することになります。したがって、三位一体改革の具体的な内容が明示される時期によりますが、それらを踏まえた上で、今年度中には策定したいと考えております。

次に、財政健全化と焼却施設などや病院建替え計画についてであります。新病院の建替えにつきまして

は、建設時期と健全化計画の期間や一般会計の収支状況を検討した上で、当該計画に盛り込むかどうか判断してまいりたいと考えております。

また、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設等に対する市の負担金につきましては、新たな財政健全化計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次、新年度予算の財源確保でありますけれども、三位一体の改革に伴う税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の影響等が具体的にどうなるのか現時点ではわかりませんが、いずれにいたしましても、厳しい予算編成になると考えております。

次に、平成15年度決算結果とその要因であります。主な項目について説明を申し上げますと、予算額と決算額の対比では、歳入につきましては、市税が固定資産税・都市計画税、たばこ税の減収などで約5億5,133万円、国・道支出金が生活保護費の減などによる民生費関係の負担金の減のほか、繰越事業の財源として翌年度に4億1,000万円を繰り越したことなどで約8億64万円、繰入金が減債基金、財政調整基金の取崩しをしなかったことなどで約3億7,809万円、諸収入が商工費貸付金の減などにより約3億6,022万円、市債が繰越事業の財源として翌年度に2億500万円を繰り越したことなどで、2億9,210万円それぞれ減収となり、歳入総額では約25億4,259万円の減収となりました。歳出につきましては、約19億7,216万円の不用額を生じましたが、繰越事業費6億1,500万円は平成16年度に支出されるため、約25億8,716万円支出が減少し、約4,457万円の黒字となりました。不用額の主なものといたしましては、民生費が生活保護費の減などにより約6億3,009万円、商工費が中小企業等への貸付金の減などにより約3億9,516万円、土木費が除雪費及び共同住宅建設改良資金貸付金の減などにより約3億5,677万円、職員給与費が時間外手当の減などで約1億8,215万円となっております。

次に、平成15年度予算に反映された財政健全化の効果について、項目別に申し上げますと、職員数の削減では退職者の不補充などで約2億5,000万円の削減となり、給与・手当の見直しでは人勤の影響のほか、調整手当の2パーセント削減などで約6億5,000万円の削減となり、人件費で約9億円の効果を上げました。事務事業の見直しでは、徹底した管理経費の削減を行い約6億8,000万円の削減をし、運河健診の一部負担導入など受益者負担の見直しで約2,000万円の効果を上げるとともに、総合体育館や引き船業務の民間委託も進めました。

以上の健全化の取組による効果は、合わせて約16億円となり、計画時点との事業量の増減による影響額6億円も含めて、単年度で約22億円の削減効果となりました。

次に、生活保護費の不用額でありますけれども、生活保護制度は最低限度の生活を保障する国の制度であり、その適用においては適正な実施に努めております。その中で、被保護世帯数は毎年度増加傾向にあり、予算編成においては毎年の伸び率を考慮し、扶助額を設定しております。平成15年度においては、前年度に比べて入院患者数が減少したことに加え、保護世帯数の伸びについても過去2年間、5パーセント台であったのに対して、死亡件数が12件増加したことや、就労指導による就職件数が増加したことなどから、廃止件数が増えたため、2.5パーセントの伸びにとどまったところであります。これらが不用額の増加につながったものと考えております。

次に、商工費の不用額でありますけれども、商工業振興費の貸付金については、毎年その時々金融情勢や前年の融資実績を踏まえ、予算計上しております。これまでも市の融資制度につきましては、国や道の融資制度、セーフティネット保証の活用などとあわせて、利用する地元業者の方々にとって利用しやすい実効

性のあるものとなるよう、随時見直しをしながら運営しているところであります。15年度につきましては、国のセーフティネット保証の拡充により、同制度の市内企業の利用者が増えたことなどにより、マルチル資金や経営支援特別資金において不用額が生じたものであります。

なお、今後とも融資先をはじめ、市内企業や金融機関等を訪問することにより、経営動向や融資ニーズなどの情報を収集し、実効性のある融資制度の運営等がじゅうぶんに図られますよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみ有料化について、何点かお尋ねがありました。初めに、有料化で家庭ごみが確実に減量できるのか、またその根拠ということでもありますけれども、本市が平成12年度に実施した事業系一般廃棄物の埋立処分手数料の有料化において、資源物の分別徹底もあわせて実施した結果、減量化が進んだこと、また道内他都市の例を見ましても、資源化拡大施策とあわせて実施した家庭ごみ有料化において、減量効果が出ていることから、本市においても資源物の収集品目を拡大し、無料で収集し、家庭ごみを有料で収集することがごみ減量の有効な方策の一つであると、基本的な考え方を示したものであります。また、ご質問にありました全国都市清掃会議のごみ有料化にかかわる調査でも、個々の自治体を見ると必ずしも減量効果を上げていないケースも見られるが、全体として家庭系一般ごみの有料化がごみ減量化に有効な方法であることが、さまざまな角度から検証されたことから、有料化は減量化の有効な方策の一つであると考えております。

次に、有料化以外の方法の検討についてであります。市といたしましては、これまでもごみ減量化施策として減量意識の啓発、資源化と再使用の促進、エコショップの認定による事業者の取組の推進、段ボール箱を使用した家庭での生ごみたい肥化の促進など、市民、事業者とも連携した取組を考えてまいりました。これらの減量化施策とあわせて、よりいっそうの減量化、資源化を進め、さらに市民サービスの向上を図るため、有料化を計画したものであります。また、全国都市清掃会議の調査結果においても、ごみ減量化や分別のための住民啓発、広報活動、住民との協力体制などの施策を家庭ごみの有料化とあわせて行うことにより、いっそうの効果が期待されるとありますことから、啓発・広報活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、廃棄物の発生抑制と事業者の処理責任でありますけれども、循環型社会を実現するための多くのリサイクル法が施行され、ごみの発生抑制や排出者責任、拡大生産者責任などについても規定されております。現行の容器包装リサイクル法では、市民は排出、市は収集、事業者はリサイクルという役割分担のしくみとなっておりますが、物をつくって売る企業などの事業者においては、現状では拡大生産者責任がじゅうぶん果たされていない状況となっております。その結果、全国の自治体においては、収集運搬やリサイクルプラザの建設、圧縮梱包や保管場所の確保など、リサイクルに要する費用負担を強いられている現状であります。容器包装リサイクル法は施行後10年を経過したときに、規定の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっており、現在、平成17年度の見直しに向けて、中央環境審議会で自治体負担の見直しや繰り返し使用できる容器の利用促進を誘導するしくみ、リサイクル費用の製品価格への転嫁などの審議が始められております。本市においても、今後の法改正の動きに期待しているところであります。

次に、小樽市のごみ減量の基本方針についてであります。平成13年1月に施行された循環型社会形成推進基本法を基本的枠組みとして、廃棄物処理法の改正や資源有効利用促進法、家電リサイクル法など、次々

とりサイクルに関連する法が施行され、いずれの法においても循環型社会を実現するためには、3Rを基本として進めることが定められております。本市ではこれまでに3Rの市民周知については、広報おたるで内容を工夫しながら過去に2回掲載しており、今回の広報おたる9月号で掲載した「三つのR」もごみを出さない暮らし方を再度提唱し、ごみの減量や資源化についての市民啓発を行ったものであります。また、スーパーのトレイなどについては、現在消費者協会と連携をとりながら、使用の見直しの申入れについて具体的な検討を進めているところであります。家庭ごみの減量化は、有料化だけではなしえないものであり、容器包装リサイクル法に基づく市の資源物収集の拡大や、ごみ減量化のために市民が自主的に行う活動に対する支援、事業者との連携、減量意識啓発など、総合的な取組とあわせて達成されるものと考えております。

次に、ごみ有料化に伴う歳入と歳出であります。現時点での通年経費の見込みとしては、ごみ処理手数料の収入が約3億6,800万円に対し、歳出は有料化実施に伴う新規拡大経費として手数料徴収関係経費、資源物収集拡大関係経費、市民サービス向上経費などで約2億6,300万円を見込んでおります。その差額についてであります。職員給与費と公債費を含んでいない清掃費に係る一般財源は、平成15年度決算では約3億5,000万円、平成16年度の当初予算では約6億円にも上っており、有料化を実施する平成17年度以降は、さらに市民要望に対応した資源化施策や市民サービスの向上策の経費に充てるほか、今後、広域連合負担金のうちのリサイクル施設建設に係る経費、さらにはリサイクル施設維持管理費も発生し、清掃費に係る一般財源がさらに増加しますので、これらの財源に充当したいと考えております。

次に、「基本的な考え方」に関する市民との懇談会についてでありますけれども、6月中旬から8月初旬まで38会場で開催し、約1,280名が参加しました。今回は市の減量化、有料化施策についての「基本的な考え方」に関する懇談会であり、有料化の手法、ごみの収集、資源物の収集、不法投棄対策、市民サービスの向上などについて、参加者から多くの意見・要望をいただくとともに、「基本的な考え方」に一定のご理解が得られたものと思っております。また、「基本的な考え方」の概要版を6,000部作成し、町会を通じて全世帯に回覧し、周知しております。なお、有料化の実施に伴う新たなごみの出し方や分別方法についての説明会を11月から約200会場で行うほか、各団体などからの要望があれば、その都度開催するなど、市民の方々にじゅうぶん周知してまいりたいと考えております。

次に、懇談会でいただきました意見・要望でありますけれども、指定ごみ袋の種類、試行袋の配布、ごみネットのほか、ごみ箱設置費への助成、不法投棄対策や監視体制の強化などのほか、高齢者にもわかりやすい排出方法の周知などの意見・要望があり、それらを実施計画に反映させております。なお、ほかにも「有料化はもっと住民に意見を問うべきである」、「有料化の前に資源化施策を先に進めるべきである」などのご意見もありましたが、今後とも市民の意見に率直に耳を傾けながら、ご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋の発注方法でありますけれども、本市には道内有数のポリエチレン袋の製造業者が数社あり、またごみ袋を取り扱う販売業者も多数あることから、地場産業の育成、受注機会の拡大等を念頭に置きながら、今後、具体的な発注方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、日立造船製の灰溶融炉水蒸気爆発事故に関連して、何点かお尋ねがありましたけれども、初めに、日立造船への申入れに対する回答・説明についてであります。9月14日に日立造船から北しりべし廃棄物処理広域連合に対し、文書の提出とその内容が説明されることとなっておりますので、現時点ではお答えすることができませんので、ご了解いただきたいと思います。

次に、灰溶融炉の前処理にも欠陥があるとのこと指摘でありますけれども、これにつきましても日立造船に説明を求めてまいりたいと考えております。

また、15トンの灰溶融炉の安全性でありますけれども、日立造船からは現在のところご指摘のような説明は聞いておりません。また、3分の1しか稼働しなかった原因についても、あわせて9月14日に日立造船からじゅうぶん説明を受けたいと考えております。

次に、焼却施設の試運転の期間でありますけれども、今回の事故を踏まえ、原因の究明と改善策が講じられた施設が建設されるものと考えており、試運転等に当たっては慎重を期してまいりたいと考えております。

次に、トラブルの原因を小樽市として自主的に検討する必要があるかどうかということでもありますけれども、灰溶融炉の構造や運転管理を分析する場合は、専門家の知見が必要であり、市といたしましては、北しりべし廃棄物処理広域連合が全国都市清掃会議の技術指導と日本環境衛生センターの設計施工監理を業務委託していることから、これらの専門家の意見をじゅうぶん活用するよう、北しりべし廃棄物処理広域連合に申し入れているところであります。

次に、外壁の温度センサーが通常の温度を超えて上昇したときの日立造船の対応でありますけれども、灰溶融炉の運転・管理は日立造船が受託しているとのことでありますので、温度センサーが示す温度が上昇した場合の対応についても、14日に説明を受け、その分析をしてまいりたいと考えております。

次に、事故の説明と安全対策が示される時期であります。14日には示されるものと考えておりますが、その妥当性については、全国都市清掃会議及び日本環境衛生センターに検討していただき、その見解を受け、灰溶融炉の設計協議に入ることになるものと考えております。

また、稼働に間に合うのかということでもありますけれども、日立造船には工期に影響を与えることのないよう申入れをしてまいりたいと考えております。

次に、溶融スラグを埋立処分する場合の手数料でありますけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合では構成市町村のごみ焼却量に応じて、溶融スラグを各市町村に引き取ってもらうこととしております。この場合には、溶融スラグを引き取った各市町村がその事務として埋立処分することになりますので、本市の分の埋立については、埋立ての処分手数料の徴収は生じないことになるものと考えております。

次に、溶融スラグの安全性でありますけれども、埋立処分に当たっては、スラグから溶出した重金属が浸出水にどれだけ含まれているかが問題になりますので、国が定める溶出基準に基づいて埋立処分しますので、安全性が確保されていると考えております。また、国が進めている含有量基準は、スラグをコンクリートブロック等に再利用する際の基準でありますので、再利用に当たりましては、今後設定される金属含有量の基準も遵守し、安全性を確保してまいりたいと考えております。

また、含有量基準がJIS化されてから灰溶融炉をつくるべきとのこと指摘でありますけれども、建設する施設は溶出基準、含有量基準の両基準とも守られると考えておりますので、施設建設を当初の計画どおり進めてまいりたいと考えております。

なお、金属含有量を抑えるためには、焼却ごみの中に金属類を入れないことが大切でありますので、今後とも市民の皆さんに分別の徹底への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 再質問させていただきます。

最初に、台風18号の被害に関してでありますけれども、最初の答弁でよくわからないのですが、市民へ危険が迫っていることを知らせるといことは、9月7日午後9時から消防車で市内を巡回して呼びかけたのですか、ただ巡回だけなのですか。市民に周知するといことは、こういう強風が来るから気をつけなさいといことを、防災計画では指示しているのではないのですか。どういう文言で消防車が7日午後9時以降、市内を巡回したのですか、原稿を見せてください。

それから、防災計画では、被害の実態を最終的にいつまでにつかんで報告しろというふうになっています。今回の場合は、小樽はいつまでに被害の状況、実態を最終的にまとめるつもりでいるのか。先ほどの市長の答弁では、10日の午前11時にまとめた被害状況よりも、さらに詳しくつかんでいるわけです。例えば、農業関係の被害など、新たに報告がありました。しかし、先ほど指摘したように、小樽開発建設部では最大瞬間風速57.6メートルの風が吹いているのです。だから、海の方、水産関係で被害がないのかと、これはまだつかまれていないのかどうか。小樽にとっては重要な産業です。これについて、まだまとまっていないというのならまとまっていないでいいですから、いつまでにやるのか、これははっきりさせてください。

それから、今後のことでありますけれども、市民からさまざまな要望が出されているわけですが、市長は既存の制度で対応すると、自民党の質問に対してもそう答えたとし、私の質問にもそう答えました。しかし、被災された方々の実態は、既存の制度では救いようがないといところから問題を提起しているのです。だから、私の市民の要望を取り次いでいることにはこたえられないといことなのですか、はっきりしてください。

それと、住宅の解体費用については、これは全道あちらこちらで今問題になっているのです。だから、既存の制度で対応するようになっていことではなくて、被害を受けた全道の市町村とも歩調を合わせて、国や道に要求するとか、あるいは緊急に小樽市独自にもできるのですよ。小樽商工信用組合が破たんしたときに制度資金を立ち上げたわけでしょう。そういうことをやる気になればいくらでもできるのです。被害を受けた人に対して、市長は温かい気持ちがないのかどうか、あなたの政治姿勢を含めてお答えください。

それから、同じく低所得者に対する制度といのは、社会福祉協議会の方であると。しかし、一般の方で火災保険に入っているも保険料その他メニューがそうになってなくて、適用にならないでたいへん困っている。ですから、こういう場合、保険に入っているも適用にならない場合で困っている方がおられるわけですから、札幌市を調べたら、災害住宅補修資金という制度があります。北海道にはありません。したがって、この保険の適用外ですといわれた一般市民は、自己資金を借入するか、あるいは預金をおろして対応しなければならいといことになるわけです。預金のある方はまだしも、ない方は大変です。ですから、札幌市の災害住宅補修資金に見習って、小樽市も北海道に要望し、北海道が時間がかかるようだったら、小樽市単独で数が少ないわけですから、無利子、無担保で対応するといことを考えたらいかがですか、お答えください。

それから、今回、台風によるごみの後片づけの期間を9月24日までとしました。これはこれでたいへんけっこうなことです。しかし、我が党が農業関係者の方を現地調査したところ、例えば、ビニールハウスの問題ですとかその他で、営農しながら24までに台風の後片づけをしてごみをステーションだとか所定のところへ出すといことは、とうてい無理だといっているのです。だから、業種により、あるいは特別な事情で後片づけが9月25日以降にずれ込む、そういう方々についても特別な配慮が必要ではないかと、いかがでしょうか。

それから、台風関係でもう一つは、先ほど市長は気象庁の発表だと思うのですが、小樽の最大瞬間風速44.2メートルとお答えになりました。資料でもそういうふうに書いてます。しかし、先ほど指摘したように、開発局の風速計は57.6メートルを記録しているのです。それで、小樽市地域防災計画を見直すということですから、この防災計画の中には小樽市の概況というのがあって、その3に気象というのがあつたのです。ここには1日の最大降水量は161ミリメートルとなっていますけれども、最大瞬間風速というのはないのです。気温も書いていませんね。ですから、私はこういう地域防災計画、防災計画と私はさっきから言っていますが、これに開発局の方にも確かめて、瞬間最大風速は小樽でこういうのがあるということをぜひ記録して、今後の防災に役立てるし、市民啓発のときも、こういうこともきちんと記録を知っていただくということは必要ではないかというふうに思うのです。この点についてはいかがかと。

それから、北電の問題なのですけれども、先ほど質問で詳しく説明しましたから、改めては繰り返しません。しかし、問題なのはホットラインが小樽市の防災担当と北電の間にあるわけでしょう。具体的な例を先ほど聞きましたけれども、市民からいろいろな問合せがあるけれども、小樽市は北電からの情報がないから、市民へ例えば消防車などを出して、いつ復旧するのかと、こういうことなどは全然説明できないという状況に追い込まれたのではないですか。私もたいへん心配でしたから、先ほど言ったように北電に行ってきました。責任ある方にお会いして、どうして小樽市の防災、いわゆる災害時の専用電話に出なかったのかと聞きました。そうしたら、たいへんてんやわんやしてましたけれども、一般の電話、23局の1111番ですか、あれを受けるのに精いっぱい、専用電話の方は全然頭がないというのです。こんなことで非常時に対応できる北電の体制かということで、私はりつ然としましたよ。一般の市民からの要望に丁寧にお答えするということができません。やっていたかなければなりません。同時に、何よりも災害時の緊急の電話だということで、一般の人に知らせない電話番号を持っているわけでしょう。それにかけても出ないというのは、どうということなのか、おかしいではないですか。だから、こういうことも北電に、防災会議が近くあると思いますから、そこで指摘をして、改善を求めるというふうにして、特に今回はマスコミでも言われましたし、私もいろいろ質問を受けましたけれども、停電がいつ復旧するのかという物すごい問合せがあつたのですから。これは、ほかの議員だって同じです。だから、せめてこういうことぐらいはできなかったのか。ああいう強風ですから、全市的に停電になるということは、北電の責任だとは私は言いません。しかし、そういう事態の中でどういう対応をするかということについては、市長としても意見を申し上げてよいのではないかとこのように考えているところです。

そのほか、これから台風関係で新たな要望その他が出てくると思いますから、誠意を持って対応していただくということを強くお願いして、この問題の再質問を終わります。

次に、財政問題です。

最初に、依然として健全化計画について明確でないのですけれども、三位一体の計画が明らかにならなければ、健全化計画はできないということは私はわかりますよ、そこは理解していますから。しかし、先ほど来聞いている、例えば健全化計画の前提になっている各事務事業の見直しだとか、そういうことについて、これまでも何回も聞いてきたわけですが。特に市民に対する負担増、それからサービスの切捨てで20億円、職員の人件費で20億円、合わせて40億円の効果を上げると言っているわけですが。けれども、こういう努力をして16億7,000万円浮かしたけれども、国の対応ではあんなに上がったわけでしょう。19億円の赤字予算を組まざるをえなかったと。だから、事務事業の見直し、あるいは歳入増、職員の人件費等で40億円の効果を上げると言

いますけれども、その範囲のことで間に合うのですかという疑問が当然出るわけです。間に合うのであれば、国が穴をあけた分はどこで補てんするのか、あわせて説明していただかないと、先ほどの答弁では40億円で帳じりを合わせると、これからもやっていくというのですから、そうしたら国が穴をあけた分、どうするのか。それは当然初歩的な疑問です。お答えいただきたい思います。

それから、二つ目は、それとかかわるのですけれども、市長や理事者の話を聞いていると、40億円の効果どころか、もっと効果が出るのではないですか。陰でほくそ笑んでいるかどうかわかりませんが、40億円の効果、さっき市長も40億円と言ったでしょう。これだけ被害を受けて、国からダブルパンチを食らっても、隠し資産があるのではないかと思うのです。いろいろ考えたら、40億円の効果でなくともっと効果があるということを、既に兆候あるのではないですか、財政部長。そういうことを隠して40億円というふうに言って、市民に対しては厳しい厳しいと歳出の削減をさらに進めようなんていうのは、とんでもない話です。ここのからくりについて、隠さないでお答えください。

笑い事でないですよ。

それから、先ほど言った15年度の当初予算と15年度の決算を比較して、私は市税、地方交付税の違いについて指摘をしました。けっきょく健全化計画をやって、市民や職員に負担をかける、その口実に歳入を少なく見込むということをしているのではないですか。そうでないと言葉で否定したって、説得力がありません。裏づけを持って答えてください。そんな意図的なことは私はやっていないというのであれば、わかるように説明してください。

次に、家庭ごみの有料化について伺います。

まず、有料化以外の方法を検討したかということに対し、市長は先ほどの答弁で個々のことは幾つかお答えになりました。私が聞いたのは、一つや二つではないのです。有料化しないで先ほど指摘したそういう減量に成功している自治体があるのですから、視察その他をして、有料化しないでごみ減量をどうやって行ったかということの本格的に研究、検討したかといえ、そうではないですよ。ちょっとやっただけで、事業を若干やっただけで、それで有料化だ。とにかく先に有料化ありきなのです、市長の頭の中は。財政が緩くないから、そういう気持ちになるのはわかるけれども、ここは落ち着いて考えて、やはりごみの減量を自治体があちらこちらでやっているわけですから、有料化しないでできないかということなぜ本格的に検討しなかったのかと、私は怒りさえ感じますね。全国都市清掃会議の報告で、都合いいことしか読み上げないのです。そうですよ。持ってこいと言ったって、全国都市清掃会議の調べた報告を全文膨大でしょうけれども、持ってこない。そのさわりの部分が載っている雑誌は持ってきましたよ。全ぼうさえ私たちに示さないのですから。だから、先ほど代表質問で市長が隠して言いたくないことを引用させていただいたということなのです。部分的に都合いいところだけ全国都市清掃会議の報告から拾い集めて答弁するというのは、いかがかと思うのです。もっと公平な態度で答弁をしていただきたいということです。

それから、ごみ有料化で市長はある程度根拠を挙げました。しかし、そういう根拠を挙げてやっても、ごみ減量になるのかということでは依然として疑問は解消しません。なぜならば、そういうことをやった各自治体で、やった年は減ります。しかし、その翌年から徐々にごみが増えていって元に戻っているのです。それどころか、逆に増えているところさえあると。全国都市清掃会議の報告でさえ、全国の自治体がそう答えているのです。これは政府の委託を受けて行った調査です。そこで、そういう結論が出ているのですから、先ほどのつまみ食いの根拠を挙げて有料化をすればごみが減ると、何回言ったって、それは納得できない。

もう一度お答えください。

それから、これから説明会を200回ほど行うというのですが、説明会でごみ有料化、もう少し待ってくれと、1年延期してくれなどという要望が多数を占めた場合、それに従いますか。市民の声を大事にするというのであれば、そういうことをぜひやっていただきたいということです。

財政問題でもう一つありました。

市長は、私が珍しく褒めたように、一連の発言では分析とか政府に意見を申し上げるということでは評価すると。私は立場は違うけれども、わかるものはちゃんとわかりますから。ところが、それを前提に聞いたら、また元のもくあみに市長は戻るので。石狩湾新港はそうなのです。具体的に聞いているのですから、具体的にお答えいただきたいと思うのです。

そこで伺いますけれども、小樽港の整備・近代化が中断していますけれども、これについての理由を説明してください。開発局から言われたのか、小樽市がお金がないからやらないのか。小樽市がお金がないと言いながら、小樽港の整備をやらないで石狩湾新港に金をつぎ込んでいると、小樽の港を見捨てているのではないかというふうになるわけですから、この関係についてまずお答えください。

それから、市長は鬼の首でもとったように、14メートルバースに王子製紙が18年の秋以降大型船を入れるということを天まで持ち上げました。しかし、入ってくる大型船の入港料、施設使用料、その他合わせても最大限見て、王子製紙や船会社が払う金は1,500万円ないのです。一方、王子製紙は、苫小牧から江別の製紙工場にトラックでチップを運ぶより、石狩湾新港から運んだ方が開発局の試算でも年間10億円ももうかることになっているのです。これで、石狩湾新港に14メートルのバース関連だけで337億円の税金を投入して、返済その他採算が合うのか。入港料、係船料、荷さばき用地使用料、荷役機械使用料、立ち入って心配ないと、それぞれお答えください。

それから、18年度から始まる中央地区3工区の3か年にわたる一括償還です。いつも同じ話しかしないのです、市長は。管理組合で売れるように努力していると。私も管理組合議員の一員ですから、毎回聞いています。管理者である知事の答弁と同じです。努力している、努力している。しかし、これまで努力しても、造成したうち2パーセントしか売れていないのです。あれから売れたのだったら、どこにどれだけのスペースが売れて、3工区のうち幾らの比率で売れたか。だから、管理組合が努力しているから心配ないと。2パーセント、あれから全然売れていないのだったら、そんな市長のさっきの答弁だったら、人をごまかす答弁になりますから、きちんとお答えください。

それで、灰溶融炉の方に進みます。

まず、日立造船は9月14日、明日来て説明するというのです。小樽市議会の議論を避けているのではないですか。私はこの質問は早くから言っていますから。それで、市議会代表質問、明日する人だって間に合わないでしょう。あさってする一般質問だって間に合わないのですから、緊急質問でもさせてくれるというのなら、この質問は私はおりますよ、このコーナーでは。そんな甘いものではないですから、他党の皆さんの話は。だから、市議会の議論に間に合うように、日立造船に既に早くに静岡市議会で説明して謝罪しているのですから、北しりべし廃棄物処理広域連合に対してもきちんと説明して、小樽市議会でも議論になるだろうから早くしてくれというふうに督促しなかったのですか。もし、していないとすれば、不誠実きわまりないです。

それから二つ目、静岡市の灰溶融炉運転日誌、ここには故障という記述が70回、1日5回から7回トラブ

ルが起こっているのです。だから、私は運転日誌を入手して、自主的に検討すると。素人だって何も全国都市清掃会議とか日本環境衛生センターに委託しなくても、依頼しなくても、運転日誌を見れば、1日何回トラブルで前処理を休んでいるかということぐらいわかるでしょう。そうしたら、正常でないということは素人でもわかるのですよ。だから、どうしてそういう努力をしないのかということなのです。

それから、先ほどの答弁では質問に対して答弁がありませんが、灰溶融炉の爆発の前に外壁の温度が80度を超えて130度にまでになっていると。契約では、そういうときは静岡市に報告するという事になっているのです。日立造船はどうしていたのですか。していないのです、これは。それから、以前にも爆発事故が起きる7月の20何日でしたか、ここでもそういうことがあったのです。そのときも報告していないのです。明白な契約違反です。こういうことに対して、市長は広域連合長として日立造船にただしているのかどうか。私の入手したこの程度のニュースは、広域連合長として市長は全部掌握しているはずですよ。掌握していないというのだったら、環境部なり、あるいは北しりべし廃棄物処理広域連合事務局が市長に都合の悪いことを言っていないということになりますから、これはこれで問題ですから。こういう明白なものがあるのに、日立造船になぜそういうことをただしていないのか。だから、関係者は日立造船を含むプラントメーカーは、自治体に製品を納めて、自分のところの製品の実験をやっているのではないかとさえ言っているのです。こんなひどい話がありますか。静岡市に引き渡した途端、トラブルが発生する。試運転のときはなかった。そんな見え透いた説明でもってごまかすことは許されないということです。

それからもう一つは、日立造船は事故対応マニュアル、緊急消火システムも持っていないと、静岡市では、このことが問題になったのです。こういうことについて承知しているのか。小樽市も入る北しりべし廃棄物処理広域連合では、これらについてはどうするつもりでいるのか。けっきょく今企業の経営体質が問われているのです。三菱自動車の問題ばかりです。あの自動車会社は、売上げが前月に比べて40パーセントも落ち込んだという国民の強い批判を浴びているのです。本質的には私は同じだと思うのです。都合の悪いことを隠し続けると。事故だから隠せないから対応でもってあくせくするということになるのです。こういうことをぜひ考えて対応していただきたいということです。

最後に、溶融スラグの安全性に関して尋ねますが、先ほどの市長の答弁では、安全性が確立されると見込まれるという、そういう見込みでもって予定どおり溶融スラグを埋め立てるということなのですが、確かにコンクリートブロックなどに含まれる、そういう再生製品の安全基準の問題で、今、政府の方が安全性確立の基準をつくる、そういう努力を専門家の協力を得てやっているのです。

そこで伺いますけれども、浸透水の水質検査、これまでBOD、COD中心でしたが、検査の方法も進歩していると聞いております。新しい水質検査に基づく対応が求められていると思いますけれども、これについては検討をしているのかどうか、お答えください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝廣） 再質問にお答えしますけれども、全部で23項目でないかと思えますけれども、順次お答えしていきますが、私が答えた以外のものは担当の方から答弁申し上げます。

最初に、台風18号被害の問題で呼びかけたかということですが、消防の方では広報をして回りました。それから停電があって、各家でろうそくを使ったということもありましたものですから、そのことにつ

いても、ろうそくの使用についてはじゅうぶん注意するようにと、そういう呼びかけをしております。どう
いう内容の広報をしたかは、消防長からお答えいたします。

それから、災害の被害をいつまでにまとめるかというのは、総務部長の方からお答えします。

それから、市民のさまざまな要望で現行制度で救いようのないものはどうするのだというお話です。それ
から、住宅の解体費用、全道的にも問題になっているというお話でございましたので、現在、相談窓口をつ
くってやっておりますので、いろいろな被害の方がいらっしゃいますから、一概にこれこれだというふう
にいきませんので、その相談内容に応じたどういう対応が必要なのか、現行のもので対応できるものがあるの
かないのか、それから現行以外でどうしてもこれは対応が必要だというものも出てくる可能性もありますの
で、そういった問題が出た場合に、どう対応していくか、ケース・バイ・ケースで判断をしていきたいと、
こういうふうに思います。それから、解体の問題については、全道的に問題になっているかどうかわかりま
せんけれども、かなりの被害が予想されますので、こういった問題は道ともよく協議をしていきたいと思
います。

それから、低所得者対策で、これは札幌市の例を出してお話がありましたけれども、火災保険の適用がな
い場合の対応、これも低所得者対策は社会福祉協議会の制度で対応していきたいと思えますけれども、また
個々の相談に応じて、避難された方で市営住宅への住替えを希望している方もいます。そういう方の対応も
ありますから、住宅の改築費用の問題がどうなるかわかりませんが、そういった状況を見ながら、こ
れから対応していきたいと思えます。

それから、44メートルの風速の問題、これは防災計画の中にきちんと位置づけを明記をしていきたいとい
うふうに思います。

それから、北電との関係の問題ですけれども、これは確かに北電の対応としては問題があるだろうと思
います。ですから、当日どういう対応であったのか、相当な戸数の停電があったわけですから、その復旧がい
つになるかというのは判断としても非常に難しい部分があったのだろうというふうには推測ができます。あ
の強風下ですから、なかなか現場に行っても、2次災害に当たる可能性もあるわけです。その辺ある程度事
情は理解できますけれども、市民対応の点については、電話がつかないということについては問題があ
りますので、これは今後のこともありますので、北電とよく協議していきたいと思えます。

それから、三位一体の改革、これはその範囲で間に合うのかというお話がございましたけれども、一方
では隠し財源があるのではないかというようなこともお話があったわけですが、15年度決算でおわかり
のとおり、借入金を充ててもまだわずかし黒字が出ないということですから、隠し財源なんかあるわけな
いのです。財政部長から後で答えさせますけれども、もっとあるからでないかというふうにあったので、な
いのです、そんなもの。それで苦労しているわけです。

それから、これから検討していることとしては、使用料の問題、事務事業のさらなる見直し、税外収入の
確保をどう図っていくかと、こういうことを中心に今各部で検討させております。

それから、小樽港の近代化が遅れている、どうするのかというお話ですが、予定されているものす
べて取り組んでいくというわけにもいきませんが、今、緊急課題として北防波堤は非常に老朽化して
いるということもありまして、当面、北防波堤の整備にかかっておりますけれども、やはり何といても財
源がかかります。直轄事業の負担金があるわけですから、そういうことからいって、なかなかこの北防波堤
も早期に全部改修するということにはなりません。したがって、少しずつではありますけれども、急ぐとこ

るからやっております、そのほかの部分についても、今、港湾部の方でどこを整備するのか、検討を進めているところでございます。

それから、王子製紙の問題ですけれども、王子製紙の話は前からありましたけれども、具体的になってきたのはつい今年に入ってからといいますか、私が話を聞いたのは7月ぐらいですから、そのころに18年から入れたいという、それが本決まりになったので、それはよかったなということで、少しでも港湾の利用につながるということであれば、非常にけっこうだし、王子製紙としてもこのチップの輸入というのは、海外から輸入しているわけですから、そんな面でできた製品も国内はもとより海外に販売をするという、そういう現在の経済のグローバル化の中でそういった商取引が行われるわけですから、価格競争に直面しているという問題もありますから、それは王子製紙にとっては、苫小牧港より石狩湾新港に来た方がよりベターだというふうに思います。

それから、使用料のそれぞれについては港湾部長の方から答えさせます。

それから、歳入を少なく見込んできたのではないかとということですが、決してそんなことはありません、ただこれはなかなか正確に把握することは難しい状況です。収納率の問題もありますし、いろいろな経済情勢もありますから、これを正確に把握するというのは、非常に難しいと思いますし、交付税もこのいろいろな制度改正がありますから、そういった中での見込みですから、これも正確に見込むのは非常に困難であると。しかし、少なく見込んでそれが予算よりも多い決算になったからといって、市の財政状況がよくなっているわけではございませんので、そのことはご理解を願いたいと思います。

それから、ごみの有料化の問題で成功している自治体もあるということでございます。確かに有料化しないで効果を上げているということは、全国都市清掃会議も認めています。しかし、全体としてはやはり有料化は減量化の大きな施策の一つだということも言っているわけです。そして両方をあわせることがよりごみの減量化に大きな効果があるのではないかとこのふうにも言っていますから、有料化だけが唯一減量化の一番いい方法だというふうには私たちも理解はしていませんけれども、両方あわせて施策を展開することによって、ごみの減量化が進むのではないかとこのふうにも思います。

それから、これから説明会をやっていったときに、延ばすべきだという意見があったらどうするかということですが、前回の説明会の中では一部そういういろいろな方策でもって減量ができるのではないかとこの意見もありましたけれども、大方のご意見としては、有料化やむなしというふう聞いておりますので、たぶんそういうお話も一部あるかと思っておりますけれども、じっくりよく説明をしていきたいというふうに思います。

それから、もう一つありましたね、新港の関係で。3工区の話がありましたけれども、確かに管理組合としても、私どもから説明を聞きまして、何とか売払いに努力をしているというお答えしか返ってきませんので、今のこういう厳しい経済状況の中で、なかなか思うように売却ができないという現状です。しかし、これからもこれは鋭意努力するように管理組合に申し上げていきたいというふうに思います。

それから、9月14日、明日ですけれども、日立造船がおいでになると。私もつい先週聞いたばかりで、今回北野議員から指摘があったいろいろな問題について、これはきっちり説明をさせてしかるべく報告できるようにしたいというふうに思います。

それから、運転日誌のトラブル、これも同じことですが、よく確認をしたいと。

それから、外壁の温度の問題、これについても北しりべし廃棄物処理広域連合の方でよく聞き取りするよ

うに申入れをしたいと思います。

それから、緊急消火システムとスラグの安全性については担当の方から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 総務部長。

総務部長(山下勝広) 北野議員の再質問にお答えします。

防災計画での最終報告はいつになるのかということでございますけれども、被害の状況については、先ほど北野議員から出た水産関係も含めて、現在、鋭意調査中でございます。防災計画では、最終報告というのは、応急処置の完了した後15日以内ということになっておりますので、我々の方としてはとにかく早急に被害の状況をまとめて整理したいというふうに思っています。

それからもう一つ、ごみの収集の9月24日までという期間は、農業の場合には間に合わないのではないかと、こういうことでご発言があったと思いますけれども、これについては環境部としては、そういう場合には事前に相談してほしいということで、9月24日にこだわらないで対応したいというふうに申しておりますので、あわせて答弁させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 消防長。

消防長(相沢雄司) 北野議員の再質問に答弁させていただきます。

9月7日の広報文の内容でございますが、読ませていただきます。

「市民の皆様、こちらは消防署です。台風が接近しております。今夜から明日にかけて風が強くなりますので、火の元にはくれぐれもご注意ください。こちらは消防署です。」以下、繰り返しで全出張所で回っております。

それから、次の日の夜でございますけれども、停電発生時に回っております。

「市民の皆様、こちらは消防本部です。ただいま停電になっております。現在、復旧に向けて最大限の努力を行っておりますが、事故原因箇所は広範囲にわたっており、復旧は明日の朝、未明まで及ぶ可能性があります。たいへんご迷惑をおかけしておりますが、ご理解よろしくお願いたします。なお停電中のろうそくの火の取扱いには、じゅうぶん注意してください。また電気の復旧に伴う電気器具等の使用に当たっては、ご使用前に周囲の状況を確認していただき、火災などが発生しないようにご協力をお願いいたします。電線の垂れ下がりなどにもご注意ください。」以下、繰り返しでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(山田 厚) 石狩湾新港のマイナス14メートルバースの荷役機械を含めたその他港湾施設の使用料の関係でございますけれども、まず一つは荷役機械については、現在、機械そのもの、それから関連する機械の投資額というのは決まっておりませんので、基本的には王子製紙の方で負担をしてもらうということで、現在、王子製紙と話し合いをしていますけれども、詳細的には投資額が決まらなければとまらないということで、今進めているということをご理解いただきたいと思います。

それから、その他係船料も含めて港湾施設使用料の問題については、基本的にマイナス14メートルバースは王子製紙単独というよりも、国際ターミナルという位置づけの中の港湾整備でございますので、そういう意味では将来的な大型カーゴを含めた、そういったものを念頭に置いておりますので、将来的な部分を踏ま

えて、我々としてはマイナス14メートル岸壁の使用についてのポートセールスをしながらか、この投資に対する見返りといひますか、そういうものに努力をしていきたいというふうには思っています。

それから、市長が答弁申し上げた中央地区の3工区の部分についての売却なのですけれども、これはご指摘のように平成12年12月に4,000平方メートルを売却して以降、まだ動きはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 財政部長。

財政部長(磯谷揚一)

財政問題の関係で答弁させていただきますけれども、健全化計画にからんで事務事業の見直しで40億円とっているけれどもその範囲で間に合うのかと、あるいはそれをオーバーした分をどうするのか、それからまた、本当は40億円以上の効果があるのではないかと、何か隠しのあれを持っているのかと、いろいろお話がございました。基本的に平成15年度の予算を編成する段階で、これは厳しいということが明確になってございました。現行の健全化計画からいけば、平成15年度の収支不足というのは、当初は45億円ぐらひ出るだろうというふうにか考えられていたわけですけれども、編成の段階ではそれまでのいろいろな努力、それから事業の増減などがあって、結果的には22億円の効果というものがもたらされて、23億円それでも収支不足があるかなというところが決算を了してみた段階では、最終的には4,500万円の黒字、しかしながら実態としては8億円以上の赤字ということになってきているわけです。そうした中で、私どもとしては、昨年の秋に政策課題というものをまとめまして、議会にも示して、そして16年度から着実にやらせていただくと。そういった中で何とか40億円を平成15年第2回定例会と比べまして、平成18年度では40億円の効果を上げなければ、これは立ち行かないという中で進めてきているわけでございます。これについては、人件費だとか事務事業の見直しだとか、あるいは歳入増ということで、これまでもお話はさせていただいておりますけれども、とにかく着実に進めていかなければこのままでも非常に厳しい状況は続くだろうと。特に市長からも何度も答弁させていただいておりますけれども、この国の三位一体の改革が見えなければ、歳出の面では一定程度の予測はつけられるわけですけれども、入りの部分について大枠が固まらないということの中から、なかなか新たな見直しがどういうふうに出てくるのか、あるいははしなくても済むのかと、その辺の組立てができていくという状況にあるのが、現状だというふうにご理解をいただきたいと思うわけです。あと、これ以上何があるかといって、正直に申しまして、いわゆる例えば特目資金、個人のお名前のついた基金、だれだれさんの基金ということでございますけれども、これはもう使用の目的がはっきりしているだとか、それからかってに崩して私どもが使うわけにもいかないというような特殊な事情のあるものでございますから、そういったものを除けば、本当に手元にはほとんど何もないというのが実態だというふうにご理解をいただきたいわけであります。

そして、この40億円をいわゆる市民や職員にお願いするために歳入の見方というのをあえて低く見たのではないかというふうなお話がありました。特にこの点、交付税についてもご指摘ございましたけれども、今、市長が答弁しましたように、市税については年度途中で、年度末が近づいてくるとその状況がいろいろわかってまいりますから、それによって減額補正するということがありえます。ですから、それによって今回はほぼ同規模の水準にあるような程度の決算となっているのではないかと思いますし、それから交付税についても、今、北野議員から、平成15年度の当初と15年度の決算で増額といひますか、むしろ伸びたのではないかというお話がございましたけれども、これは14年度と15年度の予算ベースで比較した場合、11億円ぐ

らいは落ちるという予定だったわけです。それが決算では確かに伸びたといいますが、決算ベースで14年度と15年度を比較しますと、これも落ちているわけですが、予算と決算との比較でいいますと、落ち方が少なかったということになるかと思うのです。ですから、15年度の予算で見た額よりも15年度の決算で見た交付税の額は増えましたけれども、これもいろいろな事情がございまして、今回の場合は15年度は社会保障費関係が基準財政需要額に国の方で非常に多く見ていただいているという側面がございまして。

例えば、具体的に申し上げますと、社会福祉費の子育て支援の充実だとか、それから知的障害者の経費の措置だとか、そういったものも強く見ていただいていますし、高齢者の保健福祉費だとか、あるいは保健衛生費、こういったものの中でも若干ですけれども、基準財政需要額の中に強めて見ていただいたということがあって、それで予算比ではかなり大きな減額だったのですけれども、決算で見ましたら思った以上の減額ではなかった。ですから、ご指摘の平成15年度の予算と決算の交付税を比べると増えたのではないかと、あるいは伸びたのではないかと云われますけれども、そういう事情があったということでご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 環境部長。

環境部長(安達栄次郎) まず、北しりべし廃棄物処理広域連合の関係につきまして、沼上清掃工場における緊急管理システムの関係でございまして、9月3日に静岡市の所管の委員会に報告された内容について、一応入手しておりますが、その中で安全対策といたしまして、万一の場合の措置や監視の強化、それから休炉時の目視点検、それから異常把握のシステムの確立、それから危機管理マニュアルの作成と、こういったような内容が示されてございますので、明日9月14日に日立造船が来た際に、この辺の具体的な内容についても聞くように広域連合には伝えてまいりたいというふうに思っております。

それから、溶融スラグの浸透水の水質の検査方法が変わった場合の検討をしているかということでございますけれども、私の方では確かに溶融スラグのJIS化の関係の動きは聞いてはございますけれども、具体的な検査方法がどのように具体的にかかわるかというのは、今初めて聞いております。もし、これらの方法がきちんと確立するようであれば、当然これは検討してまいらなければならないと、このように考えてございます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

22番(北野義紀議員) 再々質問ですけれども、先ほど財政のことで聞き漏らした点もありますから、ごみの有料化にかかわる問題で、1億円余りの差があるということで議論になっているわけです。市長の1回目の答弁を聞いていますと、平成19年から稼働するリサイクルプラザにも金が必要だと。それは7,000万円というのは、我々聞いています。それは19年に必要なお金なのです。だから、そういうものを全部込みにして、私は17年度の予算編成をどうするかと聞いたのですから、2年後の19年の話まで持ってきてごまかすというのは、少し不誠実ではないですか。17年度に限ってもう少し精査して説明してください。私は余計な負担を市民にかけるとは思いません。家庭ごみの有料化のどさくさに紛れて、1億円余計にとって、事実上一般財源に繰り入れたと同じ扱いをするのではないかと心配から聞いているのですから。19年度に7,000万円リサイクルプラザに維持管理費に使う。そのお金まで17年度で何か使うような市長の答弁というのはおかしいですよ。そういう類の答弁が多いわけです。市長は。目くらまし、市長独特かどうか分からないけれど

も。

さっきの災害の問題でもそうですよ。既存の制度では救えない方がおられるから、対応しなさいと言ったら、個々のケースをよく検討してと言うから、そこまではいいのです。市営住宅に入った人もいます。それは入る方もいるかもしれませんよ。それで答弁は終わっているのです。私の聞いている肝心なことに答えていないと。何か自分の成果をこうやっておれはいいことやったというのを出して、肝心の質問に答えないう、こういう論法で今回の議会に臨んできているというのは、けしからん話ですから、逃げないで答えてください。

それから次、財政部長がいろいろ言われましたが、これは市長に答えていただきたいのですが、いわゆる財政健全化で効果額40億円でしょう。私の言っていることを聞いていないというふうに言うのは、私も小樽市に隠し財産とか隠し財源があるなんて思っていません。しかし、私がおそれを指摘したのは、40億円の効果額を出そうとしたチャラになった健全化計画です。これでせつかく16億7,000万円浮かしたけれども、国の交付税その他のやり方で吹っ飛んでしまったわけでしょう。だから、40億円の効果を生み出すということをおくまでもやろうというふうにおっしゃるから、新たな事業に手をつけなくていいのですかと。それはしないというのであったら、40億円の効果は予定を超えて50億円なり60億円の効果が出るということでおくそ笑んでいるのではないかということが質問の中心ですよ。かみ合って答えてください。

それから、次ですが、新港の問題ですけれども、先ほど市長は私が指摘したように、石狩湾新港のマイナス14メートルパスに王子製紙の利用計画がある程度出てきたということは、たいへん喜ばしいというふうには、本当に天まで持ち上げるような答弁をしているけれども、具体的に聞いていったら、そんなことではないでしょう。港湾部長が具体的にかみ合って答えたのは、荷さばき用地に整備される予定のベルトコンベヤですよ、主に。それについて、まだ王子製紙と詰めがなされていないから、金額が確定していないからわからないけれども、今のところ使用料で基本的に王子製紙に持ってもらうという方向だということだけなのです。その入港料、係船料、その他合わせていったい幾ら入ってきて市長が喜ぶような、そういうマイナス14メートルパスのめでたしめでたしの話になるのかと、そこがわからないのです。

それから、中央地区の3工区の問題では、私は管理組合議会で知事に対して、北洋銀行のバランスシートその他を見て、中身がたいへんいいから、3工区の起債は大半は北洋銀行から借りていると。だから、北洋銀行に18年の一括償還を待ってもらうことにならないかと聞いたら、そういう話はまだしていないし、するつもりもどうもないみたいです。そこまで聞いているのですよ。だから、そうすると一括返済が18年度から始まるから、今聞いたら14年に売ただけで、以後売っていないでしょう。事態は何も変わっていないのですから、だから結果として、小樽市の負担になるでしょうと。だから、母体の負担になるのは、18年度から3か年の中央地区の3工区の一括返済、それから今指摘した入港料、係船料あるいは荷さばき用地の使用料、そういう心配のものがあるのです。こういうものが実際にふたを開けていったら、母体負担になるのではないですかと。そうすれば、小樽市にも割合に応じて負担がかぶさってくるのです。だから、母体負担にならないということにはならないのではないですかと。市長はそんなこと百も承知でないですか。それでも新港をあれこれいって続けると。小樽港の整備は全然手もつけない。におっても来ない。どこの市長なのだということになるでしょう。まず港湾問題ではこの点について、お答えいただきたい。

それから、日立造船の方が明日来ると言うけれども、明日市長も会うのは午前中だと思うから、私も時間があいているからできれば傍聴させてくれませんか。オブザーバーで発言させてもらえればなおいいです。

そういう配慮はしてほしいと思うのです。

まず、環境部長がお答えになりましたが、静岡市議会の関係委員会へ日立造船が来て、委員会に出たのはたった10分です。謝罪したらさっさといなくなったというのだから。だから、静岡市議会の委員が日立造船に直接ただとすることはやられていませんから、その中で静岡市議会議員の方々が聞きたいと思ったのは、灰溶融炉は2基あるわけです。そして、定期点検やなんかもやるわけです。冷えたら中に入って見ると、けっきょく中の耐火れんががえぐられているのです、減っているのです。いくら上から水をかけたって、当初のとおり耐火れんがでないのだから。そういうことを中に入って点検して、発見もしていないのです。恐ろしい話でしょう。1,500度が冷えたら、点検で中に入って見ているのです。がぱっと減って異常があるのにもかかわらず、発見していない。そして、再開して事故を起こしているのです。

だから、市長、日立造船に対しては甘い考えで臨んだらだめだということだけは言うておきますから。なぜなら、今回の静岡市議会の関係委員会に示された日立造船の事故の原因と対策、もうあなた方は入手していると思うのです。それを私はさわりの部分だけ聞きましたけれども、早く1か月後に再開したいと。その思いから原因とかなんかでも安全対策なんていうものではないです。例えば、水のかけ方を変えとか、それから仮にまた同じような事故が起こって、1,500度のスラグが飛び出してきたら、今度は水を、水道管がそこないように離れたところに置くように設計し直すとか、ばかみたいなその場その場の対症療法です。根本的な事故対策、原因が何か、かつそういうことが起こった場合でも、こう対応するというものが見当たらないのですから。これで1か月後再開されたらたまったものではないです。日立造船はそういう対応ですから、違うというのだったら日立造船を私の前に連れてくれば聞きますから。こういう態度を繰り返している日立造船に対して、さっきのように安全なスラグができるでしょうと思うだなんて、こんな期待なんて持ったらだめだということです。お答えください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝鷹） 初めに、有料化の問題で歳入が3億6,800万円、あと歳出の方で有料化に伴う新規の施策の問題、拡大の経費、そういうのを合わせて2億6,300万円というふうに資源物収集拡大の関係経費とか市民サービスの向上経費で使います。差額があります。基本的に北野議員の指摘がありましたように、清掃費は確かに15年度決算は一般財源3億5,000万円です。これが16年度の当初予算では6億円になっているのです。ですから、そういったサービスなり資源物収集拡大の経費に充てますけれども、残ったものはこれから増え続ける一般財源を少しでも助けるという意味で、こういうものに充当したいというのが基本的な考え方です。

それから、財政健全化の問題ですけれども、確かに40億円の財政効果額を出したいということで進んでいますけれども、こういう状況ですから、さらに事務事業の見直し、先ほども言いましたけれども、使用料の問題、それから税外収入をどう確保していくかという問題、いろいろありますので、そういった問題も含めて、取組を現在進めていますけれども、さらにそういった収入の確保に努めていきたいということでございます。

その他の問題は、担当者からお答えします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 港湾部長。

港湾部長（山田 厚） まず、入港料、係船料、荷さばき用地の歳入について、王子製紙の進出評価ということにかかわってのご質問ですが、ご承知のように港湾整備、いわゆるバースをつくり、荷さばき用地をつくと。こういった事業というのは、公共事業で行っていますから、全国的にもそういった性格上、使用料が極端に低く抑えられている現状にあるのはご承知のとおりだと思います。したがって、相当な繁忙バースでなければ、投資に対する回収をしていくという、こういうのは全国的には極めて難しい問題だろうとは思いますが。ただ、先ほども申し上げたように、王子製紙だけを受け入れるバースとして考えておりませんので、これからもそのバースを繁忙に使えるような形で、管理組合に対してもポートセールスの充実について、母体として申し上げていきたいというふうに思います。

それから、3工区の起債の問題については、今、管理組合からお聞きしているのは、何とか18年からの返済についてジャンプするなり、延ばすなりという、こういった作業を進めたいという、そういった話をしたいという動きをしておりますので、私どもとしても母体の負担にならないように、起債の償還の延期なり、ジャンプなりをあわせて土地の売却についても進むように、母体として申し上げていきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 環境部長。

環境部長（安達栄次郎） 日立造船が明日来るということにつきましては、明日午後1時からというふうに私の方では聞いてございますが、これにつきましては、まず北しりべし廃棄物処理広域連合事務局でこの対応をしていただきたいというふうに思っております。

それから、この日立造船の事故に対する対応でございますが、私も事務局の方も、前回の8月18日に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の皆さん方が静岡市の方で日立造船の方とどういったやりとりがあったかと、こういったことについては聞いてございます。そういった意味では、今回の事故の問題につきましては、いろいろな問題が含まれているというふうに思っておりますので、しっかりした話をこの中で説明を受けたいと、このように考えてございます。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

閉会 午後 5時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 山 田 雅 敏

議員 新 谷 と し

平成16年
小樽市議会 第3回定例会会議録 第3日目

平成16年9月14日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 旭 一 夫
事 務 局 長
財政部財政課長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、上野正之議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第37号並びに報告第1号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、29番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 29番、斉藤陽一良議員。

（29番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

29番（斉藤陽一良議員） 平成16年第3回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、平成15年度決算と財政健全化について伺います。

このほど発表された平成15年度決算を見ると、実質収支で4,500万円の黒字となったものの、実質単年度収支は2,700万円の赤字、減債基金の取崩しと他会計からの借入れなどの財源対策を考慮すると、8億2,700万円の財源が不足していたことが明らかになりました。他会計などからの借入れは、15年度末残高で、水道事業会計から6億円、産業廃棄物等処分事業会計から2億円、土地開発基金から4億円となっています。平成15年度一般会計歳入内訳は、市税が149億5,700万円で23パーセント、地方交付税が162億900万円で25パーセントを占めています。市税収入は9年度をピークに減少しており、15年度は前年度比6億3,700万円、4.1パーセントの減となっておりますが、まずこの原因の主なものと対策をお聞かせください。

また、市税の収納率も、平成11年度以降、低下し続けていますが、この対策についてもお知らせください。

地方交付税については、前年比5億3,100万円、3.2パーセント減少しております。地方交付税と義務教育費などの国庫補助負担金の見直し、自動車重量譲与税の地方への譲与割合の引上げなど、税財源の国から地方への移譲を同時に進める三位一体改革は、その芽出しの段階にとどまっております。今後、個人住民税のフラット化など、全体像が示されることになっていますが、税収が少なく、地方交付税に依存する本市にとって死活問題とも言うべきこの点について、どのような見通しをお持ちか、認識をお聞かせください。

歳出面では、人件費が127億2,095万円で、前年度比6億5,000万円、4.9パーセント減、退職手当を除く職員給与費は、前年度比7億4,900万円減の102億300万円となっています。職員数も一般会計で1,242人、全会計で2,029人となり、年々減少傾向にあり、退職者不補充、人事院勧告に伴う給与の削減などの努力に対して敬意を表するものであります。しかし、国家公務員では全廃された退職時特別昇給制度が1号俸分とはいえ残っているなど、財政の危機的現状にかんがみ、今後、さらに進めるべき官民格差の解消施策はまだ多いと考えますが、見解を求めます。

15年度扶助費は141億2,300万円で、前年度比7億6,100万円、5.7パーセントの大幅増となっておりますが、今後の推移、施策の方向性について見解をお示しください。

この項の最後に、公債費、すなわち市がこれまでに借り入れた市債の元利償還額の今後の推移について、お伺いをいたします。平成15年度の全会計の公債費、元利償還額の合計は151億9,100万円で、前年度比4億6,900万円、3.2パーセントの増であります。15年度までに借り入れた市債の元利償還額は、今後、平成16年度からは着実に減少するとされております。しかし、現在検討中の市立病院新築統合に伴う起債は、このような財政環境でそもそも可能なのか、少しでも改善していくならばともかく、万が一、より厳しい状況に

なった場合、起債が認可されるのかどうか、市長の認識をお聞かせください。

また、元利償還額の見直しについても、お示しください。

次に、本市における介護保険サービスの提供と利用の実情についてお伺いいたします。

介護保険サービスは、高齢者本人やその家族の個人的な努力に頼るか、さもなければ公的措置による施設入所という従来の二者択一から、在宅で社会的介護サービスを利用しやすくするしくみとして、利用者の自立援助という観点からその心身状態を的確に把握し、その改善に資するべく適切なサービスを提供するものであります。しかし、現在、障害者支援費制度との統合問題や、第2号被保険者の対象年齢の見直し、要支援、要介護1の軽度の要介護者へのサービスの利用制限など、持続可能な制度の構築を目指し、明年に迫った制度施行後5年目の見直しに向けて、社会保障審議会介護保険部会等で検討が進められているところであります。今回の見直しでも、在宅サービスの利用が国レベルでは4年間で2倍に増加し、その質が課題となっています。

まず、本市の介護保険における現時点での要介護認定者数及び制度スタート以来、これまでの年度ごとの認定者数の推移と今後の見直しをお示しください。

次に、本市の介護保険による介護サービス利用者数は、在宅のサービス利用者、施設のサービス利用者、それぞれどのくらいか、また、これについても制度スタートからこれまでの利用者数の動きと今後の見直しをお示しください。

この点にかかわって、認定者数と利用者数のかい離、言い換えれば認定者中のサービス未利用者は主にどのような原因で生じ、今後の動向はどのように推移するとお考えか、見解をお示しください。

次に、介護サービスのうち、在宅介護サービスの利用実態について伺います。

介護保険制度は、措置から契約へという言葉が示すように、利用者が介護サービスを自由に選べるしくみをつくるため、採算性という市場原理を導入することで、サービス提供事業者間の競争により、利用者がより利用しやすく、より良質のサービスを提供できるとされてきました。しかし、それは一面であって、市場原理がよく働いた場合であります。逆に、市場原理の悪い面が出ると、利用者による選択、契約ということが一種の隠れみものになって、サービス提供事業者の都合、すなわち採算性、利益追求のために、利用者にとってさほど必要でないサービスが過剰に提供されたり、本当に必要なサービスが提供されにくくなる可能性があると考えます。

そこでまず、在宅介護サービスのうち、訪問介護の利用者数、利用回数を年度を追ってお示しください。

さらに、そのうち身体介護、生活援助、通院等乗降介助のそれぞれの利用者数、月平均利用回数と、身体介護については利用時間別の利用者数、月平均利用回数もお示しください。

一例として、訪問介護、すなわちホームヘルプサービスのうち、要介護1から5の方へのサービスで、病院などへの自動車による送迎と乗車・降車の介助を行い、往復それぞれ1回、100単位、合計200単位を算定する通院等乗降介助と、身体介護の要介護4、5の方へのサービスで、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に、連続して相当の所要時間を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合については、身体介護中心型で所要時間30分程度（20分を超え30分以内）で往復それぞれ231単位、合計462単位の算定となる場合、また身体介護の要介護1から5の方へのサービスで、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に、居宅における外出に直接関連しない身体介護に30分から1時間程度以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合、所要時間1時間程度で往復それぞれ402単位、合計804単位の算定となる場合などとの

利用の振り分けは、適切に行われているのかどうかという問題であります。この3種類のサービスを比較した場合、サービス提供事業者にとって最も採算性が高いものは、身体介護中心型の所要時間30分程度、231単位であります。これ以外の2類型は、採算性の点ではより低くなります。サービス提供事業者にとっては、採算性の点からいえば、所要時間30分程度のサービスをできるだけ数多く行うことが、収益を上げる早道ということになります。

そこで伺いますが、このサービスは本来、要介護4、5の方へのサービスとされていますが、これを100単位の通院等乗降介助を利用すべき要介護2、3、場合によっては要介護1の方に行った場合、その介護報酬の請求はどのように取り扱われるのか、お示してください。

また、訪問介護員がこのサービスを同一の所要時間30分の中で、複数の利用者に行った場合、介護報酬の請求は二重取り、三重取りになるおそれがあると考えますが、いかがですか。

さらに、そのようなサービスの在り方が、事業者が指示することによって組織的、継続的に行われるようなことがあった場合、当該事業者に対して、本市としてどのような対応が考えられるのかもお示してください。

ここには多くの問題が現れています。まず、サービス提供事業者が採算性を特に追求した場合、本来、介護度の重い利用者に提供されるべきサービスを、そのサービスがさほど必要でない介護度の軽い利用者にも拡大して過剰なサービスを行う可能性があること。次に、これはサービス提供事業者だけの問題ではなく、ケアプランを作成し、サービス内容をチェックするケアマネジャーが、本来の独立した役割を果たしていないことも原因の一つになっているということ。さらに、それが利用者の自立援助という観点から、その心身状態を的確に把握し、その改善に資するべく適切なサービスを提供するという制度の趣旨に合致するものなのかどうか。また、その過剰なサービスに対する介護報酬は、介護保険給付費という形で保険者である小樽市から支出されているということ。そして、そのような適切とは言えないサービスの実態に対して、現行制度では保険者であるにもかかわらず、市町村に立入り調査権限や監査権限が認められておらず、なかなかチェック機能が働かないということなどです。以上の点について、市長の認識をお示してください。

これらに点については、去る7月30日に出された社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」でも、事業所に対する情報開示について、「利用者によるサービスの選択を実効あるものとする観点から、すべての介護サービス事業所を対象として、当該事業所が現に行っている事柄（事実）を第三者が客観的に調査・確認し、その結果のすべてを定期的に開示するしくみの導入と、そのための開示情報の標準化を進める必要がある」とし、また、事後規制ルールの確立について、「現行の介護サービス市場は、公的財源で支えられる他の分野と比較しても、大幅な規制緩和を行い、多様な事業主体の参入を認めている一方、不正等に対する実効ある事後規制ルールの確立という点では、医療保険制度など他制度と比較しても、ふじゅうぶんな側面がある。このため、事業者の指定更新制の導入や、指定に当たっての欠格事由に指定取消し履歴を追加するなどの見直しを行う必要がある」としています。本市においても、これらの問題を改善するため、あるいは未然に防ぐためには、サービス提供事業者への監査の徹底、ケアマネジャーの専門性・独立性強化のための研修等の充実、また、利用者の立場に立ったサービス監視市民オンブズマンの育成などが必要と考えますが、見解をお示してください。

次に、議案第1号平成16年度小樽市一般会計補正予算及び議案第28号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案に関連して、お伺いいたします。

一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物、すなわち生活系一般廃棄物のうち、一時多量ごみ、粗大ごみ

などを除いた家庭ごみの減量化と有料化については、本年3月12日に出された小樽市廃棄物減量等推進審議会の答申「家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について」において、「有料化は、ごみに対する市民一人一人の意識が高まり、自主的にごみの減量に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できる」として、「ごみ減量化の有効な方策の一つ」と位置づけられており、同答申でも注目しているように、本市の平成14年度における生活系一般廃棄物4万2,305トンのうち、資源物が約40パーセントを占めるとの調査結果が明らかになるなど、循環型社会の形成に向けて、その減量化と資源化が急務となっています。その意味から、市民にごみの減量化と資源化について強く注意を喚起し、そのための工夫を促す意識づけ、動機づけの一つとして、市民にとって過大な負担を強いることにならない範囲において、家庭ごみの有料化は必要と考えます。その上で、実施時期、指定ごみ袋の単価、歳入額の見込みとその用途、会計手法、指定ごみ袋発注の透明性の確保等について何点かお伺いをいたします。

当然のことながら、これらすべての点については、じゅうぶんな市民理解を得ながら進めることが必要であります。まず、去る8月に発表された「家庭ごみ減量化・有料化実施計画」では、平成21年度までに、燃やすごみ、燃やさないごみを約26パーセント削減し、資源化量を約9.6倍に増やすことを目標として、燃やすごみ、燃やさないごみを平成17年4月1日から有料化するとしております。この実施計画策定に当たって、市民の意見集約のために、懇談会等、どのような手続を踏まれたのか、市民からどのような意見が出され、どのように取り入れられたのか、懇談会の回数、参加人数等、具体的にお示しください。

また、実施時期については、平成17年4月1日とされていますが、今後、各町内会、関係諸団体等への説明会など、多くの市民に対する周知のための期間はこれでじゅうぶんと言えるのか、説明会等の開催単位、予定回数、参加予定人数、またその他の周知方法について具体的にお示しください。

次に、指定ごみ袋の単価ですが、実施計画では、手数料は有料の指定ごみ袋による均一従量制とし、その単価は1リットル当たり2円とされています。説明によれば、これまでの懇談会等で特に意見はなかったとのことですが、より多くの市民に問いかけ、よりわかりやすい情報を提供する努力が必要ではなかったか、見解をお聞かせください。

一例として、世帯人数別に平均的なごみ量を想定して、ごみ量を現状のままとした場合の1か月当たりの手数料額の見込み及びその中に40パーセント含まれるとされる資源物をできる限り資源物として減量した場合の1か月当たりの手数料額の見込みをそれぞれお示しください。

審議会答申では、指定ごみ袋などの単価について、「道内他都市の金額も考慮しながら、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものとする必要がある」としています。1リットル当たり2円というのは、既に有料化を実施している他都市の単価と比較して、どのような位置にあるのか、また、それぞれの減量効果はどのように評価されているのか、さらに1リットル当たりの手数料単価と減量効果との関係についてどのように把握されているか、お示しください。

現在、市民生活の実情を見ると、国や自治体の財政的ひっ迫による各種福祉助成の減額や廃止、医療費や介護保険料、年金保険料の漸増等により、生計費に占める公租公課及び公共料金等の割合は、いよいよ高まっています。また、本市は道内他都市と比べて、高齢世帯や所得の低い世帯の割合が高く、「災害等特別な場合を除き、手数料の減免は行わない」という実施計画の立場に従えば、所得の低い世帯ほど負担感が大きくなるをええないと考えます。そのような点を考慮すれば、所得の高い世帯にとってはわずかな金額であっても、所得の低い世帯の負担感を大きくしないために、減量効果が失われない範囲で、少しでも手数料単価

を低く抑えることが必要であると考えます。以上の検討から、他都市の減量効果やごみ処理手数料の減収率などを勘案して、指定ごみ袋単価を1リットル当たり2円以下で減量効果の期待できる最低単価として、例えば1円80銭に設定することについては、市長はどのようにお考えになりますか、市長の見解を求めます。

また、説明によりますと、他都市の例として、1リットル当たり1円50銭と設定した場合に、あまり減量効果が上がらなかったということではありますが、その原因は単価ばかりではなく、資源物収集の品目や回数、拡大努力の差など、他の要因も考慮すべきと考えますが、見解を求めます。

試算によれば、単価を1円80銭とした場合のごみ処理手数料の減収分は、通年ベースで1割程度にとどまり、そのことによって減量化のための施策ができなくなるとは考えられません。それであれば、市民生活に配慮して、減量効果をそぐことのない範囲で単価を少しでも低く抑えることは、「市民と歩む 21世紀プラン」の将来都市像の前文にもうたわれているように、「ふれあいと支えあいに満ちた福祉社会の確立」を目指す本市行政の姿勢として、当然あってしかるべき配慮ではないでしょうか。

次に、歳入額の見込みと用途について伺います。

まず1点目として、第2回定例会の我が党の高橋克幸議員の質問に対する答弁で、有料化を実施した場合の手数料収入について、3億6,000万円程度とされておりますが、その積算根拠をお示してください。

さらに、ごみ処理手数料の歳入額は、平成17年度と平成18年度、平成19年度の有料化実施後向こう3年間について、単価を1リットル当たり2円とした場合と、1円80銭とした場合について、どの程度と考えられるか、それぞれお示ください。

さらに、その場合の年間資源化量を何トンと見込まれているか、お示ください。

2点目として、歳出項目としては、指定袋作成など手数料徴収関係経費、資源物収集の拡大に伴う経費、資源物分別ボックスの設置など市民サービス向上関係経費など、審議会答申でも期待されている本来的な支出、すなわち有料化で新たに発生するごみ処理、又は減量化に伴う経費を償って、どのような収支状況を現時点で考えられているのか、お示ください。

3点目として、職員給与費を含む現行のリサイクル関連経費、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設するリサイクル施設建設費負担金、平成19年度以降の広域連合リサイクル施設維持費負担金などにも充当されることもありうるのかどうか、お考えをお示ください。

これらのリサイクル関係経費については、収集範囲が拡大され、回収された資源物は当然リサイクル処理が必要であるとしても、リサイクル事業は、資源物収集とは一応別個の事業であり、それに多額の費用がかかるとしても、それはごみ処理のために市民から徴収した手数料歳入の用途としてはふさわしくないとわざわざをえません。まして、北しりべし廃棄物処理広域連合は、小樽市とは別の独立した行政組織であり、そこが設置する施設の建設費や維持費に、小樽市民から徴収したごみ処理手数料を充当するという考え方は、たとえその一部分として充当されるものとしても、少なくとも本来の使い道とは言えないのではないかと考えます。この点について市長の見解を求めます。

4点目として、市民サービス向上の内容として、資源物分別ボックスの設置や地域環境美化協力員の配置、また、現在も行われている段ボールコンポスト助成などが挙げられていますが、それに加えて、電気店などで数万円程度で市販されている家庭用生ごみ処理機の購入時助成について、検討してみたいかがでしょうか。現在、道内では函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、江別市、名寄市、砂川市で実施されており、おおむね2万円を上限に半額助成となっています。ごみ減量の最後の決め手は、生ご

みです。においもなく、手間暇をかけずに減量効果を上げられる生ごみ処理機購入助成は、市民のごみ減量意欲を高める一助になることは間違いないと考えます。

次に、会計手法についてであります。現在、市は市民から徴収したごみ処理手数料の歳入については、一般会計で処理することとし、「できる限りごみや環境に関連した市民サービスの向上に充てていただきたい」との審議会答申の趣旨も踏まえて、主に資源物の収集拡大や祝日収集などの市民サービス向上施策に充てることとし、今後、さらなる市民サービスの向上施策や資源化施策に充てるほか、リサイクルプラザの維持管理費や運転管理に伴う人件費に充てることも検討するとしています。前項でも検討したとおり、手数料収入を北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金に充当することは避けるべきと考えます。そのような観点から、ごみ処理手数料については、特別会計として歳入を明確にすると同時に、歳出も指定袋作成などの直接経費と市民サービスの向上、資源物処理などに限定して明確化するか、又は限定して支出された残余を基金化して、一般会計上の使途の拡大・分散を防ぐ必要があると考えます。市長の見解をお示しください。

この項の最後に、指定ごみ袋作成の発注に関する透明性の確保についてお伺いいたします。今議会に提案されているごみ処理手数料徴収関係経費のうち、指定袋等作成費は4,650万円ですが、平成17年度以降の指定袋等作成費はどの程度と見込まれますか、お示しください。

契約及び業者選定に当たっては、入札等どのような方法を検討されるのか、地元業者の要件とその優先度、また自社の工場を持っていて、実際に作成できるメーカーと、受注して他社の工場に委託して製作する、いわゆる問屋の扱いをどのように考えておられるのか、見解を求めます。この扱いいかんによっては、いつでも交代可能な自由な競争性、また、適正な市場価格の反映、そして要求される品質の維持と安定供給など、家庭ごみ有料化という施策そのものの成否に直結するだけに、慎重かつ明快な判断を求めめるものであります。

次に、2002年9月に開設された日中定期コンテナ航路の現在の運行状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

小樽と中国の大連、青島、上海を結ぶ定期コンテナ航路は、小樽港再生の期待を集めて、運行が始まって丸2年が経過しました。現在の貨物の集荷など、運行はどのような状況か、輸出、輸入、それぞれ貨物の内容、荷主・荷受け業者の反応、今後、有望な貨物、集荷の見通しと課題などをお示しください。

現状は、毎週水曜日到着の週1便体制で運行されていると思いますが、これまでの目標である週2便への増便の見通しについてお知らせください。

関連して、日口間の経済交流の活発化に伴い、本年6月開設された小樽 - ホルムスク間の旅客航路は、現在、月2ないし3便で運行されていますが、観光、商用、その他の用務など、利用目的や滞在期間、国籍別の利用者数の推移、乗船率、貨物の利用など、運行の現状と今後の見通し、課題等についてお示しください。

また、一時途絶えていたサハリン7の運行状況についても、お知らせください。

次に、その他の項で、今回の台風18号に関連してお伺いいたします。

まず、被害状況について、現在まで把握されている内容をお知らせください。

今回は、風による倒木や屋根の被害が多く、また、収穫間近の農業被害、停電等による商品の腐敗、劣化など、商店の被害が目立っています。住宅被災者のための市・道営住宅の緊急避難の同居受付、復旧のための資金の緊急貸付や工事業者の紹介、不動産情報・転居相談窓口の開設、さらに2次被害への賠償責任など法律的な相談などへの対応も強化する必要があると考えます。きめ細かな市民ニーズへの早急な対応を求めますが、見解をお示しください。

また、今回、長時間の停電などが問題化していますが、通常時の停電への対応と災害時との違い、さらに地域防災計画におけるライフライン情報の市民への広報体制、市とそれぞれの事業者間の連携などはどうなっているのか、それらが今回じゅうぶんに機能したのかどうか、そうでなかったとすれば、その原因と対策についてお答えください。

次に、その他の項の2点目として、最近、新聞紙上で問題になった朝里川温泉街の源泉加水問題についてお伺いいたします。

新聞報道では、100パーセント水道水だけを利用していた期間が約10日間あったとされていますが、事実かどうか、事実とすればどのような経緯でそうなったのか、また、温泉組合や利用者などへの説明や周知方法はどうなっていたのか、お知らせください。

また、3割程度加水していた期間が8か月間あったとされますが、現在はどうなのか、また3割程度加水したときの温泉の泉質、効能に与える影響はどうか、さらに今後、この問題が朝里川温泉、ひいては小樽観光に与える影響について見解を求めます。

また、源泉の湯量はじゅうぶんかどうか、これからの供給に不安はないのかも見通しをお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 斉藤陽一良議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平成15年度決算と財政健全化について何点かご質問がありました。

まず、市税収入の減少についてですが、国の景気対策による定率減税に加え、その他の主な原因としましては、個人市民税では、人口減に伴う納税義務者の減少や、長引く景気低迷による個人所得の減少があり、法人市民税では、企業収益の悪化や法人税率の改正が、その要因として挙げられます。また、固定資産税・都市計画税については、住宅建設や民間の設備投資、土地の課税標準額に係る負担調整などにより増加してきましたが、近年は景気低迷による建設戸数の低下や収納状況の悪化により減少に転じ、これらによって市税収入が減少しているものと考えております。

なお、市税収入の減少に対する対策であります。自主財源の根幹であります市税の確保を図るためには、まず地域経済の活性化が必要であることから、地元企業の経営基盤強化のための支援や技術開発、人材育成のための支援などをはじめとする各種振興策の実施のほか、市の工事等の発注について、地元の業者を優先させる施策などを進めてまいりました。さらに、人口の定住促進を図る上で、若年者の家賃補助制度の実施や、交流人口の増加を図る観点から、観光客の誘致促進などに取り組んできたところであります。

次に、市税収納率の向上対策であります。これまでもさまざまな角度から検討し、対応してきておりますけれども、税収の確保に当たりましては、市民の納税意識に負うところがたいへん大きいものがあります。このため、主な取組といたしましては、広報おたるやFMおたるを通じての広報活動、夜間の臨戸訪問や電話による催告を行うとともに、平成14年度から嘱託の市税徴収員2名の配置、高額滞納者や市外滞納者に対する特別滞納整理班の設置による組織見直しを行いました。さらに、平成15年度には、管理職及び賦課職員による電話催告など、徴収体制の強化を図り、収納率の向上に努めてきたところであります。

次に、地方交付税と三位一体改革の関係でありますけれども、三位一体改革の初年度であります平成16年度は、年末の国の予算決定時期まで、その地方財政に与える影響が示されず、国庫補助負担金や地方交付税の大幅な削減が先行し、税源移譲が先送りされたままで、本市にとっても財政健全化に取り組んでいる中で、たいへん厳しい結果となりました。国も地方もたいへん厳しい財政状況にあって、地方行革の推進と地方財政計画縮小の方向性は、今後とも続くものと思われまので、地方交付税の見直しはたいへん厳しいものと認識しております。そのような状況にあって、三位一体改革に地方の意見を反映させるため、地方六団体は一定の条件を前提に、「国庫補助負担金等に関する改革案」を共同して取りまとめ、8月24日、政府に提出いたしました。今後は、経済財政諮問会議に議論の場を移すこととなりますが、国と地方の協議機関を通じて、地方の意見が確実に反映され、税源移譲との一体的実施、地方交付税による確実な財源措置などがなされ、地方分権の理念に基づいた改革となるよう望んでおります。

次に、職員給与の官民格差の解消施策であります。官民格差につきましては、これまでも毎年示される人事院勧告の内容に沿って、その是正に努めております。ここ5年間の人事院勧告の推移で申し上げますと、給料で約3パーセント、期末・勤勉手当で0.85か月分の削減などを実施してきております。また、今年度の人事院勧告では、官民の給与、ボーナスについて均衡がとれているということで、改定はなかったわけですが、官民給与の地域間格差として、北海道ではなお約5パーセントほど官が民間より上回っていることが示唆されており、次年度に勧告される予定となっております。現在、本市においては、財政健全化に向けての自主削減ということで、給料の3パーセントを削減しており、今後、17年度には5パーセント、18年度には7パーセントを削減する予定であります。給与制度につきましては、国家公務員に準拠することを基本に考えておりますので、ご指摘のありました退職時の特別昇給を含めまして、官民格差の早期是正に努めてまいりたいと思っております。

次に、扶助費についてであります。平成15年度は、平成14年度に道から市へ移行した児童扶養手当の支給が通年化したことの影響や生活保護費の伸びにより、大幅な増となりました。これからの見直しと施策の方向性であります。平成16年度から始まる道の医療助成制度改正の影響や市の財政健全化による見直しなど、一定程度減少する要因もありますが、回復の遅れている本市の経済状況や高齢化の進展、児童手当の支給年齢の引上げなどの要因により、全体としては今後も増加するものと考えております。加えて、扶助費のほとんどが国の制度に伴うものですので、現在、議論されております国の社会保障制度の総合的改革による影響がどうなるのか、その動向を注視していく必要があると考えております。

次に、市立病院の新築統合に係る起債でありますけれども、まず公営企業債の許可方針では、「経営状況、収支見込み、事業の緊急性、事業効果等を勘案の上、重点的に許可するものとする」とされておりますが、許可に当たりましては、「病院事業に対し一定割合を負担する一般会計の財政状況も含めて、総合的な判断がなされる」と、道を通じて国から聞いております。そのため、一般会計の財政状況についても、厳しく点検されることと思っております。新たな投資を伴う新築統合により、病院事業の収支改善が図られ、現在行っている経営収支補てんのための一般会計の負担が軽減され、結果として市の財政状況の改善に寄与する事業であれば、より厳しい財政状況下でも許可されるものと考えております。

なお、新築統合に伴う起債の償還でありますけれども、建物本体は元金が5年据置き、その後25年償還、医療機器などは元金が1年据置き、その後4年償還ですので、医療機器の起債を償還する開業後5年間は償還額が大きくなりますが、6年目からは建物本体の償還となり、額も少なくなり、平準化するものと考えて

おります。

次に、介護保険サービスの提供と利用の実情についてのお尋ねでありますけれども、最初に、要介護等認定者数についてであります。本年8月末現在、要支援・要介護認定者の合計は6,906人です。認定者の推移につきましては、平成13年3月末で4,202人、14年3月末で5,033人、15年3月末で5,814人、16年3月末で6,619人です。

今後の見通しですが、現行の介護保険事業計画においては、平成16年度の要介護認定者数は6,432人を予想しておりますが、現時点ではそれを約3パーセント上回って推移してきており、65歳以上の高齢者の占める要介護認定者数の割合が高まってきておりますので、今後も増加傾向で推移していくものと考えております。

次に、サービス利用者についてでありますけれども、本年6月分では、居宅サービス利用者が3,364人、施設サービス利用者が1,590人、合計4,954人です。サービス利用者の推移につきましては、平成13年3月分では、居宅が1,679人、施設が1,568人、合計3,247人、14年3月分では、居宅が2,262人、施設が1,584人、合計3,846人、15年3月分では、居宅が2,684人、施設が1,665人、合計4,349人、16年3月分では、居宅が3,187人、施設が1,605人、合計4,792人です。

今後のサービス利用者の見通しですが、施設につきましては、現在、計画を進めております特別養護老人ホーム等の施設整備によって利用者が増えることが予想されます。また、居宅につきましては、年々要介護等認定者や痴ほう対応型共同生活介護事業所などのサービス事業所が増加してきていることから、今後も増加していくものと予想しております。

次に、サービス未利用者の生じている原因でありますけれども、サービス未利用者の実態は把握しておりませんが、要介護等認定を受けた方の中にも、家族等で介護できる間は介護サービスを利用しないケースや、将来介護が必要になったときにすぐにサービス利用ができるよう、あらかじめ認定を受けているケース、身体の状態が悪化して医療病院に入院しているケースなどが考えられるところであります。

また、今後のサービス未利用者の動向ですが、居宅における要介護等認定者数に占めるサービス未利用者の比率は35パーセント前後と、これまで変わることなく推移してきておりますので、今後も急速に大きく変動することはないと考えております。

次に、訪問介護の利用者数と利用回数の推移ですが、平成13年3月分の利用者数は752人で、回数は8,265回、平成14年3月分の利用者数は1,077人で、回数は1万2,094回、平成15年3月分の利用者数は1,411人で、回数は1万6,168回、平成16年3月分の利用者数は1,785人で、回数は2万707回です。また、平成16年3月分の訪問介護利用者の内訳についてですが、身体介護が983人で、月平均約10回、生活援助が768人で、月平均約13回、通院等乗降介助が34人で、月平均は約21回の利用となっております。また、平成16年3月分の身体介護983人の利用時間別内訳でありますけれども、30分未満が170人で、月平均は約14回、30分以上1時間未満が290人で、月平均約9回、1時間以上1時間30分未満が155人で、月平均は約10回、1時間30分以上2時間未満が176人で、月平均は約10回、2時間以上が192人で、月平均は約8回の利用となっております。

次に、「通院等乗降介助の前後に、連続して二、三十分程度以上の手間のかかる身体介護を行う場合」のサービスの関係でありますけれども、要介護4、5の利用者に対し、このサービスを提供した場合に、特例的に「身体介護が中心である場合」の介護報酬の請求を認めたものであります。なお、要介護1ないし3の方

に対しては、居宅介護支援事業所ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画に基づき、訪問介護事業者が作成する訪問介護計画には位置づけられませんので、この身体介護中心型サービスの介護報酬の請求はできないものであります。

次に、介護報酬の請求が二重取りではないかということでありますけれども、訪問介護員がサービスを提供する場合には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成する居宅サービス計画に基づく訪問介護計画に沿ってサービスを提供することが基本となっておりますし、訪問介護員におきましては、サービス提供記録を作成し、サービス利用者に確認してもらうことになっております。また、国民健康保険団体連合会におきましては、居宅介護支援事業所から提出のあった給付管理表を基に、サービス事業所から提出のあった介護給付費請求書等を突合し、審査を行っておりますので、基本的にはそのようなことはないものと考えております。

次に、事業者に対する市の対応であります。保険者である市といたしましては、介護保険法の規定に基づき保険給付について必要があると認める場合には、保険給付を受けた事業所に対して文書の提出等を求めたり、職員による質問や照会を行い、不正請求があったときに該当すると認めるときは、サービス事業所の指定権限のある北海道に通知することができることになっております。また、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者又は介護保険施設が偽りなど不正な行為によって介護給付費の支払を受けた場合には、支払額の返還に加算して、返還額の4割の額を支払わせることができることになっております。いずれにいたしましても、サービス事業者による保険給付費の不正請求などの事件はあってはならないことであり、今後とも北海道とじゅうぶんに連携をとりながら、サービス内容や介護給付費の適正化などに努めてまいりたいと考えております。

次に、保険者の機能についてであります。市町村が利用者と事業者の間に立って、保険者としての機能をより発揮できるようにすることが重要であると認識しております。ご質問のありました事業所への指導監督権限につきましては、サービスの質の確保、利用者保護の観点から、事業所への立入調査など、都道府県と同程度の調査権限を保険者に与えるべきであると考えており、全国市長会を通じて、国に対し要請しているところであります。なお、これら一連の動きの中で、今年度から、痴呆対応型共同生活介護事業所については、都道府県と市町村が連携して、共同で立入調査等を実施することになっております。

次に、サービス提供事業者への監査の徹底などの対策でありますけれども、国におきましては、社会保険審議会の介護保険部会において、これらの問題を含めて介護保険制度全般の見直しの審議を行ってきております。来年1月の通常国会に予定されている介護保険改正法案の提出に向けて、今後、改正内容が具体化していきますので、それらの動向にじゅうぶん注意するとともに、北海道をはじめ、小樽市介護支援専門員連絡協議会や、本年4月に新たに設立されました小樽市訪問介護事業所連絡協議会などともじゅうぶんな連携をとりながら、サービスの質の向上や適正なサービスの確保などに努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみの有料化について何点かお尋ねがありましたが、初めに実施計画策定に当たっての市民の意見集約の関係であります。廃棄物減量等推進審議会の答申を受けまして、本年5月に「家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方」をまとめ、6月中旬から8月上旬にかけて、市民、事業者などを対象に、約1,280名の参加を得て、計38回の懇談会を開催いたしました。このほか、「基本的な考え方」の概要版を6,000部作成し、各町会に回覧用として配布し、全世帯への周知を図ったところであります。また、「基本的な考え方」については、広報おたるや市のホームページに掲載して、市民の周知を図るとともに、市民から意

見を求めました。寄せられた意見・要望の主なものについては、広報おたる8月号やホームページで紹介しておりますけれども、市民からの要望・意見を実施計画にどのように取り入れたかということではありますが、ごみを出しやすいようにごみ袋の種類を多くすること、市外の近隣地区にも取扱店を設けること、試行用の指定ごみ袋を配布すること、ごみ箱設置に対しても助成すること、不法投棄対策としての夜間パトロールの実施をすること、高齢者に配慮したわかりやすいパンフレットを作成することなどの意見・要望があり、これらを実施計画に反映させております。

次に、今後の実施に向けた説明会の開催であります。できるだけ多くの市民の方々に周知を図るため、11月から各町会などを中心として、約200会場で説明会を開催してまいりたいと考えております。これらのほかにも、団体等から申入れがあれば、随時説明会を行ってまいります。また、その他の周知方法としては、広報誌、ポスター、チラシによるほか、分別方法を詳細に説明した分別ハンドブックと試行用の指定ごみ袋を全戸配布することを考えております。

次に、指定ごみ袋の単価でありますけれども、懇談会で単価についての審議会の考え方や他都市の単価を示しながら説明したほか、「基本的な考え方」の概要版や広報おたる、市のホームページにも掲載して、市民への周知を図り、意見・要望を求めてきたものであります。

次に、現状でのごみ量と資源化後のごみ量に対する手数料額の比較でありますけれども、平成14年度を例にとりますと、1か月当たりの手数料額は1人世帯で約250円、2人世帯で約500円、3人世帯で約750円と見込まれます。また、資源物潜在量の50パーセントを資源化することとしている平成21年度では、1か月当たりの手数料額は1人世帯で約190円、2人世帯で約380円、3人世帯で約570円と見込まれます。

次に、1リットル当たり2円という単価が他都市と比較してどうかということではありますが、現在、道内で有料化を実施している14市のうち、1リットル当たり2円のところが10市であり、1円50銭が2市、1円55銭が1市、1円75銭が1市となっております。なお、今後、有料化を予定している5市については、1リットル当たり3円が1市、2円50銭が1市、2円が3市となっております。市といたしましては、道内他都市の金額を考慮し、また、市民の負担が大きくならないように考えて、1リットル当たり2円としたところであります。

次に、実施市の減量効果の評価であります。それぞれの市における手数料額の違いやその他の減量化施策の違いがあり、手数料額との関係だけで評価をすることはできませんが、いずれの市においても、有料化による減量効果は出ていると聞いております。

次に、1リットル当たりの手数料単価と減量効果との関係であります。平成14年度まで有料化を実施した道内8市の有料化実施直後の減少率の状況を見ますと、1リットル当たり単価を2円とした市では、減少率が60パーセント以上になったところもある反面、20パーセント以下のところもあり、1リットル当たりの単価が1円50銭の市では、減少率が30パーセントになっているなど、必ずしも手数料額の違いが直接に減量効果となって現れているとは言えないものであります。減量効果の他の要因としては、それぞれの市における資源物の収集品目、指定ごみ袋の種類、ごみや資源物の収集回数や収集方法の違いにもあると思われれます。

次に、手数料の額を1リットル当たり1円80銭にした場合であります。手数料の額につきましては、ごみ処理経費を基にして決めたものではなく、「道内他都市の金額を考慮しながら、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものとする必要がある」との廃棄物減量等推進審議会の答申に沿っ

て決めたものであります。手数料の額を1リットル当たり2円にするのと、1円80銭にするのとで、どの程度減量効果に影響があるのかについては、明確にはわかりませんが、ごみの減量効果は手数料の額だけで決まるものではなく、有料化にあわせて実施される他の施策も重要な要素になるものと考えております。

次に、手数料額を1リットル当たり1円50銭とした市の減量効果があまり上がらなかったのは、手数料の額以外に要因があるのではないかとのご指摘でございますが、ごみ減量化が進まなかった背景には、単価の設定のほか、資源化施策や啓発方法にも要因があったのではないかとと思いますが、こうした都市においても、有料化の前に比較しますと、おおむね減量の効果が続いているものと聞いております。

次に、単価を少しでも低く抑えるべきではないかとのご指摘でございますが、有料化の単価につきましては、道内の実施市を参考にして、市民にとって大きな負担とならないよう配慮し、また、減量効果も期待できることから、2円とさせていただいたものでありますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、歳入の見込みと使途であります。初めに、ごみ処理手数料の積算根拠についてでございますが、手数料収入は現時点で3億6,800万円の見込みであり、この内訳としましては、指定ごみ袋による手数料が3億5,900万円で、処理券による手数料が900万円であり、ごみ袋による手数料については、燃やすごみの収集回数が週2回、燃やさないごみの収集回数が2週間に1回を予定していることから、年間の収集回数が燃やすごみが104回、燃やさないごみが26回となり、これに見込み世帯数6万8,000を乗じることで、年間のごみ袋排出枚数を求め、袋ごとの使用枚数を函館市の例を参考に推計し、各単価を乗じて算出したものであります。また、処理券による手数料については、函館市の例を参考に、年間の使用枚数を推計し、単価を乗じて算出したものであります。

次に、指定ごみ袋の単価を1リットル当たり2円とした場合と1円80銭とした場合における手数料の収入額についてでございますが、現時点の見込みとしては、平成17年度については、今年度中の収入も含めて、2円の場合は3億6,800万円で、1円80銭の場合は3億3,100万円となり、3,700万円の減少となります。平成18年度は、2円の場合は3億6,200万円で、1円80銭の場合が3億2,500万円となり、3,700万円の減少となります。平成19年度は、2円の場合が3億4,500万円で、1円80銭の場合が3億1,000万円となり、3,500万円の減少となります。

次に、各年度の資源物収集計画量でございますが、平成17年度は約5,300トン、平成18年度は約5,500トン、平成19年度は約6,700トンを見込んでおります。

次に、収支状況についてでございますが、現時点での平成19年度の収支見込みとしましては、ごみ処理手数料は3億4,500万円程度であり、有料化実施に伴い新たに発生する歳出は、手数料徴収関係経費、資源物収集拡大経費、市民サービス向上経費などで2億1,800万円を見込んでおり、手数料収入との差額は1億2,700万円となります。

次に、有料化による手数料を現行のリサイクル関連経費や広域連合のリサイクル施設建設費と維持費の負担金に使うのは適当でないのご指摘でございますが、手数料収入は清掃費の特定財源であり、有料化実施に伴う新規・拡大経費としての手数料徴収関係経費、資源物収集拡大経費、市民サービス向上経費などの支出に充てるほか、その差額がある場合には現行のリサイクル関連経費や今後、増加することとなる広域連合負担金などにも充てたいと考えております。

なお、広域連合の負担金につきましては、広域連合は市と独立した行政組織ではあります。その運営費は、広域連合が直接徴収する手数料などの財源を除き、構成自治体の負担金で賄われており、市といたしま

しては、リサイクル施設の建設費や維持管理費に係る負担金も資源物の収集拡大経費の一つであることから、手数料収入の一部を充てていくことになるものと考えております。

次に、家庭用の生ごみ処理機の購入に対する助成であります。電動生ごみ処理機は、機材の交換や生成物の取り出しに手間がかかるとともに、多くの電力を使用し、また、臭いなどの理由により使用を取りやめている方がいると聞いております。また、市民の要望も少ないことから、市といたしましては、現在のところ、電動生ごみ処理機の購入に対する助成は考えておりません。

次に、家庭ごみ有料化に伴う歳入・歳出の会計処理であります。有料化に伴う手数料収入は清掃費以外に使用する考えはなく、一般会計で処理することとし、特別会計の設置や基金の設置は考えておりません。

次に、平成17年度以降の指定ごみ袋の作成費についてであります。平成17年度から19年度までは、毎年6,100万円程度になるものと推測しております。

次に、指定ごみ袋の発注方法であります。発注に当たりましては、公正で競争性が働くよう、入札を行いたいと考えております。

また、業者選定等についてであります。市内にはごみ袋を自社工場で製作できる業者と、ごみ袋を取り扱う販売業者がおりますので、地場産業の育成と受注機会の拡大等を念頭に置きながら、今後、具体的な発注方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の国際航路について何点かご質問がございました。

最初に、小樽 - 中国定期コンテナ航路の貨物動向であります。本年8月末現在のコンテナ貨物は、昨年同月比で、輸出は72パーセントの増、輸入は56パーセントの増で、合計で59パーセント増の3,919本と順調に推移しております。主な輸出貨物は、水産品、テレビ用ブラウン管や自動車部品で、輸入貨物は、石材、靴、自転車、その他生活雑貨などです。今年の秋も秋サケの豊漁が予想され、大量のサケが北海道から輸出される見込みがあり、それに対応できるよう、本港としても必要な冷凍電源設備を30口増設し、小樽港の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、小樽 - 中国定期コンテナ航路が開設され、2年を経過し、道内の荷主にも小樽航路が周知され、利用される方も増加しているものと認識しており、荷主の方々からは小樽航路は定時性が高いことや中国との直行便という安心感で利用されているという声をよく聞いております。今後も国内はもとより、中国側の関係者に積極的に小樽航路のポートセールスを展開し、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、週2便体制の見通しでありますけれども、小樽港の貨物量は順調に増加しており、船社側と週2便体制に向け、鋭意協議を続けておりますが、船社としては船を増便する場合、中国側の寄港先をどこにするか、また、日本側の他の寄港先の貨物の伸びなどを考慮して検討されていると承知しており、現段階で週2便体制の時期をお示しできる状況にはありません。市といたしましては、引き続き官民一体となって貨物の集荷活動を行いながら、船社に対し、週2便体制の実現を要請してまいりたいと考えております。

次に、小樽 - ホルムスクの旅客航路であります。乗船客は観光や商用など、さまざまな目的で来ており、観光においては、札幌のガトーキングダムプール、サッポロビール園やおたる水族館などが人気があり、商用においては、主に中古自動車の購入が目的という傾向にあります。滞在期間は四、五日で、旅客の大半は船をホテルがわりとしておりますが、一部はホテルを利用しております。6月の就航以来、1便当たりの平均乗客数は112人で、乗船率は75パーセントとなっております。主要な貨物は中古自動車となっております。

また、今後につきましては、道内はもとより、首都圏の旅行会社などへ同航路のPR活動を積極的に行い、

日本人旅行者の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、日口フェリー定期航路であります。平成7年に運行を開始した同航路は平成9年に運休となり、その後平成12年に再開し、今年で再開5年目を迎えております。サハリンプロジェクトの進展に伴い、貨物も年々増加しており、またロシア船社も新たな船を購入したことから、現在、小樽港への寄港回数や新たな寄港先の可能性について、船社や船舶代理店等と協議を続けております。

次に、台風18号の被害状況でありますけれども、13日午前9時現在で、人的被害については、暴風で転倒したことなどによる負傷者が11名発生し、そのうち重傷が2名、軽傷が9名となっております。

次に、市民から市に被害の連絡があった件数は1,286件であり、主なものは屋根・トタンのはく離、屋根飛散などの建物被害が574件、倒木が408件などとなっております。また、小中学校や市営住宅など、134の市の施設において、屋根の被害などがありました。停電については、9月8日に1万4,000戸ありましたが、11日の午前0時30分に復旧いたしました。農産物被害につきましては、主に強風によるビニールハウスなどの倒壊が多く、トマト、キュウリなどの畑作物に大きな損害を与えました。被害農家数は78農家、被害面積13ヘクタール、被害金額は約1億2,000万円に及んでおります。なお、水産関係でも漁港施設の巻揚機や漁具保管庫の倒壊などの被害が出ておりますが、現在、調査を進めているところでありますので、今後、判明してくる被害とあわせて、早急に取りまとめたいと考えております。

次に、被災された方々への対応でありますけれども、災害により住居を失い、避難をしている方への公営住宅の緊急避難の入居については、建築住宅課を窓口として相談を行っております。また、復旧のための緊急貸付けにつきましては、住宅金融公庫の窓口等を紹介しております。2次被害への賠償責任などの法律的な相談につきましては、総合サービスセンターや建築指導課が窓口対応をしております。

次に、市における停電時の対応でありますけれども、通常時に北電から停電の連絡を受けた場合につきましては、市民からの電話による停電情報の問合せに対して回答するための参考情報としております。災害時の停電情報につきましては、市民からの問合せに活用するだけでなく、ライフライン情報を市民に提供するための広報情報として取り扱うことになっております。

次に、ライフライン情報の市民への広報体制であります。防災計画では、災害情報の提供は市民の不安解消を図る上でも極めて重要であることから、関係機関や報道機関と連携をとりながら行うこととしております。

次に、市と北電との連携でありますけれども、日ごろは北電と連携を密にしており、停電情報の提供を受けておりましたが、今回の台風は観測史上初めてという暴風を伴い、送電に関する事故が広範囲で多発し、停電区域や原因を特定できないまま対応に追われ、また、問合せの電話が殺到したことから、北電側で市との連絡について対応しきれない状況にありました。今後の対応につきましては、今回の経験を踏まえて、北電とじゅうぶん協議してまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉の加水問題でありますけれども、水道水だけを使用した経緯につきましては、平成14年12月、新1号井の泉源掘削の際に、湯脈の干渉により、2号井に泥が流入する事態が生じたため、2号井からの揚湯を中止し、貯湯槽をはじめ、配湯設備の洗浄を行いました。この間、温泉供給が不能となることから、各温泉供給施設が一斉に水道水を使用すると、朝里川温泉地区全体の給水に支障を来すおそれが懸念されたため、施設側との話し合いにより、一時的に貯湯槽にためた水道水を利用していただいたところであります。なお、市といたしましては、12月16日から26日までの11日間、臨時応急的に貯湯槽にためた水道水を使

用できる態勢をとりましたが、施設内にある貯湯槽やタンクなどの温泉水に加水をし運営した施設、宿泊客はなく利用がなかった施設など、それぞれ個別の対応を行ったものであります。

次に、温泉組合や利用者などへの説明や周知方法であります。市が温泉を供給している8施設に対して、個別に説明を行う中で、加水状況等については、その都度各施設に利用者への周知徹底を図るようお願いしたところであります。

次に、現況でありますけれども、本年4月に新1号井を供用開始して以来、現在に至るまで加水は行っておりません。また、加水時における温泉の泉質、効能に与える影響についてであります。水道水を混合した温泉水の成分分析を財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに依頼しましたが、温泉としての泉質、効能については問題がないとの分析結果をいただいております。

次に、今後の朝里川温泉、小樽観光に与える影響でありますけれども、応急的な措置であったとはいえ、このたびの新聞報道等で朝里川温泉、ひいては小樽観光全体のイメージダウン、また、市民や観光客の皆さんに不信感を招いたことにつきましては、たいへん残念に思っております。このたびのことを契機に、民間との連携や的確な情報発信に努めるとともに、皆さんに安心してご利用いただける温泉の提供を目指し、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、源泉の湯量でありますけれども、現在、新1号井と2号井から揚湯して温泉供給を行っておりますが、現状では供給量不足を生じておりません。

また、今後の供給の見通しでありますけれども、元来、市の泉源は豊富な湯量ではございませんが、これまで施設側との協議の中で安定的に供給してきており、将来的に不測の事態が生じない限り、現行の需給体制においては、問題はないものと考えております。

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

29番(斉藤陽一良議員) 1点だけ、再質問させていただきます。詳しくは予算特別委員会等でお伺いいたしますが、家庭ごみ有料化の手数料単価については、ただいま非常に丁寧な答弁をいただきましたけれども、1リットル2円ということについては、負担が大きくなるように配慮して決めたということですが、私は市民生活を考慮して、減量効果が失われない範囲で少しでも低く抑えるということを提案させていただいたわけですが、2円を動かさない、2円は変えないということになりますと、その理由としてはいろいろな言い方もあろうかとは思いますが、基本的には二つの場合しかないのではないかと。一つは、単価2円を少しでも下げると、減量効果が著しく減殺されるなど、著しい不都合が生じるというふうに判断をされている場合、もう一つはそもそも単価2円をより低く抑えるというような必要は認めないと。言ってしまうと、むしろ一般財源を確保するために、歳入は少しでも多い方がいいのだというような考えの場合と、そのどちらかの場合しかないのではないかと、というふうに思いますけれども、2円というのを動かさない理由というのをちょっとしつこいですけれども、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) この単価をどうするかというのは、非常に内部でも議論しました。原価計算とかいろいろな手法があるのでしょうけれども、各市等の比較でいきますと、収集の方法とか、資源化の方法とか、

各市がみんなやり方が違うのです。ですから、一概に比較もできない。こういう結論になりまして、なかなかこの単価計算が難しいと。小樽市のものはできますけれども、他都市の比較ではできないわけです。したがって、先ほどもお答えしましたように、14市が現在有料化を実施しているうち10市が2円ということをやっているわけですから、これは負担される方も、10市の方々は皆2円でやっているわけですから、そう大きな負担ではないのではないかという判断に立ったわけです。これから実施しようとしているところも、2円50銭とか、3円とか、そういう単価設定をしている中で、私どもとしては2円が一応妥当でないのかなという判断をしたわけです。そういうことでご理解を願いたいと思います。

議長（中畑恒雄） 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 3時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 16番、斎藤博行議員。

（16番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

16番（斎藤博行議員） 平成16年第3回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問します。

冒頭、今回の台風18号により被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、復旧作業に当たられている関係各位に敬意を表します。

さて、会派代表質問も4人目となりました。さきに質問に立たれた3人の方と質問が重なる部分もありますけれども、通告していた関係もあり、予定どおり質問させていただきます。

戦後3度目の地方財政危機は、12年目に入りました。バブル経済が崩壊した後、歴代政府、自民党の景気対策として動員された地方財政は、今、疲弊の極にあります。さきの2度の地方財政危機とは異なり、今回の地方財政危機はデフレ経済下の一般財政危機にある点にその特徴があります。つまり地方税収入と地方交付金収入の危機だと思います。過去の2回の地方財政危機のときのように、地方債の増発と、それがインフレによって解消されるという方法が使えないのです。そのため、いわゆる地方財政の2004年問題は避けられない構造的な問題として、10年前にセットされていたと言うことができます。具体的には、第一に94年以降、減税補てん債は据置きの後、一括償還が定められています。その償還が2004年度に集中しております。また、第二に景気対策として進められた公共事業のため借り入れた地方債の償還が始まります。また、第三に2001年から始まった赤字地方債の臨時財政対策債の償還も2004年からです。さらに、第4に交付税特別会計が借り入れている約50兆円の借入金の返済が2004年から始まり、結果として交付税の減額をもたらしています。このように、小樽市だけでなく、全国の地方財政を取り巻く情勢が大変だということを踏まえ、質問いたします。

最初に、平成15年度決算について伺います。

当初、赤字が心配された15年度決算ですが、結果として4,500万円の黒字となりました。赤字再建団体への転落を何とか回避したい、この思いは小樽市の理事者の皆さん、そして職員の皆さん、さらには市民の多くの方の思いであると考えます。そのような思いを痛いほど感じながら、決算に向けた作業を進められたと思います。そこで、赤字を回避するために、いろいろな工夫や苦勞があったと思いますが、特に今回、赤字決

算回避のために効果があったのは何であったか、お示してください。

次に、他の会計からの借入れについて伺います。今回、他の会計等からの借入れが行われましたが、その実態について、会計別の金額、またいつからこのような方法を取り出したのか、お知らせください。

次に、一般会計に貸し出せる他会計の資金とはどのような性格のものなのか、お示してください。

また、それぞれの会計には、それぞれの目的を持って基金等への積立てなどを行っているかと理解しております。そうした部分に影響はないのか、心配です。説明してください。

こうした方法を何回も繰り返すことが可能とは思えませんし、返さなくてもよいとは思えません。これらの償還計画はどのようなものになるのか、お示してください。

それと関連しまして、冒頭お話ししましたように、地方財政危機2004年問題は、小樽も例外ではないと思います。今後の市債償還額の見通しについてお聞かせください。具体的に、一般会計、特別会計、企業会計について、残高と今後3年間の返済額をお聞かせください。

次に、平成15年度の歳入についてお聞きします。歳入の内訳は、市税149億5,700万円で、歳入全体の23パーセントを占めています。しかし、この額は前年度に比べ、6億3,700万円の減となっております。このような税収入減少の原因は何か、市長は今議会の提案の中で、市税4.1パーセント、個人市民税5.3パーセント、固定資産税4.3パーセントの減少によるとだけ触れられていますが、もう少し具体的にお知らせください。つまり、市民税では特別徴収とその他でどのような変化があったのか、また、法人市民税はどうだったのかをお示してください。

また、固定資産税の比較では、建物の新築による税収増が幾らで、評価替えによる税収減は幾らだったのか、示してください。

この項、最後になりますが、財政再建計画について伺います。多くの市民の皆さんは、小樽市の財政状況を心配して、自分で我慢できる負担には耐えようとしています。そして、職員の皆さんもまたそうだと思います。赤字再建団体転落回避を目指し、それぞれの立場で頑張っております。そうした人たちの頑張りを支えるものとして、小樽市財政再建計画はたいへん重要な意味があると思います。財政再建計画が市民や職員に与える意味について、改めて市長の見解をお聞かせください。そして、重要であり、期待されている財政再建計画策定の作業はどのような段階なのか、また、予定どおり年度末に出せるのか、お聞かせください。

次に、地方六団体の改革案について伺います。

本年8月24日、国庫補助負担金等に関する改革案、いわゆる地方分権推進のための三位一体改革が決定されました。既に、補助金廃止、税源移譲、交付税改革の三位一体改革は、2006年度までに4兆円の国庫補助負担金廃止、基幹税の税源移譲、交付税見直しで決着していることになっています。しかし、2004年度を見る限り、その先行きは不透明と言わざるをえません。2004年度に1兆円以上の国庫補助負担金が廃止されましたが、税源移譲が見込まれるのは6,558億円にすぎませんでした。その際、並行して交付税とその代替財源である臨時財政対策費、いわゆる赤字地方債が合計3兆円近くカットされました。このことは地方から猛反発を受け、片山参議院予算委員長は、「これは三位一体改革とは関係ない、総務官僚による交付税のカットしすぎだ」と批判したのは有名な話です。こうした動きにより、地方自治体では予算が組めないなど、大変な状況になりました。2004年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」いわゆる「骨太の方針2004」の骨子は、第1に2006年度までの税財政改革の全体像を2004年秋までに明らかにし、年内に決定する。第2に、3兆円程度の補助金改革の工程表、税源移譲の内訳、交付税改革の方向を一

体的に盛り込む。第3に、税源移譲はおおむね3兆円規模とするとともに、その前提として、地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を要請し、これらを踏まえ検討する。第4に、2006年度までに所得税から個人住民税への税源移譲を実現するというものでした。こうした経過を背景に、地方六団体は改革案を決定しました。こうして決定された改革案について伺います。

最初に、改革案は、「はじめに」にある「改革の初年度である平成16年度は、国の財政再建のみを先行させた地方分権改革にはほど遠い内容であり、国と地方の信頼関係を著しく損なう結果となった」と記載されています。この不信感と怒りについて、市長の見解をお聞かせください。

さらに、改革案ではこうした経過を踏まえ、今後、政府が示す「三位一体の改革の全体像」等に地方の意見が確実に反映されることを担保するために、国と地方六団体等との協議機関を設け、地方の自主・自立につながる改革の具体策について、誠実に協議することを第一の前提条件としています。さらに、税源移譲との一体的な実施、確実な税源移譲、地方交付税による確実な財政措置、施設整備事業に対する財政措置、負担転嫁の排除、新たな類似補助金の創設禁止、地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映、この七つの項目を改革案の提示の具体的前提条件としています。

伺います。これらの国と地方六団体との協議の場の設置と具体的7項目の扱いは、現段階でどうなっていますか、お聞かせください。

また、改革案では移譲対象補助金、つまり廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金は148項目、3兆2,283億円とされており、小樽市での影響についてどのような試算ができるのか、案の項目では、社会保障45件、9,365億円、文教・科学振興15件、1兆1,457億円、公共事業33件、9,996億円、その他55件、1,463億円となっておりますので、これに沿って項目別に示してください。

また、税源移譲の小樽での試算を改革案の考えに基づいてお示しください。

また、地方交付税による財政措置に関し、税源移譲と国庫補助負担金の廃止に伴い、地方交付税がどのように増減したのが判断できる措置を講ずる必要性が指摘されております。小樽市の場合はどうなるのか、お知らせください。

次に、障害児放課後児童クラブについて伺います。

小樽市における放課後児童クラブは、3期休業開所、新入学対応、開所時間延長など、市民ニーズにこたえるべく改善されてきております。また、この間、銭函小学校、豊倉小学校など、開設要望にも対応してきていると聞いております。この間、関係団体との協議の中で、一クラスの児童定数、職員配置数、開所時間などが定められ、放課後児童クラブ設置要綱、運営要綱などとして整備されております。そうした中で、今後の課題の一つとして、障害児の入会があるとされております。それは、この間、小樽市が作り上げてきた放課後児童クラブの体制は、普通学級に通う児童を対象にしたものだったからです。昨年来、障害児放課後児童クラブは早急に対策を講ずるべき課題でありました。

まず最初に、市内の小学校の特学の現状についてお聞きします。障害別の児童数、そして教員配置数等をお示しください。

次に、特学に在籍する児童の過去における放課後児童クラブへの入会希望の状況とそれに対する対応について示してください。

次の質問に入る前に、今年の4月から7月の朝里小学校放課後児童クラブに入会希望を出した特学3年生の経過について、かいつまんで話させていただきます。この児童は1、2年生のときは普通学級に在籍し、

2年生の6月から10月まで、放課後児童クラブに入会しておりました。その後、3年生のときから特学に在籍することになりました。そして、母親の仕事の都合で、今年4月から放課後児童クラブへの入会を希望しました。先ほども述べたように、小樽市の放課後児童クラブは普通学級の児童のみを対象にしています。そのため、今回のケースについて、関係団体との協議が行われたのであります。前例がないからとか、特学だからという建前議論でなく、実際にクラブでの子どもの様子を見てから結論を出すことになりました。朝里小学校の放課後児童クラブは2クラスありますが、今年の4月から増加する入会希望にこたえるため、入会児童定数の拡大を行い、対応することになっておりました。こうした経過もあり、現場からは受け入れるために人的手だてが求められたのであります。父母の希望が長期間、さらには冬休みもということでしたので、こうした声は当然と思います。しかし、試行の結果を待っていた親に示された小樽市の回答は、現状の体制では入会できないというものでした。

こうした経過を踏まえ質問します。現状の体制では認められないとの結論に至る議論経過をお聞かせください。

また、そのことが結果として母親の退職につながることをどう判断したのか、お聞かせください。

そして、現に退職した親の「障害児を持つ親は、仕事をやめなければならないのか」という声に見解を示してください。

平成15年第2回定例会の厚生常任委員会において、私は小樽市における障害児の放課後児童クラブについて、塩谷児童クラブの補正予算に関連させて、小樽市における障害児放課後児童クラブの在り方について質問いたしました。そのときの答弁の趣旨を再確認のため、お聞かせください。

次に、塩谷児童クラブでは、障害児の放課後児童クラブへの入会のために、職員配置のための予算を補正し、障害児の受け入れを英断した小樽市が、朝里小学校では受け入れないと言いきった判断基準を示してください。

私は、同じ市民に対する対応として、このギャップが理解できません。課題の所管が教育部、福祉部、市民部に分かれている事情は現実ではありますが、一人の親、一人の子どもの側から聞いたら、区別せよと言っても無理だと思います。

この項、最後の質問です。「障害を持つ子どもの親は働くことが許されないのか」これはこの子どもの母親の声です。これからの小樽市では、そうであってはならないと思います。すべての子どもに安心、安全な放課後を保障するため、障害児放課後児童クラブの新設について検討を求めます。明快な答弁をお願いいたします。

次に、小樽港の入管体制についてお聞きします。

最近、小樽市内で、多くのロシア人を目にいたします。そして、そうした人たちの中で、小樽が観光や買物のための行き先として高い関心を持たれているとの話も聞こえてまいります。小樽市民の一人として悪い気はいたしません。日ロ友好を基本に、人や物、そして文化の交流を発展させなければなりません。そうした立場で、小樽港の入管体制について質問いたします。

最初に、小樽港の最近5年間の外国船入港状況についてお尋ねします。

次に、小樽に上陸する海外からのお客さんの数の推移を5年分、国別にお知らせください。

次に、7月13日のロシア船マリーナ・ツベタエバ号の問題です。当日の朝に入港し、歓迎式が船上で行われました。しかし、その後、乗船客が小樽に上陸するまでに2時間以上かかった経過をお知らせください。

船内にいた関係者から、事情がわからない観光客の中には、せっかく小樽のまち並みを目の前にして上陸できずに、小樽のイメージダウンの声が出ているとの電話も入りました。市内観光の予定も見直したとの話もあります。こうした事態に対し、小樽市はどのような対応をしたのか、お知らせください。

サハリン州ホルムスクと小樽間の定期航路の開設など、小樽市としてさまざまな努力をしていると思います。最近の動きをお知らせください。

さらに、小樽市の対ロシアの観光誘致、経済分野での交流拡大に関する戦略を示してください。

入管小樽港出張所は国の出先機関ですが、今後の小樽港のことを考えると、重要な機関だと思います。入管小樽港出張所の職員配置の推移とその増減の理由を教えてください。

入管小樽港出張所の体制強化が求められていると思います。小樽市としても、国の関係機関に対して、配置職員の増員の要請を、少なくとも外国船の入港はあらかじめ予定されていると思いますので、そのときだけでも対応するような人的配慮を要請してほしいと思います。考えをお聞かせください。

次に、ごみ減量化と有料化についてお尋ねします。

小樽市は、来年4月から家庭ごみの分別収集の拡大、細分化を計画しています。改めて、分別・リサイクル拡大を実施する意義をお知らせください。

また、小樽市は、その計画にあわせて4月から家庭ごみの有料化を計画しています。家庭ごみを有料化するねらいをお知らせください。

近年、地球環境に対する関心は大変な高まりを見せております。そして、その視点は公害問題に象徴された企業活動分野から、市民一人一人の家庭生活における生活排水や家庭ごみにまで広がりを持つに至っております。市民一人一人が毎日繰り返す日常生活の中で出される生活排水や家庭ごみの量は、ばく大なものです。家庭ごみの量は毎年増えていると思います。小樽市におけるその推移をお知らせください。

今、出されているごみの中身は、資源物などが含まれるなど、問題があると思います。家庭から出されるごみを分析したことがあると思います。その結果を示してください。

家庭におけるごみの分別は、ごみ箱を分けたり、ごみを見極めるなど、手間がかかり、家の中での保管場所などの工夫も必要です。つまりごみの分別は極めて意識的な作業なのです。こうした面倒な作業を支えているのが、せめて自分の家の分だけ、自分ができる部分で、将来に向け地球環境を守りたいと考える多くの市民の力なのです。ごみ処理の有料化は、自分が出すごみに関心を持たせる有効な手段ではありますが、分別・リサイクルの推進と減量化のための有料化は、もともと別次元のものと考えます。見解をお聞かせください。

有料化にしても、有料のごみ袋に燃やすごみと燃やさないごみを一緒に入れられたり、段ボールなどの資源物が入っていたら困ります。他の道内の都市でも、こうした問題を抱えながら、ごみの減量化に取り組んでいると聞いております。そうした道内他都市での分別拡大の時期と有料化の時期についてお知らせください。

分別・リサイクルは生活様式の変更ですので、なれるまでに一定の時間が必要です。まず最初に、分別拡大のための新しいごみの出し方を覚えてもらう、その上でこの日に出したごみは有料です、この日のごみは資源物だから無料ですというように、有料化をかぶせていく方が、二つの事業を一遍に行うより滑らかにいくと思います。少なくともトレーニング期間は必要ではないでしょうか。分別・リサイクルの先行試行実施についての見解をお聞かせください。

次に、質問を変えます。今回の分別拡大と有料化を考えると、だれが一番ごみに関してお困りなのか、考えました。

まず最初に、小樽市における単身老人、単身障害者の実態をお知らせください。この人たちは、ごみを分別して準備する、決められた日に出すのに困っているのではないのでしょうか。高齢化や障害により、分別作業困難な市民はいないのか、小樽市としてこうした角度からの調査をしてほしいのですが、見解をお聞かせください。

次に、近くにごみステーションがあっても、そこまでごみを出すことが困難であり、そのためにヘルパーを依頼している世帯があるという話を聞いたことがあります。小樽市はそうした実態を押さえていますか。ごみ有料化に伴い、いろいろな市民サービスが考えられております。ごみ出しに不自由している市民がいるとの立場に立ち、こうした人たちに対する手厚いサービスが求められていると思います。声かけや安全確認の役割もあると言われております。道内他都市の分別やごみ出しをサポートするシステムを参考にして、小樽市における「ふれあい収集」などのようなサービスの実施について検討してほしいと思います。市長の見解をお聞かせください。

最後に、その他の項目で、9月8日に小樽市を襲った台風18号について伺います。

まだ調査や実態の把握の最中とは思いますが、被害の状況を人への被害、建物への被害、農産物への被害、その他などに分けてお知らせください。

次に、小樽市の対応について時間を追って示してください。

次に、被害に遭われた方に対する支援策、また、税金の減免など、検討していることがありましたら、お知らせください。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 斎藤博行議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平成15年度決算について何点かお尋ねがありました。

まず、赤字回避のために行った項目についてでありますけれども、平成15年度はたいへん厳しい財政状況が予想されたため、予算編成に当たり、事務事業の見直しや人件費の削減に努め、人件費、職員数の削減など、人件費で9億円の削減効果を、また、徹底した管理経費の削減と一部受益者負担の導入などの事務事業の見直しで、7億円の削減効果を出しました。また、企業会計から8億円の長期借入れをしたほか、下水道事業の繰出金を4億円減額するなどの財源対策も実施いたしました。その他、予算執行に当たりましては、徹底した経費の節減と事務の効率化に全庁挙げて取り組んだほか、管理職による税の電話催告など、収納対策も行ったところであります。また、少雪で除雪費で約9,800万円の不用額を出せたことも幸いしたものと考えております。

次に、他会計からの借入金でありますけれども、まず借入れの状況としましては、平成14年度は土地開発基金から4億円を、平成15年度は水道事業会計から6億円、産業廃棄物等処分事業会計から2億円を借りましたので、平成15年度末では合計12億円の長期借入残高となっております。

次に、借り入れた会計の影響と償還であります。土地開発基金につきましては、当面、基金による大規模な土地購入の予定がなく、資金に余裕があったため、当分の間借入れしたいと考えております。また、水道事業につきましては、会計運営上の運転資金がありますので、事業運営に支障が生じない範囲で借入れし、3年間で償還してまいります。産業廃棄物等処理事業につきましては、公共事業などによる搬入量の増で資金余剰が生じているため借入れしましたが、2年間償還を据え置き、その後5年間で返済する予定としております。

次に、今後の市債償還額でありますけれども、平成15年度までに借り入れた市債分について会計ごとに申し上げますと、一般会計の残高は674億9,900万円、償還額は16年度79億6,000万円、17年度78億8,500万円、18年度75億8,800万円、特別会計は港湾整備事業、住宅事業などで、残高は8会計で143億1,300万円、償還額は平成15年度で中央通土地区画整理事業が廃止となったため、7会計でありますけれども、16年度13億9,500万円、17年度14億2,400万円、18年度13億3,800万円、企業会計は病院事業、水道事業、下水道事業、3会計合わせて、残高は553億6,200万円、償還額は16年度58億9,700万円、17年度58億2,500万円、18年度56億9,900万円となっております。

次に、市税収入減少の具体的な原因でありますけれども、平成14年度と平成15年度の比較で申し上げますと、まず個人市民税につきましては、景気回復の遅れから個人所得及び納税義務者数が減少し、特に納税義務者数は約6万1,000人から約5万9,500人へと約1,500人減少し、このうち特別徴収に係る納税義務者は3万1,783人から3万1,028人へと755人減少となりました。収入額は約43億9,700万円から約41億6,400万円と、約2億3,300万円、5.3パーセントそれぞれ減少となりました。

次に、法人市民税につきましては、景気回復が遅れていることから、法人数は4,103件から、4,057件へと46件減少し、収入額は約13億200万円から、約12億9,500万円へと約250万円、0.5パーセントそれぞれ減少となりました。

また、固定資産税の収入額は約71億9,000万円から約68億7,900万円と、約3億1,100万円、4.3パーセントそれぞれ減少しておりますが、そのうち家屋の固定資産税は約2億8,000万円と、これは主に462件の新築により約1億900万円の増加となったものの、評価替えにより約4億300万円減少したためであります。

次に、財政健全化計画の関係でお尋ねがございましたが、最初に計画が市民や職員に与える意味であります。健全化計画は、厳しい社会・経済情勢の中においても、安定的に継続可能な行政運営をなすための財政体質を計画的に構築するために策定するものであり、財政上の目標を掲げながら、財政運営を図っていくとするものであります。計画の策定により、市民の皆さんや職員にとりましても、市財政の現状や課題、今後の財政見通しが明らかになり、財政健全化の目標や対策についての理解につながるものと考えておりますし、同時に市職員の行政執行に対するコスト意識など、さまざまな面での改革にもつながるものと考えております。

次に、計画の策定作業についてであります。現在は計画の骨組みや対策の内容、収支見通しの試算に当たった前提条件等を整理・検討しているところであります。また、計画の策定期間ですが、三位一体の改革の全体像と工程表の明示が今秋とされておりますので、税源移譲や国庫補助負担金の見直し、地方交付税制度の改革が本市にどのような影響があるのか見極めるとともに、現在進めております事務事業の見直しなど、健全化の取組状況を含めた収支見通しを立て、計画を策定することとなります。したがって、三位一体改革の具体的な内容が明示される時期にもよりますが、それらを踏まえた上で、今年度中には策定

したいと考えております。

次に、三位一体改革に対する地方六団体の改革案について何点かお尋ねがありました。

まず、平成16年度の三位一体改革に対する見解であります。平成16年度は財政健全化が本市の最重要課題であり、安定的に継続可能な財政体質を構築するための第一歩の年であります。そのような中で、歳出削減や歳入増のための取組は議会並びに市民の皆さんのご理解とご協力により、ぜひ達成したいと考え、広報にも財政再建問題を掲載し、昨年からの政策課題として議会にもお示ししてきたところであります。しかしながら、健全化の第一歩を歩もうとしていたときに、国の三位一体改革が示され、本市にとって非常に厳しい結果を招くこととなったと受け止めております。国、地方ともにたいへん厳しい状況の中で、三位一体の改革は必要であるとの認識を持つものであります。本市をはじめ、多くの地方自治体の財政に大きな影響が出ており、結果として国の財政再建ばかりが先行したとの印象が強く、国と地方の信頼関係が損なわれたのではないかと感じております。

次に、地方六団体改革案提出の前提条件であります。改革案の提出に当たり、梶原全国知事会会長は小泉首相に提出のための前提条件を示し、首相からは「協議機関の設置と六団体の意見に誠実に対応する」との発言がなされたため、8月24日正式に提出し、同日の経済財政諮問会議に六団体の各会長が出席し、地方の改革案を説明し、意見交換をしております。8月31日の諮問会議では、首相から、「協議機関は官房長官が座長になり、財務、総務各大臣と地方団体で各論の協議が始まるので、地方団体の提言を真しに受け止め、誠実に対応する。実現に向け各省努力されたい」との発言があり、本日、協議会の初会合が開かれる予定となっております。このたびの改革案が「小異を捨て大同につく」という観点に立ち、地方の共同案として提示できたことは大きな意義があり、真の地方分権改革を推進するという地方の強い姿勢を示すものと認識しております。今後は、経済財政諮問会議に議論の場を移すこととなりますが、国と地方の協議機関を通じて、地方の意見が確実に反映され、税源移譲との一体的実施、地方交付税による確実な財源措置などがなされ、地方分権の理念に基づいた改革となるよう望んでおります。

次に、このたびの地方六団体の改革案による本市への影響額についてであります。国庫補助負担金の影響額につきまして、具体的な補助金が明示されている平成18年度までの第1期の内容で試算したところ、国庫補助負担金の廃止により、国・道支出金は23項目65件で、約10億円の減額が見込まれます。内訳は、社会保障は13項目50件で、約7億3,700万円、文教・科学振興は4項目8件、約9,700万円、公共事業は3項目4件、約2億1,600万円、その他は3項目3件、約500万円と試算しております。一方、住民税の比例税率化による税源移譲額は、道民税と市民税の割合が明示されていませんし、また、交付税の影響額についても、具体的な内容が不明でありますので、試算ができない状況にあります。

次に、小樽港の入国管理体制について何点かご質問がありました。

最初に、最近5年間の外航船入港状況であります。平成11年1,507隻、平成12年1,536隻、平成13年1,757隻、平成14年1,184隻、平成15年1,136隻となっております。また、国別の乗降客数は、平成11年、ロシアが1,374人、その他253人、平成12年、ロシアが2,027人、その他22人、平成13年、ロシアが2,187人、その他5人、平成14年、ロシアが2,078人、その他が1,020人、平成15年、ロシアが3,325人、その他10人となっております。

次に、7月13日入港のマリーナ・ツベタエバ号の上陸許可がおりるまで2時間以上かかった経過であります。乗船客148名、乗組員48名の大人数だったこともありますが、入管のコンピュータシステム導入により、

1人当たりの審査処理時間が延びていることやロシア人客が申請書に事前に記載すべきものが記載されていなかったことなどが大きな原因と聞いております。市といたしましては、入国管理局に対し、乗船客が多いときには札幌からの応援体制が必要であることを要請するとともに、入国管理局と協議し、入国審査手続時間短縮のための改善策の一つとして、中央ふ頭基部の外航船客待合所にある検査室を利用することとし、ソーラスフェンスに新たにゲートを設け、直接岸壁から検査室に入れるよう改修を行い、10月末から使用開始できるよう準備を進めております。

次に、定期航路の開設であります。平成12年4月に小樽 - ホルムスク間の日ロフェリーが再開され、その後、平成14年にワニノ港への寄港が加わり、現在、小樽 - ホルムスク - ワニノ間を運航しています。また、平成14年に中国定期コンテナ航路が就航し、現在、貨物量も順調に伸びております。さらに、今年に入りまして、6月から小樽 - ホルムスク間に旅客航路が開設され、小樽とサハリン州とのきずながますます強まってくものと期待をしております。また、小樽港は札幌圏という一大消費地と北海道の中心地を背後に持つ地理的特性を利用し、日本海沿岸諸国を中心に、貿易の拡大や人の交流の促進を進めており、ロシアに対しましては、石油・ガスのプロジェクトが進んでいるサハリン州、さらにヨーロッパまで第二シベリア鉄道で結ばれているワニノ港などとの貿易促進を図っております。また、観光面におきましては、旅客航路の乗船客に雪あかりの路開催期間中に雪像づくりやスノーキャンドルの制作体験、潮まつりでは潮ねりこみへの参加をしてもらうなど、小樽観光のPRを行っております。

次に、入国管理局小樽港出張所の職員配置の推移とその理由であります。平成6年から13年までは4人体制でありましたが、札幌と小樽の統合・合併の方針で、平成14年は1人となり、小樽の業務量を見直し、平成15年から現在まで2人体制となっていると聞いております。また、国への要請につきましては、商工会議所とともに、小樽港出張所職員の増員について要請活動を行うよう、現在、準備を進めております。

次に、ごみ減量化と有料化についてのお尋ねでありますけれども、初めに資源物収集拡大などのリサイクルを推進する意義であります。国におきましては、循環型社会を形成するため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指しており、地方公共団体にもこれらの施策の実施を求めています。市といたしましても、こうした国の動きとリサイクルに対する市民意識の高まりを受け、循環型社会を形成するために、明年4月から、家庭ごみ有料化とあわせて、資源物の収集拡大などのリサイクル推進に取り組もうとするものであります。

次に、資源物収集拡大などにあわせて、家庭ごみの有料化を実施する目的であります。有料化は市民意識の向上により、一人一人が減量化に取り組む契機となるほか、資源化を促進し、ごみの祝日収集などの市民サービスの向上を図るために行うものであると考えております。

次に、家庭ごみの量の推移であります。平成12年度はごみ袋の透明化や資源物の全市収集の実施などにより、前年度より約8,100トン減少して4万1,528トンとなり、平成13年度は12年度とほぼ同量でありましたが、14年度では前年度よりも約700トンのごみ量が増加し、4万2,305トンとなりました。また、平成15年度においては、集団資源回収量の増加により、前年度より約2,100トン減少し、4万1,299トンとなっております。

次に、ごみ分析であります。平成14年度に実施したごみ分析によると、燃やすごみの組成の主なものとしては、紙・布類が51パーセント、生ごみが35パーセント、プラスチックなどの合成樹脂が8パーセントとなっております。また、燃やさないごみについては、缶、瓶、陶磁器類などの不燃物が62パーセント、プラスチックなどの合成樹脂が27パーセント、紙・布類が8パーセントとなっております。

次に、リサイクルの推進と有料化であります。本市においては、資源化の拡大と有料化をあわせて実施することが、ごみに対する市民一人一人の意識が高まり、自主的に資源物の分別とごみの減量に取り組んでいただく契機となることから、より有効な施策と考えております。

次に、他都市での分別拡大の時期と有料化の時期であります。有料化とあわせて資源物収集の拡大を実施した道内の主な市は、函館市、室蘭市、登別市、砂川市などがあります。これらの市におきましては、事前に説明会等で市民への周知を行うことで、おおむね順調に実施できたと聞いております。中には、当初、ごみなどの排出方法が守られない事例もありましたが、実施後の指導、啓発に力を入れることで、一定期間を経て、排出方法が守られるようになったと聞いております。

また、資源物の分別拡大を先に実施し、後に有料化を実施した都市の例としましては、留萌市が平成10年に生ごみ、資源ごみを中心に分別収集を開始し、平成12年12月に有料化を実施しております。帯広市では、平成15年4月から、紙製容器包装とプラスチック製容器包装を資源物として拡大収集し、本年10月に有料化を実施することとなったものと聞いております。

次に、有料化実施に先行して資源物の分別収集を試行するということではありますが、有料化実施前の1か月から2か月の期間をめぐり、資源物の収集拡大を試行的に行うことは分別方法の周知において効果があることはと思いますが、市といたしましては、本年11月からごみ減量化、有料化の市民説明会を約200会場で開催し、周知に努めるほか、広報、ポスター、チラシによる周知のほか、分別方法を詳細に説明した分別ハンドブックや試行用の指定ごみ袋を全戸配布することで、資源物の収集拡大を試行しなくても、円滑に実施できるものと考えております。

次に、本市における単身老人、単身障害者の数であります。単身老人は、平成16年5月の調査では約6,000人となっておりますが、単身障害者については、調査をしておりません。

次に、高齢化や障害により、ごみの分別や排出が困難な方についてであります。その数は把握しておりませんが、現在でもごみをステーションなどに出すことが困難なため、戸別収集を依頼してきた方については、相談の上、職員が戸別に収集に伺っており、その数は現在20件程度となっております。

次に、ごみ出しをヘルパーにお願いしている世帯でありますけれども、ごみ出しだけをヘルパーに依頼している数は把握できませんが、洗濯や調理などの生活援助も含め、ヘルパーの派遣を依頼している人数は、平成16年3月で768人です。

次に、単身の高齢者や身障者に対しての資源物の分別・ごみ出しをサポートする制度であります。ふれあい収集などを実施している他都市の状況を調査しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、台風18号の被害状況についてであります。13日午前9時現在、人的被害では暴風で転倒するなどにより、重傷が2名、軽傷が9名で計11名の負傷者が発生しております。次に、建物被害であります。民家の屋根の飛散や屋根のトタンのはく離などが574件のほか、市の134施設において屋根の被害などがありました。また、農産物被害につきましては、主に強風によるビニールハウスなどの倒壊が多く、トマト、キュウリなどの畑作物に大きな損害を与えました。被害農家数は78農家、被害面積13ヘクタール、被害金額は約1億2,000万円に及んでおります。停電については、9月8日に1万4,000戸ありましたが、11日の午前0時30分に復旧いたしました。なお、水産関係では、漁港施設でも漁具保管庫の倒壊などの被害が出ておりますが、現在、調査を進めているところでありますので、今後、判明してくる被害と合わせて早急に取りまとめたいと考えております。

次に、台風18号における本市の対応状況ですが、7日18時39分の暴風波浪警報発表と同時に災害対策連絡室を設置するとともに、消防では台風に対する広報巡回を行い、8日の早朝には台風が北海道の西海上に達し、小樽市も午前7時ごろには暴風域に入り、市内随所で被害が発生したことから、午前11時に災害対策本部を設置しました。8日には消防において巡回パトロールや被害対応、また、停電に対する広報巡回などを行っており、建設部では道路パトロールや道路等の障害物除去作業などを行っております。財政部では車両を提供し、建設部とともに市内パトロールを行いました。また、各部局におきましては、台風に対しての警戒体制をとり、9日以降についても情報収集と応急措置を行っているところであり、現在は各部局において、被害状況調査を行っているところであります。

次に、被害に対する支援策でありますけれども、市においては、災害により住宅を失った方に公営住宅の提供、災害ごみの収集受入れ、税や国保・介護保険料、災害家屋の再建に係る建築確認申請などの手数料の減免、低所得者に対する見舞金や母子寡婦福祉資金貸付けを行っております。また、社会福祉協議会においても、生活福祉資金貸付けを行っており、災害を受けた中小企業者に対する融資相談窓口を産業振興課と商工会議所で設置しております。なお、住宅金融公庫の建物に対する災害復興融資制度の周知も行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 斎藤博行議員のご質問にお答えします。

まず、市内小学校の特殊学級の現状についてですが、特殊学級が設置されている小学校は17校であり、障害種別としては知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱及び情緒障害の28学級、在籍児童は47名であり、指導教員は39名であります。

次に、特殊学級に在籍する児童の過去における放課後児童クラブへの入会希望の状況と対応についてですが、過去に数件の問合せがありましたが、母親が未就労で入会条件を満たしていないケースや全市的な特殊学級児童の受入れ体制が整備されていなかったことから、入会に至らなかったケースがあります。

次に、入会が認められないとの結論に至る経過についてですが、この児童につきましては、保護者の意向を受け、約1か月間試行を行って様子を観察した結果、集団生活上さまざまな課題があることから、現状での受入れは困難と判断したものであり、新たな指導員の配置については、全市的に障害児の受入れ体制ができていないことなどから、結果として入会に至らなかったものであります。今後、特殊学級児童の入会希望があった場合は、障害の種類や程度、児童の様子、施設の状況、指導員の体制など、関係者と協議した上で、受入れが可能であれば入会を認めていきたいと考えております。

次に、母親の就労にかかわってのお尋ねですが、放課後児童健全育成事業は児童の居場所づくりの面のほかに、女性の就労支援という面もあり、障害を持つ児童についても現状で可能な範囲で受け入れていく考えであります。しかしながら、市内の放課後児童クラブの多くは、小学校の空き教室を利用して開設しており、障害を持つ児童を受け入れるには指導員体制や施設面などの点で課題があることから、個々の症状などにより入会を判断することとしております。今回、教育委員会は保護者の意向を受けて試行を実施し、関係者ともじゅうぶん話し合うなど、慎重に検討してまいりましたが、結果として入会に至らず、母親の退職につながったものであり、課題を残したものと思っております。

次に、平成15年第2回定例会の厚生常任委員会での斎藤博行議員からの質疑に対する市の答弁の要旨に

ついてですが、福祉部から「塩谷児童センターで余市養護学校の児童を受け入れることが、そのまま市内の小学校の放課後児童クラブで特殊学級児童を受け入れることにつながったものではない。今後、特殊学級児童を受け入れるためには、希望する児童の状況や学校施設の条件などを検討していく必要がある」と答弁しております。

次に、朝里での受入れについてですが、塩谷児童センターでは余市養護学校に通う障害を持つ児童を受け入れるに当たり、施設的にも余裕があることなどから、受入れを行ったものであります。一方、小学校の空き教室を利用して開設している朝里小学校の放課後児童クラブでは、本年度、在籍数が市内で最も多く、さらに新1年生が半数以上を占めていることや、この児童の障害の状況から見て、当面、現状の指導員体制での受入れは困難と判断したものであります。教育委員会といたしましては、放課後児童クラブは保護者の就労支援や子どもの安全、安心な居場所づくりの面から、さらには子どもたちの遊びや交流を通しての自立性や社会性などの育成において、たいへん重要な事業であると考えております。このため、年々サービスの拡大に努めてきたところであり、本年4月から定員枠の拡大や開設時間の延長などを図ってまいりました。今、国においては、発達障害者に対する支援の動きがあることから、教育委員会としましては、現在、全市的な特殊学級児童の受入れについて、来年4月の実施に向け関係部と課題を整理しながら検討を行っているところであります。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

16番(斎藤博行議員) 2点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、ふれあい収集の部分で、先ほど市長は現在でも20件程度については希望がある場合といいますが、そういったニーズにこたえるように体制をとっているというふうに聞いているわけなのですが、これがどういう基準といいますが、どういう状況の中で行われているのか。例えば希望する人、今、私が提起しているような今後希望があれば、今のやり方ですべてのニーズにこたえきれぬのかどうかを聞かせていただきたいと思います。私が聞いている範囲では、今行っている対応というものが、現状の条件の中で最大限やっているというふうに聞いておりますけれども、私が小樽市に検討をお願いしているのは、もう少し全市的に、例えばステーションから外れているとか、そういった今のこういう条件では対応していただけないようなところに住んでいる方についても手だてをしてもらいたいと、こういうふうに分けて言っているつもりですので、この辺について今やっている制度の条件、それからふれあい収集について検討するとお答えいただいておりますので、そういったあたりを分けて、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会に障害児の放課後児童クラブの部分について、改めてお尋ねしたいと思います。私は、今回の朝里のケースと昨年の塩谷のケースを見ていて、持っている条件は子どもにとってはそんなに変わらないというふうに思っているのです。福祉部の場合も、いきなりすべての福祉の関係する施設で、障害児の受入れをこういう形でやっていこうという制度をつくったわけではないというふうに理解していたのです。福祉部も、たぶん市民部も、ニーズがあった場合に、これにこたえるためにどうしたらいいのかということ整理する中で、到達できたら入れていこうと、だめだったら今後の課題にしておこうということを繰り返してきたと思うのです。昨年は、その条件は、塩谷の場合は臨時職員を入れることによって可能だという判断をされて入れたというふうに思っているわけなのです。それと、今回の朝里の場合も、私は今日の質問の中では全市的な対応という立場で制度化のお願いをしているつもりなのですが、もともとやはり

朝里の場合も、小樽で障害児の放課後児童クラブを考えるのであれば、やはり具体的なケースを一つ一つ丁寧に検討して、そして出てくるハードルを、今回の場合は可能なのか、可能でないのかということ積み上げて、何か机上の基準をつくるのではなくて、実態に合った子どもなり、学校なり、指導体制なり、柔軟に対応しながら、ニーズにこたえていく、それを積み上げることによって、外郭として障害児の放課後児童クラブというものの絵姿が見えてくるのだというふうには私は考えているのです。

そういった意味で、今回の朝里のケースに対する教育委員会の結論というのは、余りにもその制度全体と見比べると、学校全体に対する答えが先行して、逆に、今、目の前にあって答えを求めている今回のケースで後手に回ってしまったのではないかなという思いがしまして、非常に残念だと思っていますし、やはりこういうことはあまり繰り返してもらいたくないなというふうに思っているわけです。

今回、教育長の方で平成17年4月に向けて制度をつくっていききたいと、そういった答弁をいただいていますので、今回のケースを無駄にしない形で制度化に反映してもらいたいなというふうに思っています。もし答弁があったら、お願いしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 環境部長。

環境部長（安達栄次郎） まず、私の方から、ふれあい収集の関係について、答弁させていただきたいと申します。これまでのいわゆるごみの収集の基本にありますのは、やはり地域の皆さん方の協力の下でごみステーションにごみを搬出していただくと、そういった意味では、やはり今までのお年寄りの方がごみを出せない場合は、近所の方々が協力をして出していただくと、こういったことを前提にしながら、今まで市民の皆さん方に協力をお願いしてきたと。しかし、こういった状況の中でも、どうしてもごみを出すことができない、やむをえないような事情があったものに対しては、市民の方々の申出を受けまして、現在は約20件程度の方々に対して、職員が戸別に収集をしているという実態でございます。しかし、今、私どもが考えておりますのは、やはり小樽市の場合に、高齢化の状況といったものを考えていった場合には、今後、こういった分別が困難な方々が増加してくるのではないかと、そういった意味では、これまでとは違って一つの制度と申しますか、しくみとしまして、こういういわゆるふれあい収集といった制度をつくり、これを市民の皆さん方にもお知らせしながら、ごみの収集の円滑化を図ってまいりたい。また、これにあわせて、他都市では安否確認などもあわせてやっているということも聞いておりますので、そういったことも含めて、この内容について検討して進めてまいりたいというふうに考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 朝里小学校のお子さんの場合は、お母さんが障害児を持つ親は就労できないのかという疑問を投げかけられたという言葉聞きまして、非常に残念に思っております。一月半ほど試行しましたときに、朝里小学校の児童クラブは2クラス満杯になっておりまして、2人の指導員がついていますが、新たに障害のある子どもを自分たち2人で見ることは非常に難しいと、そういうことで、さらに臨時的に指導員を配置できないかということで考えてみたわけですが、障害を持つ子どもについては、教職員の方とか身内の方が見られると、子どもと過ごすのは非常に楽になるわけですが、臨時の方で適切な方がなかなかおられなかったというそういうことで、うまくいかなかったという事例に当たっております。ただ

いまご質問にございましたように、来年の4月からの発足というようなことも言わないで、具体的に一つ一つ課題を解決していくということで、お母さんの気持ちもありますし、これからも教育委員会、市民部や福祉部と協議しながら検討を重ねて、何とかよい方法を見つけたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 上 野 正 之

議員 佐々木 勝 利

平成16年 第3回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成16年9月15日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大島護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	石田昌敏
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 旭 一 夫
事 務 局 長
財政部財政課長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、前田清貴議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第37号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 一般質問を行います。

我が国の憲法は、戦争はしない、軍備は持たない、このように決めた第9条はもとより、国民の人権、住民が安心して暮らせる生存権など、豊かに多面的に保障している点でも、世界でも進んだ誇るべきものがあります。ところが、今、この憲法が国政の土台に据えられていないばかりか、地方自治の面においても、ないがしろにされているのではないのでしょうか。

さて、このことを念頭に置きつつ、私の質問の最初は、米海軍救難艦セーフガードの小樽港入港問題に関連してであります。お盆入りを前に、不可解なことが連発しました。

その第1の「なぜ」であります。

小樽市内の上空を飛行機が連日低空飛行をしました。多くの市民から不安や苦情が寄せられていたと思います。民間機であれば、航空法第81条あるいは第85条を見るまでもなく、極めて危険で、かつ粗暴な飛行であります。同時に、軍用機であればなおさらのこと、自衛隊機であれ、米軍機であれ、市街地上空を我が物顔で飛ぶことなど許されません。確認されているはずであります。市の対応とあわせてお知らせください。

第2の「なぜ」は、自衛艦の小樽港入港についてであります。8月9日から11日にかけて、自衛艦2隻が入港、勝納ふ頭に接岸していますが、そのうちイージス護衛艦みょうこうは、舞鶴地方総監部配備の船であります。入港目的は「広報」とありますが、なぜわざわざ、しかもこの時期に、「広報」のために舞鶴からなのか。近年、少なくともこの5か年間、舞鶴総監部の船の入港実績はあったのかどうかもお聞かせください。

第3の「なぜ」は、米軍艦船セーフガードであります。この船は、洋上消火、救難えい航、潜水艦事故の救難などの特殊な任務につき、米海軍が配備する原子力潜水艦隊とは一体の任務を帯びている救難艦であります。この特殊な船、救難艦がなぜ単独で小樽に入ってきたのか、あまりにも不可解であります。しかも、この10年来、入港実績のない佐世保基地からであります。「休養・補給」とあれば、その前後については一切我関せず、これが小樽港の港湾管理者としての市長の態度でしょうか。

米軍佐世保基地と小樽港の関係について伺います。昨年8月、在日米海軍司令官が、軍の変革・再編トランスフォーメーションの一環として、佐世保基地の強襲揚陸部隊に、トマホーク搭載のイージス艦船、さらには攻撃型原子力潜水艦などを加え、遠征攻撃群に編成・強化することを明らかにしました。ブッシュ政権が掲げる先制攻撃戦略の実行部隊として、あるいは北朝鮮有事に対応する拠点として、上陸作戦を展開する際の攻撃能力の強化が、今、着々と進められています。今回の救難艦セーフガードの小樽港入港が、こうした計画と決して無関係ではないと思うのですが、市長及び港湾管理者であるあなたの見解を伺っておきます。

質問の第2であります。高齢者の高額医療費・療養費の問題についてであります。一昨年10月から、高齢

者医療費の窓口1割負担、一定以上の所得の場合は2割負担であります。これが実施されています。我が党はこの制度改悪に伴い、多くの高齢者が医療費の限度額を超えた分の払戻しを受けていない問題を指摘し、その改善を求めてきたことはご承知のとおりであります。昨年の第2回定例会を前にした議案説明の場で、市長は、一つに払戻し制度の周知、二つに手続の簡素化、これらを約束され、同9月1日付けで、その支給申請の手続、つまり1回限りの申請手続、指定口座への自動払戻しを実現することになりました。しかし、実態は、「これにて一件落着」とはいかない現状にあります。大いに問題ありであります。

まず、老人保健受給者数と高額医療費の申請件数、申請率についてお知らせください。あわせて、一昨年10月から直近の確定できる期間までの、一つ、総医療費、二つ、高額医療費該当額、三つ、支給、つまり払戻し額、四つ、未支給、払い戻していない額について、それぞれお知らせください。

ご答弁いただけるとは思いますが、未支給累計額は大変な金額になります。ご承知のように、この高額医療費の支給を受ける権利、わかりやすく言えば払い戻してもらう権利であります。しかし老人保健法施行規則第52条で規定するように、支給を受けようとするものは、申請書を市町村長に提出しなければならない。つまり、申請しなければこの権利は実現されません。この申請主義の壁を事実上取り払ったのが、厚生労働省保健局の各種の通知であります。手続を簡素化し、返すべきものは返そう、これがこれら通知の趣旨であります。未支給者をなくしていくために、今後の対策、検討されている取組についてお聞かせください。

国保・前期高齢者の高額療養費についても関連して伺います。従来は70歳から老人保健制度で医療を受けることになっていた方々であります。ところが、一昨年10月より70歳になった人は、75歳までは、それまで加入していた医療保険で医療を受けることになりました。ただし、一部負担金の割合や自己負担限度額は、老人保健と同じしくみが使われています。つまり、この方々が前期高齢者であります。まず、この前期高齢者に該当する人が現在何人いらっしゃるのか、伺っておきます。国保加入・前期高齢者の総医療費額及び高額療養費支払額、払い戻した額について、老人保健の同時期との対比においてお知らせください。老人保健における未支給確定額は約1,900万円。これは、集計した時点で多少数字が変わります。私が質問の聞き取りをしていた段階での2月までの未支給額ですが、1,900万円弱、これに既に診療月が終わっている8月までの分で未支給額として発生が推計される額は、おおよそ700万円強と見れますから、つまり、老人保健分では約2,600万円の未支給・未返還があるという計算になります。では、国保・前期高齢者の場合、この未支給、返していない金額がいったいどのくらいになっているのか、わかっているのであれば、ぜひお聞かせください。

さきに述べたように、本来、「前期」などと意味不明に区分されるいわれのない方々であります。ふれあいパスがもらえる、病院に安心してかかれる、70歳になることを楽しみにしていた方々であります。一部負担などで老人保健と同じしくみであれば、本来返すべきお金についても同様にしなければなりません。申請がないから仕方がないという立場をとるのか、申請で戻せるのであればその申請のお手伝いをする、手続負担の軽減を図って戻してあげる、この立場には天と地の違いがあるのではないのでしょうか。市長がどちらの立場をとるのか、明快にお答えください。

さて、質問の最後です。ふれあいパスに関連して伺います。

有料化後、市とバス事業者においては、ふれあいパスの利用実態調査を実施しています。それぞれの調査結果について、まずご報告ください。本年第1回定例会で我が党の代表質問に立った私は、第1に、この有料化、負担増が高齢者の社会参加抑制につながらないだろうか、生きがい健康対策に逆行するのではないかと、このようにお尋ねしました。実態調査の結果は、この心配が予想をはるかに超えて広がっていることを示し

ています。高齢者の悲痛な声が聞こえてきます。明らかに、生きがい健康対策からたいへん大きな後退だと思っておりますが、市長の見解を伺います。

重大なことは、今年度の利用者一部負担、つまり100円負担がとりあえずの負担導入だとする問題であります。これまでの議会答弁において、市の態度は何とかこの制度を維持したい、そのためには利用者の一部負担が必要で、とりあえず100円負担にしたと、このように再三述べてきました。これに対し、バス事業者の中央バスからは、あくまでも利用実態に見合う負担、適切な運賃が求められてきた、このように答弁されています。そうであれば中央バスの本意はいったい何か。ふれあいバス事業からの撤退、この生きがい健康対策事業の廃止を求めてきたということになりますが、このように受け止めてよろしいのか、改めて伺います。

代表質問で紹介したOさんのその後であります。たいへん頑張っておられました。脳出血で倒れたご主人のために頑張って、今もバスを乗り継ぎ、毎日病院に通っています。生活保護費の中から月1万2,000円、このバス代をねん出することがどれほど大変なことか、想像にかたくありません。Oさんは言いました。近くの方はみんな歩いているんだよ。せめてひと月5,000円ぐらいだったら助かるね。実に控え目に言いました。有料化に踏みきった稚内市では、約25パーセントの利用減少だそうです。高齢者社会参加活動事業利用者負担免除制度などの市独自の施策、バス事業者で乗り継ぎ券の発行などの協力、生きがい健康対策事業の趣旨をできるだけ生かそうとする努力が感じられます。稚内市における取組、その内容はどのようなものなのか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

市長は、第1回定例会の中で将来的な課題と断りつつ、16年度の調査を踏まえた上で、ようやく低所得者対策について検討すると答えました。調査結果の著しい利用減少や、Oさんの利用実態を見るまでもなく、この課題は待ったなしの課題ではないでしょうか。直ちに、検討・着手するよう求めるものでありますが、見解をお聞かせください。

以上であります。再質問は留保いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 古沢議員のご質問にお答えいたします。

最初に、救難艦セーフガードの小樽港入港について何点かお尋ねがありましたけれども、まず8月9日から11日までの飛行機の低空飛行については、市民の方からも苦情あるいはまた問合せがありました。在日米軍が、7月1日から9月30日まで東北・北海道で演習を行っていることから、米軍機の可能性が高いため道に確認をしましたところ、道といたしましては、防衛施設庁を通じて米軍に問合せをしましたが、回答がないとの連絡がありました。市として、それ以上の確認はいたしておりません。

次に、8月の自衛艦の入港でありますけれども、自衛隊では毎年この時期に、自衛隊の活動について一般に広報、周知を図るため、陸、海、空それぞれの施設や設備を公開し、一般市民の見学に供する事業を行っている聞いております。この一環として海上自衛隊としては、小樽港を会場として、自衛艦による体験航海を行ったとのことであり、使用する自衛艦につきましては、海上自衛隊全体の年間航海スケジュールの中で調整した結果、舞鶴港所属の自衛艦がその任務に当たることとなり、途中、山形県の酒田港などで同様の任務を遂行しながら、小樽港に入港したものと聞いております。ちなみに過去5年間における舞鶴港所属の

自衛艦の入港は今回が初めてであります。

次に、米軍艦船セーフガードの入港でありますけれども、8月13日、休養・補給の目的で入港いたしました。今回のセーフガードに限らず、米軍艦船の本港入港につきましては、入港前後の行動は特に把握しておりませんが、大部分が休養・補給、友好親善を目的とするものであり、基本的に核兵器搭載がないこと、商港としての機能に支障を与えるものでないこと、その他港湾施設の管理上、問題がないものと判断される場合は、従来から入港を認めてきております。

次に、米軍における佐世保基地の再編・強化の流れと、今回の救難船セーフガードの入港との関係でありますけれども、米軍における佐世保基地の今後の位置づけや、セーフガードが具体的にどのような役割を担うこととなるのか、よく承知しておりませんが、今回のセーフガードの入港目的は休養・補給とされており、実際、停泊中の状況を見ましても、特別な意図を持って入港したものとは考えていません。

次に、高額医療費支給申請の現状状況でありますけれども、平成16年8月末現在で、老人保健受給者数が2万3,525人、そのうち高額医療費の支給申請者が1万8,067人となっており、申請率は76.8パーセントとなっております。

次に、高額医療費の支給及び未支給状況ですけれども、平成14年10月から平成16年2月までの総医療費は334億4,400万円、高額医療費該当額は2億9,300万円、支給額は2億7,400万円、未支給額は1,900万円となっております。

次に、高額医療費の未支給者に向けた今後の取組でありますけれども、昨年の9月に、受給者全員に高額医療費の申請を事前にするよう通知したところであり、さらに平成16年1月29日に、平成14年10月分から平成15年10月分の未申請者に対し、該当通知を送付したところであり、今後も、残った未申請者に対し、過去1年分の該当通知をするとともに、広報などで高額医療費の申請をするよう周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保・前期高齢者の人数と高額療養費の支給状況でありますけれども、平成16年8月末現在の国保の前期高齢者数は2,756人となっております。また、平成14年10月から16年2月までの前期高齢者の総医療費の額は約7億8,000万円、高額療養費の支給額は104万7,000円となっております。

次に、高額療養費の未支給額の捕そくでありますけれども、未支給額を捕そくするためには、新たに独自の電算システムを構築した上で、支給の対象となる額を把握しなければならないことから、現段階では捕そくできておりません。

次に、前期高齢者に対する未支給の改善でありますけれども、まず老人保健と同様に、申請手続の負担軽減を図れないかということであり、老人保健の場合は、厚生労働省の通知に基づく特例的措置が講じられておりますが、国保の場合は、入院分については老人保健と同様な特例的措置がとられておりますが、通院分については国の通知がないため老人保健と同様の取扱いをすることができないものであります。なお、国保においても、支給対象者に該当通知を出すことについては、独自のシステムを構築しなければなりません。ただ、システムづくりには、計算の内容が複雑であり、相当の困難が伴うほか、整理しなければならない課題もあることから、一定の期間を必要としますが、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、現在、新たに前期高齢者に該当する方に対し、高齢受給者証の送付の際に、制度についての説明文書を同封しておりますが、今後、さらに毎年の受給者証の更新時にも、できるだけわかりやすい説明文書を

同封し、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスの利用実態でありますけれども、バス事業者の利用実態調査では、前年5月と比較して、平成16年4月が平日で40.4パーセント減、土曜日、日曜日で33.6パーセント減、平成16年5月が平日で44.8パーセント減、土・日で32.0パーセント減、平成16年6月が平日で36.2パーセント減、土・日で31.8パーセント減、7月が平日で42.4パーセント減、土・日で31.8パーセント減となっております。なお、小樽市の調査は、バス事業者の全数調査の確認のため、抽出調査を行ったものであり、結果がまとまり次第、報告したいと考えております。

次に、生きがい健康対策の後退ではないかというご指摘でありますけれども、ふれあいパスにつきましては、利用は確かに減っておりますが、市といたしましては、生きがい健康対策として老人クラブ活動、老壮大学、おたる健康大学をはじめ各種スポーツ大会やスポーツ教室など、総合的に実施し、高齢者の健康増進と社会参加の促進に努めているところであり、このたびの利用者からの一部負担導入につきましては、ふれあいパス事業を継続するための必要な手だてであると思っておりますので、生きがい健康対策の後退とは考えていないところであります。

次に、バス事業者がふれあいパス事業から撤退するのではないかとご指摘ありますが、バス事業者は、あくまでもこの事業の廃止というよりも、利用実態に見合う適正運賃の負担を求めてきているところでありますが、市といたしましては、現時点で市や利用者の負担の限度を考えていることから、バス事業者に対し、共同事業として現状の制度の継続を要請しております。

次に、稚内市の高齢者社会参加活動事業利用者負担免除制度でありますけれども、70歳以上の高齢者は1乗車100円の負担であります。生活保護受給者又は収入が生活保護費支給基準以下の場合などは、負担を免除する制度であります。また、一般的には路線の乗り継ぎ券を発行していませんが、特別な三つの地域ではバス事業者が乗り継ぎ券を交付し、一般利用者も現行40円の乗り継ぎ料金となっており、高齢者の場合は乗り継ぎをしても100円で利用できる内容となっております。

次に、今年の第1回定例会の予算特別委員会において、「低所得者対策は将来的な課題」というふうに答弁しておりますが、現状では小樽市が低所得者の軽減分を負担できる状況にないこと、また、バス事業者としても利用実態に見合った適正運賃を求めていることから、現時点での低所得者対策は困難であります。今年度の調査を踏まえながら、将来的な課題として認識しているとの趣旨であります。なお、バス事業者に対しましては、現状の中でプリペイドカードなどの併用とか、乗り継ぎ券導入を要請しているところであります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 何点か、再質問を行います。

まず、セーフガードに関連してお尋ねした件について幾つかです。

最近、米軍の大型ヘリコプターが沖縄国際大学の構内に墜落する、こういう事故が発生しました。駆けつけた沖縄の消防の皆さんが消火を終わるや否や、現場から立ち退きを求められる。現場検証に駆けつけた警察も立入りを拒否される。沖縄の知事や市町村長が抗議をしています。小樽のまちの上を超低空で、見るからに戦闘機と思われる飛行機が連日飛び交う、そのこと自体が確認できないというのが重大な問題だと思っております。6月15日付けで、防衛施設庁施設部長から北海道知事に、先ほど答弁いただいた旨の通知が入って

います。それを受けて、北海道知事から小樽市長に、在日米軍の訓練について、7、8、9と行われるという通知がありました。東北・北海道でいえば、三沢にある米軍基地を中心とした訓練であります。おおよそそれとの関連性が指摘されると思うのですが、そのことについても口を開かない。全く大変なことであります。一遍の通知さえしておけば、日本の空をどのように飛んでも勝手だということは許されないと思うのです。住民の安全を守る立場にある市長が、その程度でこの問題を処理するかどうか、改めて伺います。

自衛艦みょうこうについてです。イージス艦みょうこうが、9日から11日にかけて、勝納ふ頭に係留されていました。このみょうこうは、小樽に入る前、そして小樽から出た後、どういう行動展開をしているか、承知をしていただければ教えてください。

それから、セーフガードに関連して、幾つか伺います。

海保から港湾管理者、市長へのバース手配依頼が入ったときに、入港目的ではルーティーン、通常入港になっていました。ところが、セーフガードから後日提出された入出港届では、入港目的が休養・補給、レストアンドサプライ、こういうふうになっているわけですが、我々の知る限り、小樽港に米軍艦船が入ってきたその目的の大半は休養・補給であって、通常入港と言って入ってきた船は記憶にありません。通常入港と休養・補給との違いはいったい何なのか、これをお聞かせください。

それから、当初、海保から港湾管理者へバースの手配依頼書が入りました。8月13日から16日までということでの入港期間です。ところが、入出港届を見ますと、セーフガードが小樽港を出港したのは17日、この空白の1日間はどのように処理されているのか、教えてください。

さらに、決して細かな問題だとは思いませんが、セーフガードから入港届及び出港届が出される。入港届ですから、入港して速やかに届出しなければいけないことになっていますが、この届出があったのは、セーフガード自体、小樽港を出てから数日後であります。米軍艦船の場合は、いつもこのように法令無視、いわばルーズな取扱いになっているのか、この点についてもお知らせください。

次は、高額医療費・療養費の問題です。高額医療費、つまり老人保健対象者の場合に、それを戻してもらう、その手続が簡素化されました。1回限り、指定口座に振り込まれる。しかし、その手続が終わっていない人が、実はまだ5,500人弱いる。この問題はたいへん大きな問題だと思うのです。まず、そのことと、実はまもなく高額医療費を返してもらう権利の時効が成立する、そういう時期が到来します。高額医療費の支給を受ける権利は2年が消滅時効でありますから、先ほど市長の答弁にあった該当通知、これが発行されています。該当通知をもって時効中断の効果を持たせる、その法律根拠は何なのかを、まずお聞かせいただきたいと思えます。

それから、未支給状況の問題です。ご答弁いただいた数字を基に算定、推計してみました。戻してもらうべきお金、限度額を超えたお金について、既に戻しているのがおおよそ93パーセント前後、つまりいまだに戻していない人が7パーセント弱も存在する、この問題です。これはあくまでも2月までのご答弁でしたから、これに既に診療月が終わった分を含めると、先ほど国保にかかわる質問の項でも述べたように、推計で2,600万円前後、ほうっておけばそのまま時効が来て、本人には戻らない、こういうふうになるわけです。

そこで、高額医療費支給の未申請者、まず5,500名弱に対する対策をどう講じようとするのか、これが第1です。第2に、何よりも現に発生している未支給者に対する対策はどうするのか。この問題の基本は、一件の漏れなく返そうと、ここにあるのだと思うのです。そのためには、繰り返しの文書通知はもちろん、電話による周知はもちろん、場合によっては職場を挙げて、足を使って周知徹底、申請手続を出してもらう、通

知を届けきる、こういう取組が必要であります。頑張っしてほしいと思うのですが、さきの2点に関連してお答えいただきたいと思います。

次は、高額療養費の問題です。いわゆる前期というふうにして取り残された現在70歳、75歳未満の方々ですが、該当者が2,700人いらっしゃいます。総医療費7億8,000万円。限度額を超えた分で、それを戻した額しか、今は捕そくできません。これがわずかに104万円です。これを老人保健の状況を基に推計しますと、まず診療月の終わっている8月分まで、総医療費額は推計でおおよそ14億5,000万円程度になるだろう。次に、高額療養費の発生推計額でいえば、おおよそ1,200万円強になると思われる。次に、戻した額の支給額の推計額は、2月現在で104万円ですが、これを8月までというふうには推計しても、おおよそ200万円弱ということになってしまいます。つまり老人保健の発生状況を基にして考えた場合に、この前期高齢者の部分でも約1,000万円の高額療養費が戻されない、未償還としてそのままほうっておかれるということになる。このように推計できるわけですが、いかがお考えかお聞かせください。

次は、市長は答弁で、この前期高齢者に関して老人保健との見合いでいえば、老人保健については特別な取扱いだと、そういう旨の答弁をされました。私は、決してそうではないのではないかと思います。そこで伺いますが、老人保健の取扱いに関連して、厚生労働省の保健局通知が、平成15年3月3日付けで出されています。「老人医療の高額医療費申請における負担軽減等の取扱いについて」これです。その1で、負担軽減の取扱いというところにおいて、改めてといいますか、なお書きで、「国民健康保険における取扱いについては保険者の判断による」、このように記しています。これはどのように理解したらいいのか。これは国保の取扱いにおける保険者の判断について、かなり示唆する内容が含まれていると思うのですが、お考えを聞かせていただきたいと思います。

この前期高齢者の場合も、市長の答弁によれば、私は大げさに言えば感動したわけです。老人保健システムに言ってみれば合わせて、老人保健のしくみに沿うような形で、実は小樽市独自でしくみをつくっていきたいと、検討していききたいという旨の答弁をされました。当面は2,700名分、これから増えていきますが、全市民の中からすれば、それほど多くない数字です。しかし、そのために一定の時間をかけ経費をかけてでも、やはり戻すべきものは戻してやろうという考えに市長が立っているのだと思います。そこで、重ねてで恐縮ですが、どの程度の検討期間を必要とされるか、そのことをぜひお聞かせください。

次は、ふれあいパスの問題について何点が伺います。

実態調査の報告がありました。4月、5月、6月、7月、それぞれ報告をいただきました。減少率、平均的に見ますと、平日でおおよそ41パーセント、土・日で32ないし33パーセント。これを昨年の調査数値と重ね合わせますと、市長は、年間利用実績560万回だと言っているのですから、この減少率を重ね合わせると、実に200万回以上、利用状況が減ってしまうことになると、このように見ざるをえないのですが、それに対する見解。しかし、それでもなお二つ目には、バス事業者にとっては仮に200万回以上利用減があっても、料金収入は約3億5,000万円、小樽市から1億5,000万円ですから、有料化前と有料化後によって、バス事業者には約3億円の増収と見込むことができる、これほど大きく利用減が生じて、3億円の増収を見込むことができる、この見方についてはどうか。

二つ目ですが、市内の医者と、このふれあいパスの問題で話題になりました。その医者が、このように言うのです。ふれあいパスについてなのですが、行きたいところに、好きなときに、いつでも出かけられる、人間にとって、特にお年寄りにとって何とすばらしいことか。パスをなくしたら、不健康な老人をつくるこ

とになってしまう。この不健康な老人をつくることになってしまうという、この医者の指摘に対して、あなたは生きがい健康対策からの後退ではないと言い切ったわけですから、改めて伺います。どのようにお答えになりますか。

あと必要があれば、再々質問を行います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） たくさんあったので、国保の部分で、老健と国保がごちゃ混ぜになっていますので、入り練りするかもしれませんが、もし漏れていたら言ってください。

最初に、米軍であろう飛行機の関係の調査の問題、これでいいのかというお話ですけれども、我々としては、一応確認するべきところはしたわけです。しかし、道として、そういう回答がないということですから、再度また道ともよく相談してみたいと思います。

それから、自衛艦が小樽からの後はどう行動したかということについては、把握はしておりません。

それから、セーフガードの入港の関係で、通常入港、先ほどお話がありましたようにルーティーンということで、米軍から海保にはルーティーンというふうに英文で書いてあるそうですけれども、これは通常入港というふうに海上保安の方は解釈をしているということです。ただ、我々の方に代理店から来る文書では、休養・補給というような日本語で書いてきているというふうに聞いていますけれども、この問題についてはどう違うかと言われても、よくその辺は確認しなければわかりませんが、一般的には我々としてはいつも休養・補給というふうに受け止めておりますので、この点についても、もし確認できるのであれば確認をしたいと思いますが、そんなことでご理解いただきたいと思います。

それから、自衛艦の出航が1日ずれたのですけれども、たしか1日延ばしたいという、そういう通知が来ていましたので。セーフガードですが、16日までの予定を1日延期をしたいという通知はいただいておりますので、それはそれで認めたということです。

それから、入出港の関係につきましては、港湾部長の方から答えさせます。

それから、医療費の関係ですが、時効の関係は2年というふうになっておりまして、この根拠は、民法の規定に何か準拠しているというふうに聞いております。

それから、通知の問題ですけれども、この通知につきましては、10月に医療費通知を出すというふうに聞いておりますので、その中に、この高額療養費の未支給者に対する案内も入れていきたいというふうに思っております。

それから、こういう対策でございますけれども、いろいろ広報なり、その他の手段を使って、じゅうぶん市民にPRをしていきたいというふうに思っております。

それから、保険者の判断ということですが、国保における取扱いについては保険者の判断によるというふうに、厚生労働省の方から通知がありますけれども、確認しましたところ、この保険者の判断というのは、領収書の添付の問題だというふうに回答をいただいていると聞いております。

それから、前期高齢者の関係の通知の問題で、独自でシステムをつくっていききたいというふうにお答えしましたけれども、この問題につきましては、先ほどもお答えしましたように、非常に制度自体が複雑なものですから、今後、保険年金課、それから情報システム課、この現体制の中で問題を整理した上で、新たなシ

ステムをつくるということになりますので、どの程度期間がかかるのかわかりませんが、早期にできるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、ふれあいパスの関係ですが、確かに乗車率が減少しておりますので、これはいろいろな要因があると思いますけれども、それも事実でございますので、ただ市の方の調査もありますので、それとよく突合した上で、また、調査結果について判断をしていきたいというふうに思います。

それから、利用減があっても、確かにバス事業者としては収入が上がるわけですが、市からパスをいただける利用者から負担をもらうと。そういうことでございますので、この問題については、そういう実態をよく把握した上で、これからバス事業者といろいろな面の交渉というものも出てくると思いますので、そういうことで対応していきたいというふうに思います。

それから、どなたかドクターの方が言われたという不健康な老人をつくるというお考えですがけれども、これはいろいろな問題、お考えがあるかと思っておりますけれども、やはり自分の健康なり生きがいづくりは、みずから考えていくべき問題ではないのかと、一つは基本的には、ですから、ただこれをもって不健康な老人をつくるのだというふうに決めつけるのはどうかと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(山田 厚) セーフガードの入出港届の関係でございますけれども、確かに入港届と出港届が1枚になっておりますので、短期間のその日に入ってその日に出るというあらかじめわかるものについては、この入出港届を同時に入港時に出すということはあるわけなのですが、今回の場合、13日に入って17日に出ると、出た段階で出港日時を記載して、提出してきているということでございますので、1枚の紙で入出港届を出すことは、間々通常の貨物船でもございますけれども、こういった3日、4日なり、離れている部分というのについては、適当な処理ではなかったというふうに思いますので、以後注意していきたいと思っております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 再々質問です。

セーフガードに関連して、実はイージス護衛艦みょうこうが小樽港に入るその少し前ですが、7月の終わりに、11隻の自衛隊の艦艇が相次いで小樽港に入っています。7月29日から8月2日にかけてです。これは、通常自衛艦艇として小樽に入ってくる場合の大湊地方隊、ここから来た海上自衛隊の船ですが、展示訓練、体験航海を、石狩湾において実施しています。これ自体はよくやられていることなのですが、実は、この艦艇の中にはおよそこうしたデモンストレーション航行には無関係と思われる水中処分母船2号、えい船81号、90号などの特殊艦が、大湊以外の部隊に所属する潜水艦やミサイル艦船とともに加わっている。その後、イージス護衛艦みょうこうが、もう一隻の自衛艦と小樽港に入ってきたわけです。そして、このイージス護衛艦みょうこうは、小樽港を出た後どういう行動展開をとったか。一路日本海を南下して、実は米海軍原子力空母ステニスと合流しました。これは佐世保に原子力空母ステニスが入港したという記事を見てわかったのです。同時に、イージス護衛艦みょうこうがステニスと行動をともにして佐世保に入ってきたという、現地の新聞を見てわかりました。この間、米空母ステニスとともに、8月19日から26日までにかけて、海上自衛隊との共同演習が、沖縄周辺から九州西方の海域で実施されています。そして、その直後に小樽に入ってきて

たのが、単独で佐世保を母港とする潜水艦の事故に主に対応する救難艦セーフガードです。単独で休養・補給を目的として入ってきました。これらの動きをつなぎ合わせますと、単に入港目的が休養・補給だとしても、こうした特殊な船であれば、そういう目的であれば何でも受けてもいいのかという疑問を持たなければいけないのではないのでしょうか。小樽の沖、日本海の海上若しくは海面下で、こうした共同訓練、軍事・有事に備えた訓練がされて、その一環としての寄港だという、そういう性格こそが強い入港・寄港ではないのだろうか、そういうふう思うのですが、いかがでしょうか。

それから、これに関連して、私も直接いろいろ調べてみた中で、二つ気になることが出ました。セーフガードの小樽港入港に関連して、外務省の地位協定室というのがあります。そこの担当の方に聞き取りを行いました。外務省というのは、そもそも米軍の船が民間の港、どこに入るかということについて、通報の義務を負っていないから、承知しないのだということを言っています。あわせてそのときに、港湾管理者は港が満杯であるなど物理的原因や安全上の問題があれば、管理者の責務として入港を断る権限を有していると、このように言っています。

そこで、今度、海上保安庁の交通安全課の担当者に聞きました。先ほど聞いた通常入港との関係があったものですから聞いたのですが、海上保安庁はこういうふうに言いました。寄港目的など具体的な内容について、海上保安庁として米側に問うことなどはしないのだと。港湾管理者がそうした目的などで問い合わせたいという場合には、それは外務省だから、そっちに言ってもらいますと。役所風ではないですか。外務省に言ったら、通報義務がないから、いつどこに何が入ったかなんていうのは承知していないと言うし、海上保安庁に聞いたら、そんなものは海保が聞くものではないから、外務省だと言いますし、けっきょくとどのつまり、こうした船の入港に関する疑問、いつも問題になる核の有無などについて、外務省に問い合わせたりなんかにしても、役に立たないということが見えてきたのではないのでしょうか。総じて言えば、直接米海軍と交渉してくれと言うに等しい対応なのです。直接聞いてくれと言わんばかりの対応なのです。こういう対応なのですが、どのようにお考えでしょうか。笑い事ではないですよ。あなた方、いつもそんなこと無関心でいるのだから。

(発言する者あり)

二つ目であります。高額療養費の問題で差し迫って一番心配されるのは、時効対策の問題です。お答えになっておりますけれども、老健対象者の場合は既に通知が出ていて、その中では、高額医療費の支給を受ける権利の消滅時効は、地方自治法第236条と老人保健法第82条によるといつているのです。つまり、どういうことかという、この権利の時効は2年だと、これらの法律はいつているわけです。それでは、国保の場合はこの時効はどういう扱いになっているのか。同じだと思うのです。同じだと思うことを前提にして、実は時効がいよいよ迫っています。10月診療月は、時効の起算日は翌月の1日ですから、11月1日以降、時効という問題が生じてきます。そうしますと、高額療養費で、未支給者がどこにどのようになら、どの程度の金額なのかということの捕そく、特定が必要になってくるのですが、答弁にもあったように、現在のシステムではそれができない。それができないのであれば、次善の策として、これをできるだけ解消するためにどういう対策を講じようとしているのか。高額療養費の問題ですよ、前期高齢者の方々に対して。この点についてぜひお伺いしたいと思います。

ふれあいパスの問題です。生きがい健康対策からの後退ではないと言っているし、中央バス自体もそういうふうと言っているわけではない旨の答弁がありました。昨年第4回定例会で、助役が答弁しています。

16年度を実際にやった中で、利用実態を検証して、かい離をなくするように、残り半分については16年度中に交渉しようということだと。かい離分を、向こうは、今、10億円であれば5億円だと言っていると、まだ5億円かい離があると言っていると、こういう答弁をされました。今年の第1回定例会です。予算特別委員会で、福祉部長は、中央バス側は利用実態に見合う負担を最後の最後まで求めている、利用実態を改めて調査して、再度、双方で協議をしていくということなのだというふうに答えています。さらに、利用実態に見合うということはどういうことか。福祉部長は次のように言っています、利用が10億円あったら、当然10億円を負担していただくのが基本だというふうに答弁されています。だから、私は、ふれあいバス事業から、バス事業者である中央バスは実は利用実態に見合う負担と言いつつ、この事業そのものからおりたいということを書いてきたのかと、これが中央バスの公式の見解なのかと。議会の場では、理事者の口を通じて、バス事業者はそう言っているというふうにしか聞かされていません。そうではないのではないかとというのが疑問の一つとしてはあるのですが、実は中央バスの本意は何かというふうに聞いたのは、これらの議会の議論の経過を踏まえてであります。10億円乗ったのだったら10億円払ってくれと言ったら、生きがい健康対策として始めた事業はなくなってしまうのではないですか。それを、若干市が補助金を出すのを、1億5,000万円を辛うじて維持したとしても、スタイルでいえば交通費助成事業制度にかえてしまうと、そういうような流れに今は行っていないのか。そうではなくて、ふれあいバス有料化100円でたいへん困っている方と、少なくとも早急にそういった対策を講じようではないかということと重ねて質問したのですが、改めてバス事業者の利用実態に見合うというのは、これらの事業からの撤退ということの意味するのかどうかと、今の議会答弁との関連もあわせてお答えいただきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 済みません。ご質問が長いものですから、どこが質問か。

（発言する者あり）

それで、聞いてください。何でも疑問を持つべきではないかと。いろいろな動きを見て、そういう疑問を持ってというお話だと思いますけれども、そこまで私たちはやっている時間もないし、やる必要があるのかどうか、そういうふうに思います。ですから、いろいろな訓練をして、その休養・補給で小樽へ来るということはあると思います。ですから、その後のどこへ行ってどうしたのこうしたのというのは、一地方自治体がそこまで関心を持つべきという主張かもしれませんが、我々としてはそこまでやっている時間と暇はないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

（発言する者あり）

それから、海上保安庁なり外務省の対応ですけれども、これ確かに我々も今までいろいろなやりとりをした中で、確かになすり合いをしている感じを受けます。海上保安庁に聞いても、我々は通知を受けたのだから、正式に単なる通知をただけですと。外務省に対しては、核兵器を積んでいるかどうかということ、日米安保条約で決まっていますよという回答しか来ませんので、これはなかなか米軍に聞いたって、米軍からは答えは来ません。道で対応したように、市からやったって、それはもうナシのつぶてだろうと思いますので、しかしこのあたりはこれから非常に問題ではないのかなという感じはしています。

それから、高額療養費の関係で、未支給者に対する通知です。これは先ほども申し上げましたけれども、

なかなかシステムができるまでは不可能です。したがって、広報なり、あるいはまた高額療養費の内容の申請について、先ほども申し上げましたけれども、医療費通知なり、その他の通知を出すときに、懇切丁寧な内容で文書を同封させていきたいというふうに思っています。

それから、ふれあいパスの関係。確かに利用実態に見合う金をやるのであれば、ふれあいパスは要らないのです。そういうことで、これにつきましては、確かに10億円に対して2億円ですから、バス事業者側の交渉態度としては、少しでも増額してほしいという意味で、たぶんオーバーに言っているのだらうと思いますけれども、この事業から撤退するということは言っていないので、これはただ、今回のいろいろな調査の結果、利用が減っていますから、先ほど申し上げましたように、プリペイドカードの併用とか、乗り継ぎ券の発行とか、こういう面で何とか手だてをしてほしいと、今、そういう要請をしておりますので、これからまた交渉していきたいと思えます。

議長（中畑恒雄） 古沢議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 5番、森井秀明議員。

（5番 森井秀明議員登壇）（拍手）

5番（森井秀明議員） 早速質問に入らせていただきます。

突然ですけれども、市長の市政に対する理念・信念を、改めてお教えてください。

次に、自治基本条例についての見解を伺います。現在、市民が加わった審議会等が増えてきております。その進行方法にマニュアルはなく、市職員によって進め方が違い、委員の方々が困惑することがあると聞きます。また、審議会の参加者が変わらぬ顔ぶれとなっているという話も耳にします。

そこでお尋ねしますが、これらの状況を改善するために、また、市長が常々おっしゃるように、市民と協働で政策を打たねばならないとおっしゃる以上、それに伴った条例、つまりは自治に対する基本条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。今年度、石狩湾においては死亡事故が8件と、悲しい事故が多発しました。しかし、その中で、小樽地域から石狩浜周辺での救助率は向上しております。その大きな要因として、海上保安庁とライフセーバーの連携をはじめ海の関係機関の連携が強まった成果かと思われれます。特に、二度大きな事故になる前に防がれましたので、紹介いたします。

一つは、新川河口での遊泳者がおぼれた事故であり、またもう一つは、小学生がゴムボートで流された事故であります。これらは、彼らが海岸線に待機していなければ防ぐことのできなかった事故かと思えます。最近、小樽市としても、日本赤十字の方々への監視・救助に対するサポートや、小樽消防に潜水士の隊を充足させるなど、少しずつ海岸線での安全管理に対しての意識が高まりつつあるかと思えますが、安全管理に対しては常々目を向けていくべきと考えます。

そこでお伺いいたしますが、今後、このような救助者の方々への市としての何かしらのサポートをしていくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

また、海岸線において、ごみの管理を道に働きかけていると聞きますが、このごみ管理も含め、海岸の管理が公共上必要と私は考えます。これらのことをさらに北海道と協議していくべきではと考えますが、見解をお願いいたします。

このたび、駒大苫小牧高校が甲子園に出場し、全国制覇をなし遂げ、北海道において大きな反響を及ぼし

たのは記憶に新しいことです。その活躍に対し、この場ながら祝辞を送りたいと思います。それにあわせてお伺いいたしますが、小樽市においては、学校の部活動などのスポーツにおける支援というものがあるのでしょうか、お教えてください。私は、スポーツとは経済への影響も大きいと、とても重要なことであると思います。また、学生スポーツは子どもたちに夢を与えとも思います。スポーツに対して、市政としてももう少し意識すべきではと考えますが、いかがでしょうか、見解をお伺いいたします。

現在、日本において、観光学部を置く国公立大学はほとんどないと聞きます。「ビジット・ジャパン」と銘を打ち、多くの外国人観光客を受け入れようという流れが日本にあるにもかかわらず、まだ日本では、世界的に見て、観光の学問としての位置づけがたいへん遅れていると聞いております。ぜひ小樽経済を支える観光を学問としてとらえ、経済という位置づけにおいて、観光学部を小樽商大に設置することを推進できないものでしょうか。このような取組が将来の小樽の観光にとってプラスとなると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

夏に、海岸線に沿って水質検査がありました。その結果が出たと聞きましたので、その結果をお教えてください。また、その水質検査と同じような検査が、運河周辺や小樽港内では行われているのでしょうか、もし行われていたら、結果をお教えてください。

最後に、公園についてお尋ねいたします。一時代前に箱形のブランコが事故の多発により全国で撤廃されていると聞きます。この箱形ブランコに対しての小樽市の見解をお伺いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 森井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私の市政に対する基本理念・信念でありますけれども、私は就任当初から、市民の皆さんと行政が協働してまちづくりを進めることが大切であるという考えの下で、市民と行政の知恵と汗を結集した「はつらつ小樽」の創造を基本理念として、市政を推進してまいりました。就任後5年を経過した今も、この姿勢は崩しておりません。当時に比べ、人口減少とか、少子高齢化の加速、地域経済の落ち込みなど、市政を取り巻く環境はいっそう厳しさを増しておりますが、このようなときこそ、地方みずから個性を生かして、そして創意工夫の中で地域間競争に負けないまちづくりを進める必要があるという思いを強くしまして、市民の皆さんとともに知恵を出し合って、そしてまた、小樽に住む一人一人が、この我がまち、この小樽に誇りと愛着を持てる住みよいまちを目指していきたいと、そしてまた、市民と協働の市政運営を進めてまいりたい、これが基本姿勢でございます。

次に、自治基本条例の制定のお話でございますけれども、21世紀は地方の時代と言われておりまして、地方分権の推進をはじめ国の構造改革に伴うさまざまな施策によって、自治体運営を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。このようなときこそ、地域みずから個性や特性を生かして、創意工夫の中での政策展開が必要だと思っております。そういう意味からも、これまで以上に市民と行政とが協働の心を持って、情報の共有、あるいはまた、積極的な市民参加が図られることで、市民が主役のまちづくり、市政運営ができるものと思っております。私も市民と行政との協働のまちづくりを目指しているところでありまして、

さらに情報の共有に努めながら、市民みずからがまちづくりに参加する気運の醸成も図りながら、自治基本条例制定の必要性も含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。

次に、海岸線における救助者への市のサポートであります。今年の夏、小樽地域の海岸線での救助率が高まったことにつきましては、ライフセーバーの方々や水上安全赤十字奉仕団などの方々のご尽力に、心から敬意を表したいと思います。海岸線の事故防止につきましては、昨年、小樽海上保安部や小樽警察署が中心となって、小樽市も含む約30の関係団体が集まって、石狩湾マリレジャー安全対策連絡会議を立ち上げて、事故防止のための取組を進めてまいりました。また、本市では、日赤監視員の方々の救助活動に対しまして、一定の支援を行っているところでありますが、今後も人命救助がたいへん重要な仕事であるという考えの下で、救助活動がしやすい環境整備など、関係者の方々のご意見もいただきながら、必要な支援について検討していきたいと思っております。

次に、海岸の管理でありますけれども、海岸の管理は、海岸法の規定に基づいて都道府県が管理をし、費用の負担も行うことになっております。したがって、小樽地域の海岸につきましては、北海道の責任において適正な管理を行ってもらうことが基本と考えており、必要に応じて要請や協議などを行ってまいりますし、また、地元の自治体として、北海道との連携をとることも大事でありますので、できる限り協力も行っていきたいというふうに思います。

なお、海岸におけるごみ清掃につきましても、定期清掃について、これまでも機会あるごとに要請をしておりますが、今後も強く要望してまいりますし、市といたしましても協力態勢をとっていきたいというふうに思います。

次に、小樽商科大学への観光学部の設置推進であります。今、お話がありましたように、国におきましては、訪日する外国人旅行者を、平成22年までに1,000万人に増やそうとするビジット・ジャパン・キャンペーンなど幾つかの観光戦略を進める中で、観光サービスの質の向上や、観光産業の振興を目指しております。小樽市も国内・国外を問わず、多くの観光客が訪れており、ホスピタリティの向上など、良質な観光サービスの充実はもとよりですけれども、専門的な知識や適切な能力を有する人材の育成、さらには観光に関する総合的研究も必要であると考えております。近年、国内の大学におきましては、観光学部が設置され始めておりまして、観光を学問としてとらえる動きが高まっておりますので、今後は、観光に関する学部・学科の設置の可能性について、小樽商科大学などと話し合っていきたいと思っております。

次に、海水浴場の水質検査でありますけれども、保健所が実施しております海水浴場の水質検査は、北海道が全道一斉に行います「水浴に供される公共用水域の水質等の調査」の一部として、毎年、「ふん便性大腸菌群数」「油膜の有無」「COD」「透明度」の検査項目について行っています。検査結果は、環境省が定める基準によりまして、AA、A、B、C、不適として表されます。AA、Aが水浴場として適、B、Cが可、それ以外のものは不適と評価をされます。本年度も、シーズン前の5月とシーズン中の7月に、13の海水浴場について検査を行い、5月実施分は9か所がAA、4か所がA、7月実施分は10か所がA、3か所がBであり、不適とされたものはありませんでした。

次に、小樽運河と小樽港付近の水質であります。小樽運河では、本市が4地点で月1回の水質検査を実施しており、平成14年度の年間値は、pHが7.8から8.1、化学的酸素要求量が2.7から5.2、溶存酸素が5.6から7.7となっています。また、小樽港付近の水質検査は北海道が7地点で年4回実施をしております。平成14年度の年間値は小樽港、高島漁港の4地点でpHが8.1から8.3、化学的酸素要求量が1.8から3.9、

溶存酸素が8.3から11.4となっておりまして、港の外側の3地点でペーハーが8.1から8.2、化学的酸素要求量が1.4から2.0、溶存酸素が8.8から9.2、大腸菌群数がゼロから1.4、ノルマルヘキサン抽出物質は検出限界以下となっており、小樽運河、小樽港付近においては、すべての調査地点で環境基準が達成をされております。

次に、公園内の遊具、箱形ブランコについてでありますけれども、小樽市が管理する公園におきましては、対面座席式ブランコのうち箱形のは、現在設置しておりません。これにつきましては、設置年度が古く、老朽化が進んだことや、平成13年に全国的に事故が発生したことから、点検の上、撤去したものであります。現在、丸形のは23基設置しておりますが、背もたれの外側に金網を張ることで、転落防止や危険な乗り方ができないよう、事故防止に努めているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 森井議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校の部活動についてですが、部活動については学習指導要領での位置づけはなく、中学校1年から3年まで、各学校で自主的に計画し、主として各学校教職員の指導の下、文化・スポーツ活動を、月曜日から金曜日の放課後又は土曜日、日曜日に行われております。生徒の参加率は79.7パーセントとなっております。

教職員については、その指導の状況に応じて指導手当が支出されております。校外活動や大会参加については、小樽市中学校体育連盟に対し、補助金を支出しており、市内各競技大会の運営費、全道・全国大会の旅費などに充てられております。また、青少年スポーツ事業として、全国大会に出場する小・中・高校生に対し、旅費などを助成しております。

次に、学生スポーツに対するサポート体制についてであります。市民一人一人が年齢や体力に応じた健康づくりや充実した人生を送ることができるよう、スポーツ施設の整備や、スポーツ団体の育成・強化に努めているところであります。特に学生スポーツについては、より高い水準の技能や記録を目指していることから、今後、さらに利用しやすい体育施設づくりに努めるとともに、競技力向上のため、指導者の資質向上や、レベルの高い社会人、プロ選手との交流機会を設けるなど、すぐれた指導者の活用を図り、支援を行ってまいりたいと考えています。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

5番(森井秀明議員) 幾つか再質問をさせていただきます。

理念を改めてお伺いしまして、本当にたいへんすばらしいものだと思います。せっかくですからというわけではないのですが、ぜひ各理事者の皆さんの理念もお聞きしたいのですが、全員にお聞きすると何分わかるかわかりませんので、お二方だけお伺いしてもよろしいですか。ぜひ、現在、財政一番厳しい現状だと思うので財政部長と、あとごみの問題等、今回議案として上がっていますので環境部長、お二方に、それぞれの市政、仕事に対する理念をお伺いしたいです。

それから、自治基本条例の方は、今後も検討していただけるというお話ですし、今までも、山口議員をはじめいろいろの方々から必要だというようなお話もあって、市長自身も理念のとおり、やはり市民と協働でという思いがたいへん強いかと思いますので、今後の状況に期待したいと思います。

海岸線の安全管理に関しては、必要に応じてというところが自分は一番大事だと思いますので、安全だけ

でなく、ごみの管理に関してもなのですが、その必要に応じてという状況が、やはり普段、海にかかわる方々と市役所側の方々との格差がまだあるのではないかなと、温度差というか、思いにおける格差があるのではないかなと思いますので、その必要に応じてという枠組みの中で今後私もいろいろ見て、いろいろなことをお伺いしたいなと思っておりますので、今日は再質問はしないでおこうと思います。

水質のことなのですが、環境基準はもちろん海水浴場にもありますし、当然、水質という意味で、運河においても港においてもあるのですが、水浴場においては、今お話があったとおり、A Aから始まってCまで、その下に不適という、5段階のランクがあるのです。しかしながら、港であったりとか運河においては、環境基準というのは一つのランクでしかありません。それをクリアしているか、していないかによって、水質基準を超えているか、超えていないかという判断に立ってしまいます。しかしながら、水質基準を超えていても、例えば色を見て不快に思ったりとか、又はにおいをたまに発したりとか、必ずしもそれやはり満足してはいけないのではないかと、きれいにすること自体は常々怠ってはいけなと、私自身は思っております。海水浴場ですと、そういう英語のきちんとしたアルファベットのランクとかで、例えば市民の方々がA Aと聞けば、ああ、きれいなのだというふうに感じるように、港湾はもちろんなのですが、ぜひ運河に、いわゆる小樽市独自のランクというものをしっかりと設けて、今の基準で満足せずに、さらにきれいにしていく。市民も、観光客の方が来ても、本当に運河の水はきれいなのだなというふうに見えるように考えていただきたいなと私自身は思っているのですが、こちらの方の見解をお願いいたします。

それから、ブランコなのですが、私の方からの質問としては、箱形という形で限定して質問をさせていただきました。丸形も、結果的に金網を張っても動きは同じなのです、形が違うというだけで。必ずしもその危険性が箱形と同じかということ、そうではないとは思いますが、今、そういう箱形とか、丸形とかのブランコとかと、そういう問題ではなくて、例えば姉妹都市のニュージーランドとかに行っても、このようなブランコは置いてないわけです。今の子どもたちはどのような遊びをするのかというニーズを見なければいけないと思いますし、昔から、公園というのは砂場があって、ブランコがあって、滑り台があってとか、そういうようなイメージが強いかもしれないのですが、そうではなく、それぞれの町内の人たちが、こういう公園でありたいとか、又はある場所の公園を見て、こういうふうな遊具を置いてほしいとか、いろいろな要望があるのではないかなというふうに思いますので、市側の方で、公園というものはこういうものだということを決めつけるのではなくて、ぜひ町内の人たち、又は公園に身近な方々とかにいろいろなニーズを聞いて、そのニーズに合った公園設備というものを、今後考えていっていただきたいなというふうに思います。丸形が決して危険だというふうに思うわけではないですが、私は、箱形と丸形の違いというのはそれほど大きな差がないと思っているので、そういうものを今までどおり置くのではなくて、新たな公園の在り方というものを考えていただきたいなと思います。こちらの方も見解をお願いします。

最後に、スポーツの推進についてなのですが、ぜひさらに進めていただきたいと思っております。お金をお渡しするというだけでなく、教育長が最後にお話ししたように、例えばプロ選手との交流等であったりとか、今のところ、私自身は、小樽でプロ選手が来て交流をしているというのは見たことがないのです。ですので、そういう呼びかけをもっと行ったりとか、又はサッカー・ラグビー場とかが来年度から使えるようになりますけれども、そのこけら落としのときに、そういうプロの方々を呼ぶようなイベントを行うとか、プロスポーツにはだいたいユースのチームがあったりとか、ジュニアの育成を行っていたりとかしますので、そういうところに小樽市としていろいろな形で携わったりとか、又は今、プロスポーツでは、毎試

合ごとにMVPみたいなものでMIPというのですが、決めたりとかするので、そのMIPに地場産品を提供するとか、そのような交流とかを行っているという話も聞きます。ですので、いろいろなプロスポーツ、又は学生スポーツとかのかかわり方はたくさんあると思いますので、それにおける検討とか、いろいろなことにアンテナを張って進めていただきたいという要望を、教育長にはしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） ブランコの問題は建設部長からお答えしますけれども、運河の環境の問題ですけれども、小樽運河の場合は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」という環境基準が定められておりまして、いわゆる海域のC類型というふうになっております。今、お話ありましたように、例えば大雨の後、けっこう運河の水面が茶色に汚れるというような現象もありまして、せっかく環境基準の検査をしておりますから、何か表示できるように、そういう手法もあるなというふうに思いますので、今後検討したいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（兵藤公雄） それでは、森井議員の再質問にお答えいたします。

お話にありました公園の遊具施設でございますけれども、確かにブランコについては、今、私ども、丸形を設置しているわけですが、今、言われるように、丸型のほかにいろいろな遊具施設がございまして、私どもはそういったものを現在90数か所の公園の中に設置しておるわけです。町内会の方にもけっこう喜ばれている、子どもたちにも喜ばれているというのが実態だと思います。言われるように、そういった施設ではなくて、今後、町内会なりを含めて地域の方々の要望をということでございまして、私どもも一昨年星野町におきまして、地域の方々の要望を聞きながら公園整備をしたという実績もございまして、これは自然をテーマにした体験型を含めて、町内会の意向をくみ入れながら整備をしたということがございまして、今後とも、そういった地域の方々なり、それから地域の方々の子どもたちを含めて、いろいろな意見を聞きながら、公園整備を進めていこうという考え方は、これからも進めていきたいなと思っております。私どもとしてはそういう考えに沿っていこうと、このように思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 財政部長。

財政部長（磯谷揚一） ご指名でございますので、お答えいたします。

財政部長としていかがかというお話でございました。財政部長というよりも、私どもはあくまでも市民全体の奉仕者としてこの勤めをしなければならないということは、法律にも書いてございます。そのとおりにしているつもりであります。その時々々の市民の負託を受けた市長の理念や政治姿勢、公約、こういったものを実現するために、そういう姿勢でもって、私どもは仕事をしているつもりでございます。

今年で私30年たちますけれども、そういった姿勢はこれまでも貫いてきたと思いますし、また、これから、今は財政部でございますけれども、どのような職場に行っても、こういう姿勢でもって仕事はしていかなければならないと、こういうふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 環境部長。

環境部長(安達栄次郎) 私もご指名でございますので、一言申し上げたいというふうに思っておりますけれども、この環境の問題といえますのは、近年の地球の温暖化の問題だとか、それから廃棄物の動態ということで、やはりたいへん国の動きもいろいろありますし、市民の皆さん方の関心も非常に高い問題であろうかと思っています。また、このすばらしい環境を、特に小樽は非常にいい環境を持っていると思いますので、この環境を次代に引き継ぐために、小樽市として今は何ができるのか、こういったことを私としては常に念頭に置いているつもりでございます。そういった意味では確かに公務員ですから、法律を遵守しながら進んでいかなければなりませんけれども、しかし一方で、やはりこのためには市民の皆さん方のいかに理解と協力を得ていくかということが非常に重要と考えておりますので、今後とも、そういう面に力を入れながら、行政運営に当たってまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) ただいま、14校の中学校の中で、9校が外部コーチを活用しております。陸上競技、体操、バドミントンなどがその主な種目になっております。外部コーチは社会人の方をお願いしております。また、先ほどお話がありましたサッカー・ラグビー場が完成しますと、学生などの合宿など、そういうことも出てくるかと思っておりますので、そういう方々との連携なども今後検討してまいりたいと、そう思います。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

5番(森井秀明議員) 再々質問というよりも、最初の理念のお話で、それぞれにお伺いしたというものいろいろと理由があつてというか、たいへん内容としてはすばらしい内容で、やはり小樽市政を流れとしてつくっていつている、また、守っていつているというのをすごい感じる言葉で、たいへんすばらしい理念だなと、それぞれ本当に感じました。

ただ、私自身、市役所職員といろいろな話をしたりとか、又は仕事をともにしたりとかする中で、市役所職員個人個人に、本当にそういう仕事に対する理念を持っているのかどうかということを疑問に思うことがあります。つまりは、もちろん市長自身が唱える理念というものを全員存じているとは、当然思っているのですが、個人個人に理念がないがために、少し操り人形的なと言えいいのでしょうか、与えられた仕事をただこなすということにすぎなくなってしまう現状とかもあるのではないかと。私は、個人個人それぞれが理念を持っていて初めて議論も起きるわけですし、また、新たな発展にもなるのかなというふうに思います。

一つの例ではないですけども、市民クラブというのは、市民の声をどれだけ吸収して、議会で反映するのか、又は市政に反映するのかということで、この会派は成り立っております。これもとてもすばらしい理念だと思いますが、私個人としてもやはりちゃんとした理念を持っていて、環境部長もちょっとお話をされていましたが、次世代又はその後、これから小樽に住む人たちに対して何を残せるのか、そういうことを念頭に私自身は考えて、今の仕事をさせてもらっています。時には、その次世代のことを全然考えずに、市民という声が現れることもあります。もちろん、市民クラブとして、市民の声を反映させなければいけないという意思があつても、私自身は、それにどうしてもそぐえない場合とかというのものもあるわけですが、ただ反対するというのではなくて、その中でよりよい方法というものを、私の理念と、市民クラブ

の理念と、又はその市民の人たちの思いというか、それをお互い議論することによって、前に進んでいくのではないかなというふうに思います。私は、市職員それぞれが、全員ちゃんとした自分自身の仕事に対する理念を持ってぜひ仕事をしていただければ、これからの小樽市政にさらなる発展があるのではないかなというふうに思いますので、市役所職員全員が、財政部長や環境部長のようなちゃんとした理念を持っていただければなと思っておりますので、ぜひ皆さんに確認していただければなと思います。これだけを伝えて終わりたいと思います。

議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

32番（佐藤利幸議員） 新市立病院について伺います。

新市立病院基本構想は昨年の6月に策定され、その内容が明らかになりました。以降、さまざまな議論を経て今日に至っておりますが、いまだに建設地さえも決定することもできずにいることは、大変に残念な状況であります。当初の予定では、平成19年度完成を目指しておりましたが、現時点においても2年以上の遅れが見込まれており、市民の間では悲観的なうわさも流れていることから、初めにお聞きいたしますが、新市立病院は建設するのか、それとも断念するのか、明確にお答えをいただきたい。また、建設する意思があるとするならば、完成年次を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私も、今年の3月に代表質問で、病院の規模の縮小や診療科目の見直しなどを質問した経過もありました。検討されるとの答弁に終始しただけで、ふじゅうぶんな点が多かったので、今回は、具体的に数点にわたりまして質問をさせていただきます。

初めに、建設計画について伺います。新病院は、自治体病院の平均面積が1病床当たり60平方メートルであったものを、76平方メートルと余裕を持たせ、493床とし、病院部分の総面積をおおむね3万7,000平方メートルにするとし、精神科、デイケア部門、高等看護学院部門とあわせて総面積合計4万1,223.7平方メートルになり、建設費用が253億4,202万9,000円と見積もられておりますが、果たして建築投資額が適正なのか、疑問を感じざるをえません。一般の病院であれば、1床当たりの平均建設費は1,500万円程度で、仮に500床としても、75億円程度であります。また、なぜ253億円もかかるのか。学院等の附属部分を入れても、あまりにも過大ではないかと思われるので、この根拠を示していただきたい。また、設計委託から建設工事費、システム経費に至るまで、253億円の総額が起債による借金という厳しい状態の中で、自治体病院平均より10平方メートルもの余分なスペースをとらなければならないのか、その理由を示していただきたい。

このような過剰な投資が返済計画にも影響を及ぼしております。新病院の償還計画によりますと、完成年度から5年間は約18億円、6年目からは8億3,000万円の償還となっております。この影響を受けて、医業収支予測も、完成年度から12年間にわたり赤字経営を見込んでおりますが、年数が経過するほど、老朽化による経営悪化が予測され、計画どおりにいかなくなります。建設当初から採算性を確保すべきではないでしょうか。このような観点から、少しでも事業費を抑制すべきと思いますが、見解を伺います。

新病院は21の診療科を標ぼうし、救急・集中治療部門、周産期治療部門、人工透析部門、総合画像診断部門、内視鏡部門、核医学診断・治療部門、総合リハビリテーション施設など、考えられるすべての機能を備えた総合病院化を目指しておりますが、果たして将来にわたっての病院経営の安定化と、後志二次医療圏の

地域基幹病院としての使命を担うことができるかは、甚だ疑問を感じるところであります。

そこで、このような観点から数点にわたりお聞きいたします。

病院経営から見ますと採算性を考えざるをえませんが、果たして診療科目別の経営分析と採算性は考えられているのか。例えば産科・小児科部門や救急24時間体制部門、人工透析部門、リハビリテーション部門などは採算性のとりづらい部門と思われるますが、試算されていると思いますので、全科目についての収支分析をお知らせ願います。

次に、要員配置ですが、現在は正職員604名、嘱託職員192名、臨時職員41名の総計837名となっておりますが、新病院では正職員559名、嘱託職員167名、臨時職員9名と計画されておりますが、減少数は86.9パーセントであります。この要員計画では、ベッド数が半減するのに、職員数は13パーセントしか減少しておらず、人件費が開院当初から経営を圧迫しますが、この点をどのように考えておられるのか。

平成13年度の両病院の人件費率は55.3パーセントであり、この時点でも人件費採算ラインの50パーセントを上回って、経営が悪化しているのは周知のところですが、新病院の人件費率の試算をお答えください。

また、新病院の経営基盤の強化策として、地方公営企業法の全部適用による経営の実現を考えておりますが、給与体系など具体的な内容についてお答えください。

次に、周産期医療部門について伺います。新病院構想では、小児医療部門と分べん部門が一体となった周産期医療を行うとうたっておりますが、現在、周産期医療に関しては、2次医療圏に1か所との位置づけがなされており、空知医療圏では40万人に1か所、後志医療圏は25万人程度で、協会病院が既に指定を受けているところであり、この権利を得るためには、協会病院と権利を争うことになるのか、それとも新たに指定を受けることができるのか、存念を伺います。

次に、地域医療支援病院の指定を受けるため、救急医療をはじめ、ほかの医療機関からの紹介患者の受入れ体制の整備、病院設備・施設などの共同利用の推進、地域医療従事者の資質向上を図るための研修の実施などを挙げておりますが、たいへんハードルが厳しい状況にあり、実現が懸念されておりますが、地域医療支援病院の詳しい要件と見通しについて伺います。

次に、1次救急に関しても新病院で行いたいとしていると伺いますが、1次救急についてはどのように考えられているのか、明確にお答えください。

次に、高等看護学院についての基本的な考え方については、基本構想に位置づけられておりますが、本市にとって重要な教育育成機関でありますので、一部見直しの声も聞かれるところから、確認をいたしたいと思っております。

最後に、新市立病院基本構想は、本市が株式会社病院システムに業務委託した製品であり、総花的な総合病院としての羅列であり、決してパイブルたりえるものではありません。市内に充足している医療までも食いつぶすような病院をつくるのではなく、後志医療圏の総合的な医療を補完し、リーダーとしての使命を果たせる病院をつくっていただきたい。基本計画に固執するあまり、本市の地域病院としての使命や個性をないがしろにすることなく、これをたたき台にして、議会や医療従事者、市民の声を大事にして、将来にわたり安心して医療を提供できる場としてじゅうぶんに検討を重ねていただきたいと思っておりますが、見解を伺います。

次に、文化芸術条例の制定について伺います。

文化芸術振興基本法が2001年に制定以来、国や自治体においても急速に拡充されております。平成13年12

月7日に国で制定された文化芸術振興基本法は、21世紀の日本のあるべき姿としての文化・芸術立国の実現により、情操を失いつつある現代の人々の命の中に、再び優しさや思いやりの心を、文化や芸術を通してはぐくもうとするものであります。基本法の前文には、「文化・芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは、人々の変わらない願いである。また、文化・芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」とうたわれております。国の予算も77億5,000万円から始まりましたが、今年度は1,016億円に膨らみ、その予算の使途も、演劇などの舞台芸術、歌舞伎・文楽などの伝統芸能、落語・浪曲などの大衆芸能、芸術団体の後援や国際交流の支援、新進芸術家の育成、映画芸術や映像文化の人材育成、子どもたちが芸術に触れる機会の拡大、芸術活動推進への支援などであり、国には国の使命があり、その責任を全うしようと立ち上がりましたが、地方にも、また、その使命が求められる時代が来ております。本市においても、文化・芸術にかかわる事業費関係が多く組まれておりますが、文学館や美術館、市民会館、市民センターの会館関係費、学習プラザ、文化財の調査など多岐にわたっております。本年度の文化・芸術の振興に関する事業費の総額をお知らせ願います。

次に、文化・芸術に関する各種情報については、どこで掌握されているのか。議会の質問については、教育委員会が答弁するようでございますが、事業は多岐にわたっており、所管も複雑になっており、とうてい掌握できる体制になっていないと思われ、特に市民が情報収集をしたり、アーティストが活動する際の手続などに利便性を欠いております。文化・芸術に関するワンストップサービスについての見解を伺います。

次に、市内に点在する幅広いアーティストに対する支援の体制づくり、例えばアーティストバンクなどをつくり、自分の芸術を地域のために役立てたい、地域の中にどんなアーティストがいるかわからないという声にこたえて、人材バンク的なものをつくり、新たなネットワークを作成し、地域に潤いを与えることが、人々の中に心の豊かさを与え、価値観の転換を図る一助となりうるのではないのでしょうか。アーティストといってもさまざまでございます。画家や音楽家をはじめ書家、演劇、落語、舞踏、詩吟、民謡など、私たちの周りにたくさんのアーティストがおりますが、皆さんは個々に活躍をしておりますが、その活躍の場が限られております。若手のアーティストの中には、ボランティアでも役に立つなら出演します、あるいは自分の芸術を地域のために役立てていただきたいという人も多くおります。その人たちを掌握し、地域に潤いを与えるアーティストバンクの設立について見解を伺います。

また、本年の通常国会で成立した改正地方公務員法により盛り込まれた任期付短時間勤務職員制度により、文化・芸術活動公共施設の利用方法のアドバイスや、小中学校での文化・芸術活動を推進している文化人や芸術家を、専門性の高い任期付の地方公務員として雇用することが可能になりました。具体的には、地方自治体にとっての芸術・文化制作コーディネーターやまちづくりコンサルタント、小中学校の芸術教室や生涯学習センターの講師などが該当しますが、アーティストの任期付雇用に対する見解を伺います。

次に、文化芸術振興条例並びに基金条例の設置について伺います。

本市に青年時代一時籍を置いていた教育者の牧口常三郎氏は、その著作「人生地理学」において、人間と地域の関係を主体と客体の関係に置き、主体たる人間は客体たる地域に影響を与えると同時に、客体からも大きな影響を受けると説かれました。現代の環境問題を先駆けておりました。氏の説のとおり、日本には日本独特の文化・芸術があり、地域にも、それぞれ地域独自の文化・芸術が育っております。この小樽にも小

樽独特の文化や芸術があり、今後も継承され、育成されなければなりません。今まで行政は、ごく部分的なかかわりのみに限られて支援をしてきましたが、この際、国の推進を機に条例を制定し、文化・芸術の振興に関し、基本理念を明確にするべきと考えますが、見解を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新市立病院の建設の問題でありますけれども、二つの市立病院は施設の老朽化・狭あい化が著しいことから、市民の皆さんの新病院建設への要望も強く、統合・新築により、市立病院の機能の充実と効率的な医療提供体制の整備を図ることは急務であると考えております。

また、この完成の年次の問題でありますけれども、現在、新病院の規模・機能などの精査・検討を行っているほか、起債の導入について北海道と協議を進めておりますが、これらを踏まえて、建設場所の見通しがついた段階で、建設スケジュールを明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

次に、事業費でありますけれども、一般の病院と比較して多額となるのは、精神科病棟や高等看護学院を併設することにより、総床面積が多くなっていることや、開設時から電子カルテ及びフルオーダーリングシステムを導入することなどによるものと考えております。

また、1病床当たりの面積については、かつての自治体立病院の平均面積が1病床当たり約60平方メートルであったのに比べ、近年の同規模類似病院での施設規模を見ますと、1病床当たり約70から80平方メートルの面積が一般的になっていると聞いております。これは、アメニティの向上による病棟療養環境の充実や医療機器の大型化などが面積拡大の背景にあると考えます。いずれにいたしましても、1病床当たりの面積も含め、事業費縮減についても、現在、両病院の院長を中心に、精査・検討を進めているところでありますので、もう少し時間をおかし願いたいと思います。

次に、診療科目別の経営分析と採算性でありますけれども、科目別に分析を行うためには、現有の電算システムではデータに限界がありまして、特に経費についての振り分けが極めて困難であることなどから、基本構想では行っておりません。しかし、いずれにいたしましても、新病院の運営に当たりまして、常に経済性を発揮し、経営の健全化を図っていかなければならないわけですが、一方、市立病院として不採算部門である救急医療などの政策医療はもとより、一般医療におきまして、採算性だけでは判断できない診療部門も担わなければならないと思っております。

次に、要員計画であります。基本構想の新病院の要員計画は、病床数の減少割合に比べると低い割合になっておりますが、これは新設の部門を設けたことや、病棟看護体制の充実を図るため、正看護師を多く配置したことなどが要因になっております。なお、要員計画でありますけれども、来年度からは給食業務を民間委託する予定になっているほか、現在、規模・機能などについて精査を行っておりますので、この要員計画は変わる可能性があるものと思っております。

次に、新病院の人員費率の試算であります。基本構想では、開院初年度は56.1パーセントであります。4年目には48.5パーセントになり、初めて50パーセントを切り、それ以降はずっと50パーセント以下を維持

するという試算であります。なお、要員計画につきましては、ただいま申し上げましたとおり、現在さらに精査しておりますので、これに伴って人件費率も変わるものと考えております。

次に、地方公営企業法の全部適用であります。また具体的な検討は行っておりませんが、一般的には病院経営に関する広範な権限が管理者に付与されることにより、経営責任が明確化され、自律性の拡大による効率的な運営体制の確立ができると言われておりますので、今後、新病院の管理運営体制を検討していく上での重要課題の一つと考えております。

次に、周産期医療部門でありますけれども、現在、後志二次医療圏では小樽協会病院が地域周産期母子医療センターとして北海道の指定を受けております。地域周産期母子医療センターは、原則として2次医療圏に1施設の指定であります。地域として複数が必要だという理由があれば認められることもあると聞いております。しかし、小樽市の場合は、少子化の状況を考えれば、センターの指定を受けた病院が複数必要な状況ではないと考えております。センターの指定を受けなければ周産期医療を実施できないということではありませんので、小樽市における周産期医療については、今後、協会病院などとじゅうぶん話し合ってもらいたいと考えております。

次に、地域医療支援病院の指定の問題であります。指定要件といたしましては許可病床数が200床以上であること、紹介率が80パーセント以上であること。この場合、紹介率が60パーセント以上で、承認後2年間で80パーセントを達成すると見込まれる病院も含まれます。また、今年の7月から、新たに紹介率60パーセントを上回り、かつ逆紹介率30パーセントを上回ること、紹介率40パーセントを上回り、逆紹介率60パーセントを上回ることの2点が追加され、これらのいずれかを満たしていること、それから施設・設備の共同利用が実施されていること、共同利用専用の病床を有していること、救急医療の提供がされていること、地域の医療従事者に対する研修が実施されていること、業務遂行状況について審議する委員会を設置することなどがあります。新病院におきましては開院当初からこれらの要件をすべて満たすことは難しいものと考えておりますが、地域医療支援病院を目指す指標として、医療体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、1次救急でありますけれども、救急医療体制の充実が市民懇話会からの提言にもありますように、市民の最も高いニーズであり、新病院に対する期待も大きいものと考えております。このため、基本構想では、内科系、小児科系、外科系、すべての初期及び1次救急に常時対応するとともに、高度専門医療を要する2次救急についても対応できる救急医療体制とすとなっております。現在、その方向で検討しております。

次に、高等看護学院であります。高等看護学院の必要性は現状では高いものと考えておりますが、看護師養成については、4年生大学への移行が近年の大きな流れであり、その動向をじゅうぶんに見極めなければならないと考えております。したがって、高等看護学院は当面存続しなければならないと考えますが、新病院の中にこの学院を併設するのがよいのか、また、他の方法はないのか、現在検討しているところであります。

次に、新市立病院の基本的な考え方でありまして、新市立病院基本構想のベースとなっている考え方は、一つは市立病院に期待する市民のニーズにこたえる機能を備えていること、二つ目は他の医療機関で不足している機能を補完する機能を持つこと、三つ目は1公営企業体として一定の収入を確保していきること、この3点のバランスを考えた場合、第二病院の高度専門的医療と小樽病院の総合診療機能を融合することが必要と考えております。いずれにいたしましても、市立病院を統合・新築し、病院機能の充実と効率的

な医療提供体制の整備を図るために、さまざまなご意見もありますが、それらを踏まえて検討しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 佐藤議員のご質問にお答えします。

まず、本年度の文化芸術関係事業費の総額についてであります。社会教育関係等の事業費は、博物館、市民センターなど施設運営費を含め、当初予算で約5億2,600万円となっております。

次に、文化・芸術に関するワンストップサービスについてですが、教育委員会では、現在、庁内の関連情報を集約し、「生涯学習情報のお知らせ」を年4回発行しており、この中で文学や音楽、美術などの文化・芸術の分野はもとより、芸能や国際交流など、多岐にわたって情報提供を行っているところであります。今後、いっそう関係部との連携を密にし、ホームページ等も活用しながら、さらに市民へのPRや、アーティストが活動しやすい情報提供を行ってまいりたいと考えています。

次に、アーティストバンクの設立についてですが、本市の文化・芸術の振興を図るためには、文化・芸術活動を行う方々がじゅうぶんな活動ができる環境づくりを図っていくことが必要と考えております。アーティストバンクにつきましては、ご提言を踏まえ、さまざまな分野で活動するアーティストの状況について、関係団体などから情報収集し、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、芸術家の任期付雇用についてですが、今回の地方公務員法の改正で、専門性だけでなく、公務能率の観点からも、任期付短時間勤務職員の採用が可能となりました。これには条例の制定が必要となり、任期は5年以内となっております。したがって、例えば芸術関係の事業の立ち上げや初期の運営、それにかかわる講師など、専門的な立場からの指導が必要になる場合があると思われませんが、その際、現行の嘱託員制度もありますので、どの制度を活用するのが最も適切かをじゅうぶん検討しなければならないものと考えております。

最後に、文化芸術振興条例や基金条例の制定についてですが、教育委員会といたしましては、法の基本理念について、これまで社会教育委員会や幾つかの関係団体に対し、法の趣旨を説明しながら話してきたところでありますが、現時点では、いまだ具体的な意見等の集約に至っておりません。今後、さらに広く関係団体と話し合う場を設けるなど、理解を深めていく必要があるものと考えております。また、基金条例につきましても、文化芸術振興条例と密接な関係がありますので、今後の検討課題としたいと考えております。

議長(中畑恒雄) 佐藤議員の一般質問を結びたいします。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 第3回定例会に当たり一般質問をいたします。

初めに、平和の取組についてお伺いします。

来年は広島、長崎に原爆が投下されてから60年を迎えます。核兵器廃絶は人類の熱望であるにもかかわらず、21世紀を迎えた今も、その目的を果たすには至っていません。今年も広島、長崎において、原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式あるいは原水爆禁止世界大会など、原爆による犠牲者のみたまを慰め、平和への誓いを刻む取組が開催されました。秋葉広島市長は、平和祈念式での平和宣言の中で、2004年8月6日から

2005年8月9日までを、「核兵器のない世界をつくるための記憶と行動の1年」にすることを宣言し、核廃絶に向けての並々ならない決意を内外に表明しました。世界109か国、611地域からなる平和市長会議では、昨年4月にジュネーブで開催されたNPT再検討会議準備委員会で、非核宣言都市の市長あてに、2005年5月にニューヨークにおいて行われる核兵器不拡散条約再検討会議に参加するよう呼びかけています。道内では先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和に向けた取組をしてきた自治体として、小樽市も積極的にこの提案にこたえ、再検討会議に参加すべきと考えますが、いかがでしょうか。被爆60年に向けて、核兵器廃絶平和宣言都市として、平和祈念行事等も積極的に計画・実施すべきと考えます。ご検討ください。

医療費助成制度見直しに関して、お聞きします。

北海道単独医療費助成制度の見直しに沿って、小樽市では、この8月1日から、市老制度が廃止になりました。制度の打切りによる医療相談のケースは、どの程度あったのでしょうか。内容、件数でお知らせください。道老の規定では、同一敷地内に子が居住している場合、該当になりません。この場合、同じマンションの違う階に子が居住していたら該当外という規定については、市長としても改善を要求していくべきだと思います。見解をお聞かせください。

さきの医療費助成制度の見直しに当たっては、あらかじめ関係諸団体の見解は聞かれたのでしょうか。小樽市医師会には相談されたのでしょうか。医師会の見解はどのようなものであったのでしょうか、お伺いします。

北海道は、8月に発表した道の財政建て直しプラン(案)の中で、道単独の特定疾患医療費の見直しを打ち出し、道特定疾患対策協議会が、北海道における今後の難病対策の在り方について、検討報告書で、七つの道単独の難病医療費助成について廃止・見直しを示したことで、今、この問題がクローズアップされています。北海道のこの30年間の難病問題に対する取組は、全国初の難病集団無料検診、難病センターの建設、道独自の医療費無料化を行うなど、全国のモデルともなるべきすぐれた事業だと考えますが、市長はどのように認識されていますでしょうか。このすぐれた制度が、今、崩されようとしています。患者たちから不安の声が上がっています。廃止・見直しの対象とされる難病患者は、小樽市では何名になりますか。

8月7日、8日には、当地小樽市において、第31回難病患者・障害者と家族の全道集会が開かれました。難病連の支部のない小樽市で、多くのボランティアの方々が集会を支えていました。大会の基調報告でも、助成が廃止・見直しされたら、医療費の負担増が受診の抑制につながる、早期発見・早期治療ができなくなるおそれがあることを指摘しています。継続的な治療、検査を必要とする疾患を抱える人たちが安心して医療にかかれる道が閉ざされることのないよう、道に対して特定疾患事業の廃止・見直しは行わないよう強力に要請すべきと考えます。市長のお考えをお示しください。

次に、障害者支援費制度についてお尋ねします。

介護保険法施行後5年の見直しに向けた社会保障審議会介護保険部会の報告書が発表されています。検討過程で浮上してきたのが、介護保険の被保険者の範囲を現行の40歳以上から20歳以上に拡大した上で、若年障害者も介護保険の適用対象者にしようとする介護保険制度と支援費制度との統合案です。統合案については結論を持ち越しにしたようですが、支援費制度が開始されてまだ1年数か月です。統合案には、関係者から不安の声が上がっています。統合に当たっての問題点について、どのように認識されておられるでしょうか。また、この制度の統合案についての市長の見解をお伺いします。

次世代育成支援についてお尋ねします。

小樽市行動計画策定については、市民協議会がこれまでに3回開かれ、先般、私も傍聴させていただきました。委員の皆さんの熱心な討議に敬服しています。今回の行動計画が、単に少子化対策にとどまらない次世代育成という位置づけであることを重視すべきです。次世代育成フォーラム、意見を聞く会の開催などを計画し、全市民的に検討する計画も必要ではないでしょうか。行動計画策定に向けては、基本的事項、内容に関する事項、それぞれに政府指針が出されています。市民協議会の中でも、この指針に基づいての率直な意見が出されていたところです。行動計画策定に関する基本的事項8項目を重視するならば、市民協議会には、福祉部だけではなく、関連部署の職員も列席して、率直な意見に耳を傾けるべきではないでしょうか。市長の見解をお伺いします。

絵にかいたもちであってはならないという意見も出されていました。行動計画に盛り込まれた事業を計画的に実施できるよう、予算措置は当然行われなくてはなりません。昨年7月8日の参議院厚生労働委員会で、雇用均等・児童家庭局長が、「厚生労働省としても必要な予算の確保に努めていきたい」と答弁しています。この答弁に沿った予算措置はどのように実施されていますか、わかる範囲でお答えください。

次世代育成支援は国を挙げての政策です。地方自治体だけに財政負担とならないよう、市としては、予算措置に対しても強力に国に要望していくべきだと考えます。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 菊地議員のご質問にお答えいたします。

初めに、平和の取組についてでありますけれども、まず核兵器不拡散条約再検討会議に小樽市も参加すべきとのことでありますけれども、この会議は条約の運用を検討するため、5年ごとに開催されておりまして、日本政府も、平和国家として核兵器のない安全な世界を目指し、非核三原則を堅持する立場でこの会議に出席するものと考えておりますので、市として参加することは考えておりません。

次に、来年度の被爆60周年に向けて平和祈念事業を実施すべきとのことでありますけれども、小樽市はご承知のとおり、昭和57年6月28日、議会において、核兵器廃絶平和都市宣言を決議し、以来平和に対する認識・思想の普及を図るため、さまざまな平和事業を実施しており、今年も8月7日に映画上映会を開催しております。来年度は被爆60周年として、命の尊さ、平和であることの大切さを次の世代に引き継いでいくことが大切であることから、60周年の平和事業について検討してまいりたいと考えております。

次に、医療費助成制度の見直しの関係ですけれども、初めに市老の廃止に伴う相談であります。44件の相談があり、そのうち別居の子の所得が資格要件の所得基準を下回っているなどで、道老の適用となったケースが31件、また、別居の子の所得が基準を上回っている場合や、同一敷地内のマンションなどに住んでいるため、道老の適用にならなかったケースが13件となっております。

次に、道老の適用条件緩和であります。別居かどうかの判断の基準は実際のケースではいろいろありまして、非常に難しいことから、現状では道が示した基準でやむをえないものと考えておりますが、具体的な事例で公平性に欠ける面があれば、道に対しても改善を要請してまいりたいと考えております。

次に、関係者の意見でありますけれども、当市の財政状況が厳しいことから、市が上乘せして制度を継続

することが困難なため、市の上乗せ制度に対する意見は特に関係者から伺っておりませんが、小樽市医師会につきましては、従来から制度改正に伴って説明や意見交換をしており、今回の北海道の改正とあわせて説明をしております。医師会からは、受給者へじゅうぶん周知を図り、医療機関の窓口で混乱のないようにしていただきたいとの要望は受けております。

次に、北海道特定疾患医療費助成制度の見直しの関係であります。最初に道の難病対策に対する認識ということでもありますけれども、道単独事業は国の事業に上乗せする形で、原因が不明で、治療法の確立していない難病を対象に、特定疾患治療研究事業の当初からの目的である原因の解明や、治療法の開発といった難治性疾患の克服研究に一定の役割を果たすと同時に、医療費負担の軽減という福祉的な側面もあったものと承知しております。一方、事業発足から30年を経過し、医療技術の進歩に伴い、原因が解明されたものや、治療方法が確立されたものもあると考えられることから、専門医で構成する北海道特定疾患対策協議会に検討を依頼し、本年6月に報告書が提出されたものと伺っております。

次に、廃止・見直しを検討されている小樽市内の対象患者数でありますけれども、3月末現在で難治性肝炎が592名、橋本病が268名、下垂体機能障害25名、ステロイドホルモン産生異常症が7名の合計892名となっております。

次に、北海道に対する要請でありますけれども、協議会の検討報告書の中にも、特定疾患治療研究事業の安定的な運営を図るための見直しが必要であるとされており、助成制度の見直しについては、道難病連や道医師会等関係団体の意見を反映した上で実施することとありますので、私から見直しを行わないよう要請する考えはありません。

次に、介護保険と支援費制度の統合問題でありますけれども、現在、国の社会保障審議会の介護保険部会や障害者部会において協議されているところであります。統合について積極的な考え方といたしましては、介護を必要とする人は、年齢や原因、障害種別等を問わず、公平に介護サービスを利用できるようにすべきであること、財源不足が深刻化している障害者支援費制度などの安定化につながるなどです。一方、統合に慎重な考えとして、高齢者サービスと障害者サービスを同じ保険システムとしてなじむのかどうか、若年者や企業に新たな負担が課せられるのではないかと、障害者のサービス水準が低下するのではないかとといったことが言われております。したがって、統合について、介護保険部会としては両論併記とし、統合の前提となる被保険者の範囲の見直しについて、今後も議論を重ねていくこととしており、国におきましては、審議会の答申を踏まえて、12月上旬をめどに改正法案の内容を固める方針であると聞いております。

このことにつきましては、障害者関係8団体からもさまざまな意見が出されているところでありますが、市といたしましては、支援費制度がスタートして2年目ということもありますし、統合案の具体像が見えてこない中では、慎重に考えざるをえないと考えております。いずれにいたしましても、高齢者や障害者が安心して適正な福祉サービスを受けられるようなくみづくりが構築されるよう、期待いたしております。

次に、次世代育成支援でありますけれども、初めにフォーラム等の開催であります。市では行動計画に子育て世代の声を反映させるため、ニーズ調査を行い、また、市民協議会を設置して、これまで3回の会議を開催してまいりました。現在、計画素案の策定作業に入ったところであり、市独自のフォーラム等の開催は日程的に難しいと考えておりますが、後志支庁が主催する子育て支援セミナーを、11月上旬に小樽市で開催する予定となっており、市といたしましても広く参加を呼びかけ、参加者のご意見は計画策定の参考にしたいと考えております。

次に、市民協議会への職員の参加でありますけれども、これまでの会議では、委員の方々から自由にご意見やご要望を出していただく形で進めてまいりました。次回の協議会では、これまでの意見を盛り込んだ計画素案を議論いただく予定としておりますので、計画内容にかかわる福祉部、教育委員会、保健所の職員の出席を考えております。

次に、国の予算措置でありますけれども、少子化対策は、国としても重要課題として取り上げており、子育て支援事業や特別保育事業など、さまざまな補助事業が示されております。市といたしましては、市民ニーズを踏まえ、国等の補助メニュー活用を念頭に置きながら、計画策定を進めてまいりたいと考えております。また、全国市長会としても、子育て支援施策の確実な財源確保について要請しているところであります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 何点が再質問させていただきます。

最初に、平和の問題ですが、来年の核不拡散条約再検討会議に市としては参加するつもりはないとお答えでした。先ほどの我が党の古沢議員の質問にもありましたように、遠征攻撃群の編成強化で小樽港が核の港にされる危険性について問いたしましたが、そのような情勢の中ですので、ぜひこの核廃絶に向けた国際的な取組について、各自治体それから一人一人の国民がどのようなことをやっていかなければならないのか、そういう体现をするためにも、小樽市としての参加を考えていただきたいと思います。もう一度ご検討いただきたいと思います。

それと、今年の1月に平和市長会議が開催されていますが、その核兵器廃絶のための緊急行動として、市長それからNGOあるいは市民として、それぞれできることを項目を挙げて行動に移すことを呼びかけています。市長の呼びかけとしては、検討会議への参加、あるいは記念イベントの開催もその一つなのですが、イベントの開催に当たってということで、地元のNGOや平和グループと協力してイベントを開催することも呼びかけています。先ほどの市長のご答弁にもありましたが、これまでも小樽市としてはさまざまな取組を行ってきていますし、市民グループ等の平和の取組に対しては、小樽市としてもさまざまな形で協力をされてきていますが、ぜひ来年の被爆60年の年に向けては、地元のNGOや平和グループがイベントを開催しようとするときには、予算措置も含めた積極的な協力を検討していただきたいと思いますし、その予算編成に向けて措置をするよう要望します。

それから、医療費の問題です。医師会等の意見を聞いたというお答えでしたが、そういうような意見というものは、口頭でのやりとりではなくて、ペーパーによってのきちんとした回答がされるのではないかなと思います。そういうものがありましたら、ぜひ、後ほどでけっこうですので、見せていただきたいと思います。

それから、関係諸団体の意見を聞くということに関してなのですが、医療給付事業の見直しの際も、直接影響を受ける患者団体など、当事者の意見を聞くのは、方針が決まった後、当事者不在のやり方だと、これは道議会の中でもそのようなやりとりがあります。それで、今度、道の財政プランの中で出ています難病の医療費助成の見直しにもかかわってきますから、お聞きしますけれども、市町村の意見というものは今度の場合は聞かれるのでしょうか。そのことについて再度聞きたいと思います。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） 最初に、NPTの再検討会議、先ほどお答えしたとおり、参加することは考えていません。

それから、イベントの開催の関係で、市民グループの活動にも支援せよと、予算措置してくれというお話ですけれども、要望として聞いておきます。

それから、医師会の回答、これは福祉部長からお答えいたします。

難病関係の助成制度の関係で、道の建て直しプランについては、後志支庁長の方から書類をいただきましたけれども、それに対する回答ということではないように思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 福祉部長。

福祉部長（山岸康治） このたびの改正に当たって、医師会からペーパーが出ているのではないかとということでございますが、特に私どもの方にはいただいたということはないと理解しています。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

8番（菊地葉子議員） 再々質問といいますが、要望なのですが、8月7日、8日に難病連の全道集会が開かれたのですが、そこで私も多少お手伝いさせていただいて、感じたことなのですが、治療法も、それから明らかな原因もわからない、そういう疾患を抱えた人たちがあっても、病気に負けずに前向きに生きようとする姿勢にすごく感銘しました。先ほど市長から答えていただきました、こういう難病患者の方々、この四つの疾患で892名、小樽市にいるということなのですが、この広い北海道あるいは地域の中では点として存在しているこの難病という疾患を持つ人たちが勉強したり、それから手をつなぎ合って前向きに生きようとする姿勢を支援する、それが医療費の助成、そういうものだというふうに考えています。そして、実際、そういう人たちが道を閉ざされることのない、そういう医療費の不安がなく暮らしていけることが、今、非常にありがたいというふうに言っています。ぜひ自治体の長としては、その立場に立って、道に対して見直しあるいは廃止をしないような、そういう意見を上げていただきたいと思います。このことを要望して、再々質問とします。

議長（中畑恒雄） 菊地議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 4時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 6番、大島護議員。

（6番 大島護議員登壇）（拍手）

6番（大島護議員） 一般質問をいたします。

家庭ごみの減量化に向けた取組など、我が国においては、循環型社会に向けたごみの減量化や資源の有効活用を促進することが、今日の重要な課題となっています。これまでも小樽市は、循環社会に向けて、ごみの減量化と資源化の収集に取り組んでこられました。良好な環境を次世代を担う子どもたちへ引き継ぐた

めに、市民、事業者、市が協働して、これらの取組を進めていくことが求められているなどの説明があり、このたび家庭ごみの減量化・有料化に向けた具体的な市の考え方が示されたのであります。

初めに、資源物の収集拡大と減量化の取組についてお尋ねいたします。市民に対する減量化意識の啓発については、環境部だけの問題にとどまらず、全庁的に連携を図りながら取り組むべきものと思いますが、いかがですか。現状をお聞かせください。

資源物回収ボックスについては、市の施設に設置されるほか、町会などが設置する場合に助成するとありますが、その内容と設置基準はどのようになっているのか、お尋ねします。

次に、奨励金についてお尋ねいたします。市は小樽市集団資源回収団体に対して、実績、重量合計に応じて、それぞれの団体に奨励金を支払っておりますが、この奨励金の基準はどのようになっているのかお示してください。また、平成13年度から15年度までの奨励金の支払状況はどのようになっているのかも、あわせてお答えください。

さらに、平成16年度の資源回収量の見込み、また、17年度以降、回収量をどう試算しておられるのか、年次別にお答えください。

次に、集団資源回収の支援についてお尋ねいたします。思うに、資源物の回収事業は景気と連動するものがあります。昨今、町会をはじめ多くの団体が資源回収活動を続けており、市に回収団体として登録されておりますが、町会数とそれ以外の団体数はどのようになっているのか、また、それらの団体が回収した平成15年度の品目別ごみの実績はどうなのかもお答え願います。

環境部は今日まで、ごみの減量化、分別、資源化などについて、あらゆる機会に、市民に対して周知・啓もう活動を行ってこられたことが、市民や地域住民の皆さんにも理解されておりますが、しかし、各町会の資源回収事業に対する活動も千差万別であります。既に多大な実績を上げている団体もありますが、いまだ活動のない町会もあり、これらの町会に対して、市はどのように啓もう活動を進めていくお考えか、あわせてお尋ねします。

不法投棄対策についてであります。運河を中心に活動し、京都に本社を置く企業、人力車を引く会社であります。小樽に進出して、はや3年目を迎えるようであります。注目されるのは、就業前の早朝、終業後の夜間に、社員それぞれが担当するコースを毎日清掃している姿を見るとき、私だけではなく、感心している市民も多いはずであります。このような人たちがいる中、後を絶たないごみの不法投棄者に対して、大きな怒りを覚えるのであります。不法投棄の最大原因は何か、どのように分析していますか、ご所見をお聞かせください。

市は、ごみ減量化計画の中で、何点かの不法投棄対策の強化を示されております。その中で、監視車両の増車及び監視員の増員とありますが、増車台数と監視員数、監視員の身分、権限などについて具体的にお答えください。

また、夜間パトロールの実施についてであります。夜間パトロールにおいて不法投棄現場などに遭遇した場合には、事件などに巻き込まれるなどの危険性もじゅうぶん考慮しなければなりません。市はこのことについてどのような対応・対策を講ずる考えか、お答えください。

夜間パトロール業務は費用対効果を考えるとき期待できるとは思いませんが、いかがですか。あわせてお尋ねいたします。

不法投棄物撤去の強化とありますが、だれがどのような費用で撤去していくのか、また、現状はどのような

か、どのように取り組みを行っているのか、あわせてお答えください。

この項最後に、伍助沢、桃内両処理・処分場内の整備についてであります。第2回定例会厚生常任委員会では指摘をしました伍助沢の廃棄物最終処理場及び桃内の廃棄物最終処分場のその後の整備についてお尋ねいたします。

次に、都市再生モデル事業についてお尋ねいたします。ロケセットについて、利用状況と今後の取扱いについてお尋ねします。今後、移転、解体撤去、希望企業などに譲渡などといった方法を検討しておられるかどうか。第2号ふ頭上屋内にあることから、港湾施設の利用目的から見て、このままの状態で推移するのは問題があると思いますが、いかがですか。ご所見をお聞かせください。

中央市場ガンガン屋台は、たいへんにぎやかに終わりました。現在、月に2回の開催日と、細々ながら継続しているようですが、このイベントがきっかけとなり、市場の関係者の意識改革につながったと言えるかどうか、また、今後の市場経営について新たな企画など検討していることがあればお答えください。

次に、「小樽観光コース来ぶらり百選」についてであります。来ぶらり百選の小冊子には、平成13年から14年6月までの間に市民から寄せられたたくさんの観光コースのご提案と、市内の小学校の児童などが選んだお勧めスポットにより、観光コースを設定させていただきましたと記載されていますが、コースの応募は予定したより集まらず、百選を作成するにはかなり難産であったと聞きますが、いかがですか。その経過をお聞かせください。

選ばれたエリアによっては、距離や所要時間に無理を感じずるコースも見られ、観光客が戸惑うのではないかと指摘を受けることがあります。いかがでしょうか。あくまで百選にこだわった理由と、観光客に対してこの小冊子をどのような形でどう活用させているのかも、あわせてお尋ねいたします。

再質問を留保し、終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 大畠議員のご質問にお答えいたします。

家庭ごみの減量化について何点かお尋ねがありましたけれども、初めに市民に対する減量意識啓発のための全庁的な取組でありますけれども、主なものとしたしましては、潮まつりなどのイベントのごみ処理マニュアルに基づいたごみ分別の実施や、小学生向けのごみとリサイクルに関する学習資料の活用、公共施設におけるごみ持ち帰り運動などを行っており、今後とも関係部局との連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

次に、資源物回収ボックスは、資源物収集日に資源物を排出できない市民のために設置するもので、町会などが設置場所を確保し、適切に維持管理することを条件に、設置の助成を行うものであります。現在、助成の対象、基準、金額などの詳細について検討中であり、今後、町会の方々の意見を聞きながら具体化してまいりたいと考えております。

次に、集団資源回収団体の奨励金の基準でありますけれども、奨励金は回収の周知や資源物の分別、積込み作業などに対するものであり、積極的に資源物の回収に取り組んでいただくために、1キログラム当たり5円としているものであります。また、奨励金の支払状況につきましては、平成13年度は回収量3,400トンで

約1,700万円、平成14年度は回収量3,267トンで1,634万円、平成15年度は回収量3,544トンで約1,772万円となっております。

次に、今後の資源回収量についてでありますけれども、平成16年度は実施回数の増加が見込まれることから約3,700トン、平成17年度と18年度は未実施団体への働きかけや実施回数の増加により、約3,900トンと見込んでいるところであります。

次に、集団資源回収団体の登録数ですけれども、平成14年度は町会が108団体、町会以外が194団体の合計で302団体となっており、平成15年度は町会が110団体、町会以外が197団体で、合計307団体となっております。

また、品目別の実績でありますけれども、平成15年度における町会の紙類は2,102トン、紙類以外は95トンであり、町会以外の紙類は1,282トン、紙類以外は65トンとなっております。

次に、町会に対する啓発活動であります。これまで、未実施町会などへは資源回収の実施を要請し、実施回数の少ない町会などには、実施回数の増加について働きかけを行ってまいりましたが、今後においてもさらに働きかけを強めてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄対策でありますけれども、初めに不法投棄の原因ですが、不法投棄物の種類としては、テレビなどの家電類をはじめ家具などの粗大ごみ、さらにはタイヤやバッテリーなどが多いのが特徴となっております。これは家電廃棄時のリサイクル料、粗大ごみや事業系ごみの処理における排出者負担から逃れるためや、分別排出の徹底の煩わしさなどによるものと考えられますが、いずれもルールを守るという姿勢の欠如やモラルの低下が最大の原因と考えております。

次に、監視員体制の強化の内容であります。家庭ごみの有料化に伴い、監視車両を1台から2台に増車するとともに、監視員を3名から6名に増員し、不法投棄に対するパトロールの強化を行う予定であります。監視員の身分であります。現在の監視員と同様に嘱託職員を考えております。また、監視員の権限としましては、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例第46条第2項で、「市民、事業者、占有者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理について、必要な調査を行わせることができる」としており、これに基づき業務を行うほか、不法投棄物の回収に努めるとともに、回収できないものについては、道路などの各管理者に処理についての要請をすることといたしております。

次に、夜間パトロールにおける危険対策でありますけれども、夜間パトロールについては警備会社などに委託をして、週1回、夜間から深夜にかけて巡回パトロールを行うことを検討しております。安全対策として携帯電話の所持を義務づけるとともに、常時2人体制による巡回を考えており、また、投棄現場に遭遇した場合、夜間でもありますので、その場での対応は避け、場所を変えて警察へ通報するなどの措置をとるなど、安全面に配慮すべきものと考えております。

また、費用対効果であります。夜間パトロールについては、不法投棄が夜間に多いことから、懇談会でも要望されたところであります。この実施に当たっては、市の広報紙やホームページなどを通して周知の徹底に努めることが重要であり、また、巡回時も、同じパターンで巡回しないなどの工夫をして、不法投棄を抑止することが大切であると考えております。

次に、不法投棄物撤去の強化であります。現状の取組としては、不法投棄物については、道路など各管理者にそれぞれ清潔保持の義務があることから、機会あるごとに、その徹底について要請しているところであります。また、監視パトロールで回収できるものについては、できる限り監視パトロール車で回収してお

りますが、対応できない場合については、監視員も協力しながら、各管理者が不法投棄物を撤去しているところであります。しかし、現状として不法投棄物を処理しても、また、捨てられる状況にあり、さらに家庭ごみを有料化した場合、不法投棄の増加が懸念されるところであります。このため、市としては庁内連携を深めるとともに、監視員体制の強化や不法投棄に対する市民啓発に努めるほか、各管理者と協力しながら、計画的に不法投棄物の撤去をしていきたいと考えております。

次に、廃棄物処理場及び最終処分場の場内整備についてでありますけれども、廃棄物処理場に不法投棄物として回収し、保管しておりましたタイヤ、バッテリーは、リサイクル業者に処分依頼して適正処理を行い、また、両場内に保管しておりました車両や鉄くずは、有価物として売却処分したところであります。廃棄物処理場で不用になったごみ飛散防止ネットは撤去し、撤去したネットの一部は総合体育館で再使用いたしました。残りのネットにつきましても、ごみステーションのカラス対策用ネット等の再利用を検討してまいりたいと考えております。

廃棄物処理場の排水処理施設につきましては、各設備の再点検、補修を実施し、今後とも地域住民の信頼を得るよう、施設の適正管理、浸出水の適正処理を行ってまいりたいと考えております。

次に、都市再生モデル事業でありますけれども、まず映画「天国の本屋～恋火」のロケセットの利用状況につきましては、本年2月、第6回小樽雪あかりの路の開催に合わせて10日間一般公開し、約2,000名の来場者がありました。さらに、これまで10回にわたり一般公開をし、約3,600名の方々に見学いただいたほか、ロケセットを活用したイベントも実施したところであります。このロケセットは、現在、第2号ふ頭上屋内に設置しておりますが、このまま上屋内に設置しておくことは難しいものと考えており、ロケセットの所有者や管理・運営している小樽フィルムコミッションと協議し、今後の取扱いについて早急に結論を出してまいりたいと考えております。

次に、中央市場のガンガン屋台でありますけれども、ガンガン屋台は、従来の月1回から、毎月第3金曜日、土曜日の月2回の開催に拡充し、また、飲食メニューに市場で扱っている商品を提供するなど、内容に工夫を凝らしながら実施しております。このように市場関係者の意識も、ガンガン屋台の実践を通して、理事の方々を中心に前向きになっております。

次に、今後の市場経営であります。ハード事業として、市場の外観イメージを高めるために外壁の改修を行っており、また、ソフト事業としては、隣接する中央卸売市場と連携し、共同販促事業を行う予定と聞いております。さらに、中央市場が所属しております都通り梁川商店街では、国のシニアアドバイザー制度を活用し、中央市場を含めた商店街の活性化策を検討しております。

次に、「小樽観光コース来ぶらり百選」であります。まずこの冊子の製作過程であります。平成13年1月から翌年3月末までの期間、市民や観光客の方々から観光コースを公募しましたが、応募件数が100件に満たなかったため、期間を延長するとともに、さらに市内各小学校の児童からも提案をいただきました。これらを基に、観光協会をはじめ市内13の観光関連団体の代表者による選考委員会において、観光客の皆さんにさまざまなルートで小樽観光を楽しんでいただくための観光コースを選定したものであります。

次に、観光コースの距離や所要時間ですが、コースの選定に当たりましては、選考委員会の中で、観光客にとって利用しやすいことを基本として検討いただきました。これまでに、観光客の方からコース設定について特にご指摘をいただいたことはありませんが、今後とも、観光客の皆さんにとってより楽しめる観光コースとするため、点検してみたいと考えております。

次に、100のコースを選定した理由であります。観光客の多様な旅行ニーズにこたえるため、市内に点在する多くの魅力的な観光スポットをできるだけ多く紹介するという事で選定をいたしました。また、この冊子の活用につきましては、旅行業者や観光関係団体、個人旅行者などに配布して利用いただいております。さらにコースのPRについては、テレビの情報番組や旅行雑誌、市発行の観光情報誌「きらっと小樽」などで紹介をし、活用を図っているところであります。現在、観光コースを散策していただくモニターを募集しており、その体験を広報おたると紹介する企画も予定をしております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大島議員。

6番(大島議員) 再質問をさせていただきます。

ただいまご答弁をいただきました。ごみ減量化について何点かお尋ねしますが、集団資源回収の支援について説明をいただきました。そしてまた、団体も加盟数もたいへん増えまして、実績を上げていることは私も認めます。大変なものが回収されていると。そしてまた、実績を見ましても、断トツの団体もございます。そしてまた、今、ご答弁がありましたように、小樽の連合町会の加盟が156、しかし約30パーセントに近い町会が未加入かなというふうに、正確な数字は、今、わかりませんが、その程度の町会が回収をしていないと。そうすることになれば、ただいま、どういう啓もう活動をしているのだと。あらゆる啓もう活動をしていることは、今、ご答弁を聞きましたが、この未加入の、笛吹けども踊らずということわざがございますが、市がいくらPRしても活動をしていない町会数がこれだけあるということは、やはりどこかに何かの理由があるのではないだろうかと思えます。構成する町会にはいろいろな地域の問題を抱えている町会があるかと思えますけれども、この未活動の町会がこれからいかにこの事業に取り組むかによっては、また、この実績が大幅に伸びるのではないかと、非常に期待をしているところでございますが、この点について、さらにどのように取り組む考えなのかをお聞かせください。

それから、不法投棄の監視体制でございますけれども、車両は現状1台から2台、監視員も3名から6名ということでございますけれども、私は日ごろ、この監視体制については非常に疑問を持っております。といいますのは、予算特別委員会あるいは厚生常任委員会でもたびたび質問をしておりますけれども、業務を聞きますと、多く捨てられる山間部や、そういうところのパトロールだと言っておりますけれども、実際の状況はどうかということになれば、長期間放置されている場所、しかも交通量の多い場所。例えばこの夏なども、夏休みの終わり、浜辺を見てください、大変なごみの量です。今、市長が答弁されたように、監視員が本当にパトロールしているのだろうか。しかし、聞きますと、落ちていて報告すると、これはばく大な費用がかかると。だから、せっかくそういうふうに監視員や監視車両がありながら、見て見ぬふりをしているの多いのではないかと、このように私は日ごろ見ております。だれが、いつ、どのような費用で撤去するのかということで、それぞれの管理者だということでございます。

先日、夏休みが終わりまして、祝津海岸へ行ってきました。今、トンネル工事をやっております、そこに工事現場の事務所がございます。大変なごみの山です。こういう場所こそパトロールをして、そして早急に撤去が必要なのではないかと、そういうふうに思いまして連絡をしたら、翌日、役所へ来る前に通りましたら、総出で大変な人海作戦で清掃をしておりました。役所に行きまして、あの団体はどこなのかと聞いたら、市でやっていると。道路の部分は建設土木、それから道路から外れた波打ち際、これは経済部の職員が総出でやっておりましたと。このように、今、ご答弁がありましたように、管理者が誰だという

ふうになれば、同じ地域でも、そういうふうにして市の複数の部の対応でやっているのかなど。これはぜひ新しい制度になりましてから、市全体として取り組むような窓口をつくっていただきたいと、そのように思っております。これについてもお尋ねします。

また、民間の土地に投げられた場合には、これは民間の所有者の責任なのかどうなのか、この点についてもお聞かせください。

それと、都市再生モデル事業でございますけれども、ロケセットも見てきました。そして、今、活用状況もお聞きしました。先日も、ジャズ関係の団体が、夕方から早朝まであそこを利用して、飲食を伴ったライブ活動をしているのも、私も聞いていました。こういう方法もあるのだなと思って見ていたわけなのですが、ただやはり夜間ということだけに、すぐ海です。しかも、アルコールが入っています。ちょっと危険だなというふうに思って帰ってきたわけなのですが、お聞きしましたら、転落の場合の体制もきちんと整っているということですが、できれば夜間飲食を伴うような利用の仕方はちょっと一考をしていただきたいなと、そのように思っておりますが、この点についてもお聞かせください。

それから、ガンガン屋台。今、お聞きしましたら、月1回が2回になったと。そしてまた、壁などの張りかえもしていると。これは非常によかったなと思っております。私も何回かガンガン屋台に出向きまして、かつてのにぎやかな時代を私は長年体験しております。こういうことが続くのはいいなと思っておりましたら、当初は何かやる気がなかったみたいですが、その後、意識改革があって、今、市長から答弁があったようなことで、たいへんこれはこれなりに意義があったなと。これからのさらなる発展を願っております。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 環境部長。

環境部長（安達栄次郎） 大島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、資源回収の未実施団体に対する働きかけということでございますけれども、実を申し上げますと、私どもとしては、今まで未実施団体であった非常に大きな町会に、その前の年から非常に時間をかけながら、この資源回収団体への参加を呼びかけながら、昨年、大きな二つの町会をやっと実施することができております。その背景にあった問題は、私どもよく町会の方にお話をさせていただきますと、この町会の活動の中では、なかなかそこまで手を割くことができないとか、町会の役員の方たちが高齢であるとか、あるいはまた、町会全体の中のコンセンサスがなかなかえられないと、こういったようなお話がされていく中を、私どもとしても、実は粘り強く町会の方に働きかけながら、何とか今回実施をお願いしてきたと。これらの町会につきましては、いったん始めたら、実は大変な資源回収量の成果がありまして、一躍上位に踊り出た町会もあるところでございます。私どもとしては、現在のこれからの未加入の町会につきましては、実は各町会にはこういう活動があることは皆さん知っておりますので、ただ単に一般的な活動ではなくて、今後、各町会それぞれの事情を聞きながら、個別に町会の役員の方と話し合っ、一つ一つ活動をしていただるように、まず努力を要請していきたいということで考えてございます。

それから、もう一つありますのは、今、月に1回という回数が多いわけでございますけれども、これにつきましても、今後、有料化をした場合には、紙類の収集なども2週間に1回というようになっていきますと、この資源回収活動との調和がございまして、そういった意味では、町会の方々にもこの回収活動の工夫をして

いただきながら、より回収活動を増やしていただくと、こういった活動もあわせてやっていかなければならないだろうと。いずれにいたしましても、この活動につきましては、昭和48年からもう既に30年近い歴史がある事業であろうというふうに思っておりますので、そういったこれまでの経過も踏まえまして、各町会に対しまして、これを機会に、よりいっそう実施を行っていただけるようお願いをしまいたいというふうに思っております。

それから、不法投棄の監視活動体制ということでございますけれども、目に見えた大量に投げられている不法投棄の場所が非常に多いものですから、この監視活動の中で確かに成果が上がっていないように見えるのですけれども、実は私どもの報告の中にも、例えばこの車が、今、ライトバンという比較的小さな車なのですけれども、例えば家電製品だとか、あるいは少量のものにつきましては、これは道路管理者であるとかどうかは別にいたしまして、できるだけ回収活動に努力をさせております。ただ、今、ご指摘のありましたように、海岸だとか、あるいは道路わきの空き地などで、特にトンネルの間のようなところで大量にこれが出る場所につきましては、これはやはり残念ながら、各管理者をお願いをしていかなければならない状況だろうというふうに思っています。そういった意味では、現在は時間が若干かかるということ。しかし、私どもとしては、今回の減量化・有料化の実施計画の中で、不法投棄物の撤去という一つの項目で示しておりますように、これからはただ単に各管理者をお願いをするということだけではなくて、より機動的な形で、そしてその放置されたごみが、また、ごみを呼ぶという状況がございますので、とにかく早期に撤去をしていくと、そういう体制づくりに取り組んでまいりたいというふうに思っております。そういった意味では、市としても実効のある対策をとっていききたいというふうに思っております。

それから、民間の土地に捨てられた不法投棄物の撤去でございますが、基本的には、民間につきましては民間のそれぞれの土地の所有者あるいは管理者といったものがございますので、そちらにやはりやっていただくということが基本であろうかというふうに思っております。しかし、私どもの今までの現状の把握の中では、広い土地を持っていたり、あるいは不在地主の方もたくさんおります。そういった意味では、なかなかこのごみの撤去を遠くの方に要請してもできないといった場合には、これは緊急避難といえますか、そういった意味合いで、市の方で撤去する事例もございます。それにつきましてはケース・バイ・ケースで判断をし、できるだけそこにごみが投げられないように努力をしまいたいと、このように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 経済部長。

経済部長(山崎範夫) ロケセットの関係でご質問がありましたので、お答えいたします。

これまでかなりの数の公開をして、多くの市民や観光客の皆さんに見ていただきました。今、ご質問にございましたイベントの関係でございますけれども、小樽フィルムコミッションとの共催で、実は8月28日だったと思いますけれども、あの場所でイベントを開催いたしました。これは試験的にとりあえずの開催ということで、今後とも、あそこで恒常的にイベントをやるということではなくて、とりあえず1回目、試験的ということで開催いたしました。ご指摘がありましたとおり、夜間の開催ということで暗いという部分、それから飲食を伴えば、当然すぐ海ですから、危険が伴うという部分もございますので、その辺はじゅうぶん安全の注意をしたつもりでありますけれども、今後とも、そういったときには、当然そういった部分を注意しなければならないと思います。

ただ、ロケセットについては、先ほど答弁しましたとおり、あそこでの設置というのはもうそろそろ難し

くなってきておりますので、その扱いについて早急に結論を出して、先ほどご質問にありましたとおり、どこかへ移転するなり、譲渡するなり、あるいは解体するなりという、そういう判断を早急に行っていきたいなというふうに思っております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大畠議員。

6番(大畠議員) 1点だけ再々質問させていただきます。

今、未活動の町会に対しての取組方の再答弁をいただきました。役所の資料によりますと、上位5団体が大変な成績を上げている数字が載っております。前段でも申しましたように、町会の組織にはいろいろな地域が抱える問題があるのも、私はじゅうぶん承知しております。しかし、上位5団体については断トツの実績を上げておりますので、この団体がどういう方法でやっているのか、集め方をお聞きして、そして一般にも知らせてほしいし、もちろん未加入のところにもいい方法を、実績を上げているところの方法をぜひ参考にして、実施に向けて啓もう活動を続けていただきたいと、そう思います。

議長(中畑恒雄) 大畠議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 3番、大橋一弘議員。

(3番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

3番(大橋一弘議員) 8月28日に全国市民オンブズマン大会が函館で開催され、議会に案内が来ましたので、上野議員、森井議員とともに参加してまいりました。全国から479名が参加しましたが、主に取り上げられましたものは、議会における政務調査費の透明度、役所における議員からの口きき記録報告書、公共事業の談合、入札制度の改革、道警の裏金証言、監査における包括外部監査の事例評価でありました。

包括外部監査についてお聞きしますが、包括外部監査は、外部の政治的、精神的に独立した外部監査人が自治体の監査を行うものであります。平成11年から、地方自治法により人口30万以上の中核市に義務づけられ、実施をされております。また、人口3万6,000人の善通寺市のように、条例により実施している自治体もあります。外部監査制度導入の意義につきましては、監査は外部からのチェックがないと厳正さが確保されづらく、従来の監査委員による内部監査のふじゅうぶんさを正面から認めたところにあると解説されております。外部監査の委託には、最少500万円から東京都の3,000万円まで多額の費用がかかり、当市の財政状況では、早急に導入できるものではないと承知をしております。しかし、焼却場の建設、家庭ごみの有料化、新病院建設と課題を多く抱えており、その事業の適法性、有効性、効率性、経済性を問うことが監査として必要となってくるとき、現在の監査体制で対応できると言い切ることにはできないと思います。

そこで、外部監査の必要性についてどのようにお考えでしょうか。また、将来の外部監査導入調査に取り組む考えがあるか。それと、現在の監査体制の強化についてどう考えるか、お尋ねいたします。

また、外部監査のチェックの中で、議員からの口きき記録制度が取り上げられていますが、自治体によっては議員からの要望等があった場合、要望者の氏名、要望内容、行政の対応等を記録する基準を定めておりますし、43自治体では、議員個人からの口頭での要望等も記録をしております。当市におきましては、記録をとっておりますでしょうか。また、議員からの要望についてどのようにお考えでしょうか。

次に、教育の情報公開に関連してお尋ねします。

小中学校職員会議会議録を情報公開で読む機会を得ました。式典の内容の論議、国旗・国歌への先生たち

の主張を読み取ることもできましたし、各学校の抱えるものを感じることでもでき、長期間PTAにかかわったものとして貴重な体験でした。驚いたのは、記録になっていない会議録も多くあったことです。議題が何であり、どのように話し合いがなされ、結論は何であったか、不明確なものが多く、一般社会での会議記録とは言えないものでありました。教育委員会では、内容の不明確なものがあると認識をされておりますでしょうか。会議録は保管しておけばよいと考えているのか、又は各学校の運営状況を知る資料として活用することも考えているのか、お考えをお伺いします。

さらに、もう少しまとめた会議録であるように指導されるのか。学校独自のものであり、教育委員会の権限外のものと考えているのか、いかがでしょうか。

次に、家庭ごみ有料化に関連してお尋ねします。

家庭ごみ有料化についてはこれから審議されますが、さまざまな新メニューはあっても、予算等の費用対効果の検証がされ続けなければ、他都市の施策の模倣と予算のばらまきに終わってしまいます。生ごみ減量化の取組の中で、従来のコンポスト助成をやめ、段ボール処理方式に改めましたが、コンポスト助成は、件数と総額は幾らで、それによりどのような効果を生みだしてきたとお考えでしょうか。また、今回の段ボール方式は650件、46万4,100円の予算でありましたが、夏を越した今も、どのくらい持続利用されていると判断をされますか。また、利用者の声はいかがでしょうか。

生ごみの発生抑制政策として、市内6万7,600世帯で段ボール方式の普及件数が何件ぐらいになったときに、この方式が生ごみの有効な発生抑制策であるという判断ができるとお考えでしょうか。また、目標数字を幾らとされますでしょうか。

再質問を留保して、質問を終えます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、監査の在り方について何点かご質問がありました。まず、外部監査の必要性についてでありますけれども、包括外部監査の制度としては、政令指定都市及び中核市のような大規模な都市において、監査委員による監査機能を補完するものとして義務づけられており、その他の都市においては規模がさまざまであり、また、求められている監査機能も必ずしも一様でないことから、選択制をとっているものであります。市といたしましては、同程度の規模の都市において包括外部監査制度の導入例がないことや、制度を導入した場合の費用対効果を考慮しますと、現段階では外部監査制度を導入する状況にはないと考えております。なお、将来的な外部監査制度の導入につきましては、今後、他の自治体での取組の実績が積み重ねられると思いますので、これらも参考に研究の上、判断してまいりたいと考えております。

また、現在の監査体制の強化であります。他都市の状況なども参考にしながら、監査委員とも協議してまいりたいと思います。

次に、議員からの要望等の記録であります。今まで特に基準等を定めて指示はしておりませんので、統一したものはありませんが、各課においては、議員や市民からの要望も含めた中で、経過として文書に記載されているものがございます。

また、議員からの要望についてどう考えるかということですが、議員の皆さんは市民の負託を受けて議員活動を行っておられますので、その要望等については、市民要望と同様に、対応可能なものは迅速に対応すべきものと考えております。

次に、生ごみの発生抑制についてのお尋ねでありますけれども、初めにコンポスト助成件数と助成金額がありますが、平成4年度から平成12年度までの9年間で、助成件数は3,471件、助成金額は830万4,000円であり、助成による効果については、ごみの減量やたい肥としての利用のほか、市民がごみ問題に関心を持つきっかけになったものと考えております。

次に、段ボール方式の生ごみたい肥化や利用者の声ですが、平成15年度の利用者の調査結果によると、約7割の方々が、ごみ減量に効果があり、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えているということでした。また、完成したたい肥の利用ができない方々からは、たい肥の引取りを希望する意見もあり、これについては市がたい肥を引き取り、公園や市民体験農園などでの利用の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、段ボール方式の普及件数の目標ですが、この事業は生ごみの減量化と市民意識の向上のために昨年度から始めたものであり、実施してから日も浅いことから、現時点で今後の推移を見定めることは難しいものと考えております。しかし、段ボールによるたい肥化は生ごみの有効な発生抑制策になると考えており、今後とも取組を希望する方々の増加が見込まれることから、平成17年度以降も継続して、より多くの基材を配布してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

職員会議録についてですが、職員会議は従前学校に属するものとの扱いで、教育委員会としての関与はありませんでしたが、2年前の学校教育法施行規則の改正に基づき、小樽市学校管理規則において職員会議を置くこととし、校長が主宰するものとなりました。職員会議録は法令に基づく表簿ではありませんが、小樽市情報公開条例に基づいた学校文書として定めておりますので、表簿としての性格を有しております。児童・生徒の指導内容、成績などを除いて公開されるということもごさいます。したがって、職員会議の議事など、経過がわかるものが望ましいと考えており、現在、校長会に会議録の記載内容、あるいはその指導の在り方について話をしており、欠席者への回覧、押印などについて説明をしている段階にごさいます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 3番、大橋一弘議員。

3番(大橋一弘議員) 外部監査制度につきましては、私も小樽の中で導入できる状況ではないということとはよく知っております。ただ、外部監査の特色は、市の監査をさらに全部監査するというのではなくて、一つのテーマを決めて、それを深く掘り下げていくところにあります。つまり、多いのは、やはりその市における病院の経営状況、それからごみ焼却場のような大きなプロジェクトが行われるとき、その状況について非常に深い、鋭い監査をしております。これは監査人が弁護士ですとか、それから公認会計士、そういう方々に委託しているという部分も多いかと思えます。私が小樽の監査体制の中で要求していきたいのは、そういうような形で、よその都市の外部監査が何をポイントにしているかということの研究し、それによって、これからの小樽の事業展開の中で本当にきちんと市民に説明できるように、それから無駄な予算の使い方に

ならないような監査をしていく体制をつくっていただきたい、そういうことであります。

それから、職員会議議事録につきましては、これは本当に様式が全く定まっていなくて、ノートにほんの数行ずつ書いて、しかも毎回記録者が違うという学校もありますし、それから何月何日に開かれたり、非常に学校の開催日数が多くて、1週間に1回ぐらい職員会議を開いた時期があって、ところが開いた日数は書いていますけれども、そこで何のために開いたのかさっぱりわからない、そういうようなものがあります。誤解していただいても困るのですが、教育委員会が過度に学校に介入しろということを言っているわけではありません。ただ、職員会議議事録というものが定められている以上、やはり一定の基準があるべきだと、そういうふうを考えております。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 今の外部監査制度の趣旨、大橋議員の言われたとおりだと思いますので、今後じゅうぶん研究して、情報公開の時代ですから、透明な行政という観点からも、ぜひこれは実現すべき問題だなどというふうには思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（石田昌敏） 職員会議は校長が主宰するものでありまして、校長は最終的な判断について発言することになっております。記録は一般的に教頭がすることとしておりまして、教頭はその書いたものを校長に見てもらい、欠席者などに回覧し、そしてそのことで欠席者に押印を求めて、それで会議録の整理ということにしております。従来まで教育委員会は、施行規則の改正などありませんでしたので、全く会議録に関与しておりませんが、今回のいわゆる表簿としての扱いという性格を強めるために、改めての指導をしている段階でございます。

議長（中畑恒雄） 大橋議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 1番、山田雅敏議員。

（1番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

1番（山田雅敏議員） 第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

一般質問も7人目となりますと、重複する部分があると思いますが、通告どおり質問をさせていただきます。

まず初めに、市財政の今後の方向性についてであります。「もったいない」という言葉がありますが、今、民間企業では従業員のリストラや資産の売却など、経営の効率化と称し、今までにないスピードで、究極とっていいほどに企業改革が進んでいます。一方、本市においても、少ない投資で最大限の投資効果を期待する民間企業のように、財政健全化を含めた効率化のため、各部の統合、各課のグループ化など、職員の効率的配置や職員給与の縮減、諸収入の減少に伴い市有財産の売却などを行うなど、本市の台所事情の危機を反映して最大限の縮減に努められていることは承知をいたしております。

そこで、まず初めに、原則3年間採用を凍結していた一般事務職を来年度は募集するとのことですが、採用人数、基準、応募者数及び傾向についてお聞かせください。

次に、職員の配置と活用についてお伺いいたします。有能な職員の発掘とあわせて、新規中途登用や配置転換等、市長は今後人事をどのような考えをもって進めていくのか、お伺いいたします。あわせて市長は行政事務を含め、民間委託を推し進めるとの考えを標ぼうしています。そこで、昨年からの業務管理等を含む民間委託化の状況と推進本部の職員との関係について、増減を含め基本のご所見をお聞かせください。

次に、一つの窓口で多種多様な手続を済ませることができるワンストップ行政と言われてから久しいですが、現状と課題、市の実績についてお聞かせください。

この項最後になりますが、税外収入についてお尋ねいたします。この4月に財政健全化担当の職員を配置し、税外収入の収納対策を進めていると聞いておりますが、その取組内容と効果についてお聞かせください。また、平成15年度決算での主な項目における収納率についてもお聞かせください。

次に、社会教育施設は多くの市民に知識や夢や好奇心を与えてくれる施設であると思います。しかし、現下、各施設の利用状況を見ると、開設当時の活気のある状況をつくり出している施設は数少なく、原因は開設当時の時代背景と現在のニーズの多様化に一因はあると考えます。しかし、現状そうとばかり言っていただけられません。対策を講じることが肝心だと思います。今、話題の旭川市の動物園の例を出すまでもなく、まずは利用者・使用者の視点に立ち返り、施設の再点検から始めてみてはいかがでしょうか。

そこでお聞きします。現下、主要施設の利用状況を分析して、改善をしなければならない施設はどこですか。あわせて、今後の改善策についてお聞かせください。

関連して、小樽市立図書館についてお尋ねいたします。若者の活字離れを防ぐために読書促進計画が策定され、地域文化の活性化のため、多数の人々に利用可能な施策をされているとお聞きしています。一般図書、児童図書の整備をはじめ新聞マイクロフィルム化事業、ネット検索、移動ブース、移動図書館などの事業が実施され、図書館の電算化は16年度で完了予定、図書館業務OA化の推進は、16年から18年にかけて整備運営を行うとお聞きしております。

そこでお尋ねしますが、小樽市立図書館には蔵書24万冊が所蔵されていると伺っております。しかし、過去21年間に、2万8,000冊の大切な本が行方不明になっているともお伺いしております。現状と対策についてお考えをお聞かせください。

また、4月からの業務電算化、利用者カードは、利用者にとってどんな効果や利点をもたらしているのか、利用者数、貸出し冊数の増減、費用対効果を含め、お聞かせください。

次に、市民に、より親しんでいただくという意味で、現在貸貸中の石山中学校跡の跡利用に関して、一言申し上げたいと思います。

先般、美術館開設25周年の祝賀会があり、話題になったことですが、美術館が手狭になっており、所蔵・収集した作品を広く市民に展示されていないという話を聞きました。そこで、元石山中学校跡を美術館にしたいかがでしょうか。円形建物は北海道では3棟しか残っていない珍しい建物とも聞いております。また、駐車場も広くとれ、市民が利用しやすいと思います。建物を残す意味と手狭になった美術館への活用をあわせて、ご所見をお伺いいたします。

関連して、交通記念館の目玉として新幹線の誘致はいかがでしょうか。新幹線といっても、1964年開業した初代新幹線「0系」のことです。本来ならば平成18年度で退役するとのことでしたが、最終運行予定が平成19年、20年に延長され、現在1編成6両からなる、わずか12編成のみ残っていると聞いています。愛好者や40年にわたる歴史からも、中高年層から歓迎されると思います。まだまだ先のことですが、可能性

を含め、ご所見をお聞かせください。

次に、小樽公園の再整備に関して伺います。今、こどもの国の存続を含め、小樽公園の再整備が検討されています。市民懇談会も4回を終え、来年度には基本計画を策定すると聞いております。ぜひ、いいの場と思いついた活用策を打ち出していきたいと思います。当公園は現在、市民会館、体育館、弓道場、野球場、公会堂、ミニ遊園地と小動物園で構成されています。これらの今後の整備の在り方と議論の方向性について決まっていることがあれば、あわせてお聞かせください。

次に、快適な環境づくり実践促進連絡会議が花いっぱい運動の一環で行ったフラワーストリート事業についてお聞きします。稲穂、色内地区を通る日銀通りにペチュニアの花約1,500株を植栽され、まち並みによりいっそうの親しみを感じることができました。さて、この事業の評価はどのようなものでしたか、お聞かせください。

また、この活動と事業内容が違うのか、地域の取り組み方が違うのか、活動の様子や情報があまり聞こえてこないのが残念です。そこでお聞きしますが、この連絡会議の参加団体と活動について、わかる範囲でお聞かせください。あわせて、当連絡会議の今後の施策についてお聞かせください。

関連して、歩道植樹帯の樹木の欠如について伺います。冬期間の除雪を行う際に、雪山の下になった歩道上植樹帯樹木は位置がわからず、雪と一緒に処理されてしまったのでしょうか。ところどころ樹木が抜けた街路に違和感を覚えます。先般の台風の被害で倒れた樹木もあると聞いています。住民の歩道植樹帯利用状況とあわせ、今後の対策についてお聞かせください。

次に、港湾施設の中に不法占拠している自動車等と施設について伺います。近年、外国船舶の中古車輸出で問題が発生しています。集めたが、そのまま投棄された車、部品がまだ多く港に見受けられます。これらについては経済産業省、環境省でも大きく取り上げられ、来年1月から、自動車リサイクル法施行にあわせ、地方自治体の不法投棄対策の経費を80パーセント補助する財政支援を決めたと聞いております。港湾施設に不法投棄されている車両の撤去と今後の対策をお聞かせください。また、不法投棄場所により担当部署が違うと聞いておりますが、今後の対応について伺います。

次に、中央ふ頭にある外航船待合所は、ソーラス条約が施行された後、くまなくフェンスが張られ、人が気軽に近づけないようになりました。そのため、使用がほとんどされなくなったと聞いております。今後の対応策と活用について伺います。

次に、ごみの有料化に関連して、家庭の生ごみのリサイクル推進について伺います。これらに関する法律は食品リサイクル法です。この食品リサイクル法成立に当たっては、家庭の努力を求める国会決議がついたことは皆様ご承知のことと思います。市民も努力をするが、行政の指導力が結果を左右する分野と思います。生ごみ対策として数年前に行ったコンポストの助成金制度、段ボール式生ごみたい肥化容器モニター制度などは、昨年、今年と、より多くの市民にとって記憶に新しいことと思います。

そこでお聞きしますが、来年も今年同様の施策をされるのでしょうか。また、市民ニーズは何を求めているのでしょうか。家庭系ごみの適正な処理について、よりいっそうの拡大策はないものかも、あわせてお聞かせください。

次に、長野県の白骨温泉の偽装表示は記憶に新しく、道内では釧路管内川湯温泉、登別温泉、函館湯の川温泉などで本物宣言が出され、同じような動きが各地であると聞いております。また、このような動きに連動して、群馬県伊香保町では、今年度中にも、罰則付温泉基準が条例化されるとも聞いております。関連し

て本市議会第2回定例会では、日帰り入湯税の問題が取り上げられ、14施設年間94万人が利用され、導入の是非についても関心の高さが示されています。また、博物館では「小樽の銭湯いまむかし展」が開催され、釧路や札幌の銭湯100年の記念式典が行われ、今まさに話題になっています。

ちなみに、小樽の銭湯の3分の1が温泉と聞いております。このことを踏まえ、温泉法では、利用者への主要温泉の情報提供を第3章第14条でうたっています。そこで、市内の温泉施設状況をお聞かせください。ちなみに公正取引委員会では加水や加温、循環ろ過式で、源泉そのものに手を加えて天然温泉のみと表示することを、景品表示法では不適切と判断しています。しかし、温泉法では、浴槽内の湯については表示方法を義務づけてはならず、施設側の自主判断に任されているのが実情であります。今回の一連の事件を契機に、ますます情報公開の必要性を求める流れは強まると思います。今後の本市の取り組み方若しくはかかわり方についてお聞かせください。

次に、食教育についてであります。今年が国連が定めた国際コメ年です。稲は1粒の種もみから2,000、3,000粒ものお米が実ります。非常に生産性の高い食物であることはご承知のとおりです。お米は栄養価が高く、栄養バランスもよい上、保存性にもすぐれています。200年以上前に、アダム・スミスが「国富論」で、最も理想的な作物と絶賛しています。1976年以降の米飯給食を受けた第2、第3世代の子どもたちも、ほぼ全人口の7割を超すほどとなりました。学校給食がその後の食生活に大きな影響を与えることは心理的にも指摘され、明らかになっています。ある県の調査では、朝ご飯を食べてこない生徒の学力テストの点数や実技の実習、心の問題では、相手を思いやる心、我慢できるといった点で大きな差があることがわかりました。また、いじめやキレルといった問題と食生活は密接な関係にあるという結果が発表されています。ある町では朝ご飯を食べるようにと、「朝ご飯条例」を本年の4月から施行したまちもあり、またある町では、3歳以上15歳未満の児童・生徒の食生活アンケートが実施され、活用されているとも聞いております。

そこで、本市の食教育の取り組み方についてお聞きいたします。各地で行われている改善策として、学校給食をだれにでも提供、給食のレシピを一般向けに公開、食育かるた、災害時の給食体験、フードマイレージ検証、ホームページの作成、学校給食改善研究の指定を受けたことがある倶知安小学校との交流など、さまざまあると思います。このように、食事の問題と教育の問題は密接な関係にあると指摘されています。本市の取り組み状況についてお聞かせください。

関連して、学校基本調査速報が本年も出され、現下、調査結果の概況が細部にわたって整理されています。速報値の不登校欄についての調査結果を見て、教育長はどう感じられていますか、お聞かせください。

あわせて、フリースクールの必要性及び認識についてもお聞かせください。

次に、地籍調査についてお聞きいたします。全国の登記所に備えつけられている地図の半数は、明治の地租改正時に住民が測量した公図を使用しております。昭和51年から、国土調査法に基づいて地籍調査が始まっていますが、現在、調査の本格化を前に、新制度が法務省で検討されています。負担が重い訴訟にかえ、新しい境界確定制度を検討中で、各地の土地家屋調査士会でも、相談会や調停の場を新しく設ける動きがあります。

そこでお聞きいたします。本市は都市計画の未熟な明治時代から市街地が形成されたために、現下、家屋、道路の境界など、数センチをめぐってトラブルを招くケースが見受けられます。この解決策について、本市のかかわり方についてお聞かせください。

次に、地籍調査の進ちょく率は、北海道や小樽市では現在どの程度でしょうか。また、土地区画整理事業

や民間での開発行為は、国土調査法第19条第5項と同様のものとして指定されるのか、あわせてお聞かせください。

最後になりますが、地籍調査は膨大な時間と費用がかかるとお聞きいたしております。現在、国において、地籍調査のため、基礎的調査を実施する都市再生街区基礎調査が実施されているとお聞きしていますが、その調査内容と本市の果たす役割についてお聞かせください。また、地籍調査の今後の取組と、国や道及び市町村の費用の負担割合はどの程度なのか、お聞かせください。

以上、再質問はいたしませんので、市長及び教育長の明快なご答弁を期待いたしまして、一般質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 山田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、市財政の今後の方向性についてでありますけれども、まず職員の採用であります。事務職につきましては2か年採用を見送ってまいりましたが、30歳以下の職員数が極端に少ないことから、将来的な職員構成に配慮して採用を決定しました。応募数につきましては、今回、年限を2歳引き上げた大学と短大及び高校の卒業資格3区分の総数で558名となっており、平成13年度に実施した際の応募総数604名を下回る結果となっております。採用者数につきましては、財政事情を勘案し、必要最小限度の採用ということで、現時点では若干名ということでご理解願いたいと思います。

次に、人材確保に関連しての今後の人事の考え方でありますけれども、今後の行財政運営については、民間でできることは民間にということ、また、市民との協働の観点から、積極的に市民ボランティアの活用を図ることで考えており、市の組織についてもなおいっそうスリム化し、効率的な職員配置をしたいと考えております。

また、職員においては、財政状況を念頭に置いたコスト意識と市民との対話能力、いわゆる対人能力が不可欠でありますし、何よりもすべてが右肩下がりの状況下にありますので、前例踏襲的な発想は許されないものと考えております。

また、地方分権の進展で地域間競争の激化が予想され、職員の資質が問われる時代となりますので、人事面においても有能な人材確保や人材育成を基本とし、職員の意欲や能力に応じた配置と処遇が必要になるものと考えております。

なお、民間企業などの経験者の中途採用でございますが、平成14年度に離職による社会人枠ということで、4名採用しておりますが、今後も業務の専門性や特殊性などを勘案して、民間企業の経験者や有識者などの能力活用が必要な場合には採用してまいりたいと考えております。

次に、民間委託であります。昨年度は、港湾の引き船業務等の委託により12人、総合体育館の管理業務の委託により2人の職員数を削減いたしました。また、本年度においては、さくら学園への指定管理者の導入により、9人の職員数を削減したところであります。また、現在、小樽病院の給食業務について、新年度からの民間委託実施を検討しておりますが、これが実施されれば、16人の職員数が削減されることとなります。今後とも、「民間でできるものは民間で」を基本として、費用対効果をじゅうぶんに考慮し、民間委託を

進めてまいりたいと考えております。

次に、ワンストップ行政サービスでありますけれども、平成14年10月からの総合サービスセンター、銭函・塩谷の各サービスセンターにおいて、所得証明書交付や児童手当申請受付などの事務を実施しております。平成14年度は九つの事務で694件、平成15年度には11の事務に拡大をし、9,052件を取り扱っており、これらの事務の実施においては、特段の支障もなく、市民サービスの向上につながっているものと思われれます。また、取扱いが延期となっている事務については、専門的知識や判断等を要することから、取扱いが可能かどうか、現在、最終的な詰めを行っているところであり、早急に結論を出してまいりたいと考えております。

次に、税外収入の確保でありますけれども、税外収入の確保は、財政健全化を推進していく上で大きな課題であることから、本年4月に新設した財政健全化担当を中心に、その取組を進めております。取組内容としましては、全庁的に未収金の状況を詳細に把握し、それぞれの収入ごとに課題を整理、分析して、収納体制や収納方法、法的整理の手法などを、税の担当者も交えて検討し、収入率の目標設定と具体的な対策を定め、7月に担当各部へ実行を指示したところであります。また、効果につきましては、まだ取り組んで間もないことから、数値的にはお示しできませんが、各部の実績を四半期ごとに報告させ、点検、評価することとし、着実に成果を上げてまいりたいと考えております。

なお、主な項目の平成15年度の収入率でありますけれども、一般会計では分担金及び負担金が79.9パーセント、使用料及び手数料が98.4パーセント、財産収入が95.1パーセント、特別会計では国民健康保険料が78.0パーセント、介護保険料が97.1パーセントとなっております。

次に、石山中学校の跡利用でございますけれども、この跡利用につきましては、この間、庁内に設置しております跡利用検討会議や地域関係者や社会教育関係団体との懇談を通じて、さまざまな観点で、その利用方法を模索してまいりました。地域関係者からは、地形的に市民の集まる場所として適さないことや、近くにコミュニティ施設があることから、跡利用は難しいのではないかと意見が出されておりましたし、文化団体からも具体的活用への意見は出されておりました。

一方、跡利用検討会議においては、社会教育施設、特に資料、収蔵品などの保管場所としての活用も検討してまいりましたが、結論には至っておりません。市といたしましては、現在、貸付けをしております北海道ガスへの期間が終了する平成17年末をめどに、道内でも数少ない円形構造という建物の特色も踏まえて、さまざまな角度から、利用方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽公園再整備でありますけれども、小樽公園は明治30年の開設以来、市民の憩いの場として親しまれている公園であります。長い歴史の中で整備されてきた施設の老朽化やバリアフリー対応の遅れなどから、市民の皆さんからいろいろな要望や課題が提起されているところであります。これらの問題を解決し、小樽公園の再整備に向けた計画を策定するため、本年5月から、一般公募11名、各種団体11名の計22名からなる懇談会を、現在までに4回開催してきたところであります。その議論内容としましては、市民会館、体育館、野球場など移設のできない施設を除き、施設・緑化整備、交通関連及び「こどもの国の今後の在り方」を中心に議論を進めているところであります。今後は、年度内に懇談会の意見を集約し、来年度の基本計画策定に生かしてまいりたいと考えております。

次に、フラワーストリート事業でありますけれども、この事業は、総連合町会や観光協会など、市内の64団体で構成されている快適な環境づくり実践促進連絡会議が、花いっぱい運動の一環として平成4年度から始めたものであり、今年度は6月に、市内の観光スポットの一つでもある日銀金融資料館前の通りにベチュ

ニアの花約1,500株を植えたところであります。さらに「花いっぱいコンクール」を開催し、この運動が地域へ広がっていくことを目指しておりますが、これらの事業によって道行く市民や観光客に安らぎを与えるとともに、市民生活に潤いを与え、花を愛する心がはぐくまれているものと考えております。今後は、さらに連絡会議の構成団体への働きかけを強めるとともに、市民へのPRにも努めていきたいと考えております。

次に、歩道の植樹ますでありますけれども、植樹ますは道路交通環境や沿道における良好な生活環境の確保を目的に、街路樹の植栽や花壇として設置しております。植栽後の樹木は強風や積雪、病虫害の影響などで撤去する場合がありますが、植栽されていないますを地元町内会等の地域住民の皆さんで花壇として利用されている例もあるなど、今後も、市民の皆さんと協働で道路環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾における車両の不法投棄であります。ロシアへの輸出のため持ち込まれる中古自動車や部品のうち、一部が船に積み込まれずに岸壁等に放置される場合が多々あり、これまで効果的な解決の手だてがなく、対応に苦慮してまいりました。その後、本年7月からソーラス条約に基づく港湾保安対策が実施され、外国船が停泊する岸壁での人や車両の出入り管理を厳密に行うことにより、放置車両は大幅に減少してきております。また、これら不法に放置された車両につきましては、早急に所有者を調査・確認し、速やかに撤去するよう対処しているところであります。今後につきましては、岸壁への出入り管理並びにふ頭内パトロール等をさらに徹底するなど、不法な車両投棄が行われぬよう未然防止に努めてまいりたいと考えております。

また、不法投棄車両に対する各部の連携など全庁的な対応であります。現在、不法投棄についての情報交換や、不法投棄の防止策などについて検討するため、港湾部や建設部、経済部、環境部などで構成する庁内検討会議を設置しております。今後、この検討会議を通して、不法投棄車両についても情報の共有に努めるとともに、警察など関係機関との連携を強めてまいりたいと考えております。

次に、中央ふ頭基部の外航船客待合所の有効活用であります。この施設は平成7年の日口定期フェリー航路の開設時に、税関などCIQ機関の検査室、外国船客の待合所及び外国船員の休憩所として開設され、現在は、外国船客対象のインフォメーションセンターも併設した施設となっております。その後、ソーラス条約施行に伴うフェンスの設置のことだけでなく、小樽港を取り巻くさまざまな情勢の変化に伴い、施設利用者は減少傾向にあります。市といたしましても、施設の利用増加について検討してまいりましたが、このほど、本年春から定期的にロシア客船が入港しており、毎回乗客も相当数おりますことから、一時使用を中止していたCIQ検査室を再び使用することとなりました。このため、ソーラスフェンスに新たにゲートを設け、直接岸壁から船客待合所に入れるよう改修することとし、9月中旬に工事に着手する予定となっております。このことにより、ロシア人船客等がこの施設で入国手続を行うこととなり、船客待合所の利用の増進につながるものと考えております。

次に、段ボール箱による生ごみたい肥化基材の配布であります。平成16年度においては、300個の募集に対し、650個の応募があり、市民のごみ減量化やリサイクルの推進についての意識を大切にしなければならないものと考え、応募したすべての方に配布をしたところであります。また、平成17年度以降においても、継続してより多くの基材を配布したいと考えております。

次に、生ごみリサイクルの市民ニーズであります。このたびの家庭ごみ減量化・有料化についての市民懇談会においても、多くの方々から家庭でできる生ごみたい肥化の方法をもっとPRしてほしいとの声も聞

かれましたので、今後、広報おたるや出前講座などでPRに努めてまいりたいと考えております。

さらに、生ごみリサイクルの拡大策についてであります。この問題は課題も多くありますので、引き続き、生ごみリサイクルを実施している自治体の状況などを調査してまいりたいと考えております。

次に、温泉の情報提供であります。温泉法では、温泉提供者は、利用者が安全かつ有効に利用できるよう環境省令で定める使用温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意等を施設内の見やすい場所に掲示しなければならないこととなっております。小樽市の状況につきましては、保健所では9月2日、3日の2日間、温泉利用許可施設27か所を対象に調査を実施し、全施設が温泉を使用していることを確認するとともに、温泉法による掲示についても、必要事項の掲示がされているかを確認し、不備な点については指導したところであります。なお、温泉法で義務づけられている掲示は、源泉における含有温泉成分や飲用・浴用の別、禁忌症等に関する情報の掲示であり、浴槽水での成分掲示や加温、加水、天然等の語句使用の適否については定めておりません。

次に、地籍調査についてでありますけれども、本市における境界問題の解決策であります。公共用地と民地については境界確認申請書が提出され、登記図等により総合的に判断し、回答を行っているところであります。一方、境界線について相違が見られた場合は、双方による現地立会いを行い、調整を図っているところであります。民地界については土地家屋調査士会が調査を行い、隣接者との承諾が得られれば確定となりますが、境界線の相違が見られた場合は、現行では民事裁判となります。現在、このような問題が発生し、審理期間が長く、費用もかかることから、法務省では2005年の通常国会に、土地家屋調査士会や弁護士、法務局職員など専門知識を持つ第三者で構成する「(仮称)境界確定委員会」を設置し、裁判外境界紛争解決制度を検討していると聞いております。

次に、地籍調査の進捗率と国土調査法第19条第5項の指定についてであります。地籍調査の進捗率は、平成15年3月31日現在で、北海道では70.7パーセントですが、小樽市は地籍調査は未着手であります。国土調査法第19条第5項としての指定についてですが、土地区画整理事業と開発行為については、知事経由で国土交通大臣へ申請を行うことにより指定されることになっております。

次に、本市における地籍調査の予定であります。国において地籍整備の推進を図ることを目的として、地籍調査のための基礎的調査を実施する「都市再生街区基本調査」を、本市においても、平成17年度、18年度に実施することが内定しております。調査内容についてであります。現況測量図と公図との重ね図を作成し、これをデータベース化するため、資料収集や街区基準点の整備等の作業を行う予定となっております。また、本市の取組であります。国が実施する地籍調査素図の作成後、一筆ごとの地籍調査を行うこととなり、負担割合は国が2分の1、道・市が4分の1の負担となります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(石田昌敏) 山田議員のご質問にお答えします。

まず、社会教育施設についてであります。施設数は図書館、博物館など9施設あり、利用状況は、少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化などの要因により、各施設でさまざまですが、今年度の各施設の事業の概要を申し上げます。博物館では「銭湯の歴史」、文学館では「古本屋物語」、美術館では「戦後の展開期」、青少年科学技術館では「紙の実験」など、それぞれの施設の特性を生かした特別展や、市民ニーズに対応した講座や体験メニューなどを開催しており、また、図書館においては電算化の導入により、スムーズな対応

やりアルタイムで道内他都市の図書情報を得ることができるなど、利便性の向上を図っております。このことにより、市民の方々がより多く利用しやすい施設となるよう創意工夫を図っているところでありますが、今後に向けましてもPR活動を積極的に行い、魅力ある施設づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、図書館についてですが、まず蔵書数については、現在進めております図書館の電算化に伴い、より精度な調査を実施した結果、不明本の実情がはっきりしたものであります。これまで、蔵書数については購入あるいは寄贈されたものをそのまま蔵書と算入したものであり、その後の蔵書の確認は手作業によるため、相当な時間を費やすなど、日常業務等の関係からも難しい面がありました。不明本の中には図書館蔵書の市民への無償譲渡などによるものも含まれておりますが、今年度完了する電算化などにより、蔵書の把握がきちんとなされることになり、今後いっそう市民ニーズにこたえ、愛着の持たれる図書館づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、電算化についてであります。図書の貸出しについては、これまでの手作業とは違い、待ち時間も短くスムーズに対応できるようになったことや、利用者みずからが図書の検索ができることから、好評を得ております。4月から8月までの利用者数は9万4,689人で、昨年同期と比べ約2,000人増えており、貸し出し冊数も12万3,727冊で、約1万冊と大幅に増加しております。また、これまで進めてきた電算化により、カウンター業務を中心に効率化が図られ、利用者の利便性が高まっております。現在、郷土資料の電算化に向け、引き続き作業を進めておりますが、特に市民などから照会や相談が多く、しかも回答に時間を要する郷土資料や一般資料の検索といった業務に、これまで以上にスピーディにこたえていけるものであり、いっそうの市民サービスの向上が図られるものと考えております。

次に、小樽交通記念館への新幹線の誘致について、たいへん夢のある提案と思います。交通記念館におきましては、今年の7月に、日本銀行から希少価値の高いマニ車を譲り受け、展示いたしました。その話題性から、来館者が昨年に比べ増加したところであります。今後も当館にふさわしい集客効果が期待される展示物等の更新は必要であり、ご提言につきましては、株式会社小樽交通記念館と相談してまいりたいと考えております。

次に、食教育の取組についてであります。児童・生徒に対しましては、給食だよりやイラスト入り献立表を通じて、栄養管理や食材・料理に関する知識の普及と情報の提供を行っているほか、授業の一環として、調理場見学での学校給食に関する理解の促進、給食でのセレクトメニューによる食を楽しむ機会を提供しております。また、保護者へは、給食だよりを通じて学校給食レシピの紹介、健康増進を図るための健全な食生活の指導や、保護者試食会での栄養士による栄養指導を行い、さらに一般市民の方へは「動く市政教室」による調理場見学・試食会での学校給食への理解を深めていただくよう努めてまいりました。学校においては、家庭科や学級活動などにおいて、調和のとれた食事のとり方や栄養バランス、また、健康によい食事やマナーなどについて指導をしております。さらに、総合的な学習の時間において、食の大切さを考える学習に取り組む学校も出てまいりました。今後も、食育につきましては、学校や家庭などと連携を図りながら、いっそうの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校基本調査速報についてですが、調査結果では、平成15年度の全国の不登校児童・生徒数は約12万6,000名であり、前年度に比べ約5,000名程度減少しており、年間30日以上欠席者を調査し始めた平成3年度以降、初めて2年連続の減少となりました。しかし、都道府県別で見ると、前年度より増加している県があるなど、依然として多くの不登校児童・生徒がおり、予断を許さない状況にあり、各学校でのいっそう

の対応・努力が必要と考えております。

最後に、フリースクールについてですが、近年、不登校児童・生徒を受け入れる小規模の民間教育施設があると承知していますが、このタイプの学校は、1960年代後半、アメリカで生まれた公立学校の「かわり」、「選択可能」などの意味を持つオルタナティブスクールを出発点としております。一般に個性的な芸術教育や障害児教育への対応をしており、公立学校とは性格を異にしております。現在、文部科学省は研究開発学校として、「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」に取り組む学校を9校指定しておりますが、この中でフリースクールの実践について検討・研究がされていると承知しております。

議長（中畑恒雄） 山田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

4番（上野正之議員） 初めに、財政健全化についてお伺いいたします。

16年度がスタートして、早くも半年になろうとしております。15年度の決算を含めて、本年度もたいへん苦しい状況だと思いますが、いかがでしょうか。新聞報道では、小手先の対応はもう限界だという厳しい記事が書かれておりました。市長の見解をお聞かせください。

また、近々、新小樽病院建設計画の見直しを行うこととお聞きしておりますが、病院建設計画は将来小樽の財政健全化においてたいへん重要なことだと思います。市長としてどのような見直しを考えているのか、お聞かせください。

次に、札幌圏都市計画特別用途地区の変更についてお伺いいたします。今回、石狩湾新港地域の銭函4丁目が、現在の特別業務地区26ヘクタールと今回の用途地区の変更による特別業務地区95ヘクタール、合計121ヘクタールという、小樽に残された広大な土地でございます。この土地を活用して大規模な複合商業施設の構想が企画されておりますが、用途を規制できる小樽市は、条例で新たにつくる建物は500平方メートルまでとする規制案を打ち出し、構想に待ったをかけております。このことは、小樽市の将来構想に向けてたいへん重要なことだと思います。なぜかと申せば、この土地は唯一札幌圏にある小樽の土地です。小樽も将来は札幌市の一部になるのではないかとちまたでささやかれております。私も昨年の一般質問で、この地域に風力発電を含めたエネルギー基地構想のことについて触れさせていただきました。9月3日の小樽市都市計画審議会では協議した小樽市決定の変更内容については、改定された土地利用計画において当該地区の立地インセンティブを高め、企業誘致を誘発するため、プロジェクトや生産・物流・利便施設を誘導し、複合的な土地利用を図る地区として、銭函4丁目の一団の未分譲地が大規模複合ゾーンに位置づけられています。位置づけがされ、区域の用途地域が工業専用地域から準工業地域へ変更することにあわせて、市決定の特別業務地区を拡大し、住宅や福祉施設などの建築物を規制しますとなっております。

そこで、市長にお尋ねいたします。道が賛成している大規模な複合商業施設の構想に対し、小樽市は反対の意向ですが、その理由は。

次に、反対であるならば、この土地を今後どのように活用する計画があるのか、お示しください。将来に悔いが残らない計画を示すことが大事であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、小樽市東京事務所のことについてお尋ねいたします。東京事務所規則は昭和34年8月に制定されたたいへん歴史のある事務所です。所管事務としては行政関係情報及び資料の収集、企業誘致及び観光宣伝の

ための情報及び資料の収集、物産の販路拡大、地場産業の受注機会の拡大及び港湾の周知宣伝のための情報及び資料の収集、中央諸官庁及び関係諸団体との連絡等の業務が掲げられております。先般、千歳市で東京事務所の廃止が決定されました。開設当初や小樽市が成長期の東京事務所のとときと比べ、業務内容はインターネット等の発達でかなり変化していると思います。過去に何度か東京事務所の縮小があったとお聞きしておりますが、いま一度、東京事務所の廃止を含めて市長のお考えをお聞かせください。

最後に、サンモール一番街の小樽開発ビルの別館が8月中旬に3度目の空き店舗になりました。おかげさまで、同じ商店街の屋台村はたいへんにぎわっておりますが、丸井今井小樽店も含めて、小樽市といたしましても早急に対策を考えなければならないと思います。また、駅前の国際ホテルの売却についての現状もあわせてお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 上野議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政状況に対する見解でありますけれども、平成15年度予算は、厳しい収支見込みを踏まえ、事業事業の見直しをいっそう進めるとともに、経常経費に枠配分性を導入するなど、徹底した経費削減に取り組んだ結果、一般会計で対前年度比1.4パーセント減の緊縮予算を編成しましたが、市税の減収や財源調整のための基金が底をつく状況で、企業会計から8億円の長期借入れという財源対策を講じなければならない厳しいものとなりました。そのため、予算執行に当たっては、着実な事業成果を上げるとともに、徹底した経費の節減と事務の効率化に、全庁を挙げて取り組んだところであります。その結果、一般会計では、実質収支で約4,457万円の黒字となりましたが、前年度の繰越金や財源対策を考慮した実質的な単年度収支は約8億2,700万円の赤字であり、たいへん厳しい決算結果と認識しております。平成16年度は当初予算で約19億円もの多額の赤字を抱えており、加えて三位一体の改革の影響や、回復の遅れている本市の経済情勢、全国・全道を上回る少子高齢化など課題が山積しておりますが、15年度決算を踏まえて、決意を新たにして、財政の建て直しに取り組む所存であります。

次に、新市立病院の精査・検討についてでありますけれども、新市立病院の建設は大事業であり、また、財政問題などさまざまな課題があります。そこで、現在、両病院の院長を中心に、規模・機能などの精査・検討を行っております。建設工事費の関係では、延べ床面積や工事単価について、全国の同規模病院の実態を調査するなどして、コストの縮減に向け、検討しております。

また、医療機器につきましては、現在ある機器をできる限り新病院へ移設するなど、開院当初の機器導入費用を減らす方向で、機器選定や購入方法の検討を行うことにしております。

医療情報システムにつきましては、最近ではシステムの価格自体がかなり低下しており、実際の導入まで数年の期間があることから、大幅な縮減が可能と考えられます。このように事業費の縮減に向け、さまざまな角度から検討を進めているところであります。

次に、小樽市の特別用途地区の考え方ですが、本年4月に道が策定した石狩湾新港地域土地利用計画において、銭函4丁目地区が大規模複合ゾーンに位置づけられたことから、当該地区を工業専用地域から

準工業地域へと用途規制を緩和することとしました。一方、モータリゼーションの進展や少子高齢化が進む中、中心市街地におけるにぎわいの創出や商業活動の活性化は、魅力あるまちづくりを進めるに当たって非常に重要な課題となっております。このため、自動車交通に依存した郊外型の大規模商業施設については、中心市街地の衰退に拍車をかけるおそれが極めて高いことから、特別用途地区を指定し、500平方メートルを超える商業施設については規制することとしております。また、立地企業の従業員の利便に供するボウリング場などの娯楽施設については規制を緩和しますが、工業地域としての土地利用に支障を来す一般住宅、福祉医療施設、文教施設については、これまでどおり規制することとしております。

次に、この4丁目地区の活用でありますけれども、この地区は1年間を通じて風力発電に適した風力が観測されており、多くの発電事業者が関心を寄せております。また、小樽市では、石狩湾新港における新エネルギーの供給拠点の形成を図るため、一般高圧ガス保安規則の緩和を求めて新エネルギー特区の提案を行い、新港地域における規制の緩和が認められております。このため、風力発電をはじめとする新エネルギー関連施設の立地も視野に入れながら、北海道が策定した石狩湾新港地域土地利用計画に基づき、さらには地域の特性を生かしてプロジェクトや生産・物流・利便施設の複合的な誘導を図ってまいりたいと考えております。

次に、市の東京事務所であります。設置後、昭和55年に東京連絡事務所から東京事務所に改編をし、正規職員3名、嘱託職員1名の4名体制をとり、各省庁などからの行政情報の収集に当たるほか、企業誘致や観光宣伝、物産の販路拡大などにも精力的に取り組んでまいりました。その後、バブル経済の崩壊やITネットワークの発達など、東京事務所を取り巻く環境も大きく変化してまいりましたし、また、市の行財政健全化の観点からも見直しを行い、徐々に体制を縮小し、今年度は所長1名と臨時職員1名の2名体制で業務を遂行しているところであります。なお、現在、東京事務所で行っている業務を検証し、事務所の在り方についてさらに検討を行っているところであります。

次に、サンモール一番街の再開発ビル別館の空き店舗の問題であります。この別館につきましては、平成3年にファッションビルとして開業、その後平成12年に家具店が入店し、その撤退後、平成15年からは、1階部分を丸井今井の家具売場として活用していましたが、8月に丸井今井本館5階の子ども服売場を閉鎖したため、家具売場を5階に移動したものと聞いております。今後の活用につきましては、所有者であります小樽開発株式会社が丸井今井本店と協議しながら、テナント誘致を進めておりますが、市としても必要な協力をしてまいりたいと考えております。

また、丸井今井小樽店についても、屋台村オープン後の7月下旬から営業時間の延長に取り組むなど、集客の増加に向けて努力をしており、今後、イベントの開催など、商店街との連携を強化していく方針であり、商店街とともに進める事業に対して、市としても支援をしておきたいと考えております。

次に、駅前の国際ホテルの売却の現状でありますけれども、札幌地方裁判所小樽支部で8月6日から行われました特別売却におきまして、栃木県の株式会社小山グランドパレスホテルが買受けの申出を行い、現在、裁判所から売却許可決定を受けております。なお、所有権移転につきましては、9月21日までに裁判所に対し所定の手続をする必要があるとも聞いております。また、市といたしましては、駅前ゾーンの施設でもあることから、諸手続終了確認後、同社から建物の利用方法などについて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

4番（上野正之議員） 短く再質問をします。

錢函4丁目の件でございますけれども、先ほど言ったように、本当にこの札幌市にある小樽の土地でございますので、やはり大きな活用を、これは小樽の将来にかかわる問題がここにあるのではないかと、夢があるのではないかと思います。あの辺には西区、手稲区、東区、北区、石狩と、もう本当に50万も60万も70万も人口を抱えている土地を小樽が持っているので、いろいろな観点から、時間がかかるとは思いますけれども、じゅうにぶんに慎重に、そして小樽の将来によかったという活用をさらに研究していただければありがたいと思います。

もう一点、駅前の国際ホテル、私も情報をいろいろ聞いていますけれども、小山市の例のホテル、いろいろ問題点があるというふう聞いております。21日にどういうふうになるかわかりませんが、やはり小樽の将来を、これもある程度大変なことが起きたら大変でございます。あれをどうするかというのと小樽の駅前の再開発にも影響が及びますので、21日まで見てみななければいけませんので、その後もいろいろ協議して、よりよい方向にいただければありがたいと思います。

お答えは要りません。以上、私の希望だけ申し上げます。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第6号、第27号及び第28号並びに報告第1号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第7号ないし第25号につきましては、同じく議長指名による12名をもって構成する決算特別委員会を設置し、それぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員をご指名いたします。山田雅敏議員、横田久俊議員、上野正之議員、大畠護議員、佐々木茂議員、前田清貴議員、斎藤博行議員、古沢勝則議員、北野義紀議員、見楚谷登志議員、斉藤陽一良議員、佐藤利幸議員。以上であります。

次に、決算特別委員をご指名いたします。大橋一弘議員、大畠護議員、菊地葉子議員、吹田友三郎議員、小前真智子議員、井川浩子議員、佐々木勝利議員、北野義紀議員、松本光世議員、小林栄治議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故のある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第26号、第33号及び第37号は総務常任委員会に、議案第29号ないし第31号、第34号及び第35号は経済常任委員会に、議案第32号及び第36号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願・陳情」を議題といたします。

今定例会に新たに提出されました陳情第50号につきましては、建設常任委員会に付託いたします。

次に、厚生常任委員会において継続審査中の請願第3号につきましては、さきに設置されました予算特別委員会に付託替えいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明9月16日から9月26日まで、11日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時53分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 菊 地 葉 子

議 員 前 田 清 貴

平成16年 第3回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成16年9月27日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大畠護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	石田昌敏	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	仲谷正人
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	兵藤公雄
建設部参事	嶋田和男	港湾部長	山田厚

小樽病院院長 小軽米 文 仁
教育部長 中 塚 茂
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 長 旭 一 夫
財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、若見智代議員、大竹秀文議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第37号及び報告第1号並びに請願、陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、家庭ごみの有料化に関する質疑といたしましては、今定例会において、市は、ごみの収集手数料として1リットル当たり2円を提案しているが、見込まれる収支に照らして、果たして妥当であると言いきれるのかどうか。

本来、この種の金額設定に当たっては、精度の高い予測に基づき経費などを試算した上で、市民にどの程度負担していただくかといった考えに立つべきであり、今後のごみ処理計画や関連施策が説得力を持たなければ、住民の理解を得られるものにならないと思うがどうか。

また、行政改革、財政健全化によって、各種事業の縮小・削減を余儀なくされている現状で、有料化に伴う市民サービスの向上が目的とはいえ、ごみ行政についてのみ拡大の方向というのは、自己矛盾を生み出す結果に陥るのではないか。

地方税法の改正などさまざまな面で市民負担の増加が見込まれる中、有料化によってこれ以上の負担を強いることは、生活への影響があまりにも大きい。有料化をせずに減量に成功した自治体もあることや、全国都市清掃会議が行ったアンケートでは、有料化による減量効果を疑問視する自治体も多くあることから、本市においても、まず市民の協力を得て有料化以外の方法でごみの減量を目指すべきではないのか。

また、家庭ごみ有料化による歳入については、ごみ収集拡大やさまざまなサービスの充実に充てることであるが、残る1億円余りを清掃費で使用するというものの、結果的に清掃費の一般財源を減らし、市財政再建の一部に当て込んでいることも、市民に明確に説明すべきではないのか。

議案の提案に当たり、38回にわたり実施した有料化・減量化についての説明会では、特に参加者からの異論はなかったというが、実際にどの程度の負担額になるといった具体的な説明が不足していたのではないか。参加人数についても現在の本市の人口の1パーセントにも満たず、周知方法には疑問が残るがどうか。今後予定している200回程度の説明会においては、これまでの説明で不足していた部分に対する不満や反対の声が挙がる可能性もあると考えるが、どう対応するのか。

また、指定ごみ袋については、道内他都市の実態を参考に1リットル2円の価格を設定しているが、その根拠は明確ではなく、低所得者に対する減免制度もない。市民生活に配慮して、少しでも価格を低く抑えるべきと思うがどうか。

市は、有料化について市民の理解を得ながら進めてきているというが、その収入の具体的な用途の詳細についてじゅうぶんな説明がなされていない中では、同意を得られたとはとうてい言いがたいのではないのか。

子育てや介護に伴う紙おむつの量は、努力して減らせる性質のものではないことや、し尿処理手数料は減免があることから、ごみ収集においても同様の考えに立ち、一定量の無料配布などを含め、何らかの配慮があつてしかるべきではないのか。

有料化・減量化については、今後、半年間に200回もの説明会を開催し、周知や意見集約を図る考えというが、市職員みずからが意識を高め、模範を示すことによって、市民への啓発に臨む姿勢こそが何より必要ではないのか。真のごみ減量化を達成するためには、明確な将来目標を想定し、道内のみならず道外の事例をも積極的に検証した上で施策を講じていかなければ、所期の目的を達しえないと思うがどうか。

市は、指定ごみ袋の保管と市内250か所の取扱店への搬送について、業者に委託する計画とのことである。取扱店には、手数料徴収に対する委託料を支払うとのことであり、これはバス会社の乗車券などくらべて非常に高率であることから、袋は市役所や各サービスセンターなどに置き、各自でとりに来てもらうようにすべきではないか。あるいは一般商品と同じ流通ルートに乗せられれば、大幅に経費を削減できると思うがどうか。

集団資源回収に参加を希望する団体の関係者から情報提供の要望があり、環境部に市内の資源回収団体数、構成、回収物等について照会したところ、プライバシー保護のためとして団体名が明記されていない資料が渡された。しかしながら、市が発行している集団資源回収の手引きには回収量上位5団体が名入りで掲載されており、矛盾しているのではないか。資源物の回収、リサイクルは、ごみ減量化に向けた大きな課題であり、登録団体を増やすことはもとより、市が回収量の多い団体の手法を研究し、広く周知することこそが必要と思うがどうか。

次に、台風18号にかかわる質問といたしましては、大きな被害が市内で発生したにもかかわらず、週末にかかったため、一部で懸命に仕事を行っている職員の姿は見られたが、災害対策本部は地域防災計画に定められた配置基準どおり機能していたとはとうてい言えず、市民からの問合せに適切な対応ができたのか疑問が残るがどうか。被害の全容を把握するために、計画に定められた調査が遂行されたのかどうか。被害を件数のみでとらえるのではなく、屋根の破損等、切実に生活に困窮している被災者の実態を把握するべきと考えるがどうか。

また、社会福祉協議会の生活福祉資金等について、返済期間、連帯保証といった問題から貸付を受けることができない被災者を救済するためにも、市独自の貸付制度を緊急に立ち上げる必要があるのではないのか。

今後、被災者生活再建支援法が適用されることとなった場合には、被災者に対してこれらの情報提供を迅速に行ってもらいたいと思うがどうか。

本市を襲った台風18号については、災害対策本部の設置が遅きに失したと感じる。たとえ30分、1時間であつても初動態勢の遅れは重大な被害につながるのではないのか。市は、これほどの被害を予測できなかったと言うが、前日までの西日本での被害状況からすれば、市民の生命と財産を守る立場から、じゅうぶんな対策を講じてしかるべきではなかったのか。

被災者からは避難場所であるはずの小学校に受け入れてもらえず、危険な状況の中を別の避難所へ移るよう指示されたと聞かすが、本部との連携不足も甚だしく、避難場所指定の目的を果たしていないのではないのか。

また、町内会館を避難場所としたとのことであるが、市民周知がされていなかった上、食料はおろか毛布1枚すら支給されずに一夜を過ごした被災者もあり、対策本部は避難所の状況を把握していたのか疑問である。被災者が少数であっても、これらの方々にとっては重大な事態であり、手を差し伸べるべきであつたと

思うがどうか。

このたびの市の対応については、じゅうぶん検証、自己評価し、今後の万全な体制への教訓としてもらたいがどうか。

台風18号に備えて市内の小中学校が休校する中、市の保育所は、通常どおり保育を行ったと聞く。銭函保育所については、屋根の一部が損壊し、雨漏りした上、停電にも見舞われたとのことであるが、これはほかの施設に避難すべきほどの事態であり、安全管理上問題だとは言えないか。家庭での保育に欠ける乳幼児は受け入れざるをえないというが、そうであるならば、このような事態に備えた施設、設備にすべきではないのか。

その他の質疑・質問といたしましては、シックスクールの原因となる有害物質は、建築年数の経過した校舎からも基準値を上回る量が検出されることがあると聞くが、原因は何か。市内には、老朽化した校舎が多数あり、さらに普通教室の多くは換気扇が未設置であることから、対応策として教室の窓や扉を開けるといった換気が有害物質を軽減させることに有効というが、果たして冬期間に実行できるのか。市教委には、学校現場で教師自身にシックスクールへの対応に関心を持ってもらうため、じゅうぶんな指導を行うよう要望するがどうか。

図書館では、今年度から始まった電算化によるカウンター業務の効率化や閉館時間の延長、数々の子どもの読書離れ対策事業の効果などで、利用者、貸し出し冊数とも順調に増えている。しかし、その一方で2万8,000冊もの蔵書が返還されることなく行方不明になっていると聞く。市民の貴重な財産の散逸を防ぐため、他市の状況を参考にし、対策を講ずるべきと考えるがどうか。

海水浴場対策委員会に対する貸付金については、ドリームビーチに隣接する銭函3丁目駐車場の収益をもって返済に充てることとなっているが、現状はどうなっているのか。

今年の夏は猛暑となったが、ドリームビーチを訪れる海水浴客数は伸び悩んでおり、市は、順調な返済が見込めない状況をそのまま放置するのか、あるいは欠損処理なども含め検討していく考えなのかどうか。

朝里川温泉の温泉受給施設の使用料については不自然な数値が見受けられるが、メーターの故障によるもので、修理には相当な期間を要した施設があったと聞く。このことは、下水道使用料についても影響するものであり、問題があるのではないか。

条例によりメーターを各受給施設が所有・管理しているのが原因であり、上水道やガス会社などではどう考えられないことである。正当な使用料を徴収するためには、供給する側である市がメーターを所有し、適切に管理しなければならないと思うがどうか。

今年度、市は、機構改革により青少年女性室を男女平等参画課と青少年課に分け、課長職1名の削減を行うとともに勤労青少年ホームに青少年課を移したが、相談窓口部門は従来どおり男女平等参画課内に置いたままである。職員の削減が先にありきの機構改革としか思えないが、このように相談窓口が離れていて、相談者へのじゅうぶんな対応をとることができると考えているのか。そもそも勤労青少年ホームが担う役割と青少年の健全育成とは対象年齢も異なり、統合すること自体に無理があると思うがどうか。

行政改革の一環として、葬祭場業務の外部委託について関連業者の意見を求めたことがあったやに聞く。本市の葬祭場における懇切丁寧な作業は、他に類を見ないと利用者からの評価は非常に高いものがある。委託の是非は別にしても、このようなすぐれた市民サービスを低下させることがないよう、じゅうぶんに留意して検討すべきものと思うがどうか。

現在、市立病院の統合・新築に向け、規模・機能の精査など努力を重ねているところであるが、高等看護学院の今後の在り方をどのようにとらえているのか。

新病院に併設するとなれば相当額の費用を要し、全体の事業費に占める割合も決して少なくはないことから、計画の策定に当たっては民間委託も視野に入れ、将来を見据えた検討に努めるべきと思うがどうか。

市立病院の給食業務については、現在、委託に向け業者選定を行っているとのことであるが、選定基準やスケジュールはどのようになっているのか。

また、委託化により病院会計としては節減効果が期待されるが、給食調理員を職種の変更もなく、そのまま学校給食職場に異動させるのであれば、市全体の行政改革の観点からすれば疑問が残るのではないのか。

小樽病院の給食業務の民間委託については、現在、従事している正職員と臨時職員の処遇はある程度整理されてきているが、嘱託職員についてはどのように考えているのか。この中には、当該業務に精通した職員もおり、現在、絞り込まれている委託業者にとっても有益性が考えられることから、委託先での雇用の可能性を打診したことはないのか。

新年度からの実施であれば、残すところあと半年余りであり、雇用主としての責任といった観点からも、入札等の業者選定に支障を来さない範囲で処遇に配慮しなければならないと思うがどうか。

第3ビルにある国際ホテル跡の競売問題について、市は、まちづくりの重要な課題であり、最大限の支援をしていく考えというが、これまでどのような対策を講じてきたのか。

このほど落札した会社は、現時点においてはホテル経営の実績がないようであり、その実態も明らかになっていない。市は、駅前が年間800万人の観光客が訪れる観光都市小樽のまさに玄関口であるとの視点に立ち、その動向を見守るといった消極的な態度ではなく、再々開発も含めてリーダーシップを発揮し、積極的に関与すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第3号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、議案第1号、第27号、第28号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号、第27号及び第28号は否決、請願第3号は採択の討論をいたします。

議案第1号一般会計補正予算には、家庭ごみの有料化に向けて、それに伴う関連経費が計上されています。

我が党は、ごみの減量に向けては、ごみ減量の意識啓発と徹底した分別収集を市民と行政が力を合わせて行うことによって、ごみの減量の大きな効果を期待できること・全国的には先駆的な事例もあることから、先に有料化ありきの姿勢を厳しく指摘してきました。

今議会の討議の中で、有料化はごみ減量の有効な手段として導入するのではなく、一般会計に占める清掃費を削減することが本来の目的であることが露呈しました。

さらには、市民説明会といえども形ばかり、手数料の用途についての詳しい説明もなく覆い隠したまま、市民全体のわずか0.87パーセントへの説明で市民合意を得たなどとはとうてい言えるものではありません。

予算特別委員会では、与党派からも指定ごみ袋1リットルにつき2円の価格設定への疑義が出され、40リットル80円という価格がどれほど市民への負担感が大きいかが、それら具体的なことが説明されていないとの意見が出されました。果ては、ごみ袋作成を含んだ補正予算には賛成し、手数料条例には反対するなど、与党の一枚看板が崩れる矛盾を露呈しました。

市民1人当たりの平均年間手数料は2,500円。有料化になったら、市民は努力してごみを減らすだろうと考えているのですが、赤ちゃんを育てる家庭、寝たきり老人を介護する家庭で紙おむつの量を減らす努力などできることではありません。

ごみ減量の基本、生産者責任による排出抑制に有効な対策が講じられず、ごみ処理にかかわる費用負担のみが住民と自治体に押しつけられることも問題です。

請願第3号には、最終的に8,632筆の署名が寄せられました。高齢の女性が「ごみを出すのにもお金が取られるのかい。早く死ねってことだね」、署名用紙に名前を書きながらつぶやいた言葉こそが、市民の本意を表しているのではないのでしょうか。有料化導入は、市民に徹底した説明をやり直した後、審議しても遅くはありません。

議案第27号は、使用済自動車の再資源化等に関する法律の改正に伴い、使用済自動車の引取り業者の登録にかかわる手数料等を新たに定めるものです。

この元法は、2002年7月に可決されたものです。不法投棄や野積みになされた使用済自動車の処理は、市町村にとって大きな課題でした。しかし、この法律でも、リサイクル料金はユーザーの負担になるなど、全国市長会が主張した拡大生産者責任が生かされていません。また、解体業を営む場合は許可制となり、施設や設備の関係で対応できなくなる零細解体事業者が事実上排除される可能性も指摘されています。

このリサイクル問題の責任を消費者に転嫁し、製造業者である大企業の責任を免罪する法律のつくり方は大いに問題あります。

以上のことを訴え、討論いたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

私は、特に議案第28号に絞って討論いたします。

議案第28号は、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案です。

ごみの減量化と有料化につきましては、代表質問、一般質問、予算特別委員会、そして厚生常任委員会でも大きな議論になりました。私は、そうした議論経過を踏まえながら、以下の理由から議案に賛成するものです。

まず第1に、ごみの減量化が求められています。そして、資源物の分別による再利用も大切です。それは限りある資源を有効に使い、さらに地球環境を守るために、今後いっそう重要な課題となります。また、新

焼却場の処理能力に対応するためにも、ごみの減量化は重要です。小樽市の「基本的な考え方」で示されたごみの収集量を、21年度には14年度に比べ1万1,200トン、26パーセント削減、資源物回収を850トンから8,100トンへと9.6倍に増やす計画の確実な実行のためには、収集品目や収集回数の拡大など費用がかかる事業の推進が前提となります。

第2に、審議会の答申にもあるように、有料化はごみの減量化への有効な方策の一つであります。有料化は市民の皆さんに負担をお願いするもので苦痛を伴いますが、そこでごみに対する意識が変化し、分別などの工夫した取組が進むと思います。ごみとして出す量は、分別や資源物回収など自分自身の工夫と努力によって減らすことができるのです。発生抑制、再使用、再生利用への関心の高まりにより、ごみの減量化、分別が進むと思います。また、1リットル2円の設定は、道内他都市の例や実績から見て妥当であり、市民の皆さんの理解を得られるものと思います。

そして第3に、小樽市は、平成14年度でごみ収集に6億7,000万円、ごみ処理に5億1,000万円、そしてリサイクルに9,000万円の合計12億8,000万円をかけております。

今回、小樽市は、分別の拡大、ステーションの増設、ごみ箱や網設置に対する補助の拡大、冬期収集困難地域対策の強化、さらに「ふれあい収集」の実施などの考えを明らかにしています。こうした新しいサービスや有料袋の作成や委託販売など事業に係る費用は、現時点で2億6,000万円となっています。これに、さらに新焼却場の建設と維持管理費が今後必要になります。

ごみの処理は、今までも小樽市民というレベルでは、無料ではなく有料だったと思います。それがこれからは、ごみ袋を買うことにより、ごみ処理の料金を払うことになり、小樽市民一人一人の目に、ごみ処理は有料という本来の姿がはっきりすることになると思います。私は、このことにより、市民の日常生活におけるごみに対する意識や、この間あまり関心を持たれなかった環境行政に対する意識も変わると思います。また、そう期待するものであります。

以上、既に議員各位がご承知の理由を、改めて述べさせていただきました。最後に、議員各位の賛成をお願いして、討論を終わります。(拍手)

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に対し、議案第1号ないし第6号、第27号については可決、報告第1号専決処分報告については承認、継続審査中の案件、請願第3号については不採択、議案第28号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案については否決の討論を行います。

議案第28号については、その具体的な方法と手続について再考すべきであると主張してまいりました。

本年5月にまとめられた「家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方」の説明会は、6月中旬から8月上旬にかけて38回開かれ、1,280名が参加したと言われますが、市民数の0.88パーセントに過ぎず、じゅうぶん周知されたとは言えません。また、説明会では、減量化の意義と手数料1リットル当たり2円の説明に力点が置かれ、有料化に伴う手数料についての具体的な説明は意識的に省かれてきた感があり、年間1人当たり2,500円超、最も一般的な40リットルごみ袋が10枚入り1包み800円などの実感的な説明がなされておらず、全くふじゅうぶんであります。さらに今後200か所で説明会を行うとのことではありますが、反対意見

が出た場合、すべて事後説明になると考えます。

1 リットル当たり2円の根拠は明確ではなく、市民生活に配慮して少しでも低く抑えようという姿勢も示されていません。その上、3億6,000万円の市民負担に関しても、2億5,000万円もの不必要と思われる経費を作為的に計上して正当化を図っておりますが、他都市と比べても過重・過大であります。

本議案は、市民に3億6,000万円超の負担を強いて、1億円超の過大な負担を市民に転嫁し、財政赤字のツケを市民になすりつけるものであり、とうてい納得できるものではありません。したがって、議案第28号条例案中の手数料額1リットル当たり2円は再考すべきであります。

我が党としては、家庭ごみ減量のための有料化、それ自体には反対するものではありません。したがって、議案第1号平成16年度小樽市一般会計補正予算については、手数料額の変更を今後求めていくとの前提に立って、次の理由により賛成いたします。

1点目は、予算額が1リットル2円の前提に立ってはいるが、準備段階で少額であり、手数料額の減額変更があっても、その範囲内でじゅうぶん対応可能であること。

2点目は、予算の執行がなければ有料化の準備ができないこと。

3点目は、明年の4月実施まで半年余り残っており、我が党の主張が受け入れられる可能性を今後も求め続けていくこと。

などを考え合わせ、今回は賛成をいたします。

我が党の立党精神は、大衆とともに語り、大衆とともに闘い、大衆の中に死んでいくというものであります。与党としての立場よりも、市民を大事に考えていくなれば、今回の議案は過重であり、市民負担の軽減を求めて条例の再考を市長並びに与党の皆さんに求めて討論といたします。(拍手)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 3番、大橋一弘議員。

(3番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

3番(大橋一弘議員) 議案第28号に賛成の討論を行います。

いわゆる家庭ごみ収集有料化につきましては、伊達市が実行してから10年余の年月を経、有料化の是非、その効果について、マスコミや環境問題に関心を持つ市民の間では取り上げられてきたものであります。

10年以上前、塩谷の焼却場建設計画が断念されましたが、その後、桃内の処分場は完成したものの、焼却場のないまま燃えるごみ・燃えないごみと分別したものが一緒に埋め立てられ、市民の中には割りきれない思いを語る人もいました。桃内も寿命が見えており、再び建設することは不可能に近く、ごみ減量は火急の命題となりました。

環境に優しい循環型社会をつくる試みの中で、最終的にはごみゼロ、埋立てゼロが目標とされますが、昨年、国の指定を受け、モデル事業に取り組む八戸市では、焼却灰をアルミ精錬工場で金属を取り出し、全く無害のブロックをつくりましたが、1メートル四方のブロック1個3万円のコストになっています。リサイクルにかかる費用の負担率は、30パーセントが生産者、70パーセントが自治体とも言われますが、自治体負担が多く、納得できないことであります。

分別・再資源化を徹底するほどコストが高つく社会が到来しましたが、地球資源は無限でないこと、自然や住環境を守るためにはこの道しかないことへの理解は深まっていると思います。

今回の市提案の1リットル2円の試算根拠、手数料収入の用途計画に議論の余地があること、試行期間な

しに行われることによる市民の混乱には不安を持っております。

しかし、この問題には10年余の時間経過があり、他都市に先駆けて行うのではなく、むしろ遅れているとも考えられますので、今回は議案に賛成し、一步踏み出すことが必要であると思えます。

以前に質問いたしました、天神の旧焼却場は、炉にダイオキシン未処理のまま放置されております。4億円を超える解体費のめどがつかないとのことですが、台風では耐えましたが、市民の安全のために早急に解体へ向けた方針を立ててほしいと考えます。小樽の環境問題に前向きに取り組む政策を実行するために、議案第28号に賛成をいたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

5番(森井秀明議員) 市民クラブを代表し、ただいまの委員長報告に対し、議案第1号ないし第6号、第27号はいずれも可決、報告第1号専決処分報告は承認、継続審査中の案件、請願第3号は不採択、議案第28号小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案は否決を主張し、討論をいたします。

初めに、ごみ収集の有料化に減量効果が全くないとは思っておりませんし、この考え方そのものに異論があるわけではありません。しかしながら、今、その政策によって得られる収益の使い道が本当に市民のためになるのか。また、減量政策に効果のある使い方なのか、極めて疑問が残ります。

まず、1リットル2円とする根拠が示していないこと。次に、市が提示しているサービス事業に対して2億6,000万円もの費用をかけること自体、今後、減量に結びつき効果が現れた場合に、市財政を圧迫しないのか。さらに、目的は財政健全化のためではなく、あくまでも減量のためだとおっしゃっておりますが、それならなぜ1億1,000万円もの余剰金が出るかなど、本当に気にかかることがたくさんあります。

以前、私は、民間企業意識という話をさせていただきました。現在の行政では、サービスが市民にとって必要かどうかかわからない状況であっても収益が発生します。しかし、大事なものは、収益が入るからといって、行政側から一方的なサービスを提供するのではなく、サービスの対価として市民がお金を払う気になるかならないかが大切であります。それが一般的な考え方ではないでしょうか。サービスが悪ければ民間企業は収益を上げることができません。それだけ良質なサービスを提供すべきと考えます。つまりは、現在、市が実施を考えている環境美化協力員制度や指定ごみ袋の生産、不法投棄パトロールの強化などに対して数千万円ものお金を投じたとしても、それらのサービスを良質なものと市民が感じるかどうかということです。

私の周りでは有料化してもよいという人もたくさんいます。その大きな理由は、一生懸命市民が分別したものをけっきょく収集した後ままとめて埋立てにしている現状を、少しでも改善してほしいという思いがあるからです。市側に対し資源化意識を持ってほしいという人もいます。このような方々の意見を聞くと、もっと市民ニーズを的確に把握した中での施策が必要ではないかと考えます。

有料化だけでは本当の意味のごみ減量には結びつかず、あわせて減量対策を常々行っていかなければならないとの考えにたどり着いたことについては、大いに評価できることです。ただ、現段階で本議案を可とするのは、市側はまだ市民からの要望を完全に受け止めておらず、依然として検討の余地があると思えますので、反対の態度を表明させていただきます。

私は、山田市政において、将来への市民負担を増やしてはならないと考えています。このたびのごみ収集の有料化が市民にとって有益なのか、単なる負担となるのかは、じゅうぶんに議論し尽くされていないので

はないかと判断します。その状況の中で議員の皆様は果たして賛成と言いきってよいのでしょうか。再考をお願いしたいと思います。

以上、市民クラブを代表し、討論とさせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第3号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

原案どおり採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、議案第28号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第1号及び第27号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 26番、小林栄治議員。

(26番 小林栄治議員登壇)(拍手)

26番(小林栄治議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されております議案第7号ないし第25号につきましては、去る9月15日に開催されました当委員会におきまして、採決の結果、いずれも継続審査と全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、議案第7号ないし第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 15番、大竹秀文議員。

(15番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

15番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今回の市税条例の一部改正によって、課税対象者の範囲が拡大されたが、非課税から課税となることは、単に市民税のみならず、国民健康保険料や介護保険料にも影響することから、年金生活者やパート収入を得ている主婦など、市民にとっては大きな負担となると考えるが、国に向けてもっと税制の見直しを求めているべきではないのか。

現行の地域防災計画は、雨と地震への対策に重点が置かれており、今回の台風18号の被害の検証を踏まえて、風についての対策を検討し、早急に改訂する必要があるのではないかと。

また、災害予防に関する部分についても、行政側がいち早く情報を入手し、市民へ迅速に伝達するといった市の機敏な対応が強く求められており、そうした観点に立ち、ハード、ソフト両面からの見直しが必要と考えるがどうか。

台風18号発生時における消防職員の勤務状況であるが、一部の署所では非番員の招集を行っておらず、当日勤務の職員のみで業務に携わった箇所も見受けられた。こうした場合、全署員が出動している間、署内は無人状態となり、電話対応等ができなかったと思われるが、市民からの苦情はなかったのか。

また、勤務に従事している消防職員がじゅうぶんな休憩や食事がとれなかったとの声もあり、やはり全署で招集が必要だったと思うが、災害時における職員配置も検討課題として地域防災計画を見直していくべきと考えるがどうか。

小樽グランプリ構想は、6月に地域再生計画に基づく特定地域プロジェクトチームが認定され、推進協議会も立ち上がり実現に向かっているが、今後、各種団体等との折衝も数多くあるとのことであり、越えるべきハードルは高い。また、庁内各部でも調整の難航が予想されるが、最低限、庁内が一致団結して実現に向けて取り組むべきと考えるがどうか。

美術館では、現在、年2回特別展を開催しているが、入館者数は年々減少していると聞く。例えば文学館を訪れる見学者には美術館も鑑賞できる機会を与えるといった、文学館、美術館が共同の建物にある特性を生かした共通券を発行し、入館増に結びつける努力をすべきと考えるがどうか。

また、他の部局も同じ建物内にはあるが、美術館、文学館にふさわしい入口にするとともに、エントランスゾーンについては図録、グッズの販売コーナー、サロンを充実させるなど共用部分については相互の交流が図られるよう来館者に配慮した工夫もすべきではないかと。

今回実施されたシックスクール調査であるが、ホルムアルデヒド等有害物質の数値が非常に高い結果となったのはなぜか。閉めきった教室、高気温が要因であるならば、一定時間を教室で過ごす児童・生徒への影響は大きいのではないかと。

換気によって有害物質はある程度低減されるというが、今後、冬を迎えるに当たって教室の換気は困難と考えられるが、どう対応していくつもりなのか。

また、検査は今後も状況を勘案しながら実施すべきと思うがどうか。

新聞報道によれば、全国の子どもの約2割が朝食をとらない現状であるとのことである。これは栄養

上の問題で、不登校、人と話ができないといった深刻な状態の要因の一つともなることが指摘されており、ひいては人格形成にかかわる大きな問題となりえると思うが、市教委は、今後の食教育への取組をどう考えているのか。

大正5年から続く歴史ある夏の水泳講習会だが、参加人数は少子化の影響を受け、大幅に減少してきている。講習会では救助方法も学ぶことができる等、非常に意義あるものであるが、関係者は今後の開催そのものを危くしている。来年は80周年という節目の年であり、何とか工夫をして、この伝統ある講習会を継続していただきたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第37号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第26号、陳情第41号につきましては、採決の結果、賛成多数により議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第26号は否決、議案第37号は可決、陳情第41号は採択の討論をします。

議案第26号は、市税条例の一部を改正する条例案です。

元法は第159国会で改正された地方税法です。このことによって、全国的には1,439億円の増収が見込まれるとの試算です。しかし、そのほとんどが個人住民税の高齢者控除の廃止、均等割の引上げという個人の負担増によるものです。

本市でも、増税になる高齢者は3,500人に上ると試算されています。景気の状態が改善されず、家計所得が低迷を続けている中での非課税措置の廃止は、個人消費の新たな落込みをもたらすものであり、認めることはできません。

議案第37号小樽市非核港湾条例案です。

1980年に創設され、1985年にノーベル平和賞を受賞している核戦争防止国際医師会議は、医療を通じての平和を掲げ、今月17日から北京で開かれていた第16回の世界大会で「人類と核兵器は共存できない」、そう言い、核兵器廃絶と戦争防止への医師の役割を世界に呼びかけました。「一つの大国が道を誤り、不正に違法な戦争をしている。今、世界の富が戦争に使われ、貧困や病気など各種の危機が起こっている。ここを変えることが我々の任務だ」、ロナルド・マッコイ会長の訴えです。難民の子どもたちを救おうと奮闘しているパレスチナの医学生やネパールやドイツの医学生もここに参加し、発言しています。

核廃絶に向けて私たち小樽市民ができることは何か。小樽市非核港湾条例の制定こそが核廃絶運動の輪につながることを確信します。

陳情第41号は、願意を酌み、採択を主張して、議員皆さんの賛成をお願いし、討論といたします。(拍手)

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第37号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、議案第26号並びに陳情第41号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

32番（佐藤利幸議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第30号は、ソーラス条約による港湾保安対策の対象船舶入港時に限り、指定する水域への立入りを規制するものである。道内他港においては、外航船入港時以外の制限区域への立入り規制を解除しているところがあると聞く。こうした状況と議案の考え方からすれば、市としては、できうる限り港を市民に開放するという方向での検討に着手すべきと思うがどうか。

台風18号により鯉御殿が損壊したことについて、市民の中には、復元できるのかと心配する声があるやに聞く。市は、現在、保険金や北海道からの補助金など修理費の財源確保について鋭意協議を行っているというが、市民の貴重な財産であるこの施設が一日も早く本来の姿を取り戻せるよう、引き続き努力してほしいと思うがどうか。

本市を訪れる方々に格安で利用できる宿泊施設を紹介していくことにより、長期滞在型観光が実現できれば、よりいっそう本市の魅力を満喫していただいたり、将来の移住につながる機会となることも考えられるのではないかと。そのためには、さまざまなニーズにこたえられるよう目的別のきめ細かな観光情報の発信こそが重要と思うがどうか。

現在、本市観光にあっては、ニーズの多様化や旅行形態の変化などが見られ、巷間には観光関連産業の落込みを懸念する声がある。市は、官民一体となって対応策などを議論する場は既に用意しているが、その役割をじゅうぶん発揮できていないのではないかと。市としては、現状を把握し、しっかりとした戦略を打ち出

した上で施策を講じていかなければ、発展はおろか衰退してしまうおそれがあると思うがどうか。

中国定期コンテナ航路の取扱貨物は、順調に増加傾向をたどっており、水産物の輸出増加に対応すべく冷凍電源設備の増設を行うというが、週2便体制とならない限り、今後の飛躍的な利用増が見込めない現状においては、観光土産品や生活雑貨などといった分野での可能性にも視野を広げ、今後の促進に努めるべきと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の7月13日に開催されました当委員会におきまして、分区の見直し、平成16年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算案、石狩湾新港の港湾計画の一部変更案、平成17年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第29号ないし第31号、第34号、第35号につきましては、いずれも可決と、所管事項の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

台風18号により、市内では家屋損壊などの被害が発生し、市は、り災者への災害見舞金支給について対象者の調査を行っているが、支給対象となる基準は何か。

見舞金は1万円とのことであるが、被災者に対しては可能な限り温かい手を差し伸べられるよう鋭意努力してもらいたいがどうか。

家庭ごみ有料化に伴って新設する環境美化協力員については、活動内容が判然としていない。これまでごみの排出方法について注意し、暴力を振るわれた事例もあることからすれば、期待した機能を果たせるのか疑問ではないか。

また、保健衛生の観点からは、同じく町会から選出されている保健委員と兼ねることも可能であり、そうすれば、新たな人選が不要になると思うがどうか。ただし、保健委員については、活動の実態が見えず、機能していないとの指摘もあることから、実効性ある組織への改善も含めて、環境部、保健所双方で具体的に検討してもらいたいがどうか。

家庭ごみ有料化に伴い、単身の高齢者や障害者などで分別・排出が困難な方をサポートする「ふれあい収集」を実施する考えとのことであるが、対象となる具体的な条件をどのように考えているのか。

市は、障害や介護認定、年齢についての個人データは持っているものの、独居老人については民生児童委員の調査しかなく、プライバシーへの配慮や守秘義務から、情報の一元利用に苦慮していると聞く。しかし

ながら、「ふれあい収集」は福祉施策の一面もあり、知恵を出しながら実施に向けた検討を重ねてもらいたいがどうか。

ごみの不法投棄監視パトロールについては、市内19か所を巡回しているとのことであるが、発見の報告を受けても、役所内部での所管が異なるなどの理由で放置されているのが現状ではないか。市民は所管など知る由もなく、何ら手を打たないのであれば、パトロールの意味がないと受け取られるのではないか。

また、家庭ごみ有料化に合わせて、増員、増車、夜間パトロールの実施や監視カメラの設置など、体制を強化するとのことであるが、要する経費に比べ、効果については大いに疑問であり、市民負担への納得が得られるよう再検討すべきと思うがどうか。

聴覚障害者に対する病院などでの受診援助の手話通訳は、正確さが求められるため、登録員より精通した専任手話通訳士の派遣依頼件数が近年急増していると聞く。専任手話通訳士の業務量は年を追うごとに増大してきており、派遣依頼に対して間に合わない場合もあるのではないか。

また、聴覚障害者の3分の2が高齢者であることから、高齢化が進む本市においては、じゅうぶんな対応ができるよう専任手話通訳士を増員すべきと思うがどうか。

近年、本市でも医薬分業が進み、20床以上の病院では、現在、市立小樽病院を含め8か所が未実施とのことであるが、市は、これらの病院の経営実態や、今後分業の方向にあるかどうかを把握しているのか。

院外処方、薬の成分・効能の説明を含めた服薬指導が受けられ、患者からは多少割高でも安心して服薬できると支持されていることから、さらに医薬分業が進められていくべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第7号、第12号、第33号、第37号、第44号及び第48号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第25号につきましては採択と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 日本共産党を代表しまして、陳情第25号を除き、委員長報告のうち継続審査と決定した陳情は、いずれも採択を主張する討論を行います。

陳情第44号容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書提出方についてですが、今議会で家庭ごみ有料化が賛成多数で決められましたが、この議論の中で、ごみ減量のためには、ごみとなるものを製造しない、使用しないことをまず最優先とすることが、ごみ減量の根本となる原理であることが明らかになりました。

大量生産、大量使用、大量リサイクルでは、ごみ減量にならないことは明らかです。したがって、陳情の趣旨である同法見直し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること、また、リデュース、リユース、リサイクルの順位でごみ減量を推進することを盛り込むことは当然です。

陳情第33号は、生活保護の国庫負担引下げに反対する意見書提出方についてです。

地方六団体も負担金を引き下げると事務を返上すると述べているように、住民に直接責任を負う自治体として容認できないものです。国の言うように、国庫負担金の引下げとなれば、小樽市は平成15年度決算を

基準に計算をすれば、6億6,000万円の負担増になるとのことです。小樽市の財政の現状から負担などできるわけがありません。三位一体改革が議論されている今こそ陳情を採択し、政府に小樽市議会の意思を伝えることが肝心です。

陳情第25号市道築港海岸通線と市道2号線の交差点における信号機の設置方についてですが、このたび採択され、陳情された方々がたいへん喜んでいたことを報告します。

そのほか継続審査中の陳情についても、これまでの議会で述べてきたように願意は妥当であり、重ねて採択を主張し、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第44号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第12号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第7号及び第37号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

13番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

台風18号による倒木被害は、長橋なえば公園や手宮公園などで顕著であり、特に老木の被害が多かったため、チップなどへの再利用が困難で、処理方法が決定していないとのことである。例えば被害に遭った倒木を1か所に集積して市民に無償で提供するなど、経費節減とリサイクルを考慮して、こういった処理方法が適当なのか検討し、有効活用を図るべきではないか。

市では、台風18号で屋根が飛ばされるなど、住宅に居住できなくなった被災者に対し、迅速な対応で31戸の公営住宅を用意し、所得制限などに関係なく緊急入居を認め、現在も14世帯が入居していると聞く。緊急入居期間内に退居のめどが立たない住宅困窮者に対しては、更新時に事情を聞いて資格審査を行い、当面の間、引き続き入居できるように柔軟な対応をすべきと思うがどうか。

昭和35年に建設された花園共同住宅は、平成10年以降、市の所有となったが、築後44年を経過し、居住部分や階段など各所で傷みが顕著であるため、現場を確認の上、早急に修繕について検討を行い、空き住宅についても有効活用を図るべきではないか。

また、同一家賃であり、家賃収入のみで維持管理しているため、他の市営住宅との比較では家賃が割高になっており、家賃の改定を検討すべきではないか。

新聞報道によると、星野町の住宅地の地価が下落率15.8パーセントで全道トップとなり、商業地でも10パーセント近く下落したという。これは、札幌市内の地価低下により小樽市郊外との差が縮小したことや、商業の中心が運河や堺町地区に移動している傾向があることなどが原因ではないかとのことである。地価の下落がまちづくりにもどのような影響を及ぼすか懸念されるところであるが、今までにも増して住みやすさなどを考慮したまちづくりを目指して、何ができるかを検討し、今後のまちづくりに取り組むべきではないか。

市道銭函新通線の街路整備事業が行われている。この沿線は、下水道などの整備が遅れていたが、この事業に伴い下水道が供用開始になるなど基盤整備された一方で、枝線にはまだ側溝もないなど未整備の部分も残されている。道路改良を行いたくても、雨水きょがなければ側溝も布設できないため、早急に雨水きょ整備を行い、今後、臨時市道整備事業などを計画的に進める必要があると思うがどうか。

大正3年から昭和33年の間に布設された配水管は、経年劣化が目立ってきたものを中心に、昭和46年度から布設替え工事を実施し、老朽管延長264キロメートルのうち、平成15年度までに209キロメートルの整備が完了し、現在79パーセントの進ちょく率となっているとのことである。更新を要する残りの老朽管布設替え工事に当たっては、赤水発生の多い箇所から行うなど、事業効果を考慮し、また、財政状況を勘案しながら、計画的・効率的な整備に努める必要があるのではないかと。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号ないし第11号、第14号、第21号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第32号、第36号、陳情第50号につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情についてはすべて採択を求める討論をします。

継続審査中の陳情は10件ですが、そのうち8件は15年の第2回定例会に提出されたものです。このときの建設常任委員会では、陳情者の意向に沿った活発な質疑が行われました。

陳情第1号は、銭函3丁目ひばり団地からほしみ駅へ通ずる道路の築造新設整備方です。

ひばり団地の住民は、ほしみ駅を利用する際には、国道5号経由でう回ししなければならず、遠回りを強いられている現状にある。団地内から市道星置線に通じる線路沿いの道路が築造されれば、現在より利便性が向上するため、地域住民の要望も大きい。市は、道路整備に先立つ用地買収費の問題を挙げるが、道路ができて利便性が増すことは、地権者にとっても好ましいはずであり、例えば無償譲渡など何らかの用地取得の方法はないのか。短期間での整備が難しいのであれば、年次計画で整備することはできないのか。これは委員長報告で示された自民党の質疑です。

陳情第3号は、市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方についてです。

市道整備事業においては、これまで路線を絞って事業を実施してきたと思うが、今後は整備を要する市道の優先順位の方向性を見据えながら、バランスのよい適正な発注を心がけていく必要がある。一方で、オタモイ地区では、道路整備が遅れているということで陳情も出されており、市内全域の均衡ある施工も検討しなければならないと。これは公明党の質疑です。

いずれも住民の皆さんの願意を酌んだものではなかったでしょうか。是非これらの陳情を採択していただきたいと思います。

ロードヒーティング敷設の要望も切実です。朝夕の寒さが身にしみ、冬の到来も間近です。陳情を提出した住民の皆さんにとって、また心配の種が尽きない季節を迎えます。市民が安心して冬を過ごせるよう、当面は砂まき散布を強めるなどしながら、順次敷設をしていくべきだと考えます。

小泉内閣の三位一体の改革で、地方交付税や国庫負担金の削減で市財政は厳しいですが、市自身の税金の使い方も見直し、石狩湾新港への税金投入などを改めて、道路整備など地元企業へ仕事が回り、市民要望の強い公共事業を進めるべきではないでしょうか。

市民の負託を受けた各会派の皆さんは、陳情者の願意を酌み取り、陳情を採択していただきますよう要望して、討論いたします。(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 6番、大島護議員。

(6番 大島護議員登壇)(拍手)

6番(大島護議員) 市民クラブを代表して、ただいまの委員長報告に対し、議案第32号は可決、議案第36号は継続審査、陳情第50号は採択、継続審査中の陳情第4号、第6号、第8号、第14号、第21号は採択、第1号、第3号、第9号ないし第11号については、いずれも継続審査を主張して討論いたします。

ここでは、議案第36号訴えの提起について継続審査とする理由を申し上げます。

会派説明の席をはじめ、原課の担当者からも議案提出に至った今日までの経緯・経過を詳細にお聞きしましたところであります。また、本人にも直接お会いし、これまでの生活の事情などについてもお話をさせていただきました。

市営住宅の入居者が市との約束、つまりは住宅使用料を支払っていくことが義務であることは当然でありませんが、今回のケースは、明渡しの最後通告の書面が本人に郵送され、その後、期日は経過していたが、市に相談に行ったところ、あなたとは話す必要はないと断られたとのことであります。私は、担当者に断った理由をお尋ねしたところ、今までも何度か納付の約束をしても実行してもらえなかった、悪質である、まじめに納付をしている人に対して不公平であるとの説明を受けました。期日が過ぎたにせよ、もう一度本人の相談に乗ってほしかったと思うのであります。

思い出していただきたいのですが、過去に、小樽病院の公宅に病院以外に勤務する職員が、規則上の貸付けが認められていないにもかかわらず、19年間もの長きにわたり入居し続けていた事実がありました。しかも、公宅は市内の中心部にあって、なおかつ併設する家を物置がわりに使用し、2軒分の使用で1軒分の家賃しか支払っていない。その額は一般世間ではとうてい考えられない、たった1万円という低さです。議会で指摘されやっと退居した後も、本人に対して一切のおとがめもなし。身内に甘く市民に厳しい市の体質では、社会の理解は得られないと思います。

今回の事例と比較しても、全くもって不公平ではありませんか。市民を相手どり裁判に持ち込むなどという、この種の決定については、慎重の上にも慎重を期して行うべきであります。

以上の理由から、議案第36号は継続審査をすべきと強く主張をし、討論いたします。

議案第36号については、継続審査が通らなかった場合には、自席で棄権いたします。

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第36号について、採決いたします。

委員長報告は可決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第9号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号、第6号、第8号、第14号及び第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第10号及び第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第38号ないし第40号」を一括議題といたします。

議案第39号及び第40号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第38号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) ただいま追加上程されました議案第38号について、提案理由を説明申し上げます。

教育委員会委員の選任につきましては、城守氏、石田昌敏氏の任期が平成16年10月17日をもって満了いたしますので、新たに、阿久津光之氏、菊讓氏を、山田純司氏が平成16年7月31日に辞任いたしましたので、新たに高木正一氏を、それぞれ選任するものであります。

なにとぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいま提案されました議案第38号小樽市教育委員会委員の任命について、提案されました3名のうち、菊讓氏は不同意、阿久津光之氏、高木正一氏には棄権の討論を行います。

我が党は、菊讓氏の教育委員の選任に不同意の態度をとるに当たって、個人の人格の評価は、その対象にしていません。

菊讓氏は、平成14年4月から16年3月まで、小樽市教育委員会学校教育部長として小学校の統廃合を進める中心的役割を果たしてきました。同氏が中心になって敷いたレールの上に、今年じゅうにも廃校になる学校名が明らかにされる予定です。菊讓氏が学校教育部長在任中の学校適正配置等調査特別委員会に報告された小学校適正配置計画に関連する案件だけ見ても、平成15年6月から適正配置計画が本格的に進められたことがわかります。平成15年6月17日の学校適正配置等調査特別委員会に提出された資料は七つに及び、中でも小学校適正配置計画の進め方及びスケジュール案で小学校の適正配置が具体化したことは明らかです。

ところが、この間の教育委員会の議事録をすべて拝見させていただきましたが、教育委員会で小学校適正

配置計画がどのように議論され、議会の学校適正配置等調査特別委員会に報告されるようになったかの経緯が全く不明です。

さらに、議会の特別委員会の議論を次回の教育委員会に報告した形跡もありません。これは議会で議論したことを教育委員会に報告していないということの表れであり、党派は違いますが、議会として、このことに疑義を挟む人はたくさんおられることと思います。菊讓氏が情報隠しを行っていたのではないかとの疑念さえ生まれます。

また、小樽市の生徒の減少を統廃合の理由に挙げて、中学校が多すぎるということで3校を廃校にしてみました。平成14年9月に住吉中学校の建物と土地を学校法人北海道龍谷学園に売り払いましたが、跡地は私立双葉中学校として開設されました。中学校統廃合の理由にも反し、市内の中学校の適正配置には一貫性がなく、先の見通しにも何ら責任を持っていなかった最たる例です。

以上が不同意の主な理由です。

阿久津、高木両氏については、個人の評価について棄権の態度の対象とはしていません。しかし、小学校適正配置計画に基づいて、父母や市民の声に耳を傾け30人以下学級を実現すれば、当面、小学校の適正配置計画は必要ないこと、また学校行事における日の丸掲揚、君が代斉唱の強要などで市民的にも意見が鋭く分かれているとき、どういう態度をおとりになるかは不明であり、我が党として責任が持てませんので、棄権とさせていただきます。

なお、阿久津、高木両氏の採決に当たっては、自席に着席のまま棄権の態度とさせていただくことを表明し、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第38号について、採決いたします。

本件につきましては小樽市教育委員会委員3名の同意案件であります。菊讓氏と阿久津光之氏、高木正一氏の両名とを分離して採決いたします。

最初に、菊讓氏について、採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、阿久津光之氏、高木正一氏について、一括採決いたします。

同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第39号及び第40号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第13号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第13号につきましては提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第4号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 提出者を代表して、意見書案第1号及び第2号の提案説明をいたします。

意見書案第1号は、地方交付税の総額確保に関するものです。

平成17年度予算の地方交付税は、今年度に続き臨時財政対策債が大幅に削減される見込みです。小泉内閣は、三位一体の改革で今年度は4,500億円を地方に税源移譲する一方、国庫補助負担金を1兆300億円、地方交付税と臨時財政対策債を2兆8,600億円削減しました。

これに対し、全国知事会、全国市長会・町村長会など地方六団体は、地方切捨てだと批判し、5月25日には総決起大会を開催、地方交付税を大幅削減前の水準に戻すよう緊急決議をしています。

そもそも地方交付税は、地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行できるよう国が交付する税であり、その根拠を国民の生存権など基本的人権の保障とともに、地方自治を明記した日本国憲法と地方自治法に求めることができます。

政府は、すべての自治体に対して標準的な行政水準を財政的に保障する責任があり、財源調整と財源保障を維持すべきです。交付税制度の堅持とともに交付税の抑制方針を改め、平成15年度水準を復元し、17年度の交付税等の必要な総額を確保することは、地方自治体が住民の福祉の増進という自治体としての責務を果たす上で差し迫ったものです。小樽市民にこれ以上の負担をかけさせないためにも、国に意見書を上げようではありませんか。

意見書案第2号は、義務教育費国庫負担の維持に関するものです。

国庫補助負担金の7割は、福祉、教育への義務的支出です。政府は、平成18年度まで3兆円の削減を計画していますが、とりわけ2.5兆円が義務教育費国庫負担金で、その多くを占めております。

この削減については、少なくとも県知事、教育関係者、日本PTA全国協議会などが反対の声を挙げています。国庫負担金削減のかわりに税源移譲するといいますが、文部省の試算では40道県で国庫負担金を下回ることになり、財力が低ければ教育水準の低下を招くことにもなりかねません。

憲法第26条は、義務教育費無償と教育の機会均等を定めております。すべての子どもたちにひとしくこれらが保障されるよう、財政が厳しい小樽市だからこそ、一方的に義務教育費国庫負担金を削減しないように、議会として意見を上げるべきではないでしょうか。

各会派の皆さんの賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 提出者を代表して、意見書案第3号の提案説明をします。

この意見書案は、ウイルス性肝炎対策を求めるものです。

我が国の肝炎ウイルスのキャリアは、B型肝炎で140万人以上、C型肝炎で200万人以上と推測され、急増する肝がんの予防対策は急務となっています。

北海道においては、これまで特定疾患研究事業の一環としてウイルス性肝炎を特定疾患として認定し、北海道の単独事業として30年にわたって医療費助成が行われてきました。

しかし、北海道は、平成10年以来、ウイルス性肝炎の特定疾患の認定基準を改定し、多数の肝炎患者認定を打ち切ったのに続き、ウイルス性肝炎を特定疾患として認定すること自体を廃止の方向で検討しているやに聞いています。特定疾患認定が打ち切られることにより、多くのウイルス性患者、家族の療養生活に与える打撃は大きいものと考えます。特段の配慮が求められます。

以上、提案いたします。議員各位の賛同をお願いして、提案理由といたします。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 11番、佐々木茂議員。

(11番 佐々木茂議員登壇)(拍手)

11番(佐々木茂議員) 自由民主党を代表し、意見書案第4号道路整備に関する意見書案について、提案趣旨説明を行います。

国の構造改革の議論が進む中、北海道は広大な面積を有しており都市間距離も長いことから、北海道の道路網整備は、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものと考えます。

本道各市の活力ある地域づくり、まちづくりを推進し、良好な生活環境の創造、安全で安心できる郷土の実現を図る上で不可欠なものであります。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、緊急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地と観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための道政の最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情をじゅうぶん踏まえた上、引き続き、計画的かつ安定した道路整備が早期に実現されますよう各会派の皆さんの賛成をお願いしまして、提案趣旨説明といたします。

(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、意見書案第1号ないし第4号について、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号に賛成、同じく第4号には反対の討論を行います。

意見書案第1号は、地方交付税の総額確保に関する意見書であります。

たいへん驚きました。自民党、公明党、れいめいの会の皆さんが反対であります。前回、わずか3か月前であります。第2回定例会で、地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書、これが全会一致で可決されました。

では、その要請項目1はいったい何であったのか紹介させていただきますので、本意見書案後段4行と照らし合わせてお聞きください。「地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等をじゅうぶん踏まえ、その所要総額を確保すること。特に地方交付税総額は、平成15年度以前の水準を確保すること」であります。文章表現に多少の違いはあるものの、その文意においては全く同じものであります。

これはまた、大方がご承知のように、今春の5月25日、地方六団体主催の地方財政危機突破総決起大会で緊急決議された地方交付税の堅持と充実、つまり地方交付税制度が果たす財源調整・財源保障機能を堅持し、その内容の充実を図ること。地方交付税の総額については、税源移譲、国庫補助負担金の廃止の状況を踏まえ、平成16年度の大幅な削減前の水準を確保できるように措置すること。これらにも完全に合致するものであります。

意見書案協議の場では、自民党、公明党、れいめいの会、3会派の代表には、この点を再三指摘し、再考をお願いし、その上休憩までとっての今の態度表明であります。何よりも当市の財政再建にとっては避けられない問題であります。わずか3か月間で何がどのように変わったのか。協議に臨んだのは、自民・前田議員、公明・秋山議員、れいめい・上野議員であります。しかし、説明責任はすぐれて会派に属するものであります。どなたがその責任を果たしてくれるのか楽しみにしております。

なお、本件に関しては、我が党としても若干の補足が必要であります。

その一つは、意見書案第5号に関してであります。

我が党は、全国議長会北海道部会長名で要請のあった第5号には賛成をいたします。これらに対する地方六団体の積極面を評価しつつ、同時に国庫補助負担金などの削減をめぐる政府、財務省や経済財政諮問会議における民間議員の提案など、不当な削減攻撃は黙過できないものであります。この点からすれば、同意見書案の要請項目4、地方交付税による確実な財政措置、これについては単に並列的なものではなく、いくら強調しても強調しすぎということはありません。

もう一つは、最近の動きからであります。

去る22日、北海道、岩手、宮城、東京、神奈川、岐阜、鳥取、七つの都道府県知事が東京で会談をいたしました。テーマは「税源移譲の際の調整策検討」であります。「税源移譲が進めば、住民の所得水準が高く、人口が多い大都市圏に税収が集中し、地方圏との財政力格差が広がっていく。利害対立を乗り越え、財政調整策を研究・検討していこう」、報道各紙は、この会談をこのように伝えておりました。この会談終了後、片山鳥取県知事の談話であります。「東京と北海道のような利害対立をなくし、包含するような案をつくる。問題は、地方交付税による財源調整だ」と。いろいろあるが何が肝心か、短いコメントであります。実に明快であります。

第2号義務教育費国庫負担の維持に関する意見書案であります。

地方六団体は、来年度の国庫補助負担金の削減について、中学校の義務教育費国庫補助負担金、市立保育園の負担金廃止案などを提出しました。しかし、この削減案は、同時に確実な税源移譲や交付税措置が前提条件であります。したがって、国が地方財政削減の姿勢を打ち出す限りにおいては、その方向は全く予断を許しません。

あわせて、この義務教育費廃止案には、群馬、栃木、東京、山梨、長野、三重、滋賀、鳥取、広島、愛媛、佐賀、長崎、大分、これら13都道府県知事が義務教育は国の責任だとした意見書を付記するなど、全国の自治体や関係者の中で異論、反対が広がっています。

意見書案案文最後の後段2行が、この意見書の中心をなすものであります。つまり「政府においては、じゅうぶんな財政保障もないまま一方的に義務教育費国庫負担金制度を改悪しないよう要望します」であります。先に補足した意見書案第5号に賛成する立場は、意見書案第1号、さらにはこの第2号と相まってこそ、当市議会のより明確な意思決定となるものであります。

第3号、ウイルス性肝炎対策を求めるものであります。

8月7日から8日にかけて、難病患者、障害者と家族の全道集会在当市の市民センターマリホールにおいて開催されました。北海道難病連の支部がない地域での開催は、今度の小樽が初めてだそうです。350人以上の宿泊者を含めて、難病患者、家族、関係者を迎えた集会の成功のため、現地の実行委員会の方々がどれほど苦労されたことが、頭の下がる思いであります。

ご自身が筋委縮症という難病患者であり、今回の全道集会誘致で中心的に取り組まれた方が、「市民の皆さんに知ってほしいことは、このように記者に問いかけられ、ようやく次のように語っています。「難病をわかってほしいと思います。私は進行性の病気で、いつかは呼吸器をつけるのか、つけないのか、つらい選択をしないとけない。私たちには希望や夢が少ないのですが、それでも治療方法と新薬が早くできることに夢があります。そういう難病患者と家族がいるということを知ってほしいのです。」

国は、平成13年に厚生科学審議会難病対策委員会を設置、今後の事業の在り方について検討を進めてきました。その中間報告の中で、特定疾患、対象疾患の選定基準として四つ、一つ、症例数が少ないこと、二つ、原因不明、三つ、効果的な治療法未確立、四つ、生活面への長期にわたる支障、この4点を挙げ、121の疾患を対象にした研究班を設置することにしました。

問題は、これら121疾患から外された道単独の難病医療費助成制度7疾患のうち四つの疾患、難治性肝炎、橋本病、下垂体機能障害、ステロイドホルモン異常症が外されようとしていることにあります。本意見書案は、それらの患者団体の一つである北海道肝炎友の会、北後志肝炎友の会からの要請を受けたものであります。

慢性肝炎、肝硬変などに対する道単独の医療費助成は、昭和47年から続けられてきました。この間、B型肝炎の発症原因が明らかにされてから30数年、C型肝炎の場合はわずか10数年であります。新薬の開発などで一部治療効果が上がっているとはいえ、根本的解決にはなっていません。

北海道の15年度決算で見ると、難治性肝炎の患者数は2万4,265人、公費負担額35億5,116万円、橋本病は1万6,810人、7億5,576万円、下垂体機能障害は898人、1億1,393万円、さらにステロイドホルモン異常症は281人、2,406万円であります。難治性肝炎の場合では、患者1人当たりで月額1万2,196円の医療費助成が見直し対象とされています。この医療助成により病気の進行を抑えてきた患者にとっては、突然の助成打ち切りあるいは削減、今後の治療機会を奪うに等しいものであります。

全道集会で歓迎あいさつに立たれた山田市長は、「難病対策の一つである特定疾患制度についても見直しを検討されている大事な時期に、本集会在小樽市で開催されましたことにお礼を申し上げます。」このように述べられ、加えて「ここ小樽のまちから、元気と勇気を全国へ発信していただけることを期待しております。」このようにエールを送られました。

では、議会であります。小樽市議会がどんなエールを送ることができるかであります。念のためではありますが、協議の場において、自民党、れいめいの会、2会派だけが本件意見書案に反対を表明されておりました。しかし、この討論を通じ、いま一度の再考を心から呼びかけるものであります。

討論の最後は、第4号道路整備に関する意見書案であります。

我が党は、本意見書案の要望中、社会資本整備重点計画については、無駄と浪費の公共事業を拡大するものであり、再検討が必要だと考えています。何よりも道路特定財源の堅持を求めることは、浪費の温床に目をつぶり、国はもとより地方自治体の財政再建を困難にするものであり、とうてい賛成できるものではありません。

ません。提案趣旨説明においても、肝心のこの点が触れられていません。

この件でいえば、私が当市議会に議員各位と席を同じくして以来5年ではありますが、この間、道路整備に関する意見書案を取り扱ったのは6回であります。これらの意見書で唯一共通することは何であったか。道路特定財源の堅持を求めたことがただの一度もないことであります。

それどころか、平成13年第2回定例会においては、道路特定財源の一般財源化を求める意見書案が、賛成多数で小樽市議会の意思決定として可決されているわけであります。この際、自民党は反対を表明するのではなく、棄権の態度をとりました。さらにいえば、今回の意見書案に賛成の態度表明をされている公明党はどうか。明確に道路特定財源の堅持ではなく、一般財源化を求めたのであります。

加えて、平成15年第2回定例会であります。今回と同じく北海道道路利用者会議、道路整備促進協会から道路特定財源の堅持を求める意見書提出方の要請がありました。その際、各会派の皆さんは、どのような態度をとりましたか。一つとして、この意見書案の提出者として名乗りを上げる会派がなかったではありませんか。

今回、賛成多数において可決が諮られようとしていますが、重ねて自民党、公明党の皆さんに問いたい。態度ひょう変の理由について、ぜひ説明してもらいたいものであります。

さて皆さん、今期議会を構成した最初の定例会、つまり昨年の15年第2回定例会において、意見書案討論に立った私は、各位に次のように呼びかけました。「さて、新しい議会が構成されました。だからといって、過去には拘束されない、自由だと、はき違えることは許されません。我々の前には切り開くべき道があると同時に、しかし我々の後ろには先人、先輩、市民が踏み固めてきた道もあります。議会は、その都度議論を重ね、その結果として多くの意思決定をしてきました。それらは、もはや市民の財産であります。その財産を継承することなく、新たな道を切り開いていくことはできません」。しかし、今回、一人として討論には立ちません。そのことに深い失望を感じつつ、それでもなおこの瞬間、議員各位が見識を発揮されんことを期待して、私の討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

両件とも可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第4号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

各案件とも可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第3回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 若 見 智 代

議 員 大 竹 秀 文

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成16年小樽市議会第3回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成16年5月～7月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成16年第2回定例会において採択と決定した陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

陳情第23号「小樽市幼児ことばの教室」の稲穂小学校併設存続方についてが第2回定例会で採択されたことにより、平成16年7月1日以降も次のとおり存続することといたしました。

小樽市における幼児発達支援の三つの機能を有する「こども発達支援センター」が、平成16年7月1日から教育委員会庁舎の1階に開設されましたが、従来の稲穂小学校内のことばの教室をセンターの分室として位置づけることにより、存続することといたしました。

陳情者へは、平成16年9月7日に上記内容を説明いたしました。

以 上

地方交付税の総額確保に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 大 畠 護
同 佐々木 勝利
同 新 谷 と し

平成17年度の地方交付税は、さらに2,700億円も削減されとの報告がされています。

しかし、地方交付税（含む臨時財政対策債）については、去る5月の地方6団体の地方財政危機突破大会でも決議したように、今年度の一方的削減ではなく、来年度は平成15年度水準に復元することは、正常な地方行財政を維持する上で不可欠です。

そもそも地方交付税は、「地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行できるよう国が交付する税」とされ、その根拠は国民の生存権など基本的人権の保障とともに地方自治を明記した日本国憲法と地方自治法に求めることができます。

政府は全ての自治体に対して標準的な行政水準を財政的に保障する責任があり、交付税の2つの機能（財源調整と財政保障）を維持すべきであります。

よって政府においては、交付税制度を堅持するとともに、交付税の抑制方針を転換し、平成15年度水準を復元し、来年度の交付税等の必要な総額を確保するよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

義務教育費国庫負担の維持に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 森 井 秀 明
同 佐々木 勝 利
同 新 谷 と し

政府は平成18年度までに3兆円の国庫補助負担金の削減を目指しています。

しかし、国庫補助負担金の7割は福祉・教育への国の義務的支出です。とりわけ2.5兆円が義務教育費国庫負担金でその多くを占めており、この削減については少なくない地方自治体、教育関係者、PTAや校長会が反対の声をあげています。

憲法第26条は、国民が「ひとしく教育を受ける権利」を持ち、「義務教育は、これを無償とする」と述べています。義務教育費国庫負担制度は、財政力のない市町村に住んでいても、全国と同じ条件で教育を受けられるように、教職員の給与など義務教育にかかる費用を国と都道府県が分担する制度です。

その削減の代わりに税源を譲渡するといいますが、文部省の試算によっても40道県では税源移譲が負担金を下回ることになっており、財政力の格差が義務教育に直結しかねません。

よって政府においては、じゅうぶんな財政保障もないまま、一方的に義務教育費国庫負担制度を改悪しないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

ウイルス性肝炎対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大 畠	護
	同	若 見	智 代
	同	斎 藤	博 行
	同	高 橋	克 幸

我が国の肝炎ウイルスキャリア(持続感染者)は、B型肝炎で140万人以上、C型肝炎で200万人以上と推測され、急増する肝がんの予防対策は急務となっています。肝硬変・肝がんの死亡数は、年間4万5千人を超え、その95パーセントはB型とC型肝炎ウイルスだと言われています。特に、肝がんの80パーセントを占めるC型肝炎は自覚症状がないために、感染に気づかないで生活している人も多く、発見された時は手遅れになるケースも少なくありません。

北海道においては、これまで特定疾患研究事業の一環として難治性肝炎(ウイルス性肝炎)を特定疾患として認定し、北海道の単独事業として30年にわたって医療費助成が行なわれてきました。この制度により多くの肝炎患者が十分な治療が受けられる全国に誇るべき施策であり、道内はもちろん全国の肝炎患者の希望の灯となっています。

しかるに、道は平成10年来ウイルス性肝炎の特定疾患の認定基準を改訂し、多数の肝炎患者認定打ち切りに続き、難治性肝炎(ウイルス性肝炎)を特定疾患として認定することの廃止の方向で検討が進んでいるやに聞いています。

特定疾患認定が打ち切られることにより、多くのウイルス性患者、家族の療養生活に与える打撃は大きいものと考えられます。

よって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望するものです。

記

- 1 北海道知事、北海道議会は難治性肝炎(ウイルス性肝炎)を特定疾患と認め、事業の継続をすること。
- 2 国に対して、難治性肝炎(ウイルス性肝炎)に対する抜本的な施策を講ずるよう要望、意見書を提出すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

道路整備に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 大橋 一 弘
同 佐々木 茂
同 秋山 京子

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものであります。

しかしながら、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨にのっとり、着実に行われているものの、いまだじゅうぶんとはいえず、本道各地域の活力ある地域づくりや安全で快適な生活環境づくりを支援する上で、よりいっそう重要となっています。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保、さらには我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場として、その役割をしっかりと担うための最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情をじゅうぶん踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

記

- 1 活力ある地域づくりや都市再生を推進するため、道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。
- 2 国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国土の根幹的な施設である高速自動車国道については、料金収入を最大限に活用した有料道路方式とこれを補完する新直轄方式により着実に事業を推進すること。特に本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。
- 3 受益者負担という制度趣旨にのっとり、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源は一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	------------	------	----	----	----

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となりました。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところであります。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税の在り方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところであります。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真しに受け止められ、以下の前提条件をじゅうぶん踏まえ、その早期実現を強く求めるものであります。

記

1 国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保するため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2 税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3 確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4 地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5 施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講じること。

6 負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7 新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

消費者保護法制等の整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	若 見 智 代
	同	斎 藤 博 行
	同	高 橋 克 幸

先の通常国会(第159回国会)において、改正消費者基本法が成立しました。この法律は、成立以来36年ぶりの大改正となるもので、消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者が真の主役となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要があります。その意味で、「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、施行される意義は極めて大きいと言わざるを得ません。

また、国民生活審議会の消費者部会は、制度の具体像に関する有識者による検討委員会を本年5月24日に立ち上げ、年内の報告書とりまとめを目指して論議が進められています。

特に、欠陥商品や悪徳商法等の被害などについて、不特定多数の消費者に代わって一定の消費団体が損害賠償等を求める消費者団体訴訟制度は、消費者の権利を守る重要な手段として、ドイツで制度化・普及し、EU（欧州連合）加盟国や、タイ、インドなどアジア諸国へも広まっています。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールの下での自由な経済活動を保障しつつ、各種の係争の司法的解決を目指す「事後チェック型社会」へと移行していく中で、消費者団体訴訟制度の必要性が指摘されています。

さらに、政府においては、我が国の消費者の視点に立ち、以下の消費者保護法制等の整備を早期実現することを強く要望します。

記

- 1 改正消費者基本法を踏まえ、消費者団体訴訟制度の早期導入を図ること。
- 2 国民生活センター等の機能強化及び電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。
- 3 近年の架空請求・不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話・預金口座の不正利用防止策をはじめ、その対応に関係省庁が一体となって早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

人身売買禁止のための法制化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	森井秀明
	同	菊地葉子
	同	小前真智子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

暴力団などの犯罪組織によって海外から日本に送り込まれ、性産業で強制的に働かされている外国人女性が増えています。売春や強制労働等による搾取の目的で外国人女性や子どもを勧誘・送り出し・受け入れを行う行為を「人身売買（人身取引）」と言いますが、日本の対策の遅れに国際的な批判が高まっています。

米国務省が今年 6 月に発表した「人身売買に関する年次報告書」では、日本を今後 1 年間に必要な措置を取るかどうか見極める必要がある「第 2 分類監視対象国」に指定しました。

主要 8 か国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけで、少なからず国内に波紋を広げましたが、昨年 7 月には国連女性差別撤廃委員会から「人身売買に対する包括的戦略の必要性・加害者の処罰強化」が勧告されるなど、日本は人身売買の主要受入国として国際社会から見られています。

政府は 2000 年に採択された国連の「人身売買禁止議定書」の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいますが、日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がありません。

アジア、東欧、中南米から来日した女性たちが莫大な借金を負わされて風俗産業で働かされ、人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止・被害者の人権救済・保護・支援を実施するための法制化を早急に国及び政府に求めます。

記

- 1 人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることを法に明記すること。
- 2 被害者の救済・保護・援助について、国は必要な法律整備をすること。
- 3 国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育・啓発・情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。
- 4 政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	護
	同	若見	智代
	同	吹田	友三郎
	同	斎藤	博行
	同	高橋	克幸

公的年金制度は、国民が老後を安心して迎え、老後生活を支える基礎的な制度です。現在の年金制度が発足して半世紀が経過しました。この間、我が国は少子・高齢化が急速に進展し、女性の社会進出は進み、産業構造や雇用者の就業形態も大きく変化する中で、公的年金制度は時代の変化に対応できるようその改革が、今、求められています。

こうした中で、本年 6 月 5 日、年金改革法が成立しましたが、年金改革の柱である段階的な引上げ後の保険料の固定化、現役世代の 5 割給付の確保などに対し国民に不安が広がっていることも事実です。厚生労働省の将来推計（2002 年）では、出生率は 2007 年の 1.306 を底に 1.39 まで回復する見通しを立て、これが年金改革の基礎数字となっています。しかし、6 月 10 日に厚生労働省が発表した 2003 年の合計特殊出生率は、2002 年の 1.32 を大幅に下回る 1.29 となることが明らかとなり、年金改革の前提が崩れました。

これにより国民の年金制度に対する信頼が揺らいでいます。国民年金の保険料未納者は増加し、年金制度の空洞化も進んでいます。

よって、国においては、国民の理解と納得が得られるよう抜本的な改革を行い、公的年金制度が将来にわたり安心と信頼の制度となるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

郵政民営化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠護
	同	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	見楚谷登志
	同	秋山京子

我が国の郵政事業は、明治 4 年(1871年)の郵便制度創設以来130年余にわたり、あまねく全国に設置された24,700の郵便局を通じて、郵便、郵便貯金、簡易生命保険等の国民の日常生活に必要な不可欠な基礎的なサービスを提供し今日に至っています。

郵便局は、地域においても、本来業務のほかに行政の支援施策（ワンストップ行政サービス）を実施するほか、安心安全なまちづくりに貢献し、地域住民の交流の場としても活用されており、高齢化社会を迎えて、その重要性は益々高まるものと思われます。

平成15年 4 月 1 日に、中央省庁等改革基本法の趣旨に基づき、日本郵政公社が発足しましたが、まだ 1 年余と日も浅く、その成果をじゅうぶん見定めるには至っていない中、政府は、郵政事業の民営化を目指し、経済財政諮問会議における審議を開始しました。

民営化により、競争原理に基づいた採算性重視の経営がなされれば、過疎地域などの郵便局が統廃合されるのではないかなど住民生活への影響や地域の衰退につながることを懸念する声もあがっています。

よって、国におかれては、今後、民営化を検討するにあたり、郵政事業の社会的な役割やこうした国民利用者の声にもじゅうぶん配慮し、慎重に検討されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

介護保険の見直しと充実に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	智代
	同	若見	智司
	同	成田	晃博
	同	斎藤	博行
	同	高橋	克幸

介護保険制度の見直しは、この秋に厚生労働省案が出され、来年の通常国会に法案提出、平成18年度実施に向けて進み出そうとしています。

しかし、見直し素案は「介護費用の増加を極力抑える」という立場から、国民への負担増とサービスの抑制を求めるものとなっています。

たとえば、利用者負担割合について、財務省の財政審議会は現行1割から2～3割負担への引上げ案を出しています。また、施設利用について、施設での居住費（部屋代と光熱費）と食費の負担の見直しをかけた、これが全額自己負担となれば特別養護老人ホーム入居者負担は月10万円以上になってしまいます。デイサービスの食費負担も検討中です。

また「自立支援」をキーワードにすえ、軽度の要介護者（要介護支援1）を援助対象から除外し、新予防給付へと再編成していく案も検討しています。この案では、暮らしをよくするための介護保険の利用が著しく制限されかねません。

よって、政府においては、サービスの抑制や利用料の負担増を招くことなく、介護保険のよりいっそうの充実のための対策をすすめることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	佐々木	茂
	同	武井	義恵
	同	新谷	とし
	同	斉藤	陽一良

季節労働者冬期援護制度は、平成16年度から3年間延長されたものの、予算の削減などによって給付金が減額し、多くの労働者が技能講習から排除されかねない事態です。深刻な失業・雇用情勢の下で夏場の仕事は減少し続けており、季節労働者の今冬の生活はますます厳しさを増すことが予想されます。季節労働者の雇用を守るため、以下の特別対策を要望するものです。

記

- 1 国として、雇用対策と生活対策を含む総合的な季節労働者対策を立て、北海道や市町村が行う雇用対策、失業者の生活対策の事業に国が財政支援を行うよう要請すること。
- 2 北海道として、冬期の雇用対策および生活対策を含む総合的な季節労働者対策の強化を図っていただきたい。
- 3 市町村が独自に実施する季節労働者の雇用・生活対策事業に、道の財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

生活保護の見直しに関する要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	護
	同	若見	智代
	同	井川	浩子
	同	斎藤	博行
	同	高橋	克幸

厚生労働省は、本年度の予算の概算要求に当たり、生活保護費の国庫負担率の引下げを検討しています。

生活保護に占める国庫負担率は4分の3ですが、これを3分の2に引き下げることで1,700億円の削減ができるとしています。

そもそも生活保護は、国民の生存権とそれを守る国の義務を定めた憲法第25条に基づいて、国民に健康で文化的な生活を保障するための制度です。

全国知事会と全国市長会の会長も「国の補助引下げは単なる地方への負担転嫁であり、とうてい受け入れられない。引下げが強行されれば事務を返上する」と異議をとなえています。

よって、政府においては、国民の生存権を脅かす恐れのある生活保護費の見直し計画は再検討するよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年9月27日
小樽市議会

議決年月日	平成16年9月27日	議決結果	可決	全会	一致
-------	------------	------	----	----	----

北方領土返還要求に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

歯舞群島、色丹島、国後及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されています。

北方領土問題解決に向けては、平成 5 年の「東京宣言」をはじめとして、近年、日口関係における良好な環境づくりが進められており、「北方四島の帰属問題解決後の平和条約締結」という交渉指針に基づき、日口両国は引き続き全力を尽くしています。

特に、来る平成 17 年は日露通好条約締結 150 年、また平成 18 年は日ソ共同宣言 50 年という節目の年を迎え、一定の進展が望めます。

よって、国におかれては、今後とも継続して対口外交交渉を展開するとともに、北方領土の早期返還実現を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 9 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 9 月 27 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

平成16年小樽市議会第3回定例会議決結果表

会期 平成16年9月8日～平成16年9月27日(20日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成16年度小樽市一般会計補正予算	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
2	平成16年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
3	平成16年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
4	平成16年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
5	平成16年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
6	平成16年度小樽市病院事業会計補正予算	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
7	平成15年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
8	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
9	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
10	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
11	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
12	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
13	平成15年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
14	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
15	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
16	平成15年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
17	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
18	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
19	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
20	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
21	平成15年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
22	平成15年度小樽市病院事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
23	平成15年度小樽市水道事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
24	平成15年度小樽市下水道事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
25	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.9.15	継続審査	H16.9.27	継続審査
26	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	総務	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
27	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
28	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	可決	H16.9.27	可決
29	小樽市中小企業等振興条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	経済	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
30	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	経済	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
31	小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	経済	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
32	小樽市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H16.9.8	市長	H16.9.15	建設	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
33	不動産の譲与について	H16.9.8	市長	H16.9.15	総務	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
34	新たに生じた土地の確認について	H16.9.8	市長	H16.9.15	経済	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
35	町の区域の変更について	H16.9.8	市長	H16.9.15	経済	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
36	訴えの提起について	H16.9.8	市長	H16.9.15	建設	H16.9.22	可決	H16.9.27	可決
37	小樽市非核港湾条例案	H16.9.8	議員	H16.9.15	総務	H16.9.22	否決	H16.9.27	否決
38	小樽市教育委員会委員の選任について	H16.9.27	市長					H16.9.27	同意
39	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
40	議員の派遣について	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
報告1	専決処分報告	H16.9.8	市長	H16.9.15	予算	H16.9.21	承認	H16.9.27	承認
意見書案第1号	地方交付税の総額確保に関する意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	否決
意見書案第2号	義務教育費国庫負担の維持に関する意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	否決
意見書案第3号	ウイルス性肝炎対策を求める意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第4号	道路整備に関する意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第5号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第6号	消費者保護法制等の整備を求める意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第7号	人身売買禁止のための法制化を求める意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第8号	将来にわたり安心と信頼できる年金制度の確立を求める意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第9号	郵政民営化に関する意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第10号	介護保険の見直しと充実に関する意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第11号	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第12号	生活保護の見直しに関する要望意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
意見書案第13号	北方領土返還要求に関する意見書(案)	H16.9.27	議員					H16.9.27	可決
その他に付した件	財政の健全化について(総務常任委員会所管事項)				総務	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
25	市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方について	H15.12.10	H16.9.22	採択	H16.9.27	採択
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反対方について	H16.3.3	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
44	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方について	H16.6.9	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H16.9.22	継続審査	H16.9.27	継続審査
50	最上2丁目25番の市管理道路の通り抜け整備方について	H16.8.30	H16.9.22	採択	H16.9.27	採択

予算特別委員会
請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
3	家庭ごみ収集の現行どおりの無料継続方 等について	H16.3.1	H16.9.21	不採択	H16.9.27	不採択